

## 第二篇 藩政時代

### 第十五章 產物改所

#### 第一節 產物改所の設置の目的

目的  
産物改所設置の

上田藩に於ては、近來絹紬の產物額が追々多くなり、諸方に送り出さるゝに至りしが、粗製濫造の品も次第に増加し、且反物尺幅等が、規定に缺くる者も出るやうになつた。故に其弊風を除き、領分内產物の品質を、粗悪に陥らしむることなく、其名聲を維持せんが爲めに、其等の品物を検査し、検査印押捺の上販賣せしむる制を立て、同時に又検査印料を徴收して、領内不時の災厄に由る、究乏救濟費の一部とも爲さんとの考の下に、絹紬等の改所設置の意があつた。此事は文政八年の頃より、追々計劃を進めて居たが、先づ町方に於て、いか程位の絹紬が取引され居るかを調査して、参考に資せんとし、文政十三年十月三日、上田惣町に於て絹紬の仕人高・一ヶ年何程なるかを調査して、差出すべきを問屋に命じた。町役人は、其等品物の商賣を業とせる、綿屋喜三郎、萬屋金兵衛、齋藤曾右衛門等に其を調べさせた。綿屋等は調査の後、文政十一、十二兩年の平均數を取り、絹紬の價格は凡ニ二萬三千兩程の金額

で、其品物は

文政十一、十二  
年頃の上田町紺

覺

一白紺 一萬一千疋程

一綿紺 五萬八百反程

一白紺 二千五百疋程

一綿紺 三千疋程

此分不レ残反ニ直し三萬八千八百反

右一ヶ年惣町仕入高凡そ積に御座候 以上

(天保元年)寅十月

柳澤 太郎兵衛

瀧澤 助右衛門

產物改所設置に就き町方の意見を問ふ

天保二年の冬に至り、藩は紺改所の設置に就いて、町方の意見を徵した。町方では翌三年の正月に不賛成と上申した。

## 第二節 產物改所設置

產物改所設置

然るに藩に於ては、此年十月愈紺改所設置に決し、十八日兩間屋を會所に招き、町奉行、郡奉所、勘定奉行等列席の上、御領分產物取締手段書といふを渡し、同時に兩間屋ニ產物改所頭取を申付けた。

御領分產物取締手段書

產物取締手段書

一產物改所の儀、兩間屋非番の方に立候事

一改所取締方之儀、兩間屋へ申付、取扱方之儀ハ、兩町ニ而可レ然者見立、兩三人ツ、申付、右之内  
非番之方より月番之方に一兩人宛合候事

但此度ハ絹、紬、絲等專取締被ニ仰付候ニ付、其心得を以て取扱人相選可ミ申出候

一月ニ寄り絹、紬等出方多少も可レ有レ之事ニ付、年分諸勘定の儀片寄無レ之爲、双方揉み込みニ致候

方可然事

一絹紬并絲賣買之者、惣而改處へ持出し、改印請候上取引勝手次第致可レ申、勿論無印の品賣買停止  
之事

一御城下店々ニ而仕入方之儀、鑑札相渡し置候上ハ、無印の品賣取候儀不苦、勿論役所ニテ改印請  
候上賣捌可レ申事

一判錢之儀ハ、改所諸雜費等の入用ニ充候上は、渡世之者迷惑筋ニ不ミ相成候様程能相定、追々持  
出しの品數相増判錢有餘り出来候ハマ、改所積金ニ致し、何等之節手當ニ爲レ致候心得を以て取扱候  
事

一是迄有來候仲買之者、組合限制度相立、夫々鑑札相渡右鑑札無レ之者絲機渡世致候者より、改印無  
レ之品賣取候ハマ、仲買共相互ニ致可レ申候、勿論買取候品改所に差出、改印請候上賣買可レ申事  
べからず賣渡す

但仲買の者買請候品、御城下仕入店に差出可レ申、他所商人等へ荷物賣渡候義致問敷候事

一絹、紬、絲共前金借渡候て、都合宜敷筋も候ハマ、仕入店の者へ金子取替、夫より仲買の者へ貸渡  
し、絲機渡世致候者に爲レ貸出、又ハ仕入店より直に絲機渡世の者に貸し候様致候事

辰十月

然るに同年十一月二日、兩間屋は町方熟議の結果、絹紬改所は此處一兩年、設置延期せられたき旨、  
口上書を以て出願した、其口上書は次の如くで

兩間屋の反對意見

## 口上書

產物絹紬絲御取締ニ付改方委細申上候様私共に被ニ仰付ニ候所、右ハ容易ならざる儀ニ付、只々心配仕罷在、殊ニ當時差支之義御座候ニ付存念左ニ申上候

一絹紬之義改所御建被レ成候事、文政八酉年并去卯年御内意御座候ニ付、書付差上候通改印等致候てハ、銘々手都合も悪く、其上少々ニても判錢等出し候様罷成候てハ、彌以迷惑致し、御當所へ出候品、相減し、可レ申哉ニ存候處、去卯九月松代表ニテ、絹紬新市相始候ニ付、猶以御當處不都合ニ相成候ハマ、松代ニ出候様ニ可ニ相成ニ存候ニ付、御取締無ニ御座ニ様追々申上置候義ニ候

一松代表絹紬之義、御領分ニテ出來候分、不レ殘松代ニ持參候様、被ニ仰付ニ候由ニ御座候、新規之義ニ付、賣先差支可レ申、左候ハマ取締も崩れ可レ申哉ニ存、是迄上田ヘ仕入ニ參り候者ニ、買次の者より相願、去年中御當處ニテ仕入致候ニ付、買次の者も格別ニ相働き候ヘ共、品拂底ニテ仕入方不足仕候間、當年ハ勘辨可レ致候得共、又候來年もケ様ニテハ、松代ニ參り買候より外無レ之赴申候由尤去年中ハ松代御領より、少々宛ハ參り候間、乍ニ不足ニ大底ニハ間に合候所、當正月中仲買の者に鑑札相渡し、嚴敷取締付候赴ニ付、當年の所猶更無ニ心元ニ、買次の者兩三人上州藤岡迄罷越、いづれニも間欠無レ之様可レ致候間、松代ヘは參り吳不レ申様相頼、上田ニ而仕入爲レ致候ニ付、外々より注文等申越候分一切遣し不レ申様致候ても、松代取締嚴敷ニ付、猶以て、當年ハ不足仕、殊に松代御領の品出不レ申候故、中物無ニ御座ニ旁以て仕入ニ參候者、彼是申困り候得共、一人ニテも松代ヘ遣し候得ば、引續皆々罷越、忽松代ニ市相引可レ申と、一同心配仕只管相頼候て、留置候趣ニ御座候

一松代表新市相始候得共、仕入人も參り不レ申賣捌方差支候ニ付、松代市ハ程無く相止ミ可レ申杯と、上田にて風聞申候由、御聞込有レ之候赴ニテ、別し而お上にて御世話被レ成、絹紬等上田ニ持參候者

又ハ在中にて他領之仲間へ賣候者杯、此節手鎌等夫々御咎有レ之候由、右様嚴敷御取締等御座候様ニテハ、彌上田に出候品少々ニ相成、諸國より松代に仕入罷越候様可ニ相成ニ哉難レ計奉存候、然る處御取締等被ニ仰出、其後ニ至リ松代へ仕入ニ參候様ニテハ、松代之御取締故とは不レ存、上田ニ而御取締付候故と存可レ申、左候へば別して種々の風説も相立レ申哉、殊には品不足の所、松代へも不レ爲レ遣同所の絹紬も調不レ申様無理成儀相頼置候ニ付、御取締承候ハマ幸の事に致し、當所頼も不レ聞松代へ罷越可レ申哉と奉存候、既に天明年中藤岡改所之義ハ、公儀より御觸も御座候處、諸國店方不承知ニテ、仕入ニ參り不レ申候故、騒動致改所相止候と承候得ば、御取締の儀ハ不ニ容易ニ事と奉レ存候間、可ニ相成ニ儀ニ御座候ハマ、御用捨被ニ成下ニ度奉ニ願上ニ候。乍レ去是迄再應御侘申上候度、被ニ仰出候程の義ニ付、御流ニも不ニ相成ニ事ニ御座候ハマ、松代市彌相立候歟、又ハ相止ニ候歟、兩三年の内ニハ相片付可レ申哉ニ奉レ存候間、何れなりとも篤と相定候迄ハ、御延引被ニ成下ニ度、此段口上書を以申上候 以上

(天保三年)辰十一月

同屋 柳澤 太郎兵衛  
同 潤澤 助右衛門

改所設置決定

兩間屋に頭取を  
命ず

右の如く兩間屋より延期の願ひ出ありしも、藩に於ては斷然絹紬等改所を設くるに決し、天保四年二月六日を以て、「此度御領分の產物取締として、絹紬等改所を設け、海野町、原町兩間屋へ頭取申付け、右兩町にて月替りニ改所を致し、來三月一日より、改を開始するを以て、一同左様心得ヘよ」と申渡し、同時に左の件々をも達示した。

產物改規則

一絹紬并糸賣買之者、惣而改所へ差出し、改印請候上取引可レ致、無印の品賣買堅く停止之事  
但判錢之儀ヘ追而可ニ申付ニ候間、兼て左様心得居可レ申候

一 御領分仲買の者へ夫々鑑札可ニ相渡候間、組合を立制度相定可レ申候、勿論買請候品改所に差出改印請候上賣捌可レ申候

若又鑑札無レ之者、糸機渡世ニ致候者より、改印無レ之品買取候様之儀有レ之候ハド、相紅早々可ニ申出候  
一 御城下店々にて、仕入方致候者へ鑑札可ニ相渡置候間、無印の品勝手次第ニ買取可レ申、勿論改所ニテ改印請候上賣捌可レ申候

一 鑑札申受けたき者ハ、夫々其筋に願出可レ申候

一大阪表ニ差出候絹紬類ハ、彼地取締として、同所南本町、山田屋、彦次郎方ニテ、一手ニ引請取扱候筈にて、其段町御奉行所へも、御断り相済居候間、其旨相心得可レ申候、勿論右之分増印を加へ差出、右増印無レ之荷物ハ、彼地ニテ取引不ニ相成候間、絹紬等同處へ差出候者ハ、改所にて増印申受候上、右彦次郎方へ差送り候様可レ致候。若又増印無レ之荷物ニても、手都合により彼地へ差出度節ハ彦次郎方にて増印請候上取引可レ致候。

產物取扱人

藤九郎右衛門、宗左衛門の四人、產物取扱人に申付けられ、十七日には產物會所頭取を命ぜられし兩間屋は、各年分給米として、二人扶持を與へられることとなつた。又產物改會所改方を命ぜられし、伊藤武助原町、金井万兵衛原町、内藤九郎右衛門原町、半兵衛海野町、嘉吉海野町、茂吉海野町の六人は、年分改所頭取及び改

給米貳拾俵ヲ、與へられ、同時に改に臨む際は、一刀を帶し出勤すへきを申渡した。

川中島改方頭取  
川中島口  
川中島分は、稻荷山の問屋松木俊司改方頭取ニ、其他改方四人命ぜられ、其地より產出の品には、川中島口と云ふ増印を、押すこととした。

天保四年三月、四月二ヶ月分の改反物

天保四年改員數

一絹紬 総メ 九百五疋 八百三十一反

一糸 七百七十三提

同 年 五 月 よ り 八 月 に 至 る 迄 改 員 數

一絹紬 総メ 二千四百八十九疋 貳百貳拾參反

一糸 千八百六十四提

一帶 六本

改料の事は、追て申付くる旨申渡しありしが、天保五年二月ニ至り、此四月朔より左の規定ニ依て、改料を徴收すると申渡した。

一絹紬 一疋 糸一提ニ付改料銀三分

一帶地 二筋ニ付改料壹分五厘

向後帶地も產物の儀ハ、同様ニ付改を請くべし。

同時に又左の條々を申渡した。

一右の品々無印の者、他處商人に賣渡、或ハ不正の取扱も有レ之赴、略名前相聞居不埒之至に候得共、先ソ是迄の儀ハ格別の宥免を以て、糺の沙汰ニ不及、以來右様之義有レ之ニ於てハ、糺之上嚴重に咎申付候間、心得違無レ之様相守可レ申、依て猶又委細左之通申聞かせ候

一絹、紬、糸、帶地、太織等賣買之者、都而改所へ差出、改印請候上取引可レ致、無印之品賣買堅く禁止候

但判錢之儀ハ夫々差出改受可レ申候

一御領分仲買の者へ鑑札相渡候間、組合を立て制度相定可レ申、勿論買請候品買取候様の義有レ之候ハ度相定むべし

マ、相糾早々改所ニ可ニ申出候

無改印の品賣買堅く禁止候

附糸織渡世の者、御領分鑑札所持の仲買の外、親戚鄰家の方たり共、鑑札無レ之者に賣渡候義堅く停止ニ候

若し相背候者有之候ハモ、早々改所に可ミ申出ニ候

一御城下店々にて仕入方致候者も、鑑札相渡置候間、無印の品勝手次第買取可レ申、勿論改所に差出改印請候上賣捌可レ申候

但店々にて仲買持來候無印の者、買取候義ハ勿論、直段等談致候義も、堅く停止ニ候。若相背候者有レ之ニ於てハ吟味の上急度咎可ミ申付ニ候

一御領分仲買之者、注文の品たりとも、無印の品御城下店々并在中懇意之者へも、賣渡し候儀ハ勿論直段取組候義も、堅く停止ニ候。若し相背ニ於ては、吟味之上無ミ宥免ニ急度咎可ミ申付ニ候

一御近領之品ニテモ、上田產物ニ同じき品買取候ハモ、紛敷候ニ付、改所に差出改印受候上賣捌可申若無印ニテ取扱候者有レ之ニ於てハ、急度咎可ミ申付ニ候

一鑑札申請度者ハ夫々役元に可ミ願出ニ候

右條々急度可ミ相守ニ候様、一統末々迄不レ洩様篤と可ミ申聞ニ候

掛札書き改  
天保五年五月木綿物をも改むる故、改所掛札を、產物絹紬糸改所と爲し置くは適當ならずという事で、產物改所と書き直す事に成つた。

產物改所は、海野町原町兩町の肝煎屋敷を以て之に宛て、屋賃として金五兩ヅ、與へた。後大手前に新  
年五月二十七日此所に移轉した。

### 第三節 改判料の制定及び判料の使途

在分にも產物取  
締方を置く

天保十五年五月、產物改方頭取問屋の給料を廢し、同時に洗馬組割番久保清左衛門、浦野組割番林藤四郎弘化三年小泉組割番の兩人、新に產物取締方を命ぜられた。而して助右衛門、清左衛門、藤四郎三名ニ命じ、町方より三人、在方より三人の改方申付るに由り、實駄の者推舉すべき旨を達し、此時改めて左の條々を申渡した。

定

絹紬等華麗手薄の品製造を禁ず

御領産絹紬近年迄も、「實用の品專製造致候處、時勢に従ひ候歟、中ニハ華麗高料ニ而、却而手薄の品を製造いたし、御領産の本意を取失ひ候間、此度製度申付候ニ付、古來之通直安實用の品製作可レ致候事

改料規定

一惣而絲反物類并木綿太織等、尺幅不足無レ之様致し、產物改所へ差出し、改印受候上賣捌可レ申事  
但判料之儀ハ、絹紬類一疋、并糸一提ニ付、銀三分ヅ、帶地式筋ニ付、一匁五分ヅ、横太織  
一反ニ付、銀一分ヅ、木綿一反ニ付、銀五リン差出可レ申事

改判料の使途

一右判料之儀ハ、圍糸被仰付「非常の節御領民手當ニ致し候事。附糸圍方ハ可レ成丈費立不レ申候様、改方取締の者取調可ミ申出候事

一絹紬一疋六丈巾九寸五分。

但一反ニ付不足一尺迄ハ、用捨之事

一木綿横太織一反、貳丈八尺巾同上

但一反ニ付不足五寸迄ハ、是又用捨之事

右之通尺巾相改眞正の口之印押可レ申、不足の者ハ不足口の印押可レ申事

右改の儀ハ、日々朝五時より夕七ツ時半迄、相改可レ申候事

一御領産仲買致候者ハ、鑑札相渡置可レ申候事

真正の口之印

一無印の品取扱候儀、決して不ニ相成候事

右之條々永々違失可ニ相守、若相背者於有レ之ハ可レ爲ニ曲事者也

五月

改判料を以て、町村に圍碁を爲す

次に一般に向て、五月廿七日以後、產物改會所の名を、產物改所と改唱すること、及び新ニ建られし追手の會所にて、事務を取扱ふ旨を達し、又產物改判料を以て、領分町村に圍碁する事ニ定め、其事務は兩間屋、及洗馬組割番久保清左衛門、浦野組割番林藤四郎の四人ニ取締を命ずるを申渡し、又從來の改方は之を免し、新ニ町方三人在方三人を、改方に命じたる旨を達した。

此時產物改所改方に擇ばれた人々は、町方海野町柳澤嘉吉、小林左七、原町伊藤武助、笠屋源次郎。在方浦野組村松郷嘉右衛門、同馬越村万右衛門。洗馬組横澤村清助、同勘兵衛の各四人宛であつた。三人と定まりし所、四人を置いたので、給金は年分一人七兩、其三人分を四人に分與したのである。又二人扶持宛行を停止された、取締役の者は、年分給金二歩宛、川中島の方は一步、給與することゝ成つた。

此時產物改所に關係する者に對し、其心得方を左の如く申渡した。

產物改所吟味方心得

一條目之通嚴重相心得万端不正之義相正可レ申事

一同無ニ伏藏ニ萬事申談、晝夜一人宛罷出番可レ仕事

附日記并鑑札等相認可レ申事

一惣而下より申出候儀は、三奉行月番へ可ニ申出事  
一糾圍方辨利取調万事費無レ之様吟味可レ致事

一產物改印之義は、預置候間押遣候都度、相渡可レ申事

產物改取締の心得

一 判料之義は、郡方ニテ月々入念勘定爲レ致、相改受取置可レ申事  
之と同時に產物改取締の者へも

一條目之通嚴重相心得、產物改方不正は急度相糾、吟味方に可ニ申出一事  
一 益暮勘定、圍糸出入之節、罷出可レ申事

產物改方の心得

と達し又產物改方の者には

一晝の内兩人。泊リ一人宛申談相勤可レ申事

一 御領產改之義は、吟味方出席の上、在分より持參之品は、町方之者員數相改、町方より持參之品は  
在方之者員數相改可レ申事

一 判料は月々勘定致、吟味方へ差出し可レ申事

#### 第四節 改判料の額

改判料額

此產物改所を新設して、何程位の改料を徵收し得たるか、又其反物員數は何程位取扱しか、左ニ天保  
十四年より十五年の間のものを記す。

覺

卯十二月朔より辰天保十五六月晦日迄  
一貳千五百九拾七疋 メ高

七萬三千三百四拾七反

千三百六十九提半

内譯

第二紀 第二篇 改判料の額

四

貳千五百九拾七疋 絹糸類

改料 七百七十九匁一分

貳萬五千百七十八匁 橫太織

改料 貳メ五百十七匁八分

四萬八千百六十九反 木綿

改料 貳メ四百八匁四分五り

一千三百三筋 帯地

改料 九十七匁七分二り五毛

千三百六十九提半 絲

改料 四百十匁八分五り

メ銀六貫貳百拾三匁九分二り五毛

此金百參兩貳分ト銀三匁九分二り五毛

天保十五年十二月朔日より弘化元年六月晦日迄の改料  
天保十五年半年 改料

一、絹紬 三千六百七十二疋

改料 壱貫百壹匁六分

一、横太織 二萬五千七百三十四反

改料 貳メ五百七十三匁四分

一、木綿 四萬二千五百七十五反

改料 二メ百二十八匁七分五り

一、帶地 千七百十筋

料嘉永七年半 年改

一、絲 改料 百二十八匁二分五  
千六百八十九提

改料 五百六匁七分

メ六貫四百參拾八匁七分

此金百七兩一分ト銀三匁七分  
嘉永七年七月より十一月迄の改料

一、一萬二千三百四十一疋

絹紬

改料 三貫七百二匁三分

一、貳百八拾七疋

生絹

改料 八十五匁八分

一、六千三百二十五反

横太織

改料 六百九十二匁五分

一、一萬二千二百三反

木綿

改料 六百拾匁一分五分

一、三千九百三十二筋

帶地

改料 貳百九十四匁九分

一、八千三百一提

絲

改料 二貫四百九十九匁三分

メ銀七貫八百七十五匁九分五  
り

爲金百參拾一匁一分ト九分五  
り

安政四年半年改  
料

錢百〇一文

安政三年十二月朔日より已四年六月晦日ニ至る迄の改料

一、八千四十三疋半

絹紬

改料 二貫四百十三匁五分

一、貳十七疋半

生絹

改料 八匁二分五毛

一、二萬九百七十九疋

横太織

改料 二貫百九十七匁九分

一、三萬二千六十一反

木綿

改料 一貫六百三匁五分

一、六千八百五十一筋

帶地

改料 五百十三匁八分二厘五毛

一、二千九百九十七提半

絲

改料 八百九十九匁二分五毛

メ銀七貫六百三十五匁二分五毛

爲金百二十七兩一分ト銀三匁二分五毛

生絲改料の増額

横濱開港以來、白絲の賣買日に盛にして、輸出絲多くなり、其影響は織物の減少と成つた。隨て改料の高も減少し、一方白絲に在ては其値段ハ高くなり、賣行も良好であつたので、多分の利益を得るに至つた。依て、文久三年正月廿日產物改所にては、今迄生絲一提改料三分の處、本亥年だけ三分増、即ち從來の二倍徵收する事とした。

改判料の増徴

翌文久四年正月に至り

產物改料の義は、穀を圍ひ置き、鰥寡孤獨の究民を救助する趣意で徵收したのであるが、近年次第に米値段は高くなり、救助を要する人員も増加し、救助の手も届き兼ねるに至るかと心痛して居る。既に生絲は改料を昨年中迄増徴して、來たのであるから、他の諸品の判錢も、當子年から當分の間

一絹紬一疋ニ付是迄銀三分、當子年より一分五厘増

一木綿一反ニ付 同 五厘 同 五毛増

一横太織一反ニ付同 一分 同 五厘増

一帶地一筋ニ付 同 一分五厘 同 七厘五毛増

の規定に従つて、上納すべく申渡し、各増額を執行した。

(原町問屋日記)

## 第十六章 產物會所の設立

### 第一節 產物會所設立の内意

產物會所設立の内意

上田藩主松平忠優領内の殖產興業に意を留め、曩に產物改所を設立し、領内產物の品質改善を圖りしが、公の生家播州姫路藩ニ於て、產物取扱所を設けて、領内產物の輸出を圖り、其成績甚だ良好なりしを聞き、上田藩に於ても之に倣ひ、領内產物他地方輸出を計劃し、以て領内の殖產振興、富力増進を圖らんと欲し、安政三年此旨を家老岡部九郎兵衛ニ傳へ、然るべく取計ふことを命じた。依て岡部は直ち上田表より、島田參助、土屋仁輔の兩名を江戸に招致し

此度兩人に出府を命じたのは、姫路藩が計劃實施せる、領内產物の世話は、よく行届いて居り其爲めに產物も段々増加するに至り、隨て藩の經濟に潤を及ぼすこと、尠く無いといふことである。故に上田に於ても、此方法に倣ひ、當時追々他處への輸出多くなるに至りし產物を世話する所を設けて產業の獎勵、產物の賣捌等の事を、取扱ひたいと思ふ。此事は藩公既に先年より考慮されて居りしも、好い時節が到來せず殘念に思召されて居る。故に此度兩人の者に產物會所取建の事を申付くるから、充分骨を折つて、工夫盡力して貰ひたい。其事ニ就いては、如何なる事にても、遠慮腹藏無く申立つるやう、又產物會所を取建る趣意ハ、姫路藩の產物取扱に倣つて、少し宛冥加金を差出させ、產物會所にて追々取廻し、積立永續するやうにしたい、そして其積立金は貯へ置き、領分内ニ不慮の事起りし時、其非常手當ニ充てんとの、御考へであると申聞かせた。

## 第二節 產物會所の設立

產物會所設立

領分内產物惣取  
締役。產物掛

產物會所の位置

を出し

奉<sub>ミ</sub>差上一札之事

原町產物會所の設置を望む

御產物會所御取建に付、私共兼て内願之適當町へ被<sub>ミ</sub>仰付<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候。就ては御用地獻上仕、御普請御入用等は内實上上納仕、御時節柄御苦勞相成不<sub>レ</sub>申様可<sub>レ</sub>仕候。依<sub>レ</sub>之一札差上候處如件

己七月

町年寄 宮下兵右衛門

問屋 澩澤 助右衛門

御產物掛

御奉行申様

產物會所建設用地、及び工事費寄附の件を申出た。かくて原町產物會所は、十二月に竣工し、同月六日普請奉行より、原町に引渡した。而して翌安政五年四月、建築費として、金參百兩原町より献納した。

第三節 產物會所規定

產物會所に就て  
の申觸れ

五月廿一日藩より產物會所に就て、左の如く申渡した。

一追手外、產物會所へ、町在より出產物又ハ諸店々より爰元店元ニ、注文申來、買次ニ至ル迄、不レ殘會所に爲ミ積入、夫より出荷可レ致事

一產物會所へ荷物差出之儀ハ、荷主より遠近より持運、入費相掛り候ニ付、一駄ニ相定候駄賃相添、會所ニ申出、會所ニ於て、駄數、駄貨、駄賃帳へ改印致賃錢共才領に相渡候間、荷主の宅より出荷不レ苦候事

但賃錢ハ荷主より會所へ差出可レ申事

端荷の分ハ、不レ殘會所へ差出可レ申事

一產物出荷致し候節、是迄町才領共ニ、貨銀申談候得共、此度は會所ニテ取扱候上ハ、會所にて貨銀

相定置候間相心得可レ申事

一產物江戸表に差出候節、會所ニ於て、融通相附次第、代金高半數、利足を以て貸渡候様可レ致事

一產物江戸表に相廻送候節、先方直段書相添、差出可レ申事

江戸表出荷の金

融通

江戸產物會所

一 是迄取引の店々に出荷之分、江戸產物會所に着次第、送り狀之通夫々取計レ申候事

但小駄賃之義ハ、先方より受取可レ申事

一 自然出火之節、江戸會所ニ於て、燒失致候品ハ、於ニ會所ニ辨金可レ致候事

一 江戸會所に差出候品、直段高直ニテ捌兼候節ハ、品物其儘會所ニ預り置、荷主方へ懸合の上取計可レ申事

但不正之品差出候ハマ、急度可ニ申付候事

一 產物賣捌仕切金の儀ハ、六十日限相定候事

一 產物代金の儀ハ、江戸會處より、改印ニテ封金いたし、爰許會處へ相廻し候事

一 他處產物、當所に買取、出荷致候ハマ、是又御領產同様ニ取計可レ申事

一 他所才領に、荷物相渡候義不ニ相成候事

一 是迄銘々勝手ニ產物出荷致候故、道中筋ニ於て、不正之儀も有レ之外聞も不レ宜趣相聞候ニ付、此度

取締會所被レ置候上ハ、江戸表道中筋ニ差出候品ニ至る迄、惣て會所へ差出會所より出荷可レ致事

一 會所ニ於て定便リ相定置候間、小包并書狀等ニ至る迄會所に差出可申事

一道中ニ於て荷物濡れ、又ハ紛失致候節ハ、荷主方に會所に於て辨金致遣事

一 於ニ道中ニ才領共不取締の儀有レ之、又ハ荷物心得違の取計致候者有レ之節は、用捨無レ之急度咎可ニ申

付候事

一 御領分之者、江戸表より爰元に差送り度品ハ、江戸會所へ差出可レ申候事

一 御領分の者、商用之儀ニテ出府致候節、旅宿ニテハ雜費等相掛候ニ付、江戸會所へ相届、止宿勝手

次第可レ致候事

但萬一變災の儀有レ之候節ハ、會處ニ於て取扱遣可レ申事

江戸會所止宿勝手

冥加金の割合は  
金高の二分

一江戸産物會所へ差出、賣捌ニ相成候、金高ニ應じ、貳分の割合を以て冥加金ニ差出候事  
諸國へ差出候產物、又地賣宿屋等に出售等致候產物之品中ニハ、格別の掛直等致、不正の品商いた  
し候族も有レ之趣相聞外聞も不レ宜、產物御取建の差支ニも相成候ニ付以來右様之儀有レ之候ハマ、急  
度咎可ニ申付一事

一產物之品、他所より出候品にても、產物ニ相拘り候品渡世候者、產物會處に早々書出可レ申事  
一產物ニ相成候と存附候品ハ、物品ニ不レ依何にても、產物會處に申出產物ニ仕立、江戸表に差出候  
心懸け可レ申事  
一他所より出候品ニテモ、成丈御領產に仕立ニ差出候様精々心懸候儀專用之事ニ候

一產物會所に出售日限の儀ハ追而可レ及ニ沙汰候

五月二十日

四年四月九日藩は產物會所取建取調用掛を命じた。其人々は

產物會所取建ニ付取調御用掛

大野木勘左衛門

郡奉行

木村七郎右衛門

同上勘定奉行兼

山村淺右衛門

町奉行

相馬與右衛門

勘定奉行

大平多喜治

郡奉行

河内山市郎右衛門

勘定奉行

產物會所御取建ニ付御用掛

產物惣取締役

松本左衛門

御領分產物惣取締役

土屋仁輔

海野町 白木屋

島田繁琢

原町 緹屋

產物會所ニ就て  
の注意

新規事業は何事でも、其創始の際には、其事業ニ就て兎角の批評非難は免れ難いものなるが、此產物會所も亦彼是批議する者も多かつたと見え、同年六月二十九日、藩より心得違の批判等致すまじき事ニ付、申觸れる所があつた。

此度御領分爲ニ繁榮ニ厚以ニ思召、產物會處御取建被成、夫々御世話被成下候趣ハ、先達て委細相觸れ置候處、中ニハ心得違之者も有レ之、厚思召をも願みず、一旦の私慾ニ迷ひ、故障ケ間敷儀申觸らし、又ハ御近領杯の者に申合、不ニ相濟ニ風聞も相聞、不埒之事ニ候、萬一右躰之義於レ有レ之ハ、吟味之上急度咎可ニ申付候

一產物會所御取建の御趣意、不ニ相辨ニ者又ハ何等御趣意の儀ニ付、不筋の儀と心付候者有レ之候ハモ、無ニ遠慮ニ產物會所へ罷出、世話役に申談、永續致候様心懸可レ申、萬一無ニ其儀ニ表裏の所業於レ有レ之ハ、急度咎可ニ申付、尤夫々聞繕の者申付置候間、其旨心得可レ申事と申觸れた。

定日便

定日便を立て產物出荷に便す

五月二十日上田、江戸間の定便りを開始し、上田表より江戸表に向け、領産を送り出す利便を、圖かる旨申觸れたが、九月二十八日ニ至り左の通定日便を定め

一上田より江戸迄 每月 四十五日 定日便

一江戸より上田迄 每月 十六日 定日便

同時に差出方に就て、左の如く申渡す所があつた。

右之定日便に、荷物并小包等差出度候ハゞ前日迄ニ差出可レ申事  
五ツ时限、差出可レ申事

一小包等に至ル迄、他才領に相渡候義、一切不ニ相成候段兼て被ニ仰出候義ニ付、定日便の外不時便  
差出辨利可レ致候間、定日ニ不レ拘小包書状等兼て差出置可レ申候事

一江戸より爰元へ、荷物并小包物引取度候ハゞ、南新堀會所ニ差出可レ申候、辨利可ニ致遣候事

但船積の荷物の義ハ、兼而申達置候處、小網町一丁目上州屋吉兵衛方に差出可レ申候事  
一江戸より爰元に爲登荷物運賃ハ、江戸會所ニ於て都而取替相渡候筈ニ付、荷物着次第送り狀持參  
運賃早速相納可レ申事

九月

產物會所

兩町會所の事務  
取扱日

兩町の事務 海野町產物改所の月當番の時は、原町產物荷品取扱を爲し、原町產物改所月當の時、海  
野町にて荷品取扱と取り極めた。

#### 第四節 產物會所の功勞者

產物會所功勞者

安政五年產物會所の計劃も順調に進み、成績も良好なるべしとの見込みがついた。依て十一月屋形に  
於て、家老岡部志津馬より、左の如く賞與があつた。

御產物會處御取達以來骨折候ニ付

御給米貳十俵グ、被ニ下置候

内拾五俵ハ當分上納

右同斷十五俵グ、

島 田 繁 琢

伊藤林之助

内十一俵ハ當分上納

又同日會ニて問屋年寄立會の上、左之通り申渡さる

產物會所御取建以來格別骨折精勤致候ニ付

爲レ賞問屋格上席申付候

右同斷ニ付問屋格申付候

產物世話役無レ滯相勤候ニ付差免

右同斷ニ付爲レ賞御城内外帶刀御免町年寄格

右同斷

荒井甚右衛門  
長谷川紋藏

町田吉五郎

瀧澤太郎兵衛  
瀧澤助右衛門  
町田吉五郎  
荒井甚左衛門  
杏掛半兵衛

此他土屋半右衛門、上原新七、村林政吉、八作、染屋村源之助の五人、米五俵或ハ二俵賞與された。

## 第五節 產物會所の機織事業

機織獎勵

上田藩は、安政四年四月產物會所を設置すると同時に、大ニ領内の機織業を盛ならしめんとし、同年六月齋藤佐治右衛門に向ひ、郡奉行兼勵定奉行木村七郎右衛門より、此度其方を御領分機屋取締役ニ命ずる、依て領分内の機數の増加に盡力致すやうにと申渡した。十二月に至り、織屋取締役を四人とし、兩町問屋及鎌原村關常右衛門等が之に命ぜられた。又同時に機屋世話役頭取を置き、海野町の小野澤庄右衛門、原町矢島宗兵衛、新町丸山宗次郎の三人之に命ぜられた。此時織屋世話役は、五加村喜代松、

織屋世話役頭取

小泉村卯作、染屋村源之助、房山村友次郎、鍛冶町治右衛門の五人であつた。

此時高機具之儀是迄手重ニ相心得候處。地機具同様織立候儀不苦候。乍レ去、織人抱或ハ出し織弟子取渡世致候者は鑑札受可レ申候事。以來產物會所ニ於て取扱候間其旨相心得可レ申候。仲買織屋職之者、萬一賣捌兼候節は產物會所へ差出し候ハマ、御趣意之通取扱遣し可レ申と達した。

機屋世話役染屋村の源之助、織屋職之山口村善兵衛兩人が、機織業擴張の考を以て、桐生より師匠織工を聘する爲め、桐生ニ赴く前江戸に出府し、安政四年藩主忠固公、再び幕府老中の要職に就きし其御歎として、殿様御召しの直垂上下熨斗目地を織つて、献上致したいと願出た處、產物弘めに就て配慮する由を賞揚された上、直ちに其願は聞濟となり、御紋の見本まで與へられた。源之助、善兵衛兩人は、其より桐生へ廻り優秀な織工を傭つて歸田した。藩に於ても此企を大層歎んで齋藤佐治右衛門、小野澤庄右衛門の兩人に命じ、大に出精して新製機に關し、盡力斡旋するやう、申渡す所があり、且其れニ就き入用の資金は、產物改料より支出する事と爲すべしと申添へた。其後間も無く、機織場は横町願行寺の隠居屋を借り受けることゝし、道具類も追々に整ひ、其後撫屋の建設も竣工して、翌安政五年二月末には新しく藤の紋の廣帶地が織初められた。

二月晦日に、町奉行及產物掛の役人等、機織場を見分して、其位置不便利なりとし、横町裏の齋藤曾右衛門長屋地所の内に、機織場を新に建設することとした。新建の機織場が出來上りし折、桐生より曩に傭入れて來た職工の一人が、不始末の事が有つて、桐生に歸つた。依て曾て上田に於て機屋業を營みしも、冤罪に由り高井郡中野町に引移り、其所で専らお召縮緬など織出して居た、政兵衛と云ふを呼び戻して支配人とした。政兵衛は中野から機道具、織女工等を持参引連れて上田に歸り、支配役となり機織の仕事に専念し、見事な廣帶地、御召縮緬等を織出すやうに成つた。

機織事業の挫折、  
と其理由

機場變更

の値段は俄に暴騰し、生絲の割合に手數を掛けた織物が、引合ふ様に賣行かぬ事、及藩から入用の資金は產物改料の内より、必要に應じ支出する約束なりしも、其も約束通りに給與されなかつた事などより、機織場の經營は、非常に困難に陥つた。齋藤佐治右衛門は此事業ニ就て非常に盡力する所があり、其上此事業の入費借金の自辨まで爲した程なるに、慶應元年丑八月、藩より何等の沙汰無しに、機場を宗吽寺裏へ引越したので、佐治右衛門は心平かならず、機場の跡荒地となり難澁の旨を口上書を以て訴へたが、產物會所よりは終に何の沙汰も無かつた。

先是文久三年には、齋藤佐治右衛門は機方世話役頭取を免ぜられた。齋藤の日記の終りに、口上書差上候も產物會所よりは、終に何の御沙汰も無御座候。機屋引瀆候ニハ町御奉行所へ御届も可レ仕候處、右故其儘に相成候處暮に至り蒙ニ御叱ニ迷惑仕候、とある。之に依て見る時ハ齋藤の憤甚強かりしを察することが出来る。

## 第六節 產物會所の冥加銀、附產物改所

產物會所江戸輸  
萬品冥加銀收入

安政四年五月二十一日に申渡し中、產物會所規定の中なる、江戸產物會所に差出した品物が賣捌された時には、其賣上金高に應じて二分の割合を以て冥加銀を、差出すべしとの條項に據り、徵收した冥加銀は、安政五年八月より慶應二年六月に至る迄に金四千四百九十一兩二分一朱であつた。

此產物會所は明治二年六月に其名を產物改所と改めた。此時產物改所に於て改印の時間は朝五ツ時半より夕は七ツ時迄なりしを、改めて五ツ時より夕はタツ時迄とし、若し時間過に急に改印を請くる必要ある物は、其事情を申出で夜五ツ時迄改印を請ける事を許す事とした。

## 第十七章 上田の工業

### 第一節 常田の鑄物工業

上田の工業中で其創業も古く明治の初年頃まで傳はつて來た著名の工業に、常田の鑄物工業がある。今日の常田小島大次郎氏の工場は、其繼續せるもの一つで、名譽の世業である。

寶永三年差出帳  
所載常田の鍋屋三人

常田村に於て盛に鑄物を造つたのは、小島久兵衛、小島大次郎、半田八郎右衛門の三家で、寶永三年常田町差出帳に、鍋屋三人、久兵衛、大二郎、八郎次と載つて居る。八郎次といふは後の八郎右衛門の半田氏である

香爐記 氏所藏

に據ると、小島久兵衛氏の家祖は、寛政の頃より遡ること二百六十餘年前、即ち天文弘治の戦国時代に於て、野州佐野の邑から、信州小縣郡上田に遷居したとある。他の小島、半田の二家も多分此頃同じく移住したのかと考へられる。

鑄造の香爐を内裏に献上す。

常田の半田兩小島家は、上田常田村ニ於て長い年月の間、鑄物工業ニ從て居た事は疑無い處であるが久しい以前の事は、史料を欠いて知るを得ない。松平氏領主の時代、鑄物工業者として、名譽の光榮に浴したのは、小島久兵衛弘文及其子國一である。弘文は曾て其二子弘恭、國一と共に、銅を以て信州名所姥捨山の形を模して、一の香炉を鑄、鑄物師が其作品を、内裏に献上した先例あるに依り、其香炉を、内裏に献上し奉らんと欲し、上洛して其旨を願ひ出た。然るに時の有司が、今上天皇はいまだ、御幼年に在します故此所少しく年を延べ、後に献上するが宜しからうと諭された。時の光格天皇は御即位の時實算十歳弘文は其内意を

小島弘文父子姓  
捨山の香爐を内裏に献上す

天下に三人弘文上は  
是其内の一人

奉りて持ち歸り、鄭重に保藏して時の至るを待つた。十餘年の後寛政九申寅の年冬十月、弘文の子國一此香炉を携へて上京し、獻納し奉つた。其香炉は手工精巧を極めたもので、聖上には御嘉納の上、女房奉書を下して、此を褒稱し給ふた。近世鑄物師の中で其手造品を京都に獻上した者は、唯三人を數へるばかりであるが、其三人は、天正年中の播州野星の某氏、野州佐野大川氏及び此小島久兵衛弘文である。

### 梵鐘の鑄造

寶永三年の差出帳に鍋屋三人とある以上此三家は日常用の鍋釜等の鑄造は無論の事、此外に大きな仕事、即ち寺院の梵鐘や、大砲の鑄立なども爲した此等は鑄物中の大仕事なるが故に、此際には特に藩よりは徒士目付を遣はして、之に臨ませたものである。

小島久兵衛弘文、國一父子の鑄造した梵鐘に、寛政五年別所常樂寺、文化三年和田の信定寺のものがある久兵衛弘能は元文三年小島大治郎弘宗と共に、上田市願行寺の梵鐘を、天保二、三年ニ久兵衛國吉は上田市金窓寺、長窓古町の西蓮寺の梵鐘を鑄造した。

### 小島久兵衛の家

小島大次郎の家では、元祿十六年大次郎盈貞は、眞田郷信綱寺の梵鐘を寶永二年大次郎紀弘貞は、小島久兵衛紀良廣と共に、上田町宗吽寺の梵鐘を鑄造して居る。此他明和二年に鹽尻村正福寺、同三年に上田市皇蓮寺、同四年に上田市妙光寺、享保元年には、西鹽田村無量寺、寛政七年には神科村の陽泰寺同十一年に武石村信廣寺、天保十四年には西鹽田村龍光院の梵鐘を鑄造して居る。

### 半田八郎右衛門の家

半田八郎右衛門の家では、八郎右衛門藤原信珍應吉藤原信將父子が、寛政四年に浦里村大法寺、同九年にハ信濃國分寺、文政四年には西鹽田村の中禪寺、同六年に中鹽田村の林法院の梵鐘を鑄造して居る。

前記の梵鐘鑄造の事は、資料を上田市、小縣郡の小區域に採覓したもので、茲には常田の鑄物業は、梵鐘鑄造といふやうな大きな仕事も盛に爲したことの一證に資する爲めに記したのである。若し廣く資料を

大砲鑄造

蒐集したならば、常田鑄造の梵鐘等、猶數多くあると信ずる。

大砲鑄造

嘉永六年亞米利加船渡來に依て、永い間の泰平の夢を破られてから、國內の諸侯相競ふて、武備に注意を拂ふに至つた。此頃我上田藩主松平忠俊閣老の職に在りて、能く形勢の重大なるを知悉せしかば、軍備に就ては其關心の度深く、自分領内ニ於て大砲を鑄立てしめた。其時藩命を奉じて大砲鑄造の重任に當つたのは、常田村の半田八郎右衛門で、嘉永六年十二月には唐銅貰目玉筒四挺、同一貫目玉筒一挺、同七百目玉筒五挺を鑄造し、翌七年閏七月には、三貫目玉の短筒一挺を鑄造した。此事は松平家日乗に載つて居る。

(米鱗渡米當時の上田参照)

唐銅參貰目玉、短筒一挺、拙者領分信州上田常田村八郎右衛門方にて鑄立申候ニ付、此段御届申達候  
以上

閏七月十六日

松平伊賀守

此半田八郎右衛門は、兄の鍋屋七兵衛と弘化二年九月藩命を以て、鐵砲筒鑄方御用を申付けられし時、兄と共に當時砲術の事に就ては、上田藩の第一人者であつた八木剛助より、鐵正合(性合か)目方分量等其他の指圖を受け、西洋流の大砲大、中、小三挺を、鑄立てた事の経験ある人である。國家非常の時に當り、他の力を藉らずして、領分内に於て有力な兵器を製造し得たことは、上田藩の誇であり。隨て、又、常田鑄物工業師の功績を認めなければならぬ。尙上田市の工場参照されたい。

業 鍛治町の鍛冶工

鍛治町、

## 第二節 鍛治町の鍛冶工業

松平氏が上田入部後、間もなく、寶永五年十二月、上田鍛治町より、在分で鉄を作ることを、禁じて

鍛治の者海野よ  
り上田に移り、  
鍛治町成立す

## 鍛治町鍛冶の特権

貴ひたいと願ひ出た。其時の口上書に據ると、鍛治町は昔時、眞田伊豆守安房守の誤るべしと、上田城を普請した際に鍛冶の用を申付けられた。其時分には鍛治共は元海野に居住して居つたが、上田へ移住を命ぜられ、残らず引越して鍛冶の用をつとめた。元和元年の八月、町の地割をして鍛冶の者共へ、銘々屋敷を頒け與へられ、其上鍛冶一人ニ付糸三俵宛給與された、其時から鍛治町が出來たものであると述べて居る。

鍛治町鍛冶の特権の製作

## 一札之事

其頃から鍛治町鍛冶の外、上田領内在々にては、鍛冶共は鍬を扱える細工は一切しない事。及び鍛治町から他所へ移住した鍛冶達は、其行先地に於て鍬細工は爲ない事。此二ヶ條を領主に願出て、鍬細工の特権を鍛治町の鍛冶が許與された。故に若し、鍛治町鍛冶の中で、他に移住して其地で鍬細工を爲る時は鍛治町より領主に訴へ出で、其者に以後決して鍬は作らないといふ證文を指し出させたのである。次に佐久の高野町、臼田村、松本領穂高村などに、移住した鍛治町鍛冶、及び鍛冶町以外の地に移住した鍛冶が、此特権規約を犯せし者の佗證文、及び此規定に背かざるを誓ひし證文を、左に掲げて置く。

寶永元年申ノ十月廿七日

清七加判

彌五兵衛

同 小兵衛  
四郎兵衛

同 同  
甚 右 衛 門  
安 右 衛 門

平 彌 殿  
卯 兵 衛 殿  
千 助 殿  
善 次 殿  
町 衆 中

進上申一札之事

一私儀於臼田町、上田鍛冶町仲間中法度の鍬少々作り申候ニ付、兩三人の衆中、去年五月より只今迄細工止められ候段、私共何共迷惑仕候。就レ夫取出村兵右衛門、大澤村喜兵衛、跡部村五兵衛三人の鍛冶衆頼入、御訴訟申上候此已後御仲間中御法度之鍬、一切作り申間敷候。若相背、已後鍬作り申候ハバ、請人方へ御かかり可レ被成候。思召次第ニ、藤四郎急度相渡し、其上何分ニも御相談にも違申間敷候爲ミ後日ニ仍如レ件

寶永貳年丙正月六日

臼田町 藤 四 郎  
取出村請人 兵 右 衛 門  
大澤村請人 喜 兵  
跡部村請人 五 兵 衛

上田鍛冶町

同 同  
戶 兵 衛 殿  
佐 之 吉 殿

一札之事

一錫治町九郎七義、當田町鍋之助方へ借屋罷越申候ニ付、町中相寄、品々錫細工の儀御領内は不レ及レ申、他處へ參り候ても、毛頭仕間敷候若錫細工仕候由御聞候はば、加判之者迄、如何様ニも可レ被ニ仰付候。少も違背仕間敷候。爲ニ後日ニ仍如レ件

寶永七年寅六月十九日

九郎七

加判介亟彌

興五兵衛殿

安兵衛殿

町申

一札之事

一私儀鎌原村に此度引越申候。就レ夫御仲間法様錫細工之義は不レ及レ申、惣而何にても、少しも破り申間敷候。萬一相背申候はば、右加判之者罷出坪明可レ申及ニ違亂候ハバ、談之通、道具御取上可レ被レ成候。其節私共一言の義申間敷候。爲ニ後日ニ仍如レ件

享保元年申ノ十一月

本人利左衛門  
加判楮右衛門

興五兵衛殿

町衆申

一札之事

一私儀紺屋町へ借宅は引越申候。就レ夫御當所法様之錫細工仕間敷候。紺屋町に罷在候内は不レ及レ申

何方へ參候ても、鍼作り申間敷候。萬一隠し鍼作り候を御聞候はば、右加判之者迄、如何様ニも可  
レ被ニ仰付ニ候。少も違亂申間敷候爲ニ後日、仍如レ件

戌二月四日

清 加 判 金 次 郎  
同 新 三 郎

與五兵衛殿

町衆中

鍼治町の製品

上田海野の鍼  
數銀治町の鍼治屋  
信州では木曾、松本、諏方、高遠、伊那、川中島、山中、越後境まで、他國は上州までも送り出して、盛  
に賣れたものである。

鍼治町で作つた鍼は、仙石氏の末、松平氏の初頃には「上田。海野。の。鍼」と呼ばれ、其評判甚だ宜しく  
廣く他處まで賣り出す鍼を作つた故、仕事が多く、生活に困難するなどの事は無かつたと云ふ。猶此町  
で細工した者は鍼の外に鎌鉤丁等、日用の刃物も作つたのである。

元祿三年十月廿五日、鍼治町一同の者が申合せた、覺書の中に

|       |     |      |       |
|-------|-----|------|-------|
| 一 松本鍼 | 出來目 | 拾枚ニ付 | 四貫三百目 |
| 一 關東鍼 | 同   | 同    | 三貫目   |
| 一 沼田鍼 | 同   | 同    | 四貫五百目 |
| 一 我妻鍼 | 同   | 同    | 三貫五百目 |
| 一 諏訪鍼 | 同   | 同    | 三貫目   |

一川中島鍬 同

おもめ之義ハ四貫三百目

にて應じ可レ申事

とある。是に由て見ると其地方地方で、地質の相違、從來使用的慣習等ニ依て、鍬の重さも相違し、其に應じて其需要地に適するやう、製作して送り出したと見える。元祿三年の頃には、北信川中島邊は勿論、南信松本、諏訪より上州吾妻、沼田、其他關東地方まで、上田製作の鍬が送り出された事を知ることが出来る。

尙此元祿三年の申合覺書中に、一、大細工小細工共に、年々明六ツより暮六ツ迄に可レ仕候。夜中より仕候へば、火の用心惡敷御座候。尤鍬細工、鎌、鉋丁其外何細工に不レ依念を入、先々にて重寶と申様に可レ致候事。一、鐵之義町中に御座候内は、外より調申間敷候。尤直段之義は致ニ相談候て、町中に遣可レ申事。と云ふ條項がある、細工に念を入れ先々にて重寶と云はるゝ様に、又町中に鐵のある内は、外より買求むる事をせず、町中にて都合しあふ、なぞは面白い所と思はれる。

寶永三年の差出帳に據れば、錫治町の家數は四十九軒、其中三十二軒は錫治屋であつて、いかにも錫治町の名に、背かなかつたのである。然るに其後何時しか衰へ行き、明治三十三、四年頃には、繩かに彼方此方の家に鞴の火が見え、金槌の音が聞へて、錫治町の名残を存するのみとなり、現今にては殆んど其姿は、見られない状態と成つた。

錫治町、常田鍬細工紛争

寶永五、六年の頃、常田村錫治と、錫治町錫治との間に争議が起つた。其は常田村の錫治が鍬を作つたのを、錫治町錫治等は、古來錫治町以外の錫治は、決して鍬を製造しない、と云ふ規定に反し所替以後、猥りに鍬を作るのは、不都合なりとし、錫治頭與兵衛は、常田村の錫治に向ひ鍬を作らぬやうにと申斷つたが、常田錫治は此を聞かなかつたので、藩役所に右停止の事を出願した。之に對し常田錫治よ

催合錢

りは、常田鍛冶は仙石兵部少輔上田城普請の當時、中屋敷に詰めて鍛冶の用を勤めたので、前々より鍬を作て居る故に、在分鍛冶は、皆もやい錢を出すが、常田鍛冶のみは、之を出さないのであると申立てた。之に對して鍛冶町方の申分は御城普請の際、鍛冶御用を勤めたのは、領分内の鍛冶は皆勤めたもので、獨り常田村のみでは無い。又以前より、鍬を作つたと云ふも其は僞で在分の鍛冶で眞田仙石の時代、鍬を作つた事は曾て無い唯一つ山口村分の鍛冶戸平、佐之吉、平兵衛の三人のみが、作つて居るばかりである。然し此三人の先祖は、鍛冶町の者共と一緒に、本海野より當地に、引越し來たもの故、古來より鍬を作て居るのである又もやい錢を出さないのは元祿頃までは、御上より御用を命ぜらるゝ時は、領内の鍛冶共を皆呼び集め、鍛冶頭善次の所で、鍛冶細工の手傳を爲せた此時在分鍛冶は、上田に詰めて仕事するのは、迷惑と云ふ者多かつたので鍛冶一人に付、三百文づゝのもやい錢を指し出させ在分の鍛冶を呼び立てずに、鍛冶町で手操をして、御上御用を勤めることにした。此時常田鍛冶も、もやい錢を出したいと申出たが、常田鍛冶は、鍬の八重付先がけを爲て居る故鍛冶頭善次より、もやい錢を免し、御上御用の鍬製造の時に、鍛冶町にて打立てた鍬を常田鍛冶に渡し、八重付を爲せる事にしたので常田鍛冶は催合錢を出さぬのである。又在分鍛冶には、鍬は作らせぬと云ふ、仙石領主頃の申渡は無いと云ふも、之は前に度々申上げた通り、定つて居る。そして鍛冶町鍛冶は、其子供弟子に至るまで、鍛冶町以外に出ては、鍬一枚も作らせぬ事に成つて居る事も、前に申上げた通である。

一體鍛冶町には、鍛冶が四十七軒もあるが此家々で製作した鍬を、上田海野鍬と稱し、遠國まで賣出し、其に依て渡世して居る。若し此度常田鍛冶共が、古來在分に於ては、鍬作ること無し、と云ふ規定を破るならば、鍛冶町の者は業を失ひ、一町悉く退轉没落に至ると思ふ此を諒察の上、從前の如く申付けられたいと申述べた。

此後常田鍛冶の内四人、鍬細工をした者があり、鍛冶町鍛冶共より、迷惑の旨訴へ出でし時、町奉行

梅戸仁左衛門聞届け、四人の者に手鍵申付けたるに、哀願に依りて手鍵を免し、以後鍛冶町の法度を守るべきを、命じた所より考へると、此争議は鍛冶町申條が、通つたものと思はれる。

## 染物工業

## 第三節 染物工業

紺屋頭の事ニ關し、「代々奉行所御留書日記」の内に、源右衛門先祖金澤勘右衛門と申者、信玄公御代之節本海野村に罷在候、上州沼田迄、紺屋頭支配罷在候尤難役被レ下候、其以後眞田安房守様御代、紺屋町へ引越申候、右勘右衛門跡、依田又八紺屋頭役相勤申候(原町問屋日記)とある。之に依て紺屋町の染物工業に從事して居た者は、本海野から眞田昌幸の時に引き移り、紺屋町が出來たものと見て、差支無からうと思ふ。此の如くならば、紺屋町の染物工業は鍛冶町の鍛冶工業と共に上田町に早く始まつたものと見るべきである。

後には追々在分ニ於ても、此染物を業とする者出て來りしが、總て紺屋を始める時分には、必ず紺屋町の紺屋頭に届け出て、其差圖を受けねばならぬ事となり、若し猥りに新に紺屋を始める時は、取潰ぶされることに定つて居た(原町問屋日記)。早くから城下町の内に在て、染物を業として居つたので紺屋町の内より染物頭が申付けられ、又一種の特權を有つて居たのであるが、紺屋町の染物が、他處の其れに比して優秀なりしや否やは分らない。然し昔時の上田縞が、地が強く染色が永く變色しないのによつて、名高かつた其頃の染色は、概ね紺屋町の染屋の手で、染められたのである事を思ふ時、其技に於て一種の長所を有し、且其職ニ忠實な責任感を有つて、事に從つたと思はれる。

安政四年六月、紺屋職役人を上田分にて申付けられた者は

紺屋職頭取　金澤吉郎兵衛　同　十左衛門

世話役　横町　田口平八　紺屋町　金澤兩助

紺屋職役人

鹽尻組 山口村 藤右衛門 常田村 青島格三郎  
國分寺組 國分寺村 土屋右衛門

田中組 大屋村 耕作

洗馬組 下原村 豊吉

小泉組 染地村 倉澤淺平 小牧村 澄太郎

浦野組 仁古田村 仁右衛門

武石村 下武石 酒田條右衛門

塩田組 小島村 嘉作 新町村 新左衛門

紺屋株

天保五年五月二十二日、藩よりの紺屋共に申渡しの内に

一、是迄紺屋株賣貸借之儀不レ爲レ致事ニ候得共、休株多く候てハ、紺屋軒數減候て、世上の爲不レ宜  
候ニ付、以來紺屋株賣貸借勝手次第ニ可レ爲レ致、尤頭取ニ申談可ニ取計候  
とあれば、紺屋にも株があつた事が分る。

紺屋町の紺屋數

寶永三年の差出帳に據ると、紺屋町家數四十六軒、内紺屋十軒と載つて居り、此頃既に、鍛冶町の其  
名の如くなりしと異り、割合は多く無かつたのである。現今に至つては紺屋町の名残も認得られない。

## 第十八章 諸職人に關する制令

### 第一節 諸職人世話役設置

## 諸職人世話役

領分内の諸職人保護の爲めに、領内職人共の願出ニ依て、他所職人の入込むのを禁じたが、文政三年の十二月、領内ニ於て家作などする時、諸職人不足して差支あるニ付、他處職人を入れたいと、願出たが許可せずして、以後は諸職人世話役を設置し、若し家作修繕等の節は、職人必要の理由を其世話役に申出づるに於ては、所要の職人を滞なく、差遣はすことに取極めた、其は文政四年一月の事で、其時世話役に命ぜられた者は、左の如くであつた。

## 大工世話役

常田村只八 房山源六

## 木挽世話役

眞田村加平次 仁古田村爲藏

## 左官世話役

常田村武右衛門 常田新町覺右衛門

## 疊師世話役

柳町與右衛門 橫町瀧兵衛

## 桶師世話役

海野町仁右衛門 同町政四郎

## 石工世話役

藤澤幸次郎 房山政五郎

## 瓦師世話役

左吉 染屋五郎次

## 屋根師世話役

西新町 定七 同町代次郎

大工職は弟子入  
修業すべし

文政五年正月、大工職其外諸職人と成る者は、皆夫々其職の師匠に就きて修業し、相應の仕事出來るに至れば、水役を勤むべき筈なるに、近來弟子入修業も爲ない者、出づるに至りしかば、左の觸をして之を戒しめた。

大工其外諸職人に相成候儀は、其職の師匠を取、弟子に相成り、相應の職分相勤候様に相成候はゞ、水役可ニ相願、儀は勿論に候處、近頃既と弟子入も不レ致、木挽職同様之稼致候様之心得違の者も、有レ之哉に粗相聞不ニ相濟一事に候。以後其職世話役の者へ、右様の隱職致候もの有レ之候はゞ、及ニ見聞ニ次第、其名前早々申出候様、其筋より申付置候義ニ付、申出次第吟味之上、咎可ニ申付一條、其始末に

得  
他處職人取扱心

より村役人迄も、不念難<sup>レ</sup>遁義に付、以來心得違無<sup>レ</sup>之様、小前之者へ得と申聞置、村役人共儀も、平日心付猥之義無<sup>レ</sup>之様制度可<sup>レ</sup>致事

天保三年二月町役人に達したる、他處職人取扱方心得は、次の如くである。

### 他處職人取扱方心得覺

一町々へ落着候職人、御普請御用之節は、棟梁共より其町々の役元に、差紙を以て申遣候はゞ、早速可<sup>ニ</sup>申付一事

一職人連年打續き參居候者は、鑑札渡切之事

一冥加銀三月納は、正月より六月迄、十月納は、七月より十二月迄之分、兩月共定の日限に取集め、晦日限り御作事に相納候事

但し何月罷越候とも、其翌月より月割を以て、相納三月以後罷越候者は、十月一度に相納可<sup>レ</sup>申候尤不時に歸國致度申候ハゞ、月割を以て過納之分相戻候間、其旨作事へ可<sup>ニ</sup>申出候

一職人罷越、渡世いたし度段役元に願出、鑑札相渡候節は、町役人にて、制度書読み聞かせ可<sup>レ</sup>申事一御領分者の内諸職共、職分相始め度旨願出候ハゞ、差支之有無相糺し、差支無<sup>レ</sup>之ニ於ては、願書差出可<sup>レ</sup>申事

但し自職の分は、諸職肝煎申付有<sup>レ</sup>之萬端取扱候間、兼て其旨相心得可<sup>ニ</sup>罷在一事

右他處職人之分ハ、制度書の趣を以て取扱、作業并職人共差支不<sup>レ</sup>申都て非分之取計方無<sup>レ</sup>之様可<sup>ニ</sup>心掛候

二月

### 他所職人制度書

他所職人制度書  
許可  
他所職人入込み

第二紀  
第二篇 諸職人世話設置

一御城内出入之儀は、鑑札諸番所に見せ往來可致候事

一御普請御用之節へ、自他の差別なく可レ被ニ仰付ニ候間、難澁申間敷事

一御家中ニテ相雇候共、是又同様心得可レ申事

一作料之次第は、師匠頭分にて細工の勝劣を糺し取極、其處の役元に申出、役元より其職々の棟梁に願出候ハマ、承届鑑札へ作料の位認相渡可レ申候間、作料無ニ非分ニ請取可レ申事

一職法相背候者有レ之候ハマ、師匠頭分の者にて、穩便ニ取扱可レ申候。若難決之儀も候ハマ、其筋に可ニ申出ニ候事

一職々の者、師匠頭分にて引纏め罷越候ハマ、止宿場處之儀は勝手次第、相對を以て相極め、早速國郡村名年齢作料の次第何職と申儀、其所の役元に申出、役所より御作事に願出候ハマ、鑑札相渡可レ申事

一鑑札之儀本國に罷歸候節は、師匠頭分にて取集め、役元に相納可レ申事

一職場參着之儀ハ、五時前罷越、五時より始め、夕は手元限り迄、相働く可レ申事

一不時に御領分に參着の者、鑑札相渡候翌日より、月割勘定に而冥加銀相納可レ申事

一本國に不時に罷歸候者は、鑑札相納候前日迄の分、月割勘定ニ而冥加銀相納可レ申候、尤日數過不足の分、拾五日以下は算當相除、十五日以上は一ヶ月の割合を以て、相納可レ申事

一御近領に罷在候諸職人、通ひ渡世致度者は、當御領分最寄の町役所に申出候はば、役元より身元相糺し、差支無レ之者には鑑札相渡可レ申事

但冥加銀之儀は、月割勘定を以て、役元に相納可レ申事

一大工作料十日一步の者、冥加銀一人年に銀十六匁宛相納、作料一日上り銀一匁六分増一日下り銀一匁六分減の積を以て、冥加銀相納可レ申事

一木挽疊師作料、十日に一步之者、冥加銀、一人年に銀十四、匁宛相納、作料一日上り銀一匁四分増一日下り銀一匁四分減の積を以て、冥加銀可レ納事

一左官屋根師桶師作料、十日一步之者、冥加銀、一人年ニ銀十二、匁宛相納、作料一日上り銀一匁二分増一日下り銀一匁二分減の積を以て、冥加銀相納可レ申事

一瓦師作料、十日一步之者、冥加銀、一人年に銀十、匁宛相納め、作料一日上り銀一匁増一日下り銀一匁減の積を以て、冥加銀相納可レ申事

一石工作料、十日一步之者、冥加銀、一人年ニ銀八、匁五分宛相納め、作料一日上り銀八分五り増一日下り銀八分五り減の積を以て、冥加銀相納可レ申事

一鑑札并冥加銀其外萬事、其處々の役元ニ申出づべき事

但村送り狀、寺送り狀と、鑑札引替可レ申候

### 冥加銀の納期

一冥加銀納の義、毎年三月十五日より廿日迄、十月十五日より廿日迄之内、師匠頭分にて取集め、其處々々の役元ニ無し滯差出可レ申事

一諸職共弟子の内、前髪不レ歎分は、冥加銀令ニ用捨候事

一扶持米の儀、諸職一統遠近の差別無レ之、一日、一人に付玄米一升三合、匁宛可ニ申請一事

一諸職共相渡候鑑札、紛失致候節ハ、其當人過怠として過料錢申付候間、兼て其旨相心得、大切に取扱可レ申事

但本文の通り札紛失の節は、増印を加へ相渡候間、御作事に差出可レ申候

右制度之趣聊無ニ相違ニ相守可レ申候、若相背候者歟又は不埒之者於レ有レ之者師匠頭分之者迄も、御領

分引拂申付候間、其旨兼て相心得可ニ罷在候事

天保三年二月

御 作 事

諸職人心得

大御所時代には、上田町に於ても、世上の好景氣につれ、家作普請等も頻りに企てらるるに至り、同時に諸職人の需要多くなり、諸職人何れも、彼處此所と招き雇はれて、仕事の口が多くなるにつれ、自然と我儘勝手を言ふやうに成り、頼み主は辭を卑くして頼み入れ、仕事中は氣兼して、酒肴など振舞へば却て增長し、亂酒雜談に時を移し、造作は更に進捗せず、無益の入費のみ多く、頼み主はほとゝ困じ果つる事が、尠くなかつた。此の如き情況で、迷惑する者甚多かつたので、天保二卯年三月、藩普請奉行より諸職人に、嚴重取締を申渡し、日諸職人共々自發的に規定書を作り此を藩に願ひ出でさせた。藩は其規定書一覽の上、承届ける事に成り、これに尙斟酌すべき所を添加して寺社在町一般に申觸れた。

大工職

一御作事より御用細工被ニ仰付ニ候儀、仲間隔番に五日宛相勤候様仕度右に付札御渡被ニ成下ニ番順相立置、何時御用被ニ仰付ニ候とも、無ニ遲滯ニ嚴重に罷出様候仕度奉レ存候

一御家中御雇細工之義工高多分之御普請御座候節は、御好之職人御普請棟梁に御定被ニ成下ニ寄職之義は御作事並五日宛御遣被ニ成下ニ候様仕度奉レ存候。右に付ては、寄職の者御觸出之義は、五六日以前に被ニ仰付ニ被ニ下置ニ候様仕度奉レ存候。若し札番に何等差支等御座候節は、仲間ニて如何様ニも操廻し御間缺無ニ御座ニ様可レ仕候。且少々之御普請にて、御好職人無レ之場合には、札番にて御間缺無レ之様仕度奉レ存候

一在町とも普請之儀、間缺無レ之様右札番の外、二十餘人の惣代の者立置、作亭の間に合兼候儀御座候節は、作亭より町棟梁へ申越し次第、惣代之内早々差遣し、如何様とも間に合はせ、差支無レ之

仲間俱吟味

仕事朝五ツ時より始む  
十月より二月迄  
大工手透多し

二月より九月迄  
二人上げ

卒飯米受取に仕、内飯にて御家中並在町共五ツ時より相始め格別出精相効候様仕度奉<sub>レ</sub>存候。  
一二月より九月迄は、職人共至て世話しく、難澁仕候程に御座候、十月より正月迄は、手透職人數多  
御座候故、作亭へ掛合、來春の建地等も、年内に相始置申度相談仕候得共、任<sub>ミ</sub>其意吳不<sub>レ</sub>申勝に  
て、二月時分より急に數多の普請に相成候体にて御座候ニ付、職人方には、年中無<sub>レ</sub>透立用仕度候  
得共、作亭時分好候故、迷惑至極仕候。依<sub>レ</sub>之二月より九月迄長日にも御座候て、劔方も格別出精  
仕普請も果敢取候儀ニ御座候間、二月より九月迄、二人上げ十月より正月迄三人下げ、被<sub>ミ</sub>成下<sub>レ</sub>置  
候様仕度奉<sub>レ</sub>存候。御勘辨の上奉<sub>ミ</sub>願上<sub>レ</sub>候通被<sub>ミ</sub>仰付<sub>レ</sub>被<sub>ミ</sub>下<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>候ハバ、一同規定相固前申上候通り、  
作亭間缺無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>仕奉<sub>レ</sub>存候。願之通被<sub>ミ</sub>仰付<sub>レ</sub>被<sub>ミ</sub>下<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>候ハバ、猶又規定申談仕候通御聞濟被<sub>ミ</sub>  
成下<sub>レ</sub>候ハマ、職方の義相極申度奉<sub>レ</sub>存候。此以後差支之義願出候はマ、世話役并惣代之者ニ被<sub>ミ</sub>仰  
付<sub>レ</sub>被<sub>ミ</sub>下<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>候ハマ、其趣意により間欠ニ不<sub>ミ</sub>相成<sub>レ</sub>候様、執斗可<sub>レ</sub>申候。他處職素人職并仲間申談相  
破候者は、御届可<sub>ミ</sub>申上<sub>レ</sub>候間御糺之上如何様にも御咎被<sub>ミ</sub>仰付<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候 以上

屋根師職

屋根職五人組合

一是迄作亭と申談、請負候儀も有<sub>レ</sub>之、中にも職法相破り、手抜に入札いたし、直段引下け請負仕候故  
間欠にも相成候と奉<sub>レ</sub>存候。是より切替五人の組合を建て、友吟味仕嚴しく積致し請負候ハマ、間缺  
仕義は有<sub>レ</sub>之間敷と奉<sub>レ</sub>存候

屋根職休多く酒  
食に增長す

一屋根職之儀は、朝夕休多く、酒食に增長仕候趣、一同奉<sub>ミ</sub>恐入<sub>レ</sub>候ニ付、申談じ切替、長休不<sub>レ</sub>仕并

作亭に罷越候節、猥成義無レ之様仲間一統規定仕候

一平屋根棟取直し、新規葺替、指萱、大破小破葺草に應じ、坪割合又は駄敷の割合、諸色引合厚葺薄葺之高。下積一同申談、作料賃請負共に手拔無レ之様ニ可レ仕候。若し申談相破り、手拔仕候者ハ、仲間俱吟味仕度奉ニ願上候

一五人の組合にて請負候ハマ、作亭差支と申儀は有レ之間敷と奉レ存候。此未間欠等之義、作亭より願出候ハマ、世話役并に惣代之者ニ、被ニ仰付ニ被ニ下置ニ候ハマ、差支無レ之様執斗可レ申候  
一御用細工并御家中御雇之節、工數相掛り候御普請は、五日以前相成候ハマ十日以前に、被ニ仰付ニ被ニ下置ニ候ハマ在町共に差支無レ之様に出精仕度奉レ存候。在町三十工以上相掛り候普請被ニ相頼ニ候ハマ其段御届可ニ申上ニ之間、作亭よりも棟梁方ニ願出候様、被ニ仰付ニ可レ被レ下候

一他處職素人職相雇候者并屋根職ニて規定破候者ハ、御糺之上御咎被ニ仰付ニ可レ被レ下候

桶職 桶職

一是迄御領分村々請持の場處、有レ之候者も御座候へば二季共に廻り兼、差支の儀にも相成候と奉レ存候に付此度規定申談、引受の細工場處と申義相止め、仲間一同平均仕是より五人の組合を立て置、村々割合五人の組合之者にて申談二季無ニ滞滯一相廻リ候ハマ、村々作亭の間缺差支と申儀ハ有レ之間敷と奉レ存候。是迄敷取集めの村々は、貨錢輪替に被ニ仰付ニ被ニ下置ニ候様奉ニ願上候

一新調之儀ハ、是迄直段付の内、糸拔直入下ヶ等の儀有レ之、差支之儀にも相成候と奉レ存候ニ付、友吟味仕直段付之通、手拔無レ之念人可レ申様申談仕候、糸輪替の義も磨輪又は錆輪共に、直段書付之通掛替念入候様申談候

桶職請持の場處

木挽職 木挽職

一御領分之内、持林拂山伐出之儀、入札糸落し請負仕、作亭并山師の差支にも、相成儀と奉レ存候ニ付

此度申談仕積工數入下ヶ等不レ仕候様、一同規定相極め申度奉ニ願上候付、職法切替五人組合と申義相始、是より請負被ニ相頼候義は、五人覆藏なく申合、受負仕候ハマ山師井ニ在町の差支と申儀

ハ、有レ之間敷と奉レ存候

三十工以上の普  
請は届け出づ

一三十工以上相掛候普請被ニ相頼候はハマ、其段御届可ニ申上候間、作亭より棟梁方に願出候様、被ニ仰付可レ被レ下候。其上差支之義願出候ハマ、世話役并惣代の者共方に、被ニ仰付可レ被ニ下置候ハマ、間缺無レ之様取斗可レ申候

酒食增長を慎し  
む

一酒食增長之儀、一同奉ニ恐入候、是より作亭に罷越、猥成儀、無レ之様仲間一同申談可レ仕候  
一御用細工、并御家中御頼、工數相掛り候御普請御用被ニ仰付候ハマ、二三日前にも被ニ仰付可レ被ニ下置候ハマ、御差支ニ不ニ相成ニ様、操作申度奉レ存候、過急の御普請又は御入替の節は二日以前ニ被ニ仰付可レ被ニ下置候様奉ニ願上候

### 左官職

#### 左官聯

一是迄荒壁中壁請負之儀も、有レ之候へども多分入札等手抜仕羅落し工數に不ニ引合ニ差支にも相成候儀と奉レ存候ニ付是より申談、五人の組合を立て置、請負被ニ相頼候ハマ、手抜無レ之諸色入用工數の割合等、積直段規定仕候上、厚付薄付之高下割合を以て、一坪賃直段書上仕、相極申度奉ニ願上候一御用細工并御家中御雇之儀は、工數相掛候御普請、五日以前相成候ハマ、十日以前にも被ニ仰付候様奉ニ願上候。過急の御普請又は御入替之儀は二日以前に被ニ仰付可レ被ニ下置候様仕度奉レ願候。左候ハマ在町差支無レ之様に操作申度奉レ存候

一在町にて三十工以上相掛リ候普請、被ニ頼候ハマ御届可ニ申上候間、作亭よりも棟梁方に願出候様被ニ仰付可レ被ニ下候

三十工以上の普  
請は届け出づ  
十四文 酒代湯錢一日二

一人に付二十四文ズ、申請度奉レ存候

疊 師

疊職他處より弟子取入不レ仕候處、是より被ニ相頼一候はゞ、世話仕度候様は又申談候間、御開済可約を改む  
子取らずとの規約を改む

一是迄他處より弟子取入不レ仕候處、是より被ニ相頼一候はゞ、世話仕度候様は又申談候間、御開済可レ被ニ成下候

一御用細工并御家中御領之儀ハ、五日以前相成候はゞ十日以前にも、被ニ仰付レ被ニ下置一候はゞ、在町差支無レ之様操合仕度奉レ存候。入替取急の節、二日以前ニ相成候はゞ、被ニ仰付可レ被ニ下候  
一在町にて三十工以上相掛り候普請、被ニ相頼一候はゞ、是より御届可ニ申上一候間、作亭よりも棟梁方へ願出候様、被仰付可レ被ニ下候。間缺無レ之様出精仕度奉ニ願上一候

一酒食雜話に時刻を費し候趣、奉ニ恐入一候ニ付申談作亭に罷出候節は禁、益仕、間缺無レ之様仕度奉ニ願上一候ニ付、作料賃指共に、酒代湯錢として、一人ニ付二十四文宛、作亭より申請度奉ニ願上一候

瓦 職

一近來瓦師抱職拂底に相成、持届人馬共に逼迫にて、植木等迄も高直に相成候處糲落し差支にも相成候義と奉レ存候ニ付、是より直段付相破、間缺仕候者ハ職分御取上可レ被ニ成候様規定仕度奉レ存候  
一以來二十坪以上、瓦請負候はゞ、御届可ニ申上一候間、作亭より棟梁方迄、御届申上候様被ニ仰付可レ被ニ下候

一瓦つけ届假葺仕候ても、不勘定の作亭も有レ之候に付、葺き上げ手間取、差支にも可ニ相成ニ義も可レ有レ之と奉レ存候。向後不勘定之作亭無レ之様被ニ仰付レ被ニ下置一候様奉ニ願上一候

一瓦師にて規定相破候者、又は不勘定の作亭并他處瓦買入候者は、御糺被ニ成下一過体被ニ仰付一候様奉ニ願上一候。此以後作亭より差支之義、願出候はゞ世話役并に惣代の者の方に、被ニ仰付レ被ニ下置一候はゞ、間缺無レ之様に申合、瓦付届葺替可レ仕候  
他所瓦買入者を糺す

諸職人總て一日  
湯錢酒代として  
一人二十文と  
定む

右之通願出候ニ付、勵辦之上承届、且大工職作科上下之儀致ニ斟酌、右職のみに限らず、以來爲レ勵  
諸職人一同二月より九月迄、八ヶ月の間作料一人上げ、拾月より正月迄四ヶ月の間二人下ケ申付、并  
左官疊職之者、相願候により是又怠り無レ之ため、諸職人とも一同湯錢酒代として一人ニ付、一日二十  
四文宛、作亭より可ニ申受ニ旨、御普請奉行より在町諸職人共に申渡候間、右規定之趣得と相心得可  
レ申候。依て以來作亭にて、酒肴等一切不ニ差出、相定の湯錢酒代差出可レ申候。猶此上諸職人共相得  
リ、風俗不レ宜勝手ケ間敷取斗等致候はゞ、聊にても作亭差支候様の義有レ之候はゞ、其段可ニ申出ニ候  
且諸職人工數三十工以上相雇候節ば、町役所へ申出、町役所より諸職棟梁方に、其旨可ニ相屈ニ候。尤  
作亭にても、世風に連れ奢美に押移り分限不相應の榮耀ケ間敷普請等致候由相聞候。畢竟は右様の儀  
有レ之候故、自然と諸職人工數も相掛り、外々差支ニ相成候旨も相聞候ニ付、前々相觸置候通、以來  
分限不相應の奢ケ間敷普請等、堅く無用ニ可レ致候

右之趣寺社其外、町々小前迄も不レ洩様、得と可ニ申聞置ニ候

卯三月

年内日の長短に依て、諸職人の作料を考量斟酌して、日長の時季には規定の作料に、増し賃すること  
にした。

大工職之者、春彼岸より秋彼岸迄作料一匁掲げ、外諸職之者共同斷、半匁掲げ可レ申候  
右御觸に付町中一統可レ致ニ承知ニ候 以上

(天保九年) 戊四月十二日

町役所

### 第三節 紺屋職への申渡

紺屋職への申渡

寶永二年六月紺屋役錢、肝煎、新規紺屋、染代等に就て申渡す所があつた。

紺屋肝煎

一紺屋御役染之儀、町分の紺屋中并御領内々之紺屋中、打込みならし相勤めさせ候處、今度從<sup>ニ</sup>御公儀様改被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>、依<sup>レ</sup>之年中の御役染高次第、代錢に積り、町方在々の總紺屋へ割付、毎年二期に御役錢、紺屋町作左衛門茂左衛門方へ請取、御染物仕候紺屋へ仕拂可<sup>レ</sup>申候事

一御領内一組切に、肝煎を一人づゝ立置、其組合之紺屋衆へ用事相達被<sup>レ</sup>申候様可<sup>レ</sup>仕事

一御役錢年々の割、肝煎の衆迄可<sup>ニ</sup>申遣<sup>ニ</sup>候間、秋は七月十日以前、暮は極月大晦日以前、一組切に取集め、作左衛門茂左衛門方へ御持參可<sup>レ</sup>有<sup>」</sup>之事

一紺屋細工仕舞申者御座候はゞ、作左衛門茂左衛門方へ右の肝煎衆可<sup>ニ</sup>申聞<sup>ニ</sup>候、連判を致し可<sup>レ</sup>申候

新規紺屋不拜成  
新規紺屋始の手續

一先規之通新紺屋獵りに始めさせ申間敷候若し面々弟子取立候共、作左衛門茂左衛門方へ相斷り可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申候。江戸其外他處へ参り、紺屋稽古仕、御領内にて紺屋始め申度望み候はゞ、先例之通一兩年御領内之紺屋弟子に罷成、かた入奉行相濟候以後、作左衛門茂左衛門方へ相断り、連判のせ候以後、紺屋可<sup>レ</sup>仕候。若此連判之外隠し紺屋を立候者御座候はゞ其處の肝煎衆隨分吟味仕て作左衛門

茂左衛門方へ被<sup>ニ</sup>申聞<sup>ニ</sup>候尤此方よりも聞付次第、細工道具不<sup>レ</sup>残取上可<sup>レ</sup>申事

一紺屋中染代之儀は先年御定めの通り、彌相守仲間にも抜け直段高下毛頭仕間敷候。銀兩替は當春被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候通、六十匁替に勘定可<sup>レ</sup>有候事

一組々の肝煎衆には、御役錢可<sup>ニ</sup>許申<sup>ニ</sup>候事

右の條目堅く相守可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申候若相背被<sup>レ</sup>申衆御座候ハマ、細工道具不<sup>レ</sup>残取上、永々細工相止させ可<sup>レ</sup>申候事

寶永二年酉六月二日

覺

一御郡内町方總紺屋共、染役相勤候事甚以て甲乙不同<sup>ニ</sup>付、郡奉行町奉行相談之上自今總紺屋打込、

平均に相勤候様申付候其段總紺屋共申談年々無ニ相違ニ様可レ仕候也

寶永二年乙酉六月二日

加藤八郎右衛門  
魚住與兵衛

紺屋頭 作左衛門殿

同 茂左衛門殿

御觸書

明和五年十二月、紺屋手間取職工抱に就て、左の如く申渡した。

紺屋手間取職工抱ニ方

在中紺屋共儀、前々より手間取形賣他所より參り候節、爰元紺屋町年寄吉郎兵衛長左衛門方に落着、夫より相願御領分紺屋共方に致ニ差圖遣候、古法之處、近來左様無レ之紺屋共勝手次第に取計候由に相聞候。右之通形賣他所者に候得者、無宿同前の者も可レ有レ之候、然る所吉郎兵衛、長左衛門致ニ吟味、夫々紺屋共に致ニ相渡ニ候様可レ然候、何れにも古格之通り相心得候様、村々紺屋共に庄屋方より可ニ申聞ニ候

子十二月

佐治八右衛門

天野甚五左衛門

寛政六年町在に於て、紺屋を開業する者は、紺屋町年寄に申出で、其承知の上で、染物すべき定なりしが、其規定を守らずして、自分勝手に從事する者多く、爲めに紺屋仲間不和の状に陥りしかば、更に此規定を堅く守るべきを申觸れた。

町在紺屋職致候者は、紺屋町年寄吉郎兵衛十郎右衛門へ申聞候て、右兩人承知之上、紺屋可レ致之處無ニ其儀ニ、在中組々内自分で勝手次第職分致候者も有レ之不埒ニ付、去丑二月相觸候處、今以紺屋仲間和融不レ致候者有レ赴ニ付、右之分急度相止候様可レ申候得共、可レ及ニ難義ニ付、去る丑二月以前

## 黑 鍼

より紺屋職相始候者は、其儘職分爲致候間、右兩人方に申出可レ受ニ差圖候。此後新に紺屋相始め候はゞ、去る丑二月相觸候通り、右兩人に申聞承知之上、其筋へ願出可レ申候。萬一無レ願紺屋致候者以後有レ之ニ於ては、其者は勿論所の役人迄急度咎可ニ申付ニ候（問屋日記）

## 第四節 黑 鍼

自分所持の田畠  
自力勝手次第

嘉永四年黒鍼に關する制度中、各人銘々所有の田畠、及び持ち堰其他石積等の普請を、自分力にて爲す時は自由勝手次第、黒鍼即ち鑑札を所持して、土工を業とする者より、差圖を受けなくとも差支無く又此等の普請之際に、他所所有者の親類組合等、互に手傳ひ助け合ふ事も亦差支無い、と申渡したが、此制度に差支の儀ありとて安政四年二月次の如く改めて達示した。

一日雇稼の者、石積普請之儀者、黒鍼渡世に紛敷候間、差留候儀是迄の通

一銘々所持の田畠、并田方懸入持堰等の儀は、耕作第一の儀に付よき不ニ相用、自分にて普請致し或は日雇相頼候とも勝手次第、黒鍼渡世の者より、差留申間敷候事

よき使用せざれば堰普請許可  
一但元黒鍼渡世を致し居り、病氣等にて鑑札上納、職分相止め後快氣いたし、田普請石積の手傳等出來候はゞ、猶又鑑札を受け職分可レ致候。若し内所にて本職同様の致方有レ之候はゞ、是又糺之

上急度可ニ申付候

一よき相用候儀は、黒鍼渡世の者同様ニ付、不ニ相成ニ候へ共、自分手限りにて、餘人不ニ相加ニ相用候儀は差免候。乍レ去無鑑札にては不ニ相成ニ候間其限りの鑑札可ニ相渡ニ候間、若し日雇手傳相加候程の普請にて、よき相用度候はゞ、本職之者相雇可レ申候

但手限りニてよき相用候節、鑑札上げ下げ等手重に相成候ては、農業に差支可レ申候間、兼て村々黒鍼本職之者へ掛り申付、鑑札相渡置候間、御作事は勿論右掛りの者其の内、何れなりとも最

寄よき所へ申出、鑑札相受け、普請いたし、相濟候はゞ遠方の者は、鑑札相納候に難澁の儀も可レ有之候間、普請の日より十日迄の内に相納可レ申候、近處の者は兩三日の内に相納可レ申候。万一手限りの名目にて、餘人一人たりとも手傳有レ之候赴、相知れ候はゞ急度咎可ニ申付ニ候事

## 第五節 髮結職

他所の髮結風分  
内に差置くを許さず

一受人有レ之相願候とも、他領より罷越候髮結、御領分に差置候儀以後不ニ相成ニ候。

一他領の髮結を弟子などゝ申立、御領分髮結の方に差置候儀、一夜たりとも不ニ相成ニ候、惣て他領の者願出すして逗留爲レ致候義不ニ相成ニ候段は勿論之義に候得共、髮結之義は人柄不レ宜者間々有レ之、村方風俗にも差障候間猶又制度嚴重に可レ致候

右は寛政三年相觸候處、近年猥に相成哉に相聞不埒之事ニ候、以後右様の義有レ之ニ於ては、越度可ニ申付ニ候、万ニ此節留置候様の者等有レ之候ハマ、早々相立せ可レ申候

髮結職取締并世話役を設け左の二人を之に命じた。

原町富士屋良左衛門貸家止宿

栗林村 越後屋多吉  
海野町 繁太郎

在役結鑑札願に町  
人の奥書を  
要す

同時に髮結鑑札願には、町村役人奥書に及ばぬ旨、先年申渡したが、此時より問屋年寄取次奥書する事に取極めた。

領内各組の髮結  
世話役

安政四年二月髮結取締等の申出に依り、領内各組に髮結職世話役、一名宛置く事にした、其組名及世話役は左の如し。

鹽尻組 秋和村、政吉

鹽田組

保野村、彌助

諏訪部、熊吉

國分寺組 堀村、市五郎 小泉組 中之條村、久次郎

武石村 藤兵衛

田中組 田中村、祐次 浦野組 馬越村 多吉  
洗組 上原村、藤兵衛 川中島 岡田村、重五郎

### 第六節 嘉永六年の諸職人制度書

諸職人が作亭に頼まれた時、眞面目を缺き、骨を惜しみ時間を徒費し、大普請など二、三年に竣るべきもの五、六年も掛る事があり、棟上げ祝とて作亭主人の好意で祝儀を遣はせば、其額少しどて數日間仕事を休み、さもなければ酒代を強請り、又少しの修復工事などには、何度頼むも容易に來ない。止むを得ず他の職人を雇へば、自分得意の家とて其を妨げて赴かしめない。小破の時修復すれば、輕費で事済むも、斯の如くして、遂に大修復を餘儀なくされるやうになる。其外職人の弟子を取つた者は、弟子が一人前になつた後にも、其を恩に被せて、如何はしい振舞を爲す者ある等、其弊風增長したので、嘉永六年六月左の制度書を出して之を戒め且種々注意する所があつた。

#### 制度書

一御家中より細工被<sub>ニ</sub>相頼<sub>ニ</sub>棟梁より申付候節、無レ據筋合<sub>ニ</sub>て不レ參致候節ハ、棟梁方に被<sub>ニ</sub>罷赴<sub>ニ</sub>其譯合申談の上、先方へも罷越、譯合を以て相頼可レ申候

一御家中は不レ及<sub>ニ</sub>申、在町より普請受込候者、約束日限之通り無<sub>ニ</sub>遲滯<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>致候、万<sub>ニ</sub>延引<sub>ニ</sub>も可<sub>レ</sub>致と存候ハ<sub>ニ</sub>、仲間の内頼み合せ、出精いたし、作亭の者間缺無<sub>ニ</sub>之様可<sub>レ</sub>致候、一季ニ所々受込候儀不<sub>ニ</sub>相成候、尤小破之分取交せ三ヶ所ニ可<sub>レ</sub>限候

但病氣之節ハ職の棟梁迄可<sub>ニ</sub>申出候

約束の日限を守るべし

一寺社并在町ニテ、諸職工數多分相懸り候普請、被ニ相頼候ハモ、誰より被レ頼候と申儀、其職人より町棟梁を以て、作事に申出聞届之上、普請相始め済み次第可ニ申出

但職人普請受負場に罷越居候内ハ、何等御用向ニテ御作事より差人申付候儀ハ、可レ成丈操作不ニ

申付一樣可レ致事

大工職、屋根師  
仕事を怠る者多  
し

一職法之儀ハ先規仕來之通。朝も可レ成早く罷越。五ツ時前より細工相始め、休の度毎に、長休不レ致夕方ハ手元見へ兼候迄無ニ油斷ニ相勵候様可レ致候。日長の時分とても、朝夕参歸等閑ニ心得、長休等いたし候てハ、春彼岸迄、作科上ヶ申付置候詮も、無ニ之候間、急度相心得、心得違無ニ之様可レ致候。且大工職、屋根職之者、別して不心懸の者有ニ之趣、相聞不ニ相濟一事ニ候以來出精相勵可レ申候

一作事ニ罷越候水役ハ、研き物并道具ニ手入等無ニ據儀也可レ有ニ之候ヘ共、中ニハ手間費候者も、有ニ之候赴。道具手入等、兼て心掛置可レ申候

一水役勤の節ハ、作料勤と違、働き方等閑ニ相心得候者も有ニ之哉の赴。不ニ相濟一事ニ候。以後ハ彼是の無ニ隔相勵可レ申候

一他處職弟子取の義、業宣敷者も、師匠取いたし、御領分渡世出來候ニ付てハ、師匠より、別而恩譯ケ間敷取扱ひ、中には如何敷取扱方致候者も、有ニ之趣相聞、右様の儀有ニ之候てハ、自然慕ひ罷越候者も少く、作亭彌差支ニ相成可レ申候間、右様の儀無ニ之、可レ成丈實意を以、取扱可レ申候

一職人共より、享和の度願出候趣意ハ、御普請御用之節ハ、如何程も相勵み、御間缺に不ニ相成ニ様、并ニ御家中は不及レ申、在町迄も、普請所手支ニ不ニ相成ニ候様可レ致候間、他處職人入込差留度趣、願差出候故、御領分職人の助成ニも相成候ニ付、憐愍を以て、願之通り申付候處、其砌相勵、出精いたし働方格段心掛候趣、然ル處、年月を經、自然と陵夷いたし、當時ニ至り、何れも心得方相違

## 職人共の惡風

いたし候所より、種々の惡風行はれ、不<sub>ニ</sub>相濟事に候。以後享和之願書之趣、篤と相心得、惡風相改め、篤實の風儀ニ押移候様可<sub>レ</sub>致候。是迄御家中ニテ、相雇候ても、不<sub>ニ</sub>埒の義共多分有<sub>レ</sub>之、并在町作亭より相賴候へば、尙以容易ニ不<sub>ニ</sub>罷越、漸く罷越候ても、朝も延引ニ罷越、休も長く、其上種々勝手我儘の儀ども有<sub>レ</sub>之、無據職人の氣を兼ね、酒食等入念與へ候へば、尙々增長いたし、雜話に時刻を費し、或は棟上等之節、作亭心得を以、祝儀と號し、酒代等遣し候へば、手輕と心得候分は、夫より普請を相休み、數日を送り、又ハ酒代等ねだり、言語同斷の惡風ニ相成。就中大工の者共不<sub>ニ</sub>埒の趣。少し嵩み候普請、三、四年又ハ五、六年不<sub>ニ</sub>經候てハ、出來不<sub>レ</sub>致、又ハ小破の取繕相頼候へば、猶又何ヶ度相頼み候ても、不<sub>ニ</sub>罷越者も有<sub>レ</sub>之。自然大破ニ相成、雜費多く相懸り、作亭實に難儀致物由。適々相雇候はば、其家は出入場と號し、餘人は妨げ、一切不<sub>レ</sub>爲、雇場取の譯ニテ甚差支不<sub>ニ</sub>埒の至、不<sub>ニ</sub>相濟事ニ候。右等の惡風取行、作亭差支難儀致候ニ付、猶又此度他處職人入込の儀、組々割番共より願出候。一体是迄制度を以、追々申聞、夫々請書印形迄もいたし置、且享和の度、願書差出置候へば、嚴重ニ相守、前書の惡風有<sub>レ</sub>之間敷筈の所、無<sub>ニ</sub>其儀ニ相心得、不<sub>ニ</sub>埒の至不<sub>ニ</sub>相濟事ニ候。右ニ付てハ、夫々取糺の上、急度咎をも可<sub>ニ</sub>申付ニ之處、先此度ヘ、格別の宥免を以用捨致候。乍レ去是迄の惡風不<sub>ニ</sub>相改者於<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>之は、夫々咎め申付候間、無<sub>ニ</sub>用捨申出候様、在町の者共へも、申付有<sub>レ</sub>之候間、其旨相心得可<sub>レ</sub>申候。尙此上ニモ等閑ニ相心得、不<sub>ニ</sub>取用一者有<sub>レ</sub>之候へば、急度咎申付候間、向後風儀相改め、右ヶ條ハ不<sub>レ</sub>及レ申、享和以來追々申聞置候通、嚴重ニ相守、作亭差支無<sub>ニ</sub>之様可<sub>レ</sub>致候。

## 棟梁への申渡し

此度諸職人一統、并肝煎添役の者共ニ、別紙之通申渡候間、何れも勤向等閑にてハ、職人共も不正の

## 棟 梁 共 に

右之赴町中一統に可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>相達候

儀有レ之ても、取押も出来兼候筋合ニ付、篤と相心得、不正之儀無レ之様、都て差支無レ之様申聞、職之精不精之義、肝煎より申出候外にも、隨分心掛け、承り込候儀有レ之候ハマ、其儘申出べく候。

### 肝煎同添役共ニ

肝煎共への申渡

此度諸職人一統の者へ、別紙之通り申聞候。右ニ付、篤と申談一統取締付候様執斗可レ申候。諸職人共の内、心得違ニテ種々差支ニ相成候事共、有レ之、作亭甚差支難澁致候向も、多分有レ之趣相聞候。左候ては、追々制度之赴申聞、夫々請書印形迄も、致候詮も無レ之尙又申聞候。此上ニモ不ニ取用ニ者有レ之候てハ、咎をも申付候場合ニ立至候間、其方共、不正の儀無レ之様一分を相慎み、都而差支無レ之様執斗可レ申候。諸職人共精不精の儀、急度糺の上、依估量負なく、有体ニ申出つべく候。

## 第十九章 災厄

### 第一節 降 水

#### 降 水

寛永八年の千曲川洪水

寛永八年千曲川大洪水あり、此時迄上田城本丸南の方、堀下七間で尼ヶ淵の深溝なりしが、此洪水の時地形大に變り、尼ヶ淵の水涸れ、堀下九間となつた。此洪水の爲めに諏訪部村は田畠五貫七十文。中之條村は田畠五貫五百文。流亡した。(小縣郡年表)

元祿千曲川洪水

元祿元來七月十七日千曲川洪水。諏訪部穢多前より御所村まで、一面の水となり、大やどり押切り、山抜も諸所にありしと云ふ。此時大屋橋流失し、翌二年架橋、田中組稅糾一万九百九俵、國分寺組三千百二十一俵を工費として支出し、橋材は皆武石官林より切り出した。(小縣郡年表)

第二紀 第二篇 降 水

癸

同七年

同七年七月廿七日より雨降り出し、八月三日迄降りつゞき諸川出水。千曲川は諏訪部村から御所村まで、一面の水となり、神川も亦大に増水して、神川橋川久保橋共に落ち、其爲めに上田往來は杜絶するに至つた。(問屋日記)

同十一年

同十一年五月十四日より降雨、十九日暮時から翌二十日晝夜大雨、諸川皆増水、橋々殆んど皆落ちた。二十二日に至り、神川は瀬越の出來るやうになり、往來始まつた。坂木の横吹坂崩れ、通行一時不可能に陥り、上田附近では、黃金澤(小金澤)の水一時に押し出し、畑地の被害は尠くなかつた。七月二十九日又千曲川洪水、御所村の如きは、永川當川共高三百九貫四百七十二文に及び、下鹽尻中島に於ては、二十三戸流亡した。(問屋日記、小縣郡年表)

同十三年  
享保洪水

同十三年四月二十五日夕方より雷鳴雷雨猛烈、金剛寺村に山抜があり、大出水となり、田畑の損害多く、長島村にては家二軒流失した。(問屋日記)

同六年

享保六年七月十六日豪雨、神川橋流失、上塙尻村に山抜ありて、馬不通となり、坂木横吹の坂道缺けで通行し難く、二十一日に至て漸く越すことが出來るやうに成つた。(問屋日記)

同八年

同八年八月七日の夜より、十日暮まで、大雨降り續き、諸川出水。九日には瀬澤の小橋、川久保橋、笛井橋が落ち、十日には大屋橋も、諏訪部橋も、加賀川橋も皆落ち、交通の便一時に絶へた。

同十三年

同十三年八月三日より十二日迄、雨降りつゞき、十三日に至て諸川出水。千曲川も大水で、堀村にては家が十三軒流れ、諏訪部橋詰にあつた茶屋十助の家も、十三日に流れ、御園の渡船も船小屋も流れて中島の向岸に懸つたと云ふ有様があつた。

同十七年

同十七年五月十八日千曲川洪水あり、堀村から内川へ押し流れ、其激流上田城の崖を突き、其崖が崩壊し、櫓台も危くなつた。依て幕府より金三千兩拜借して修築した。上田城郭史參照。

元文二年五月十三日より同廿七日迄度々大雨洪水、上田領小縣更級兩郡に於ける被害は専く無かつ

た。六月十八日上田藩より幕府に提出せし届出は左の如である。

信濃國私領分上田小縣郡更級郡之内五月十八日より同廿七日迄度々大雨洪水に付田畠損毛井破損の覺

一高壹萬千五百三拾石余 永荒、當荒、水押

内 九千百貳拾石餘 田方

貳千四百拾石餘

畑方

一往還道筋井所々大小橋落損

百五ヶ所

一所々川筋堤川除押切

貳百五十ヶ所

一用水堰押切

百拾ヶ所

一流家潰家共

四拾六軒

一死人

男壹人

右之通に御座候此段御届申上候 以上

六月十八日

松平伊賀守

成、満、水、(寛保  
二年)

寛保二年成の歲は、夏季降雨連日晴天稀なりしかば、千曲川の水量も追々増すに至つたが、七月二十日より風雨激しく、八月一日迄豪雨降りしきつた。其爲めに諸渓流川何も忽ち暴漲し、山抜けは所々方々に起り、濁流は奔騰して、悉く千曲川に流れ込んだ。故に千曲川は未會有の大洪水となつたのである。上流小諸町では、黒部山の山抜けがあり、中澤川筋に濁流押し出し、六供田町邊を押し流し、本町の兩側を突き破り、城内三ノ門に及び、前の櫓を押流した。此時小諸町の流失家屋は、本町、六供、田町、荒町、市町で二百五十四軒と注された。(北佐久郡志) 小縣郡に於ては、禰津の山抜で、濁流田中宿殆んど全部流亡した。下流の方松代に於ては、松代城地千曲の濁流に浸され、藩主は城内より船に乗つて、寺院に漸く避難した程であつた。

田中宿流亡

第二紀 第二篇 降 水

癸

状況 日記 洪水の

此大洪水の時の上田海野町問屋日記に、左の如く記されて居る。

一 二十八日晴二十九日晚大降雨朔日大満水

一 朔日五ツ時前震蕩ニても可レ有レ之哉と存候程にひゞけ鳴申候、五ツ時過に河原へ家屋酒樽等流れ水高三丈二尺

由御年寄様へ注進有レ之候

一下河原土手より向諏訪形小牧邊まで一面に川と罷成申候

鹽尻方山岸より下之條裏迄一面川と罷成申候

下河原土手より向諏訪形小牧邊まで一面に川と罷成申候

一 堀村下往來筋家不レ残れ河原に成る

一下鹽尻不レ残り流申候上鹽尻砂入家潰れ候處御座候

一 中島邊砂入潰家あり

一 田中宿禰津西山の湯の澤押出上方長久寺并在家八九軒残り外皆流失亡所に罷成候、本陣七之助死

一本海野盲橋より西不残流れ申候、其余砂床上四五尺程入申候亡所同様事併砂片付徳左衛門方にて往来相勤候

一大屋村少々家残り候、外流失仕候

一 新田少々砂入

一 其外所々押出し

原町問屋日記所載中に

海野宿半分亡所

一 海野宿半分亡所、残砂入亡所同前、海禪寺村、深井村、右同前、下鹽尻村、中島、新屋亡所同前、大日向、横澤、久保、輕井澤、大庭、亡所同前

小諸町の被害

上田領流失家屋  
及流死人  
堀村往来通り亡所

一川中島稻荷山、鹽崎亡所同前、岡田砂入、其外一萬石無難  
一小諸六供、田町、本町亡所、流死三百四十人馬十四疋、流れ潰家二百七軒、尙御城下の分其外通り  
掛りの旅人數知れず、本陣間屋庄屋流死

一御領分流家潰家千百二十一軒程、流死者五百四十人餘、馬十四疋程

一堀村往来通亡所

一加賀川下澤押出し洗馬組右之通り。淺間信樂寺より押出し、小諸右の通り、山の湯押出禰津流海禪寺より海野之通流

一六百七十四軒流家、四百四十七軒石砂入潰家。外に十軒穢多流れ七軒泥入  
一百九十六人死人、五十八人怪我人。外五人穢多流死

一川中島鹽崎三十軒押流、七八十軒潰三十八人死人馬二疋。稻荷山三十五軒流、二人流死

上田市内外の各地の被害

上田市内外各  
地被害

小牧村は、上流龜石より下住吉神社今四ヶ牧神社の北方、皆河原と成り村際まで水浸き、流亡した耕地は三十六貫文で、小牧の草高は切起共百十三貫文程の所村高の三分の一以上を流失したのである。

諏訪形村  
入りの家屋三十二戸。此分流した跡は、今日に於ても地形を觀て、其れと知ることが出来る。

御所村

御所村は、里傳に據ると、神明社並に本村を挾んで、田畠は砂石入となつて荒蕪地となり、多大の損害を蒙つた。祥雲寺は此邊にて、古來の大寺と稱せられたが、此洪水の爲めに流亡して、其跡は川瀬と變り、墓地は川の北側と成つたと云ふことである。隨て田畠過半河原と成り、家屋の流失三十戸水つき砂入り十九戸。

中之條村

中之條村は、損害甚だ多く、流死者四十二人或ハ四十七人に達し、家屋の流失三十六戸、田畠の流失

百五十一貫五百文余に及んだ。此村で流死者が割合に多かつたのは、此頃藤兵衛といふ人新しく土藏を建てた。其土藏は新しいので、安心と思ひ附近の人々は、皆其土藏へ避難した。然るに其内夕刻となり、水量は愈々嵩み其土藏も夜の内に押し流され、内に避難した數多の人々は皆流亡したからであると傳へられる。(寛保二年の大水)

諏訪部村  
堀村

(小縣郡年表)

諏訪部村は、被害割合に少なく、家屋の流れたものは無かつたが、田畠の砂入りは多かつた。

上田市附近の村々では

堀村は被害甚大で、流失家屋四十七戸、一村の過半に及び僅かに二十八戸を残した。此時家の流れた者が、新開坂の上に引坂したもの二軒あつた、之れが上堀の起りである。此時押し流された藤助といふ者、車坂の下迄流されたが、其處で仕合よく垣根に取り付いて水から上り、土手傳ひに權現坂まで来て、坂上に上がり夜八ツ時頃常田へ出て、大聲に助けてくれ〜と呼ばはつた。皆人驚いて出て見た所、堀村の人であつたので、人々不思議の事とした。(寛保二年大水)

下塙尻村

下塙尻村では、往還の端より、安福寺境迄家残らず流失。

中島では家屋悉く水つき、土砂の入らぬは無く、獨り庄屋半左衛門の宅のみ、無難であつたから、村中の者皆此家に集つて避難した。

此洪水の時、上流から流れて来て、諏訪部河原に留つた溺死者の屍が多かつた。上田藩では其屍を收めて、秋和村の正福寺大門先の地に葬つて、其上に流死含靈識の五字を刻した碑をたてゝ懇に供養した。寔に追善の美舉である。此塚を千人塚と呼んで居る。

千人塚



此洪水當時の記録に次のやうな事がある。

八月朔日の朝、上田で満水を見に出懸けた者で、見渡す限りの濁流の内に、流れ行く家の内に、家と共に押流された數人の人々が、抱き合つて悲鳴を揚げ、救を求めて居た慘状を、目撃したものもあつた。

禰津村金井には、八間石と云ふものがある。其れは禰津の山抜けの時に、濁流に押流されて來て、其

處に留つたものとの事である。大屋村では、流死人七（或は八）人あつたが、此等の人々は、小河を越へて、千曲本流の方に出て、其處に上流から、葛籠や、長持其外家具など、流れ来るのを引き留めて、山のやうに積み上げた、此が面白さに、歸ることを忘れて居た。其内に追々水量増して、先きに渡つて來た小河も漲つて、渡ることが出來ぬ故、積み上げた物の上に腰打かけて、途方に暮れて居たが、夜明け頃には、人も物も跡かた無く流亡した。

常田踏入邊の人六十三人、中島へ渡つて、流れ来る物品を留めたり、河原に押し上げられた、鯉鮎等の魚を拾つて、歸ることを打忘れ、喜んで居た處、水量一度に増して來て、權現坂邊迄水一面になり、水の淺深も分らず、最早河を越して歸り得なくなつた。夜に入つて雨は降り水は嵩み、中島の上は膝節までも、水つくやうになつたから、寝ることは勿論、腰を掛けることも成らず、一晩中立明した。幸に水量の増加は頂上であつた故、流されなかつたが、空腹は如何とも爲やうも無く、親兄弟が心配して、投げてやつた焼餅なども、川幅廣くて向ふ迄届かない。不食で水の中に佇んで居るので、氣根疲れ衰へて、萬一の事があつてはと心配して、夜は此方で篝火を焼き、大音聲に呼んで元氣をつけて遣るなど、一方ならぬ心配したが、三日三晩で、漸く戻ることが出來たといふ事もあつた。危険に陥るは、多くは慾に惑はされるからである、ことの一好例である。

此時の損害は上田領分内で二萬七千石の損毛と云はれた。幕府から金五千兩を借りて、損害復舊の工

常田踏入邊の人  
危險に陥る

大屋村の流死人

事をした。

千曲川洪水拜借  
金例書

左に安政四年八月、上田藩から幕府に差出した拜借金の例書を記して、此戌の満水の被害が尤も大きかつた證とする。

寛保二年拜借金  
五千兩

一信州上田城之儀千曲川満水の節城岸危く相成川除之儀ニ付享保十七子年高祖父伊賀守御金拜借奉レ願候處御代官松平九郎左衛門見分被レ遣候同年五月十八日御金三千兩拜借被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候  
一寛保二戌年領分損毛井田中海野兩驛流失の段追々申上候處同年十二月十五日御金五千兩拜借被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候

一寶曆三酉年満水城岸川除之儀ニ付翌戌年御金拜借之儀曾祖父伊賀守奉レ願候所同年六月廿九日御金三千兩拜借被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候

一明和二酉年満水川除堀割の儀ニ付御金拜借之儀奉レ願候處御代官池田喜八郎見分ニ被<sup>レ</sup>遣同年十二月廿五日御金三千兩拜借被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候

一安永八亥年満水川除之儀ニ付御金拜借之儀奉レ願候處同年十二月十七日御金三千兩拜借被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候  
右之節見分不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>遣候

寶曆三年二月十九日朝來大嵐大雪、岩下村に滞留の幕府役人は、駕人足で雪わりさせ徒步にて辛ふじて、上田宿に到着し、二十日には上下よりの通行全く止まり、馬足も立たないので、荷物運送も出來なかつた。

同年八月十六日夕刻より雨降り、翌朝より強雨となり、諸川俄に水量嵩み、千曲川の内大神川原切れ押出し、權現坂より下一面の大河となり、諏訪部渡は往來留まり、神川橋も落ち、上田宿は、東も南も交通絶となつた。此時恰も加州侯歸國の途上で、神川の東、海野小諸あたりに滞留、十九日四ツ時から瀬越出來るとの事で、岩下村ニ滯留せし加州宿割先發の士が、初めて神川を乗り越したといふのは、

此時の事であつた。上田藩に於ては、幕府より金三千兩を拜借して、復舊工事をした。

同四年の大雪、同四年十二月十七日、大雪積ること七八尺、前代未聞と稱せられた程であつた。其積雪は翌五年正月上旬迄、馬足立たないで、人足持で荷物を運んだ。

同七年洪水

寶曆七丑年四月廿三日より少雨あり、廿八日より五月六日迄小止みも無く強雨降りつゞき、諏訪部橋を始として神川の神川橋川久保橋等大小橋渠悉く落ち、交通一切不可能となり、矢出澤川増水の爲め、紺屋町裏の所に於て、長約一町横二間の川岸缺け崩れた。此強雨のため、虚空藏山の澤押出しし、塙尻村の田畠十二俵蔵の處、砂石入りの荒廢地と成つた。

明和二年四月千曲川洪水、内川上流堀村の締切押し破られ、濁流河原に漲溢し、戊の満水に似たる有様であつた。

天明の洪水

天明年間には天災地變が甚だ多かつた。其二年には七、九の兩月に洪水があり、三年六月、六年の六月出水あり、田畠の流荒、橋渠の流失、道路の缺壞等其損害大なるものがあつた。

寛政の洪水  
同二年

寛政二年九月三日、千曲川増水一丈余に及び、上田領内川除堤防の缺壞流失三百八十二ヶ所、延長一万二百十六間、橋梁の流失二百五、道路の缺損五十八ヶ所、耕地の被害頗る多く上田藩幕府に請ひ、金四千兩を拜借して、堤防の修復等を行つた。此洪水の時、堀村に流失家屋二軒あり、下鹽尻茶屋邊より岩鼻まで激流となり、行通不可能と成つた。松平家日乗

問屋日記

同三年八月の大暴風雨

坂下穢多の脇井戸の所まで一面に水押し上げ、田畠の流荒被害多く、諏訪部渡の船小屋流失。此時の暴風にて、諏訪部諏訪明神社の櫟の大木三本吹折られ、神社拜殿の上に打ち倒れ、其爲めに拜殿は壊倒した、下鹽尻中島は、人家大半水つき泥土押し入つた。(問屋日記)

享和の洪水

享和二年六月廿九日夜中大風雨、晦日、大屋、諏訪部の橋落ち、下堀へ水押揚げ茶屋は皆立退いた。

此時矢出澤も出水し被害があつた。

文政八年五月朔日より三日間大雨、諏訪部橋通行止まり、神川橋落ち、三日四ツ時頃より、蓮台越にて漸く渡り得られるやうになつた。

同十一年七月朔日夜中大風雨、諸川出水、千曲川筋にては坂下、川向の御所中之條、川下は鹽尻中島の邊、水損甚だ多かつた。

安政二年七月二十六日の夜から二十七日迄小止みも無き大風雨、一日隔てゝ又二十九終日大雨降りしきり、爲めに諸山澤谷の水押出し、千曲川は常水より増すこと一丈五尺餘に及び、下河原より向一帶の満水となり、田畠の流亡尠くなかつた。殊に鹽尻中島は其被害最も甚しかつた。(松平家日乗)

屆出の破損所及  
損毛額

一損毛高九拾三石七斗八升

一川除石積流失 百三十ヶ所

此間數五千三百五十五間

一道缺井耕地缺崩 五十三ヶ所

此間數四千六百三十六間

一田方用水堰土手破損 三十九ヶ所

此間數二千八百三十三間

一大小橋流失 四十一ヶ所

一田方用水水間流失 九ヶ所

同三年の風水害

同三年八月二十五日の夜近年稀なる大風雨、人家の屋根塀樹木等の風害も多かつたが、千曲川も常水より一丈三尺餘も増水し、水害も亦尠くなかつた。此時上田藩より幕府に届出た破損處は

一川除石積流失 百十三ヶ所

此間數三千七十九間

一道缺井耕地缺崩 四十八ヶ所

此間數三千八百二十間

一田方用水堰土手破損 二十三ヶ所

此間數二千三百八間

一田方用水水門流失 五ヶ所

一大小橋流失 五十三ヶ所

一砂入家 十一ヶ所

一水車家流失 三軒

(松平家日乘)

同四年  
蛭澤川増水  
同年五月二十七日八ツ時より雹交りの大雷雨にて矢出澤川洪水、幸町新小路の橋落ち、其外此川筋の橋の損流甚多く、長島にては水車屋一軒流失。此川の水滅け際に蛭澤川が増水し、辨天前より水溢流し、原町、上町の石橋まで水が押し流れた。  
(日記)

同年六月六日大風雨、上田近邊千曲川を始め諸川洪水となり、其被害甚しかつた。此時上田藩の被害届は次の如であつた。

千曲川筋

一川除石積流失 八十九ヶ所 此間數四千五百六間

一川除刎梓流失 百三十五ヶ所 此間數千三百四十間

加賀川筋

一川除石積流失 百八ヶ所 此間數四千六百八十間

浦野川筋

一川除石積流失 七十三ヶ所

產川筋

一川除石積流失 四十一ヶ所

洗馬川筋

一川除石積流失 九十四ヶ所

矢出澤川筋

一川除石積流失 百三ヶ所

田方用水堰土手流失 三十九ヶ所

此間數三千七百五十間

田方用水水門流失 十一ヶ所

大小橋流失

七十八ヶ所

北國往還缺

一ヶ所

北上州往還缺崩

五ヶ所

松本往還缺崩

十二ヶ所

流失家 十軒

石砂入家 十三軒

此間數三百八十間

田畠損毛高

三千六十二石五斗

同六年

同年六年七月廿四日より特に廿五日曉方より豪雨降り續き、夕刻に至り諸川出水、蛭澤川増水原町妙光寺裏より水押し上げ流れ出し、馬士小路一面の水となる。千曲川も一丈八尺餘の大増水にて、川邊通りは田畠押流し、前川と一面の水となり、上流は餘程其被害ありしと見え、人家共に流れ來たものもあつ

(松平家日乗)

五十年以來の大

た。五十年以來の出水との評判であつた。此時諏訪部村分に、幅七十尺にも及ぶ新川が出來、渡船を以て往來した。問屋 日記

届出の破損處

此時藩より幕府に届け出し破損所は左の如し。

|                 |             |              |
|-----------------|-------------|--------------|
| 一 千曲川筋川除石積流失    | 四拾二ヶ處       | 此間數五千二百二十八間餘 |
| 一 右刎粹流失         | 千二百五十七      |              |
| 一 加賀川筋川除石積流失    | 百三十八ヶ處      | 此間數六千八十間     |
| 一 右刎粹流失         | 五百二十七       |              |
| 一 浦野川筋川除石積流失    | 八十五ヶ處       | 此間數二千五百八十八間餘 |
| 一 右刎粹流失         | 三百六十        |              |
| 一 產川筋川除石積流失     | 百八ヶ處        | 此間數二千五百八十八間餘 |
| 一 洗馬川除石積流失      | 九十一ヶ處       | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 軽井澤川除石積流失     | 五ヶ處         | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 稲荷山村佐野澤川除石積流失 | 百十四ヶ處       | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 井澤川筋川除石積流失    | 八十九ヶ處       | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 矢出澤川筋川除石積流失   | 此間數六千五十間餘   | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 田方用水堰手破損處     | 九ヶ處         | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 田方用水堰水門流失     | 百七十八ヶ處      | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 大小橋流失         |             | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 北國往還道缺損       | 三ヶ處         | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 稻荷山村上方往來道缺崩   | 此間數二千五百四十間餘 | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 居家流失          | 十八軒         | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 水車屋流失         | 六軒          | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 石砂入家          | 七十六軒        | 此間數二千五百四十間餘  |
| 一 水入家           | 百六十五軒       | 此間數二千五百四十間餘  |

萬延の洪水  
上田町  
飯米欠乏

萬延元年四月中旬毎日の降雨、十九日に至り千曲水出水。諏訪橋流失船渡も叶はぬ水勢で、川向との交通が杜絶した。依て川西鹽田方面からは勿論、其他所よりも米穀の上田町に入るもの無く、忽ち上田町は米穀の不足を來たし、小賣米は百文に付七合の高値となり、其日暮しの者は飯米に差支へるやうに成つた。依て止むを得ず圍穀を摺り立てゝ、町内の極難者に安賣して、一時を凌がせる事にした。

慶應元年閏五月十五日より豪雨、十七日に至り諸川出水、田畠の流亡砂入、川除普請の流失、道路の缺崩橋梁の流損、居家浸水流亡多く流死人もあつた。此時上田藩の幕府に届け出た被害調は次の如であつた。

川除流失

川除流失

一千曲川筋

川除石積流失

三十二ヶ所

此間數四千三百間餘

川除刎梓流失

八百四十五

一加賀川筋

川除石積流失

三百三十ヶ所

此間數七千六百廿間

川除刎梓流失

五百五十六

一浦野川筋

川除石積流失

百八ヶ所

此間數二千三十間

川除刎梓流失

二百七十

一產川筋

川除石積流失

八十二ヶ所

此間數五千五百六十八間

一洗馬川輕井澤川筋

川除石積流失 二百八十ヶ所 此間數二千四百五十間

一矢出澤川筋

川除石積流失 二百四十ヶ所 此間數千二百四十間

一稻荷山村佐野澤井蟹澤

川除石積流失 四ヶ所

田方用水堰破損所 八十二ヶ處

此間數三千七百五十間

田方用水堰水門流失 八ヶ處

大小橋流失 百六十四ヶ處

道路欠損

一北國往還岩鼻道缺崩 一ヶ處 此間數百間餘

一北上州往還缺崩 四ヶ處 此間數百七十間

一松本往還缺崩 五十三ヶ處 此間數二千三百五十間

一稻荷山村上方往來道缺崩 二ヶ處 此間數百六十間

家中水入家 三十三軒

右町水入家 二百七十五軒

水車屋流失 五軒 流死男 二人

(松平家日乗)

岩鼻の崩壊

上田藩の届出

千曲川洪水の激流が、岩鼻の岩壁に突き付けて、百間以上も崩壊せしめ、其爲めに交通不可能となり此處は上田領と松代領との境なので、兩藩相談の上、協力して應急の工事を施した。此に就き上田藩より幕府への届書は

伊賀守領分北國往還信州小縣郡下鹽尻村續、眞田信濃守様御領分境岩鼻と申場處、去十五日よりの大雨にて千曲川出水川缺相成、往來差支候段兼て御届申上置候處、何分右場處難場にて容易に普請難<sup>ミ</sup>出來候間、信濃守様方申談、同處山手の方に假道普請申付候處、是又嶮岨の岩山にて岩石切削等容易に難<sup>ミ</sup>出來候處、漸當十五日より假路成就往來出來仕候。尤馬駕籠荷物等十分往來は出來難候段、在處役人共より申越候、伊賀守在坂中に付、此段御届申上候以上

六月廿八日

松平伊賀守家來

相田平左衛門

(松平家日乘)

べ同二年洪水取調

同二年七月五日夕削より大風雨、諸川汎氾濫し、其被害は尠く無かつた。其損毛破損箇處上田藩の取調べたる所左の如し。

損毛高 四萬八千三百廿九石二斗八升五合五勺

川除破損

一千曲川筋

川除石積流失 三十五ヶ所 此間數二千百六十間

川除刎棹流失

五十

城圍川除刎棹

百二十

用水堰 二ヶ所

此間數五百五十間

一 加賀川筋

川除石積流失

三百廿ヶ所 此間數五千六百間餘

一 浦野川筋

川除石積流失 八十ヶ所 此間數一千七百間餘

一 產川筋

川除石積流失 五十ヶ所 此間數八百五十間餘

一 洗馬輕井澤川筋

川除石積流失 二百四十ヶ所 此間數六百廿間餘

一 矢出澤川筋

川除石積流失 三十五ヶ所 此間數三百五十間

一 川中島川筋

川除石積 五ヶ所 此間數三百廿間

田方用水堰土手流失 二十三ヶ所 此間數八百廿間

田方用水堰手破損所 十二ヶ所

大小橋用水門流失 九ヶ所

道 路

北上州往來道缺崩 二ヶ所 此間數六十間

松本往來道缺崩 十八ヶ所 此間數二百八十間

稻荷山道缺崩 一ヶ所

此間數三十間

(松平家日乗)

永正年間の千曲  
川洪水

小縣郡年表に、中之條村神職上條氏の書ニ云、永正四年八月二日千曲川洪水、國賀崎より尼ヶ下切込み、諏訪部郷中千曲川となる、此より宮川上へ上り、諏訪部は宮より上へ上る、同小牧へ上り諏訪形に分る、とある。「宮川上へ上り」を宮は按するに諏訪部の村社なるべく、其社矢出澤川の上に移りたるものか、「諏訪部は宮より上へ上る」を諏訪部は字古やしきより今の地に移るか、「小牧へ上り」は河原に在

りし小牧も諏訪部の如く今的小牧村の地の高みに上るを云ふが、「諏訪形に分る」は小牧村と別村になるを云ふかと註し、按に此書闕文あるか、其章を成さざれども上に注する如く見る時は、諏訪郷の聚落、此時諏訪形、小牧と三分し別邑となり、各所に移りしと云の大意を知るべし。諏訪部古屋敷は全く千曲川水中に没し、其後時として川南となることありとぞ。

今上田城址南崖下の地に小牧の分地々籍がある故、参考として此所に載せて置く。

蛭澤、矢出澤、  
出水被害

蛭澤、矢出澤、二川の洪水被害

元祿十一年七月十四日、蛭澤川出水、土橋五右衛門南方の石垣崩ること三間半、茂助居家も崩ること至つた。此時小金澤も出水、畑に押し流れ大害を被むりし所もあつた。

享保六年閏七月十六日、晝四ツ時午前十時より大雨、同夜九ツ時時頃蛭澤川常水に増すこと一丈五尺。辨天橋詰より水押上り、原町と堺町との小路へ押出し、御使者宿宮下兵右衛門裏の土壠、八間崩れ、裏へ水流れ出し、中村七助の裏手より、居宅台所へ水押入り、是又表へ流れ出し、七助より兵右衛門迄、東側の分は不<sub>レ</sub>残居宅へ水押込み、床の上迄上つた處も多かつた。原町紺屋喜兵衛前より、堺町迄一町余の所は、水の深き所は、一尺より二尺五寸程もあり、河と成つて大手の堀に流込んだ。

此蛭澤川には、所々に水門を設けありしが、其等の水門は、皆大切に繩にて繋ぎ置いたのであるが殆んど皆流失した。鍛冶町横町間の橋は、流失はしなかつたが、其橋の前後横町鍛冶町兩方へ、橋詰から水が押上げて、半町程の處は、居宅中へ水が入り、水の深さは一尺乃至一尺五寸もあつた。蛭澤川端の石垣崩れは、中村七助三間、平左衛門二間、又七五間半粧室家二ツ崩、忠助四間半、長三郎七間、木町吉左衛門八間柳町傳兵衛一間半。此時矢出澤も亦出水、海禪寺前の橋、紺屋町八幡前の橋は流失した。此時兩間屋より藩に上申した注進書はよく事狀を盡して居る故に記して置く。

原町一町餘深さ  
の河となる  
一尺二尺五寸

一丑閏七月十六日晝四ツ時より大雨同夜九ツ時蛭澤川、常の水に、一丈五尺満水仕、辨天の橋詰より水押上り、原町と境町との小路へ押出し、御使者宿官下兵右衛門裏土塀八間崩れ、裏へ水流れ出し、問屋助右衛門、中村七助の小路よりも、水押出し、中村七助の裏手より居宅臺所へ水入、是又表へ流れ出し、其外七助より兵衛門迄東側の分は、不レ残居宅へ水押込み、床上へ上りし所も多く御座候。原町、紺屋喜、兵衛前より堺町迄、一町餘の處深さ一尺より二尺五寸も御座候。川に成り、大手御堀へ流れ込み申候。辨天裏の水門損じ候も流れ不レ申候、原町下裏の水門流れ申候、原町土橋裏の水門流れ申候、木町口土橋裏の水門流れ申候、柳町在分裏水門流れ申候。右は水門隨分大切に繋ぎ置申候へども、俄水にて流れ申候。鍛冶町横町境の橋損じ申候得共落ち不レ申候、橋の前後横町鍛冶町共に、橋詰より水上り申候て、牛町程の處家内へ水入り申候。水の深さ一尺より一尺五寸程も御座候。大工町袋町境の橋落ち申候。辨天前の橋損じ候へども落ち不レ申候。原町裏自分橋の内、又兵衛橋、孫助橋、九郎左衛門の橋、伊八の橋、彦兵衛何れも落ち申候。但在分と出合の橋に御座候。紺屋町へ用水に取り申候どひ落ち申候。紺屋町八幡前の橋落ち申候。原町中村七助川端の石垣三間崩れ申候。原町又七川端の粧室家二ツ外に石垣五間半崩れ申候。原町忠助川端の石垣四間半崩れ申候。原町長三郎川端の石垣七間崩れ申候。木町吉左衛門川端の石垣八間崩れ申候。柳町傳兵衛川端の石垣九尺崩れ申候。

右之通吟味仕御注進申上候 以上

丑閏七月十八日

問屋 太郎 兵衛  
同 助 右衛門

享保十三年出水  
矢出澤川

享保十三年八月三日より十三日迄雨天、十三日朝より大雨。此時には、矢出澤川も蛭澤川も出水、向源寺、八幡前、海禪寺前の橋々も落ち、高橋の南の詰石垣が崩れ、馬の通行は不可能と成つた。

此出水の時は、千曲川も洪水で、諏訪部橋詰に在つた、茶屋十助の家も流れ、御園の舟小屋も、舟も

流れる、と云ふ有様であつた。

寶曆七年出水

矢出澤川  
虚空藏澤  
小金澤

寶曆七年四月廿三日より廿八日迄少雨、廿八日より五月六日迄、晝夜大雨降りつゞき、諏訪部橋も、加賀川橋も、川久保橋も落ち、通行一時に絶へると云ふ、有様であつた。又上田北方の水害も甚しく、小金澤の出水は、大輪寺河原に押し出し、矢出澤川も出水、紺屋町八幡下町裏は、長五十間横二間余缺け落ち、又虚空藏澤も押出して、鹽尻畠十二俵蔵の地、皆砂入りとなり、其他砂入の所尠くなかつた。

享和二年六月二十九日、夜中大風雨。矢出澤川出水、柳町、海禪寺前の橋落つ。

享和三年六月三日、晝八ツ時半より雷雨強く、矢出澤川大出水、七ツ時の頃、長島の一本松橋先づ落ち、瓦焼、大輪寺前橋、海禪寺前、八幡前、鎌原、西脇、新町、高橋、都て十二橋悉く流失。河岸の車屋は、皆水に没し、僅かに家根が見へる程であり。河岸の石垣は過半崩れ、物置小屋など、流失したもの多かつた。此洪水の時、海禪寺の橋へ、上より流れ來りし小家が懸り、其爲めに水が溢流して、茶屋町北側は、床上迄水が浸き、橋の木などが町へ流れ出し、ゆる木三間ばかりの木一本留つた。小宮山瀧兵衛の宅は、裏から水が押し上り、すり臼が臺處から、表の町へ流れ出て、茶屋町で留つたと云ふ、向側圓成寺外圍に、植え置きし木は、不レ残流れた。其内に橋が流れたので、漸く水は引けた。此際芳泉寺持田地も、欠け損すること多かつた。

此矢出澤出水で、橋落ち通路絶えた爲め、三日の夜は大輪寺に、宿泊を餘儀なくされた者、三四十人も有つた。

天保十三年蛭澤川矢出澤川洪水被害

一居家  
表口六間四尺  
裏行三十四間五尺

但床上へ悪水一尺二三寸程押上

柳町小宮山瀧兵衛

右裏行三十四間五尺の内、土蔵物置都合六ヶ處、矢出澤出水にて、何れも二三尺宛悪水押込み、高堀

等押倒し、水油二駄程、味噌醤油薪炭不レ残流失仕、何程と申儀既と相知れ不レ申候其他小道具品々流失仕、土砂家屋へ押込、追々取片付候得共御見分の通り當分の住居も出來兼候

一水車家  
長六間半  
横三間半

右 同人

但不レ残流失仕賃挽搗に參り居候穀物類凡百二、三十俵程流失仕帳面押埋候ニ付石高既と相分り不

レ申候

一居家  
表口三間二尺  
裏行三十四間三尺

但床上二尺程惡水押揚疊十疊余味噌醤油鍋釜其他小道具類風呂桶迄流失仕裏の方物置一ヶ處雪隠

三ヶ處高堀押倒し土砂居家に押込追々片付候ヘども御見分之適當分住居も出來兼候

一居家裏の方より惡水二尺程床上に押揚繭一本程木綿縞四反流失仕候

同町 源兵衛

一右同斷床上惡水五寸程押揚醬油二樽小麦二、三束流失仕候

同町 櫻井長隆

一右同斷床上に惡水五寸程押揚單物一枚小麦三束薪數不知流失

同町 祐助

一右同斷床上に惡水五寸程押揚

同町 寅之助

一右同斷

同町 忠助

一居家表口より惡水押込臺處へ流入水深き一尺七寸余床上に二寸余押揚裏の方御堀端塗屋の

中へ水押入壁打破御堀へ落水仕候

原町 西側茂 八

一右同斷惡水押入臺處流れに相成水深一尺七寸余床上二寸余押揚御堀端塗屋中に押込石垣九

尺余崩る右崩口より俵入の蠟屑其他繩筵等押流し御堀に落水仕候

同町 米藏

一右同斷惡水押込深一尺五寸程床上に三寸程押揚御堀端石垣上板堀三尺程破り御堀の方に落

水仕候

一右同斷惡水一尺五寸余床上に三寸程押揚御堀端板堀拔石垣一丈余崩る

同町 佐吉

同町 宮島文右衛門

一右同斷 床上三寸程押揚る 長谷川武右衛門  
一右同斷 宮下兵右衛門 同 同 同 同 同 同 同  
一居家表裏より床上三寸程押上る 才三郎  
一右同斷 床上五寸程 藏入彌兵衛  
一右同斷 一寸余 塩入彌兵衛  
一右同斷 上花岡長五郎  
一右同斷 権右衛門  
一右同斷 同 勘兵衛  
一右同斷 同 同  
一右同斷 同 傳次郎  
以上五十二人 吉右衛門

此外廳入喜三郎長屋六人中村清兵衛長屋十人、才兵衛借屋五人。伊藤條助、八幡祐吉、瀧澤爲三郎  
半田茂兵衛、太右衛門、伊藤武助。紺屋町喜十、金澤新左衛門

去十日大雨出水にて私共居家床上迄悪水押揚所々損候段、町役人より御届申上候ニ付、場處御見分被  
成ニ御出ニ御尋ニ御座候

此段私共儀大雨故、銘々宅に罷在候處七ツ時午後四時前頃、矢出澤川強く押出し柳町紺屋町の方、前書之  
通水押に罷成間も無く、蛭澤川水押に罷成り漸く取凌一時程の間にて、兩川共引水に相成候得共、御  
見分の通床上迄水押揚り候分は、今以て疊引込候様にも不ニ相成ニ、床上迄悪水押上水車屋其他流失の  
所々も有レ之、石垣等も所々崩れ候程の儀に候得者、家内の者怪我等は無レ之哉の御尋に御座候處、大  
水ニ付銘々親類之者并に手寄之者、追々集り防き吳れ怪我人等無ニ御座候

右御尋ニ付銘々申上候通少しも相違無御座候

天保十三年六月

右名前連名印

石川百助殿  
岡本傳兵衛殿

次に町役人連署の奥書あり

(原町問屋日記)

此口上書は、天保十三年六月、蛭澤川、矢出澤川、洪水の時、町役人の状況報告書に依り、藩當局役人實地検分の折、被害者一同にて、其被害程度を陳述したのである。此出水は長雨の爲めでは無く、六月十日八ツ時午後過頃より、俄に一天搔き曇り、雷鳴強烈暫くして電をも交へた、益を覆へす如き豪雨凡そ半時ばかり、今の一時間ばかり降り續いた、其結果此大洪水を來たしたのである。

成澤寛經の著「百合さゝめごと」に、蛭澤の流は、昔時紺屋町の南側裏を北流して、玄佐山の方に至つた。此天保十三年の洪水の時には、此古河道を押し流れたと云ふて居る。或は然ありしかと思はれる。

安政四年出水矢

出澤川

安政四年五月二十七日八ツ時午後過頃より、大風雹交りの雷雨降りしきり、矢出澤出水、幸町新小路等の橋は落ち、上流長島あたりの水車の流失もあり、柳町小宮山瀧兵衛持の水車屋は、二尺程も水押揚り海禪寺前の橋の、北側の石垣崩れなどした。此川の水幾分引け氣味となりし時、蛭澤川増水辨天前に濁水押し上げ、水先は上町石橋邊まで来るやうに成り、市郎右衛門利兵衛宅なぞは水侵となつた。

安政六年七月廿五日明け方より大雨、五ツ時より蛭澤川出水、妙光寺裏より水押上り流れ出し、馬士小路など一面の水となり、原町問屋裏土藏も二寸程も水浸きと成つた。

此時には千曲川上流は、降雨一層激しかりしと見え、川上より人家の流れ来るものもあつた程で、上田邊は前川千曲川一面となり河沿ひの田畠の押流された所甚多かつた。

慶應出水

慶應元年閏五月十七日、蛭澤、矢出澤も出水、蛭澤は辨天前より押入り、御使者宿宮下兵右衛門所にては、御使者の間疊壁等損害を被る程であつた。又矢出澤川は河岸川除石積流失二百四十ヶ所、延長間數千二百四十間に及んだ。

小金澤  
慶應四年八月八日、小金澤出水矢出澤坂へ押出し、三尺あまり一帯に埋まり、海禪寺前の橋の下、僅三尺程に成つた。

以上は町間屋日記載する所の、蛭澤、矢出澤、小金澤等の水害である。此中に就て、享和三年度、天保十三年度に於ける被害状況等は、後世治水施設に付き大に参考とすべきであらう。

## 第二節 氣象變調及落雷

氣候温

享保十二年は寒中好天氣打續き、雪も雨も少しも降らず近年に無き温氣にて、硯石の水の氷つたのは唯僅かに二た朝のみで、河の水には氷の張つたことは見なかつたと云ふ。問屋日記

氣候冷  
同十八年八月五日朝より氣温下り綿入を着る程で、九日には冷氣加はり綿入の重ね着を爲るやうに成り、十二十三十四日頃には採暖を望むに至り、近年に無い冷氣であつた。

同十九年三月五日四ツ時前初雷があり續いて雷雨、六日の夜雨降り氣温俄に降り人々綿入を着るやうに成り、八日には大暴風雨、十一日に地震あり、十二日より十三日迄降雨山々には降雪があつた。

氣溫冷  
落雷  
寶曆八年五月より日々雷鳴雨雷、鹽田邊は落雷怪我人も多かつた、廿五日には上田城内秋和邊に諸所に落雷があり、六月に入りても日々の雷鳴鳩まさりし故、藩は上下一統のために、雷除の祈禱を横町宗吽寺に命じて執行させた。

安永八年七月二十一日七ツ半時雷鳴おびたゞしく、空一面疊り大豪雨雹交り暴風にて、秋和村の西杉原邊より、秋和村生塚村鎌原村、別けても紺屋町八幡裏大星房山沖等は、被害最も著しく、烟草、豆、

大降雹

蕎麥其外畊作物は、雹の爲めに打たれて皆無の慘状を呈し、前代未聞の事と云はるる程であつた。被害は山口天王沖あたりは、頗る甚大であつたが、少し距つた蛇澤長島などは、差したこと無く、上沖下沖常田下河原方面は、殆んど無難であつた。二十三日迄雨が小止みなく降り續いたが其夕刻は天空一面黄色となり、人々不安の念に包まれたが、其夜から天氣は晴と成つた。上田藩は此時幕府より金三千兩を借りて救濟修復の料とした。前述の如く被害地域を詳細に記したのは、夏季氣象變調研究の一資料としてである。

文政二年六月十三日、晝八ツ半時より雷鳴はじまり、其内に天地も震動するばかり鳴り渡り、上田屋形前なる車坂の、家中屋敷に落雷出火せしが、此時雷雨降り來たりしので、焼失一軒のみで鎮火した。

落雷

降電

文化七年四月十七日暮れ時より、雷鳴豪雨降雹猛烈で、桑麥其他の諸作物悉く打たれて、用立たぬやうに成り、往來には雹の積ること、四五寸より七八寸で、四日間程は消えなかつた。其雹の大きさは團子の位であつた。上田近邊で被害の甚しかつたのは、河向ふでは中之條、河の此方では、下河原、常田房山より原村に及んだ。原町問屋日記

大暴風雨

安政三年八月廿六日稀な大暴風雨で、人家の屋根は吹むくられる、大きな木は吹き倒される。神川は洪水で神川橋は落ちて往來留となり、三日目で漸く蓮臺渡で越すことが出来るやうに成つた。原町問屋

日記

元治元年は上田地方氣温低く、普通の氣候ならば此地方は、春の彼岸には四方の山々は、鹿の兒雪と稱へて、残雪斑らに消え残るのであるが、此年には四月十四日の夏季に入つても猶山々は眞白で、強い降霜があり、桑葉は皆枯死すると云ふ有様であつた。又八月には大暴風雨其れに雹も加つたので、田畠の被害は甚大であった。依て上田藩にては其被害の殊に甚しかつた村々には、用捨米を申付けた、上田

暴風降雨

原村に米二百五十俵、同村原田冲二十五俵、小牧村穀十一俵、諫訪形村穀百二十六俵、御所村穀三十七俵  
築地村穀九十五俵、下深井村米五十九俵、下吉田村米六十八俵、下青木村米百十九俵、上青木村米九十  
二俵、中吉田村米百七十六俵、大屋村米八十三俵。此用捨米の多寡は被害程度推量の一資料となる。  
小縣郡年表松平家日乗

慶應二年八月八日非常なる暴風雨、殊に河西方面浦野組は尤猛烈で、屋根瓦が秋の木葉の如く飛び、  
人々之れ百年來未曾有の大風であると、噂し合つた程であつた。

### 第三節 火 災

享保の大火

享保十五年十月八日、上田町に未曾有の大火があつた。此大火少し前、横町の屋根に、  
犬が登つた事があり、人々皆珍しい不思議な事とし、之れ不吉の前兆ではあるまいか、などゝ噂する者  
もあつた。日ならずして十月八日夕暮少し過ぐる頃、横町善兵衛の所から出火し、折悪しく其時東南の  
風が烈しかつたので、火消人夫の必死の消防も、其詮無く、横町、海野町、七十一軒、原町、三十五軒、貸家、三  
十九軒を焼失し、原町、妙光寺、牢屋及家中屋敷二軒、焼失した。原町は東側は問屋助右衛門西側は文七所  
が、焼き止まりであつた。

藩の救助

此大火災に就き、藩は類焼者救助として、米三百俵、松木一万本を給與した。又此時在分左の組々は  
九・十・十一日の三日間、跡火の消防及灰片付に人足を出して、大に盡力する所があつた。

各組の跡火の消  
方灰片付の助力の消

十月九日 一入足八十人 國分寺組

三百二十七人 鹽尻組

同百八十九人 浦野組

六十八人 國分寺組

鹽尻組

同八十五人 小泉組

鹽尻組

火 灾

焼失家數

十月十一日 一入足 二百人 鹽田組

同一百九十一人 小泉組

十月十一日 一入足 二百人 鹽田組

寶曆の常田火事

寶曆四年正月二十五日、常田村助六の家より出火し、大宮神主川上播磨の屋敷まで十六戸類焼し、頗る大火であつた。問屋日記

田町火事

同 七年十二月廿日の夜、下田町桶屋甚兵衛方より出火、南側は興助長屋一軒残り、北側は東の方三軒を残したのみで、兩側悉く焼失した。此時には風烈しくは無かつたが、水の手の便悪しく、遂に此大火と成つたのである。問屋日記

藩の救助

同 十三年正月柳町左分平吉方より出火、家數八軒を焼失した。此時藩は米四俵松木百本を給恤した。

文化の瓦焼火事

文化七年三月二十三日の夜、房山村瓦燒龍寶院の隣家より出火、折柄東北風烈しく、瓦燒全部兩側類焼、朝五ツ前漸く鎮火した。中々の大火灾で、本百姓七十軒、貸家二十軒、全焼し、半焼五十八軒に及んだ。問屋日記

小縣郡年表

同 十二年四月二十一日、晝八ツ時過ぐる頃、鷹匠町梅戸仁左衛門方より出火。折柄の烈風に火勢猛烈となり、鷹匠町兩側全部類焼。其より御馬屋長屋、御馬屋裏全焼、屋形も既に危かりしが、町方火消残らず駆け詰めて、防火に勉めたので纔に類焼を免れた。御馬屋裏より御茶屋まで焼き拂つた猛火は新参町の學校に飛び火して、新参町北側に及び、暮れ時に至て鎮火した。焼失籠敷は六十三戸、焼失した場處小路々々までの延長を合する時は、約五十町にも及ぶだらうと謂はれた。此時は非常の烈風で、諸方に飛火するので、海野町なども大に警戒し、光照院へは横町の消防人夫が取り詰めて、萬一の時は御尊牌を持出す準備をなし、海野町なる高札は許可を得て、取外して置いたと云ふ程であつた。火元の梅戸氏は失火に恐懼諱慎して、金二十両を工面し、罹災者に見舞として、贈つたとの事である。

文政の火災

小縣郡年表

文政八年四月三日七ツ時前大番所向の久松主馬方より出火、町火消の駆け付けた時分には、既に火が

一面に廻り、手の施しやうも無かつた。此時にも強風で、彼方此方に飛火するので、二ノ丸内に消防人足を詰させ、警戒する事を奉行より命じて其手筈を爲た。此時片平町は飛火の爲に、五軒焼失して、漸く鎮火したのである。

## 玄三山火事

同九年二月十九日玄三佐山家中長屋より出火し、此時には風が烈しかつたのみでなく、風向きが變つたので、紺屋町にも飛火し、消防方非常に困難なりしが、町方火消人夫の働きと、紺屋町の北側に、町並より餘程引き込んで居た、二軒の家があり、又其所に塗家瓦葺の家があつたので、其所で延焼を喰止める事が出来たのである。原町問屋日記

日輪寺觀音堂焼  
く  
同十年十一月五日、宵六ツ半時頃、横町日輪寺の觀音堂が焼け、火が庚申堂、子安堂、當田分の物置まで移つた。依て建物を打毀はして漸く、其所で火を留めた。其時庚申堂東の楓の大木の枝に、火が焼え付き、龍こしで火を消さうとしたが、樹が高いので水が届かない。けれども燃えて居るのを捨て置くのは不安心である、依て御作事から木挽職を借りて、其木を伐り倒した。此火事の時、日輪寺の觀音堂安置の觀音像も、焼失し終つたといふ風聞があつたので、日輪寺では、大至急二間四方程の假家を造り、其所で同月二十三日臨時開帳を執行した。

弘化の火災  
房山火事

丸山忠右衛門持ちの、長屋から出火し、配當家辨財、天堂燒失、其他鄉藏隣りの長屋も焼け失せた。  
同月十一日夜明八ツ時踏入村南側金兵衛宅より出火、北側に焼け移り、兩側で五軒焼失した。

五月二十七日曉八ツ時頃、西脇向源寺前益之助持の、明長屋より出火、南側に燃え移り、二十軒焼失した。

## した。

## 屋形の火事

屋形の火事、松平氏の領主時代に、藩公住居の館があつた。享保と寛政とであつた。

## 享保の屋形火事

享保十五年十二月二十五日曉六ツ時上田侯居館燒失す、是れ君侯遊興に耽らるるの致す所と流傳すと

寛政屋形火事

小縣郡年表に載て居り、師岡史料には、二十五日卯之上刻、屋形御臺所より出火、辰中刻迄に屋形残らず焼失し、藩公始め皆御茶屋に立退き、正月に至り御茶屋手狭に付、藩公は横田地邸に夫人は師岡邸に移つたとある。

寛政元年閏六月十四日、夕七ツ時屋形内より出火、大書院あたりより出火と見え、町分火消の者駆け付けし頃は、表玄關に火先が見えるやうに成て居り、火消の者は止むを得ず、裏門より入つて、建物の屋根に登り消防に勉めたが、此時風烈しく、火災猛烈に吹き煽られ、到底屋根上に留て居る事は出来なかつた。表門の番所其裏の建物も、焼失すると云ふ、有様であつたので、役人達は、せめて一ヶ所位は何所か、残るやうにとの下知であつた。依て裏門脇の番所と其側に在つた炭小屋へ、鍛治町の火消を登らせて、漸く防ぎ留めさせた。此二ヶ所と、先に最早火の防ぎ様なしと見極めた時、目塗りを爲て置いた土蔵だけ焼け失せたは、無事であつた。此火事の時水の手が充分で無く、消防意の如くならなかつたので、役人の許を得て裏門の所に堰を堀り、渾の水を引て来て、其水で漸く火を消すことが出来たと云ふ。出火の時夕飯の済んだ者は、十中の一二人位で、他は皆夕食前の火消人夫であつたに拘らず、翌朝四ツ時頃迄働いたのは、能く勉めたものと謂はねばならぬ。

此時の飛火の爲めに廐一棟も焼失した。

此屋形再建築は、一年後の寛政二年七月、普請竣工、九日に門開の式が舉げられ、入初は布施新兵衛夫妻であった。問屋日記  
師岡史料

表門も焼失した事は、昭和十二年表門修繕の節、其建材の一剖に書き記されてあつた文字を發見したので、明確となつた。

第四節 凶 作

## 寛永の凶作

寛永十九年凶作、上田領收納額凡十二萬俵の所、此年は凡そ九萬三千俵で、平年收納の約四分の一弱。數十年來の凶作と云はれた程であつた。此年別所大湯の民十九軒、逃散したのは此凶荒の爲めかとの說もある。(小縣郡年表)

## 延寶の凶作

延寶二年凶作、三年に至り米穀不足して、飢餓に陥るもの多く、佐久地方には、野蒜を探りて鹽に和し、木ノ芽草ノ根を取りて食するものあるに至つた。仙石氏は從來納租、穀納は一俵六斗とし、米納ならば米三斗九升なりしを、此飢饉の翌年、米納三斗八升一俵と改めた。或は前年凶作飢饉の時、小縣郡平井寺村今富士山村の一區の林德右衛門といへる人、從來の摺法を改めて貰ひたいと度々歎願して屈せず、遂に強訴者と断ぜられて、死罪申付けられた。此事あつて摺法六分五りが六分三りに減ぜられたものかと思はれる。上田領内の者、此減納になつた事を喜んで、上納減の権を林家に贈らうと評議したが、官を憚つて果さなかつたといふ話は、此事實を裏書するものであらう。

## 元祿の凶作

元祿十二年大風被害甚大、秋に至り穀稔らず。同十三年秋又稔らず、米價貴く餓に苦しむ者あり。房山村の忠右衛門が賑救の徳を施し、飢餓の人々を助けたのは、此の凶荒の際であつた。

## 寶永六年の旱魃

寶永六年旱魃、上田領三萬八千石の損毛があつた。

## 正徳の大風損害

正徳四年大風の損害にて、上田領二萬二千石の收入を減じた。

## 享保八年の霜害

享保八年八月廿五日夜大風廿六日朝大霜此霜害の爲め大豆蕷麥稻に被害多く米價大に騰る。

## 享保十七年凶作

寶暦九年日照つゞきにて、麥作殆んど見込み無しとの事であつたから、上田藩にては、六月初め在分

へ御領内御救として、人足千人を興へるから、今の内に木ノ芽、菜類、獨活、蕨、田螺、草の根何にても、食べ得られる物は採集して圍ひ置き、麥の取入れが無い爲めに、食料欠乏して飢餓に苦しむ者の救と

藩何にても食し得らるるものを探集せしむ

も致すべしと申渡し、其翌日町分へも麥作の違つた上は、飢人の出來せぬとも限らぬ故、此節油斷無く草木の芽若葉小魚田螺、草の根根何にても食べ得られる物は採集して、此を町役人の所に預り置き、萬一餓にせまる者の出來た時の、救助の資と爲すやう心掛けよ、依て兩町へ人足百人宛の扶持米を下げ渡す、猶あとは増人足を出して、可レ成餘分に取り集めて置くやうにと申渡した。此時在分では、御趣旨は難有が、何れ程の御救にも成るまじと噂し合ひ、又町分では増し人足まで出して、木ノ芽や、田螺、小魚など取り集めて、町方の者は採る事も不案内であるから、人足賃程の收穫もあるか何うか疑はしい、其費用で雜穀なりとも買調へて置く方が宜しからうなど噂し合つたとの事である。下情に通じない役人仕事は大概此様なものが多い。

旱魃凶作

同十一年旱魃凶作、秋の取り入れ半毛に及ばなかつた。

同十二年五月廿日に至るまで、先月の廿一日より少しも雨降らなかつた。其爲めに、上田邊では常田裏は植付も出來ず、在方田植も難儀の處多く、麥も違作、折角蒔いた大小豆は枯れ果て、茄子煙草の植付も出來ず、故に小作畠も小作人より、地主に追々戻すものがあるやうに成つた。依て藩では五月廿日前山村の前山寺に命じて、雨乞祈禱をさせた。

明和七年旱魃凶作  
當時の上田町中  
の申合はせ

明和七年旱魃、國分寺組、鹽田組、浦野組、小泉組等、田の植付の出來なかつた所甚多く、大豆の取込も見込少なに成つた。依て此年閏六月に、上田惣町中一統申合せて、左の如き儉約ヶ條を定めて實行した。

一二日に一度づゝ雜炊を給へ可レ申候

但家内上下とも 尤鹽菜

一晉信贈答堅く無用

但親類共堅無用御家中御出入の方へさいゑん物にても無用

一諸振舞は勿論親類出合夏ほうとう堅無用

但親類分之方へ、麥粉等遣し候儀無用

一祈禱仕候事家内切にて輕く可レ仕候。親類を招き候間敷候

一町方一向市立不レ申、諸方旱損多く、此以後彌市盛に成間敷候、二季取集め彌無ニ覺束一候。申迄も無レ之候得共貸しだをれ無レ之様心掛け可レ有レ之事。

一大豆次第に高直拂底、味噌仕入難成候間、粥之節鹽を用る味噌用申間敷候事

一當時麥も有レ之候得共、益後過候はゞ不足とも相見候。兎角喰延ばし候工夫專一に候

一右之通りの時節に候へば、遊興は勿論心得可レ有レ之事

一兼々被<sup>レ</sup>仰出<sup>レ</sup>候通儉約相用可レ申事

一店にて碁将棋無用之事

一町中吉凶之節附届不レ致不レ叶儀は、町役人迄相達し差圖を請くべし。私に取計申間敷事

一近頃子供街頭に相集り、針打又は萬力の様なる者を拵へ、せり合取り合騒敷相聞候。其親々急度相糾じ、右之類取上げ、夜に入り候て遊びに出し申間敷事

一右之通秋作取付申候迄互に申合相守可レ申、其外々存付候儀有レ之候ハゞ無ニ遠慮可レ申間敷候何分及<sup>ニ</sup>相談一候。

天明飢饉

天明年間ほど、連年氣候も不順であり、又天變地異の多かつた事は、蓋し稀であらう。隨て凶作飢饉の有様は、東は陸奥、出羽から西は琉球に至るまで、日本全國飢饉を見ざる無く、たゞ之れなかりしは備荒倉庫の制を立てて、三ヶ年間の糧を貯へて置いた米澤藩主上杉治憲、白河藩主松平定信の、封内のみであつたと謂はれる程であつた。

幕府<sup>一</sup>蘿餅<sup>一</sup>の製方書<sup>一</sup>

幕府が蘿餅製方書を、幕府領内の代官に頒けて、管内庶民に教示させたのは、天明三年九月の事であ

る。

### 藁餅の製方書

一先づ生藁を凡半日間水に浸し、能々砂を洗ひ落し穂は去り、根元の方より細かに剝み、之を蒸して干上げ、又之を炒り磨にて細末にいたし候、右藁の粉一升に米の粉二合程入れ、水にて捏ね合はせ餅の様になし、之を蒸すか又は茹<sup>ゆ</sup>で、鹽或は味噌を付けて食事に致候事

又米の粉の代りに、葛の粉蕨の粉或は小麥粉を交ぜるもよしとす。

此製方書は上田領へも傳はつて、皆知つて居たやうである。此年の飢饉には、藩より町分救助として金廿七兩を下げ渡した。

此十二月には

上田藩寡の餅搗  
を止む

一當暮餅搗之義無用ニ可致候  
但し飾り致度者は、餅屋へ頼み候ハ勝手たるべき事

といふ觸が出た。

天明三年には、町分の穀屋が他處に米を賣拂ふ時は、其事を會所に届け出て指圖を受くべき旨を申渡したが、其後年々の凶作で諸方米穀拂底に成つたので、米の買メなどして、其を他領に賣拂ふやうな者も追々出來たので、藩は此を嚴禁し若し之を見附けて届出た者には、其米の内から賞與する所ありとして、賞を懸けて見附けさせる事にした。

米買メ他領賣拂  
嚴禁

一此間町方の中にて米の買メいたし他領に差出し賣拂候者有レ之候趣相聞候。右牴之義堅く令ニ停止ニ候依レ之一村切村役人より此段村中一統に申聞、他ニ差出不レ申様得と可ニ申渡ニ候。然る上萬一相背密に差出候様之義有レ之候ハマ急度答可ニ申付ニ候條、一村切に右改方之者兩三人ヅ、申付置、村切ニ他ニ差出候義無<sup>レ</sup>之哉見廻り、自然見當リ候ハマ、其者を早々村役人方に相届候様得と可ニ申付ニ

尤米附出候處を見届候者に、其米の内可レ被ニ下置候、但見廻りの者に限らず、見留候者へ其米の内可レ被ニ下置候間、いづれも心付候様ニ可レ致候事一無據義ニ而他に差出度儀有レ之候ハマ、其旨書付を以て相願可レ申事

右之通一統相守心得違無レ之様村役人共精々取計可レ申候事

九月

(海野町問屋日記)

天明五年 救恤

天明五已年に入り上田領分も、益々食に究する者多く出づるやうに成り、藩では領分救恤として、金五百兩を下げ與へた。上田町分は其十分一即ち五十兩割り向けられた。

天保飢饉

四年の凶作

天保四年氣候不順凶作、八月頃になり秋作の豊凶如何を憂慮し、米價奔騰、然かも在分よりの出來米無く、町分に在つては既に飯米にも究する者あるに至り、藩に乞ふて城米の拂下を出願して許可せられ、飯米に差支難澁の者は、兩町問屋に願ひ出でゝ通帳を申受け、然る後買ひ求むることにした。

其分量は

大人一日 白米三合 七歳以下一日 白米一合五勺

と定め、救恤の趣旨に由り、時の相場より百文に付一合安に賣拂ふことシ、

白米は一度に二百文分に限り 玄米ならば十日分迄 穀問屋と相對にて、買請けることが出来る事にした。

藩に於ては救恤を行ふと同時に、來年の秋作取入れまで食ひつき、飢餓に及ぶこと無きやうにする爲を策す  
藩米の食延ばし

め。

一、醫師、儒者、神道者、易者、按摩、植木賣、庭作、書畫師、角力、活花師等にて、以前より町分に居住せし者は格別、逗留者は皆立ち去らせ

二、家中はじめ一統心掛け、一日に一度づゝなりとも粥食をなし、其外雜穀等の粗食に依り可レ成丈一日一度は粥食

飯米食ひ延ばす事に意を用ゐる。

菓子製造の禁

三、菓子屋に於て米を用ひて菓子を製造するは勿論、粟稗麥大豆小豆等何にても、菓子を作ることは、相成らぬ。

酒造差留

四、凶作に就き酒造一切差止め

といふ事をして、出来得るだけ米穀消費を防ぎ、來秋の收穫まで、取續き得られるやうにと注意した。救恤の際には富力を取調べ三等とし、中の部には飯米に差支の者へは、百文に付一合安に賣り渡し、下の部には救與することにした。此時如何なる者を上の部とし、如何なるものを下の部としたかといふに

御教米取扱心得

一、去ル寅年御取集金調達致置候者、并召使有レ之者、又は職人向にて内弟子有レ之或は職人抱置、其外產物改所改の者、町役人不レ残、此分は上の部に立、右の外にて鰥寡孤獨廢疾の類、極々究民者、下の部に附け、餘は不レ殘中の部に立つ。

上の部

此分夫食に差支候者へは、時の相場にて一日大人一人前三合七歳、以下は一合五勺當りに御拂被レ成候事

但寺社山伏醫者の類、施物藥禮等差當り手に入兼候て、夫食に差支候分ハ、上の部に差加ヘ取扱可レ申事

一中の部

此分夫食に差支候者へハ、百文ニ付一合安にて前同斷の割合に御拂被レ下、尤右之内にも代錢差支買求兼候者も有レ之候ハマ、手稼の品何にても代料に積り引替可レ遣候事

中之部

下之部

但引替の品取扱方の儀は、追而可レ及ミ差圖一候間、町役人に預置可レ申候  
一下の部

此分一人一斗五升宛、七歳以下ハ右半數の割合を以て、御救被レ下候、尤此者共の儀ハ御差圖有レ之  
候間、其旨相心得可申候

但右三等共米麥等分ニ交せ合せ取扱可レ申事

天保五年には、先づ四年に菓子屋に菓子製造中止を命じ置きしが、此年は小麥の收穫ありし故、麥菓  
子のみは平年の半分程、製造しても差支無いと申渡した。之に據て考へると、昨四年よりは幾分穀物の  
收穫があつたと思はれるが、此年も先づ以て、凶作と云ふ程では無かつた、位の所であつたらうと思は  
れる。(原町問屋日記)

天保六年は昨五年、十月頃より、此年の二月頃迄雨無く、七月再度の大風雨あり、八月冷氣霜を見るに  
至り、秋毛の收穫も大に減じ、損毛三萬石以上に及んだ。

天保七年の飢饉、天保四年の凶作後、五年六年共米穀よく稔らず、世上追々穀類不足勝になり來りし  
所、七年に大凶作であつた上、此年の飢饉は世の中殆んど一休で、到る處餓莩を見ざるは無しと云ふ有  
様であつた。

天保七年の氣候  
此天保七年は、五月から日々曇り勝にて、良位より冷風吹き來り氣候二月頃の如く、又大雨洪水もあり、暑中單衣を着たるは僅に二日のみ、といふ變調の氣候。五穀登らず天下一般に凶作、就中關東尤も甚  
しく、江戸の如きは飢餓頻死の者、途に盈つと云ふ状況で、水戸齊昭登營の途すがら餓死者を見て、歸  
邸の後心懶まず有司を召して、我が封内餓死する者ありやを聞ふた。對て曰ふ、未だ之れなきも米穀は  
日に缺乏するに至り、臣等今後を憂慮しつゝありと、齊昭曰く、米穀全く盡きて飢うるに至るは止むを  
得ずとするも、一方に富める者米穀を貯へ乍ら、一方に貧民の餓に死する者あるが如きは、政事の悪し

水戸領一人の餓死者をも出さ  
仁孝天皇大廟に  
祈年し給ふ

きに由るとして、親書を郡奉行に下して、意を用ひて事に當らしめ、遂に水戸領内一人の餓死者をも出さなかつたといふ事は此年であり。仁孝天皇は天下の飢を患へさせ給ひ、奉幣使を伊勢大廟に遣はし、祈年し給ひしも此年であつた。(小日本農史)

上田領に於ても凶作の爲め、損毛高五萬石にも及んだと云ふ。

凶作に對しての上田藩の處置

天保七年は氣候不順であつたので、藩は秋作の凶荒を慮り、五月十七日

飯米の喰ひ延べ  
を講ず

當春以來氣候不順に有レ之候へば、當秋作如何有レ之候哉難レ斗、若し不熟の節は、御公務を始め御家中御扶持并御領民御救の御手當等、上にも甚御心痛被思召候、此段掛り御役人の内をも被召呼候

一日一度づゝ粥食

程の義にも候へば、御家中一統も此節より心掛、一日に一度づゝなりとも粥にても給、其外にも面々

了簡にて、成丈飯米給延候得者、自然融通に相成候、左候へば御手當の一筋にも相成候間、面々其旨

心掛可<sub>レ</sub>被申候

但組支配有レ之面々は是又可<sub>レ</sub>被申候

と家中の者に諭達して、一日一度づゝにても粥食として、飯米の喰延を圖るべきを命じ、又町在に對しても、既に家中に此趣を達したる事を傳へ、食用に供すべき品は粗末に爲ざる事、且飯米に取交ぜ物をして、幾分なりとも飯米減少を防ぐやう注意を與へ、同時に病老者或は病幼扶養を要すべき者、及日雇稼等も出來難き体で、家財着物等賣拂ひ其日を暮す程の難澁者には、手當すべきを以て町村役人は、充分穿鑿して申出づべきを命じた。

猶家中の者に對しては、九月十六日に、今年の秋は當領分凶作、又近領も同様凶作の爲め、自然に人氣も不穏となり、種々の風聞も聞える、萬一惡黨共が徒黨一揆を起し、入込むが如きことあらんも計り難い。故に右様の時は時宜に依り、家中の者十五歳以上の子弟は、急に固めも申付くる事も有る。故に

其旨を承知して、達しの有り次第、銘々得物を携へ屋形に參集すべきを命じた。十月十一日には家中一同を屋形に呼び出し、藩公自ら文政八年の囚作に多分の損毛があり、又其後度々物入の事がありて、勝手向追々不廻りに成つた上、天保四年以來達作打續き、收納は多分に減少、其上領分内人民救助などの爲め、段々借財が嵩み、此節に至ては大造な借財と成り、暮し方非常に窮迫して居る。然るに當秋又々甚しい囚作で、家中の扶持より領分人民の救助迄、莫大の費用を要する次第である、此方の仕方が行届かぬ所がある故とは存するも、如何に此處を取凌ぐべきか思案に及ば無い。若し銘々存付きし事あらば、遠慮なく申出て貰ひたい。右申述ぶる状態である故に、自分手許をはじめ思ひ切つて儉約を爲る依て我心痛を察して、家中の者も嚴敷儉約し、上下一致して取凌ぐやうと申諭し、同時に家老藤井三郎左衛門をして、此趣旨を演説して其意を徹底せしめ、且勝手不足の現状を知らしむるため、次の書付を示した。

一當秋米納漸四千六百俵程、畑方金納に相成候分凡そ九千八百俵餘に有之候處、京都、江戸、上田惣渡米四萬六千五百俵程、御領民飢餓不致様御手當凡一萬二千俵程、上之御分量始、京都、江戸、上田、御雜用、御家中御給金等合て八千九百兩餘無レ之候ては不ニ相成ニ候。此餘元よりの御借財夥敷事に候

此時家中一同は恐察の上御請をした。

同月廿九日四ツ時、再び家中一同を屋形に集め、藩主自ら、先達申聞けた通り勝手向は用途甚だ多く借財も夥敷増加した其上に、當年の囚作收納米はいたく減少し、勝手向取凌ぐ手段も無い。故に自分費用を始め、尊父附け米近親附け米をも出來るだけ減ずる。依て家中の者共も難義氣の毒と思ふも、此所三ヶ年の間止むを得ず、面扶持申付ける。右の通り難澁の時節故、皆申合はせて質素に心懸け取凌ぐべきと諭告した。此時藤井家老は此趣意を演説し同時に

面扶持渡方

雜用銀

一七歳以上面扶持。七歳以下は半扶持被下候事  
一知行無足金給之面々十月迄渡物之義は追而取調の上相渡候事  
一面扶持に付、雜用銀之義は月々相渡候事

と申渡し、家中一同御請した。此時の雜用銀の定額は

人別銀 一人に付五分づゝ

格式銀 御家老 六十匁 御中老より大寄合迄 三十六匁 御物頭より獨禮席迄 廿七匁 寄合席より御醫師迄 十八匁 但無足之御醫師 中之間席より中小性迄十二匁 御詰並御徒士 六匁 坊主より

小頭格迄二匁 組支配 一匁

右夫々隠居部屋住は半數之事

天保七年十月八日上田町米大豆相場書

天保七年の上田

町米豆の値段

米 上米兩に四斗四升 中米同五斗二升 下米同六斗  
大豆 上兩に八斗七升 中同九斗二升 下同一石三斗

凶作飢饉の世相の一として見るべき者に次の如き事がある。此年十月十三日の原町間屋日記中に「先達奥筋より米大豆小豆麥等參り候へども、戸倉別して坂木宿六ヶ敷、尤通すまじきと限候義にも無レ之、夫食に差支候に付買請度旨申、外荷物に紛らし持參候者まで相改候間、奥筋より取寄候事も出來兼、一同難儀致候處、十日郡奉行彦坂三郎兵衛様、中之條に御出掛合被成候由に候」とある。之れは上田まで附け通す筈の荷物でも、其が穀物類であれば、途中食べる物の無い人達が寄り集つて、無理にも買ひ請けたいと要請し、他品の荷物と紛らして附け通す時は、其荷物を改めた上買受けたいと要求したのである。食物皆無で餓鬼に陥れる慘状は、實に憐むべきものであつたのである。此年の九月、北上州吾妻郡の羽倉外記代官所内の、田代村、大笛村、干俣村、門貝村、大前村。山本大膳代官所内の狩岩村、鎌原

北上州の諸村穀物融通を懇請す

村。太田主殿知行所内の西久保村、赤羽根村。榎原甚之丞知行所内の中居屋村の十ヶ村、名主組頭百姓代の連署を以て、上田領主宛に願書を差出し、究狀を訴へて穀物の融通方を懇請した。之に對し上田藩は

直に洗馬組割番久保清左衛門、北澤文七の兩人を上田に呼び出し、上州居残の總代と會見せしめ、平素此方面と懇意なる人々で、大小豆など取調べ、融通の出來る限り先方の便宜を計るべしと申聞かせ、猶本年の秋作の見通しも付かぬ故、餘分に遣はす事は出來兼ねる旨を、先方惣代の者に斷り、且洗馬組役人にも注意する所があつた。此當時の上田領の狀態では、此取計は餘程同情ある仕方と謂ふべきであらう。

藩主救恤

米穀買入れ

藩主忠優は九月廿一日より十月十三日に至る迄、領分内々を廻廻し、七十歳以上の老人には米一斗及極難暮兼ねる者には一日米一合一勺、七歳以下の者には一合宛を給與することとした。十一月に至り上田兩町へ、錢十貫文鹽一俵づゝを極難者救助として給與した。十二月廿三日大宮、八幡、稻荷、御鎮守、眞田白山權現、下之郷明神に、五穀豊熟並疫病除の祈願を爲さしめ、御札を領内に頒つた。

米穀買入れ

諸社新願

米穀買入れ

上田藩の凶作豫想に關して講じたる諸手段

米穀買入れの方  
法大麥買入れ

大麥買入れの方

天保七年は氣候不順であつたので、秋作取入れも大に減すべは、疑ふ餘地も無かつた。依て藩では幕府より、當年の酒造は參分の二を減じて、參分の一造るべし、と觸れ達したるも米穀拂底なるが故に、上田領は酒造一切相成らぬと申渡し、又米穀を以て製造する菓子は、此後差圖あるまで製造見合はすべきを達して、米穀の消費を防ぎ、又在中に於ては葛蕨の根等採り集めて、之を郷倉に貯積し置くを命じ町方には手透きの者は、此種の効を爲し又昆布あらめの類其外何よりも、夫食の助と成る品は、之を貯藏し置くべきを命じた。

米穀の買入れの事に就ても大に意を用ひ、米買入れには越後方面に向て人を派し、又大麥は上州伊勢、

崎小(木)暮安兵衛より、一千俵一兩に付、一石四斗、倉ヶ野渡にて買入るゝ事とした。此時町分では麥三百二十俵買入れた旨願出で、右代内金として兩町合て百十兩上納し、残は益後に上納する事として買めた。越後米買入れに付、町分の望を申出づべき沙汰の有つた時、海野町分四百俵、原町分六百七十俵、合計千百七十俵を申込んだ。此時越後米買入の命を受け、越後國蒲原郡茨曾根村に赴いた人の書狀は、當時の状況を見る屈竟の資料となる故に、次に載する事とする。

乍レ恐口上書

買入れに赴きし者  
八木の書狀  
八木剛助の書を  
差出し關根分介  
に懇願す

領主の配慮の有  
様を説く

一此度私共儀不<sub>ミ</sub>存寄<sub>ニ</sub>蒙<sub>ニ</sub>御内命<sub>ニ</sub>越後表へ出立仕候處、道中大風雨にて漸く去十日、村上領蒲原郡茨曾根大庄屋關根分介方へ到着仕、則同人へ八木様御書面を差出し、其上始末方相頼候處、當年柄中々以米穀取扱之儀は、甚六ヶ敷趣相斷申候、依<sub>レ</sub>之兩人無<sub>レ</sub>據旅宿へ引取手段を廻し、分介別家達太郎並書役勝手方引受の役入郷藏右兩人を引廻し、連年の違作にて領主より米穀の御手當多分に御下<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候處、別て當年及<sub>ニ</sub>飢餓百姓一同、村々庄屋迄も取續方の手段難澁可<sub>レ</sub>仕趣御賢察被<sub>レ</sub>成、領主御自身御順村被<sub>レ</sub>遊村々極難の者、并七十歳以上之者へ厚き御意被<sub>ニ</sub>下置<sub>ニ</sub>其上俵數にて多分被<sub>ニ</sub>下置<sub>ニ</sub>尙此上及<sub>ニ</sub>飢餓候者之れ有り候はゞ、其筋役人へ相頼候はゞ、夫々御手當も被<sub>ニ</sub>成下候趣被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>ニ</sub>候儀など、悉く右兩人へ相噛し、何分にも此段分介殿相すがりくれ候様言を盡し相頼、此段聞入吳れ不<sub>レ</sub>申候はゞ、私共兩人歸國不<sub>レ</sub>仕趣、且上田領民相救被<sub>レ</sub>吳候場合にも相當候に付、幾重にも此趣被<sub>ニ</sub>聞入<sub>ニ</sub>、俱々相頼吳候様精々相頼、其上兩人にて分介廣間に必死の覺悟にて控居、萬一此儀聞入吳れ不<sub>レ</sub>申候はゞ、決候に付、一萬俵之儀は無<sub>ニ</sub>相違<sub>ニ</sub>買<sub>ニ</sub>請候趣返答仕候、此段乍レ恐御安心被<sub>ニ</sub>成下置<sub>ニ</sub>候様奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候。且分介儀心附申聞候は、私共兩人止宿の儀、自分宅にては配下の庄屋共、出入も多分有<sub>レ</sub>之候得ば、手

分介上田領主  
仁慈に感じ  
米融通を諾す

代郷藏と申者方に密々止宿仕候様申吳候、此節奥州大名諸家様より、數多役人出張米價引上候に付必一大事の儀に付、私共儀は軍學馬術のしらべに參候ものと披露申置候間、左様之心得にて暫米穀買入之儀などは、不知風俗にて兵術取調に詰られ候躰にて、玄關より直々應對の間へ通り密談いたし候様申聞候

一八木様より被仰聞候信濃川通船にて引上候儀は、此節より寒氣にかゝり手間取れ可レ申候間、地蔵堂より三里寺泊迄馬繼、寺泊より磯づたへにて今町へ、積出し候方可レ然趣對談仕候

一分介申候には、此節津留被仰付候に付、買入方之儀は一萬俵は配下にて出來可レ仕候得共、御急の儀故米穀積出し候て差支御座候ては、上田様御外聞にも相拘り私實心も空敷相成候ては、後悔千萬に御座候へば、早速江戸表に被仰越夫々御斷被成下候儀專一に存候様、相心附吳れ申候

新潟湊 長岡様。寺泊浦 桑名様。今町湊 高田様。

右御三家へ津出の儀、御掛合萬一違亂之義も御座候はゞ、御公儀に御願被成候得ば、已年先例も有レ之候間、早速御觸も可レ有レ之趣申吳候

一一萬俵之外御入用も候はゞ、御隣領迄も手入可レ仕候間、是又左之通御缺合被成候様申聞候

米買入之儀御缺合 村松様 與板様 長岡様 新發田様

右御領内へ手入仕候はゞ、此上手段も可レ有レ之の趣申聞候

一前書之始末に御座候得者、御家中様より別に御下り被成候ては目立候て、却て分介斗略も空しく相成可レ申哉に申候、御含被レ遊可レ被レ下候

一江戸表之御缺合御取急被レ遊、御兩人御下り被レ下候得ば、私共兩人之内一人宛缺廻り、會所へ出張貰目相改送り積候様、此義も右様に相談仕置候

一彌々荷物積出し候節は、嚴重成義可然赴分介申候

分介注意を與ふ

御舟印

陸送り立繪符

小繪符之儀は持參之外は、此方にて相仕立可レ申候間、御焼印八木様御出立の後に候はゞ、小池太左衛門へ御渡し可レ被レ下候

高帳 六帳但地藏堂 寺泊 今町

一表物拵方之儀舟積之節、二重表今町より又筵包三重に致し候方、可レ然様申候

一今町着岸之上者、宿々へ御足輕にても御付け被ミ下置候様奉ニ願上一度候、尤此儀は追々御注進可レ奉ニ申上候

一村上領城米値段之儀、十一月下旬入札にて相場相立申候由、尤假値段は近々相定候由、四斗二升入にて多分十俵位と申事に御座候、尤極上米に御座候由、右之振合にて金子御送り被レ遊可レ被レ下候、手付金として三分一位も、早速太左衛門に御渡し被成一度、尤道中物騒に御座候間、御旗衆御添御送り可レ被レ下候、尤御時節柄奉ニ恐察ニ候得共、跡金之儀は追々先方へ相渡し可レ申趣相談可ニ仕置候

一海草之儀も出雲崎へ手を廻し置申候、是も佐渡へ申越候はゞ、不レ依ニ多少手に入可レ申趣に御座候、未た是は碇とは申上兼候

一米價高下を申居候ては、一切手に入申間敷様子に御座候間、先々右様つなぎ置申候

右之趣以ニ飛札ニ御注進奉ニ申上候 以上

十月十二日曉

(私註、書狀中の八木様は八木剛助である)

御勘定御奉行様

乍レ恐追口上書

泰 助  
小池新重郎

海草も手を廻し  
て多少手に入るる  
べし

一今十二日五ツ時半分介又々心附候義は、新潟湊にて入役出役共に百兩に付、一兩宛湊役、平年一石に付一兩宛の所、當秋は一石に付、十兩にて出帆致候事

一寺泊浦は入役出役なし、沖役右之振合に可レ有レ候事

一新潟湊増役を以て究民之救手當に致候、然る處御公儀様へ直に御願不レ申候ては、御領主様限りにては御内分御承知は有レ之間敷と被レ存候、右は已年秋田庄内南部津輕御買上米御缺合之節、右之通に御座候て、出帆差支に相成候儀有レ之候由に御座候、御公儀様迄是非御願無レ之候ては、六ヶ敷様子に御座候

一舟印 凡四十本程外に海上船印十本程

一藏本前井川岸場に入用之のぼり十本、但し小幅にて長六七尺  
一米代金之儀は、今朝分介に談候處、半金程は是非急々御送り被レ下候様、吳々申候、御時節柄奉ニ恐察一候得共、此儀御取急御送り金奉ニ願上候

右之段乍レ恐追口上書を以御注進奉ニ申上ニ候以上

十月十二日四ツ半時

小池 泰 助

御勘定御奉行様

關根分介の注意  
此後十月十四日に、關根分介考案の、高田、榎原侯に蒲原郡茨曾根村關根分介より、米一萬俵買入れ置きしも、雪道にも成り輸送困難なるが故に、米三四千俵程時借り致したいと歎願せしならば、出來難い事では無からうと思ふ、さすれば、上田表記附け送るにも甚だ便利好く、且日數も要しないと云ふ事を泰助、新十郎の兩名より、上田勘定奉行に通知し其一考を求め、同時に分介方へ渡すべき米代金、一日も早く送られたき旨申來つた。

關根との交渉破談となる

又此後十一月十六日の夜、泰助より勘定奉行宛に差し立てた書面の中に、「八木様御下向日々御申上候所、一切御沙汰無し御案事申上候、小池太左衛門歸國仕候ても、今以て一切金子到着不レ仕、關根分介方も御上納下タ米にて、村々五百俵三百俵づゝ相拂、金納に致し候儀に付、着金無し之無レ據、破談に相成申候。羽州上ノ山御領、當國三島郡七日市村大庄屋山田權左衛門にも、及ニ相談置候得共、御金子到着無レ之候ては、碇と取かトり候義も相成不レ申。前文申上候通り何卒一刻も早く、御便り到着之程奉侍上候、私共儀節角相談仕候ても、御金子到着無レ之故、破談相成誠に此上も無き心痛仕候。」などあれば、此時米買入れに骨折つた、泰助新十郎等の奔走盡力は多大なるものありしは、前記の消息に依て察する事が出来る。けれども米一萬俵買入れの内入金、僅か三十五兩のみにては賣主の不満は勿論、其より一ヶ月後に至るも、後金が到着しないので、遂に兩人の盡力も水泡に歸し、破談と成つたと思はれる。

三條町にて米買入れ相談

此後に一旦歸國した小池太左衛門は、田子宗助と共に越後三條町に赴いて、其所の米商米屋八郎次、小川屋吉兵衛に交渉し、米二千俵を買入るゝ事を約束した。(田子氏史料)

買入米代金内金證文

米代内金證文

一下タ米 貳千俵也 但四斗三升入重皮

直段

代金

内金三百兩只今受取

右之通御備米御買上に付、此度私共兩人に被ニ仰付、前書俵辻隨に御請申上候處實正に御座候。請取渡之儀は來三四兩月中、追々無ニ差支ニ差上可レ申候。尤其節相場相立残金御濟可レ被レ下候定、爲レ念御買

米高引受内金請取證文依て如件

天保八辰年正月廿三日

越後國蒲原郡三條町米賣主 米屋 八郎次印

同斷口入證人 小川屋吉兵衛印

堤 萬五郎印

信州上田 小池太左衛門殿

田子 宗助殿

(田子氏史料)

米屋八郎治上田  
商人との談合を  
望む

に依て明瞭である。此約定の後二月米屋八郎次は、自身三條町より信州上田まで出懸けて來た。此米屋八郎治と云ふは、一代の間に身上を捨てて、三條町四人の米商中第一人者と成つた程あつて、取引上に就ても用意周到で、二月中旬上田に參着した後、米買方の上田の様子を觀察したる後藩勘定奉行に向ひ、商人と話し合つた上、望となれば米二千俵程も、商談に應じても宜しいが、御家人方では相談は出來兼ねる由を申出た。其所で勘定奉行は兩間屋を呼び出し、町内の身元相應の者を選び、其者をして仲に取り入り米買入の世話をすべしと申付けた。兩間屋は相談人選の上、海野町白木屋嘉右衛門、原町島田萬助、鹽入喜三郎の三人然るべしと推舉した。此三名は八郎治に面會米買入の事に就て、種々談合して一千俵の外、猶二千俵直様出荷せんことを申込んだ、然るに米賣主は自分一人で無く、猶外にある故に、今直に此所で取極は困難の旨を述べたので、三人は藩より越後出張を命ぜられ、八郎治と同道三條に赴く事と成つた。此時買入米の値段は、四斗二升入拾兩に九俵二分の、割合と云ふことであつた。領民御救米買入方御用を申付けられた三人へは、兩間屋より米代に就ての證文を遣し、兩間屋方へは藩より損毛に成らぬ様、證文を出す事と成り、三人の者は安心して出立した。其時藩當局より兩間屋に出した證文は

領民御救米買入  
れ御用

藩御用達三人に  
保證を與ふ

相渡置證書之事

去る已年以來連年違作之處、去申年田畠共格別凶作に依て、御領内米穀少く小民可レ及ニ困究ニ哉に付

海野町　土屋嘉右衛門

原町　島田万助  
鹽入喜三郎

右三人之者に御領民御手當米買入方御用達被仰付候間、他處より米穀買入御用次第可レ爲差出候、尤御用米御下ダ金可レ有レ之、万一御下金相滯候はゞ、町方直上納米五百石餘の金納、當西七月より以來年々暮七月金納取集候はゞ、御用米代返済相濟候迄、前書三人に割渡聊迷惑損毛不レ排様可致、自然御役人轉役有レ之候共、書面之通違變有レ之間敷候。爲後日證書仍而如件

天保八丁酉年二月

鹽尻組國分寺組御代官　濱口十左衛門

御勘定奉行　佐々木競

出役　木村新助

町奉行　鈴木定右衛門

海野町原町　問屋年寄共

表書之通相違無レ之者也

久松主馬

在府　藤井三郎左衛門

(原町問屋日記)

藩では、曩に飯米量の減少を防ぐ注意を達したが、其後町在に向て穀類食物の残り物を、乞食物貰等に與ふることなきを命じ、又ひしきを安値にて、藩勘定所より賣り下ぐる事など盡力せしが、十一月には救荒鄙諭所載の藁餅蕨粉等の製法、未だ精しからざる所ありとて、改めて其製法を記るして領内に頒ち、餓を凌ぐ一方法とせしめた。其製法は次の如し。

藁餅製法

藁餅蕨粉等の製法を教へ食料の不足を補はしむ

一 薺元手一束の内、さやをとり中抜薺に致し長一分程に切り、よく／＼日に乾し石臼にて挽き、毛篩にてふるひ取又細かなる絹篩にてふるひ、切薺一升より一番粉三合程を取り、又絹篩上の處石臼にて挽二番粉を取り是は味あしく、一番粉荒きは粉少し、篩荒きは味あし。

右篩がらを二夜水に浸し置き、能くもみて水を絹篩にてこし、器に入れて休め置、上水すみたる時上水を捨て、新水を入れ能く交ぜて休め置、又水すみたる時捨て、新水を入れ替へ、右の如くいたすこと三四度、其後沈み候時、日にほし粉を取り、此時至て味よし。

一 薺一束より一番粉三升程取れる。

### 薺餅煉方

#### 同煉方

一 右の粉を水にてしめし、大豆粒の如く致し餅米に交ぜ、常の餅の如くふかし、臼にて搗き用う。味は餅米の多少によりて、善惡は段々なり。

一 薺粉斗熱湯にて煉り、餅の如く丸るめ、小豆きな粉等を附けてもよし。其外焼餅團子には、常のしるな粉の如く煉り用う。

一 蕎麥の替りに用ゐるには、右薺の粉一升に小麦粉五合蕺の粉五合を入れ、絹篩にてふるひかへし、熱湯にて煉り常の蕎麥の如くに致す。

但蕺の粉除き候ても出來候得共、それにては出來あしく味わるし。

天明年中蕺餅を食ひ候者、ふくれ病を煩ひ候由に候得共、製方に念を入れ、あくを除き候へば決してさわり無<sup>レ</sup>之。

### 蕺粉製法

蕺の根を取土を洗ひ、立臼にて能く搗き。其根を三尺丸程の束にし、水一石程にて能くもみ出し、其水を半切の上に笊を置てこし、又麻袋にてこし、右半切へ一ぱい蕺ごものふたを致し、一日一夜休め

### 蕺粉製法

上水能くすみたる時分、之をこぼし、沈みたる白水を小桶に移し又ふたを致し、上水の澄みたる所を段々こぼし、桶底の大抵堅くなりたる時、上下の黒き所を鐵べらのやうなる物にて、割り分てよし。又絞りがらを不レ残水にひたし、藁灰水にて二日程あくを抜き、其れを細かに刻み能く乾かして、石臼にて挽き篩にてふるひ、上中下の粉共分けて用てよし。此年は山野の別なく、草木の根莖、芽葉實など何にても、苟も食料と成るものは、悉く採り盡されたと云ふことである。以て飢饉の度を察することが出来る。

天保七年の大凶作の結果は、翌八年に至て米穀の不足は愈甚しく、上田地方も大飢饉の状に陥つた。天保八年の飢饉

此年五月十一日、家中一同を屋形内の大廣間に呼び集め、久松主馬より、「去秋の大違作に依り、據なぐ面扶持迄仰せ付けられたが、此節に至り家中扶持米雜用金、及領分内御手當米等差支へる状態となり別紙に書き示す通り、御勝手向取凌ぎ方極々御究迫であるので、此節銘々の御扶持米の内聊かにても貯があり、其を賣拂ふならば、外所へ出すことなく御藏拂に致すやう、且米穀拂底の時節である故に、何れも勝手向充分儉約致すやう」一同に申渡し、同時に藩公よりの左の書付、及び別紙を一覽せしめた。

此度一同に申達候通、御勝手向御究迫の場に相成、米穀之義も別紙帳面之通にて、多分御買入無レ之候ては不<sub>レ</sub>行渡<sub>レ</sub>候處、此節當所まで追々附込候も有<sub>レ</sub>之其上、上にも厚く御世話も被<sub>ニ</sub>成下<sub>レ</sub>候得共、路中不<sub>ニ</sub>果<sub>ニ</sub>敷<sub>ニ</sub>取向之程<sub>ニ</sub>と不<sub>ニ</sub>相知<sub>ニ</sub>何分手薄に相成候故、無<sub>レ</sub>據當月は、四合扶持の割合を以て米渡に致し、一合分は代金にて御渡被<sub>レ</sub>下候間、其心得を以て如何様にも可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>取凌<sub>レ</sub>候。尤追々金子御才覺も出來候て、米御買入も有<sub>レ</sub>之候義に付、米到着次第第五合扶持に御渡し可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>成下<sub>レ</sub>候此旨相心得可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候。

藩の入用米金借

別紙 當五月より十月迄御入用米金并新古御借財取調帳の寫

上田御米積

第二紀 第二篇 四 作

- 一米五千七百五十俵 御膳米御家中之飯米五月より十月迄  
 一米千八百五一俵餘 麦作取入まで御救向追々御下げ残  
 一米 三百七十俵 村々追願御救御拂米并駄貢米  
 一米五千三百八十五俵 組々より兼て御買入米願高  
 残三千七百四十八俵 此米可下ヶ分
- 合米一萬千七百十九俵 御米御入用高  
 内
- 三百十五俵 四月渡殘御藏有米
- 千四十九俵 御買入米御藏入之分
- 三百四十一俵 去冬御藏詰納殘
- 殘一萬十四俵
- 此處へ
- 一米三百八十二俵 越後表より八木剛助手御買入當節追々着荷仕候分  
 一米三十六俵 飯島甚兵衛被召遣松代にて御買入
- 一凡米三百六十俵 寺島兵藏手御買入當節追々着荷仕候分
- 一米百俵 倉ヶ野御買入
- 一米五百俵 樹谷にて石川本次郎手御買入
- 一米二千四百六十俵 三條にて手塚村太左衛門御所村宗助并御用達町人共手御買入  
 メ三千八百三十八俵 代金済居候分
- 外

千五百俵餘 所々御買入之内滯居候分

猶殘米六千百七十六俵 此米御買入に可ニ相成二分

此代金八千八百二十三兩程 但十兩ニ付七俵積り

一金千六百兩 右御買入米藏放し川下ゲ藏敷津出し瀬取小揚兩度俵直し兩度并下駄賃上船賃金出役路用旅籠等諸入用大積

合金一萬四百二十三兩

江戸御買入米積

一米三千百五十俵 御家中渡米六月より十月迄御入用

此代金三千五百七十兩 平均兩に三斗積

一米千〇二十四俵 前同斷五月分迄御買入米代當月晦日拂之筈

此代金千二百四十二兩三分餘

メ金四千八百十二兩二分

上田江戸合 金一萬五千二百三十五兩三分

御米代御入用

五月より十月迄之處五月七日皆濟三度の御物成米金納并先月無盡御取番之金子にて御入箇之口々御分料御參府御入用を始方々様御附米上田江戸御家中渡物其外諸御入用在中非常御手當等凡積差引候處

一金千兩餘 上田御入用御不足

一同五千五百兩 江戸御入用御不足

惣メ金二萬千七百兩餘御不足高

外に

金七萬六千八百五十四兩三分銀八匁八厘五毛 上田表新古惣御借財

一金五千八十五兩一步 上田表去冬分當春迄口々當分御借入金

一金七萬八千百八十九兩二分二朱銀七分九厘四毛 江戸表惣借財

メ金十六萬兩餘御借財高

猶此時には、家中の人遣の人数を減じ、御家老若黨共に三人以下皆減員し、然も正人遣でなければ、其だけの給扶持は渡さぬ事と定めた。又婚禮葬禮の節別段御取替米も減少し、且諸役所勤切の節に仕出しされないので、日戻りの出役には自分辨當持參とするなど、諸事皆切り詰て取計ふことにした。

同年六月朔日には左の如く申渡して、米の消費を防いだ。

米拂底に付當月より麥相交り、御渡被下候段被仰出候事

但麥二合五勺米二合五勺。合て五合之割合之事

持米麥取交ぜ面扶

以上は師岡史料中「忠優公御代天保丙申年御領分凶作に付諸被仰出控并面扶持被仰付候ニ付諸色被仰付候書附其外被仰付候類留置控同八丁酉被仰出控」に據て記述したのであるが、此當時の上田藩の究状を

充分に察知することが出来ると思ふ。かゝる財政難の中にも、領内究民の救濟に留意して、上田領内一人の餓死者を出さざりしは、領主として能く其職を盡したものと謂ふべきである。然るに此天保飢饉の際、不徳義の行爲として、藩より嚴重な戒告を受けたのは、水車渡世の者にして、當然の春減<sup>春き</sup>の外に、米穀を窃取する不正行爲であつた。

上田領中一死の餓死者無し

安政五年の凶作

上田領安政五年には春以來氣候不順、田植の済んだ頃より毎日の雨天冷氣勝で稻毛の發育が甚だ不良で秋の取入れを心配して居たが幸に土用に入てよりは快晴の日が續き稻作も幾分立て直つた處七月下旬に大風雨があり被害多く、上田領の損毛高は一萬三百餘石に達した松平家。

地異

第五節 地異 地震、火山

元祿十六年

元祿十六年十一月二十二日上田地方強震あり、所々破損の所多く、鹽田下之郷潰れ家八軒馬一疋死し保野村二軒下本郷一軒あつた。

寶永四年  
中町分で三百七十軒崩れ又松本城下でも被害が頗る大きかつたと云ふ。

同六年  
正徳四年

正徳四年三月十五日地震があつた。此時松代では強震あり善光寺では石塔の全部倒れたと云ふことである。

享保年間の地震

享保四年二月朔日地震あり、稍々強し。

同六年十一月十三日、暮六時地震あり。

享保十年七月七日、晝九時強震あり、其れより夜に入り微震。九日夜又微震あり。

享保十五年十月一日朝四時過迄大霧、七時より雨降り、夜に入り強震あり。

同十九年三月十一日地震あり。

寛延の地震

寛延四年四月廿五日八時強震があり七時又強震、廿六日晝夜度々の微震があり、其より五月七八日頃迄微震がつゞいた。此地震の震源地は、越後高田町附近今町邊の地盤陥落した所に在つたやうである。今其當時の日記を記して参考とする。

高田にてハ町家大方搖り潰し、其上二三ヶ處より火事起り焼け申候由、御城内も餘程家潰れ、御城にても高塀倒れ石垣崩れ申候由。今町は不レ残家潰れ地も餘程裂け砂泥おし出し候由。加賀道筋有間川と申す宿は、山押出し不レ残其所無御座候由、往來の飛脚物語被レ成候、殊更人馬は不レ残死し、かた裂

越後今町土地龜

ちも無御座候由、此節飯山牟禮之邊も家屋餘程潰れ、少々人死も有之候由、高田にては家五千軒程潰れ、亭主之死するもの八百人、其外子供家來の死人委しく相知れ不申候由  
此地震は松代あたりも強震の被害があり、松代城の石垣土手等の崩壊した所渺なからず、町家三軒の倒潰れもあつた程であつた。

寶曆の淺間焼け  
天明三年 浅間山大に焼け、上田地震あり。

天明三年七月八日には、浅間山大爆發の爲めに、上田には震動があつた。

文政十年三月十六日夜明頃地震があつた。其震動の度は五尺桶の酒が少し搖りこぼるゝ程のものであつた。

天保六年七月十九日曉六ツ時地震あり。

弘化四年善光寺大地震當時の上田

弘化四年 善光寺

時善光寺町の家數三千軒と稱せられ、其内潰家二千三百五十軒。震後火災の爲めに焼失せしもの二千九十四軒。善光寺本堂山門、經藏、大勸進等のみは潰倒焼失を免れしも大破損を蒙つた。

死亡者は男女合せて、町家にて一千二百七十五人、參詣他處人凡千二十九人の多數に達し(長野市史)、其慘状は目もあてられぬものであつた。參詣人のかく多かりしは、此年此時恰も善光寺の開帳中であつたので、遠近より善男善女の多數來り集つたからである。

善光寺參詣旅人死者の遺骨は、之を集めて善光寺境内山門内の地に葬つた。上田海野町土屋仁輔は自ら資を投じて、碑を建て、地震の爲めに横死を遂げた人々の冥福を祈らんとて、其事を上田横町同寺覺賢、眞田村白山寺義門とも相談し、房山村橋詰三平、長野町山崎文中等を世話人と賴み、地震横死者追福の爲めに、立派な石塔を震死者埋葬の地に建てた。寛に奇特な美舉として、上田の誇の一とな

(問屋日記)

すべきである。

此石塔には

正面に

地震横死家

向て右に

發願主

當國上田住

土屋仁輔徳昆  
建之

裏面に

世話方

當所長野町

久五郎

石工 吉左衛門

鳶頭 常八

弘化四年歲次丁未

三月二十四日

向て左に

世話人

當國上田眞田村

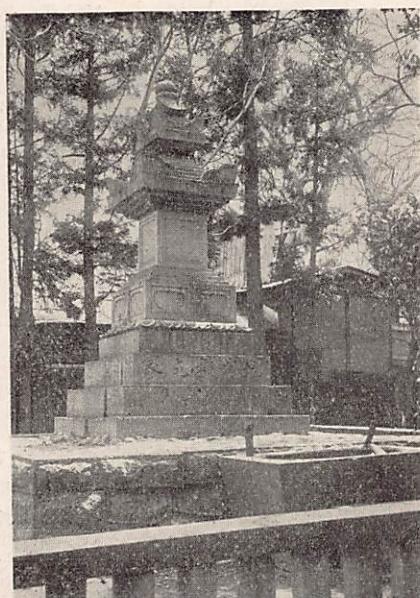
白山寺義門

同 横町

宗吽寺覺賢

當所

山崎文中



地震横死塚

當國上田房山村

橋詰三平

岩倉山の山崩れ  
犀川堰き止められ

此大地震の時、更級郡平林村の岩倉山虛空藏山、三ヶ所の山抜けがあり、其壊崩土砂は押出して、犀川を堰き留めて了つた。故に其所より上流凡十里餘程の間、河水は湛留して其處に細長い湖水が出来せし觀を呈するに至つた。此湛水が決壊して押出す時は、如何なる災害に遭はんも知れぬとて、松代藩に於ては全力を盡し、小松原はじめ所々に堤防を築造し、又一時に潰決せぬ様種々手段を講ぜしも、良案もなく途方に呉れて居た。四月十三日の午後に至り、せぎ留めた山崩一時に崩壊し、湛水は大鳴動をして奔流し、小松原の堤防の如きは瞬時に一蹴され、川中島一面の大洪水となり、震災に引き踵いての此水害慘な目に逢つたのは、川中島地方であつた。

度 上田町の震動程  
上田町の被害

此地震の時上田邊の様子は、稻垣史料は「此大地震の際は、暫時間海上にて難風に遭つた船の如く家が動搖した、驚て戸外に出でんとされど、強く搖りて立つことが出來ない、漸く厭死を免れんと一思に外に飛び出でしに、凡煙草五六服のむ程の間強く震動した。かくて又家の内に入れれば、又々前の如くに搖れしも震動の時間は短かつた。何所の家でも皆戸を明け放して、萬一の時逃げ出るに便にした。明七ツ時頃に至るまでに二、三回程搖れた」とある。今次に原町間屋日記に載つて居る所を記して、其當時の狀況を知る資とする。

(弘化四年) 三月二十四日 天氣

一夜四ツ時頃稀なる大地震、兩度ゆり候に付町方不<sub>レ</sub>残逃出し、町並に庭坪に出居候、其後止切不<sub>レ</sub>申引續地震御座候間、伊勢宮に町中參詣致し、夜八ツ時頃年寄中一同申談じ候て、尙又大星神社に參詣候様、且又火の元第一銘々心附可<sub>レ</sub>申、其上五人程にて町方見廻り候様、肝煎を以て爲<sub>ニ</sub>觸申候。

二十五日晚に至り、續いて搖れ申候。尤間遠に相成候得共相止み不レ申候。其内所々にて壁破れ庇落  
ち居家傾き候。追々風聞有レ之安心難成に付、大星に於て御祈禱致度と申談じ、小野式部殿へ申遣  
し町中參詣候様申付候。

同廿五日 天氣

一朝五ノ時年寄衆糀屋町とも一同、大星に參詣致候、御初穂金百疋持參致候、町中銘々參詣致候  
一御手代中より、地震今以止み不レ申候に付、町内自身番申付候様御達に付、組合一人宛在分世話役呼  
候て、右之趣申聞三人づゝ申談じ候て、町内見廻り候様申聞候。

一晝頃風說には、善光寺稻荷山は家潰れ、其儘燒失致候趣に御座候。

一追々風聞承り候所、先以當地は無難にて仕合の事に候、善光寺參詣の者逃戻り咄候は、御堂は無難に  
候得共山門井に大勸進屋敷坊中、其他町々大半搖り潰し燒失、只今頃は火の手最中に可レ有レ之、死人  
夥敷候由、且又丹波島河水流れ一切留り候て、漸く股位程の水にて越し参り候趣、山中の山押出し留  
切候由に候。

一稻荷山の義は、十七八軒残り其他は不レ殘搖り潰し、燒失の由に候。是は同所の役人御上へ注進に參  
り候と申尊にて候、其所に潰れ燒失の場處有レ之候由。

一町方の者小屋掛け候いたし、引越居候者多分に御座候。土橋邊にては、木屋文三郎の裏に掛け候由、上町  
にては伊勢宮裏に參候由、其他銘々の裏井に夜分表にさし掛け候様申觸候。

一町中今夜火を消し、銘々用心致居候様申觸候。

同廿六日 天氣

一今日も續て地震有レ之候。

一兼子安兵衛母善光寺に參詣致、家屋下に相成死去被レ致候。鎌原村割番林傳右衛門殿實家川中島岡田

村に參り居、厭死被致候風聞の處、怪我のみにて無難歸宅被致候。原町良右衛門善光寺にて、家下に相成候得共、漸く助かり被レ戻候由に御座候。上小路與市人足に頼まれ、同日善光寺へ參り戻り不レ申行方不<sub>レ</sub>相知多分死去と申事に御座候

一同 廿七日 地震相レ之候

一昨夕海野町肝煎參り、鹽尻村出先岩鼻少々崩れ候て、往來止り候由に付、御伺申上候處、今日御普請役様御通行如何哉、坂木宿迄年寄差遣し様子相伺候様被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候間、舍居候様申來候、且又稻荷山村にて未だ届は無<sub>レ</sub>之候へども、夫食に差支候趣に付、白米差送り申度取急の儀に付、白米を町方に穿鑿いたし、町馬を以て通しに遣申度、尤相對賃錢にて宜く候、宿方御繼立差支候はゞ、寄馬願候様被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>候に付、白米差當拾五駄程にて宜しく候由、右は郡御奉行三村傳左衛門様より、太郎兵衛殿へ被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>助右衛門申談取計候様御賴に付、白米并馬とも兩町出し合差遣度由相談に付、承知の挨拶申遣し候

一同 廿八日 折々晏

一此方にて穀屋共呼び、白米有<sub>レ</sub>之や相尋候處、持合無<sub>レ</sub>之と申候に付、何とか致し穿鑿致候てなりとも差出候様精々申付候て、原町八幡傳十郎、水野重造兩人にて三駄 柳町油屋才治在分喜八都合出來候て申出候。合九駄。

一今日白米四駄上より、味噌一駄<sub>メ</sub>五駄差送り候

一奥筋より怪我人宿村送にて、追々人數參り候、歩行にて參り候も多く有<sub>レ</sub>之、猶又林常青様療治に参り候者も數多く有<sub>レ</sub>之候

一鹽田組下之郷、五加、本郷、三ヶ村所々家潰れ有<sub>レ</sub>之候由

一上小路與市善光寺より戻不<sub>レ</sub>申、彌相果候哉に存じ御伺申上候處、書付差出候様御達に付差上候處御

戻し被成、今一應町役人より善光寺に掛合に及び、死體にても有レ之候はゞ、内分引取様被仰聞候得共、此大亂中右躰の儀申遣し候ても、穿鑿可レ届事とは不レ存候間此旨申上候

同 廿九日 天氣暮合曇

一地震相止み不レ申、晝夜共時々有之候。今明け方兩度斗餘程搖り申候に付、又々町方騒しく有レ之候  
一紺屋町八幡に於て、御祈禱致候旨申出候

一朝五ツ時頃川中島戸部村庄屋早打にて、五六人附添御注進に參り候趣、犀川筋水内の橋上之方にて、  
双方より山押出し水湛へ切、當時水百丈餘も可レ之猶追々相増候義に付、萬一一手に水口破れ候へ  
ば大變の儀に付、松代御家老恩田様御出馬にて、近郷の百姓共に被仰付、右切り水落し候様御下、  
知有レ之、戸部村へも御出に付御断申候へども、御聞入無レ之背き候はゞ切捨可レ被成と被申候に付、  
老人足弱の者共は相残り、其外は可、參旨御挨拶申置、逃げ参り候趣且食事にも差支、村方一同必至と  
難澁に付、上田表に御引取可レ被下候様相願候處、早速御聞届有レ之候と申噂に御座候。川中島の者大  
半山に逃げ参居候と申事に御座候

一郡御奉行御代官郷御手代中御徒士目付御先手十五人御醫師兩人、川中島に今日御出役被成候由

一奈良本村小宮と申山抜けいたし候由

一今日七ツ時又候餘程地震有レ之、一統騒ぎ申候

同 四月朔日

一今般地震にて家押潰し、即死又は怪我人等多分有レ之、御奉書の外往來御荷物一切御繼立相成兼候へ  
ば、卒禮宿より神代宿長沼宿とも、同様の趣申來候。左候へば此筋に御乗込御座候とも、御差支難レ  
斗奉レ存候間、諸家様方へ右之段被レ仰上可レ被レ下候。尤何れの宿も御繼立相成兼候義に御座候哉宿  
々懸合の上其宿一同可ニ申上候。此段宿々御達し申度如レ斯御座候 以上

未三月二十九日

福島宿問屋

文 八

川田宿問屋

又右衛門

松代町より先々

御同役中様

尙々當兩宿の義も、今以地震不<sub>ニ</sub>相止<sub>ニ</sub>、其上丹波島川上筋山抜にて當廿四日夕より今以て水浸りに相成居候分、追々押出可<sub>レ</sub>申哉と心得、家財は勿論家主其外男女とも、山野に出居候族も御座候間是又申上候 早々

同 四月二日

一地震數日不<sub>ニ</sub>相止<sub>ニ</sub>此上如何様の天災可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉も難計に付、國家鎮護御領民安穩五穀豐熟の爲め、明日御城下川原に於て、山川祭被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候に付町在の者共、幼少の子供たりとも、見物の爲め罷越候義不<sub>ニ</sub>相成候

右之通町方小前末々迄不<sub>レ</sub>洩様可<sub>ニ</sub>申付<sub>ニ</sub>候  
と大石岩右衛門様より御達あり

同 四月三日

一晝前山の祭晝後川の祭あり神官四人。右御祭相濟候旨被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>ニ</sub>町中に御神酒二樽被<sub>ニ</sub>下置<sub>ニ</sub>、末々迄不<sub>レ</sub>洩様頂戴爲<sub>レ</sub>致商向相休遊び候様被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>ニ</sub>候

同 四月五日

一地震相止み不<sub>レ</sub>申、時々有<sub>レ</sub>之候。今曉五ツ時前兩度は餘程大搖り致、晝過より曇り尙又地震有<sub>レ</sub>之候に付、人々安堵不<sub>レ</sub>致候。夜四ツ時過より雨降り申候  
一三日市米二升上り八斗八升。五日三升上り八斗五升

同 四月七日 天氣

一稻荷山より米三駄送り遣し申候

同 四月八日 天氣夜中雨

一今日も米三駄遣し候

同 四月十三日

一御勘定御奉行大平多喜次様より御使にて、稻荷山行御手當米御尋に付左之通書付差上候

覺

一白米 六駄

一海野町

一味噌 一駄

一原町

一白米 九駄

一海野町

右三月廿七より同廿九日迄に送る

一白米 拾駄

一齋藤曾右衛門

一白米 拾四駄

一荒井又左衛門

右四月二日より同十三日迄に送る

メ白米三十九駄

一味噌 一樽

一味噌 一樽

右之通稻荷山夫食御手當に御座候

一人足 一人四百文 一馬一疋 七百文

右は稻荷山迄御雇賃錢被下置候様仕度奉<sub>レ</sub>存候

未四月

問屋

柳澤太郎兵衛

同 潤澤助右衛門

同 四月十四日 天氣

一十二日頃より山中に水湛へ候處、土尻と申處抜け水押流し候由  
一十三同大湛への所崩れ、川中島一面に押流し、人井に家とも夥敷流れ候風聞有レ之全  
く以て押流し候。南原北原村にて水流れ深さ五尺程。

同 四月十六日 天氣夜中雨

一夜五ツ時過頃物鳴音聞え候得共、何方とも雖レ存候處、今日晝も相聞候由  
一秋和裏に御救小屋出來候て、川中島の者四五十人程參り居り候由

同 四月二十日 天氣夜雨

一地震に付所々井水切れ、并悪水等に相成候趣に付、川堰等へ塵埃捨て不レ申候様、御家中に懸り候堰  
川等別して入念左様の儀無レ之様、棒杭にても相建見苦敷儀無レ之様、惣町中に早々可ニ申付一候  
申達候以上

同 四月廿三日

一地震今に不レ止折々有レ之候

口上書

一白米五拾俵

右は奥筋大地震に付、御領分之内變事極難之村々廣大之御救被成下難レ有義に付、爲冥加ニ有合候  
白米右之通獻上仕度願出候間、此段奉ニ伺上ニ候以上

未四月廿三日

同 四月廿六日

問屋 潤澤助右衛門

一地震に付居宅落壁其外破損所有之候居家大數の事

一同高堺井板堀潰れ候數之事

一土藏物置片底等潰れ大ひゞ入候數之事

一地割又は泥沙吹出變地の場處、有レ之候はゞ間數何間中何寸位何尺程と申義相改可レ申事  
倒樹何本有レ之候や

一井水切れ候ヶ處、井水底變り前々より多く水出候場處も、有レ之候はゞ其數も同様之事  
右は公儀に御届相成候ニ付、間違無レ之様早々取調申出候様御達しに御座候

口上書

田町 淨念寺

右玄關並座敷南北二間東西九尺の處潰申候  
右本堂庫裏高堺共ひゞ入石塔數基倒れ申候

原町 妙光寺

原町 灑澤助右衛門  
宮下兵右衛門  
鹽入喜三郎  
宮下宗兵衛  
伊藤九右衛門  
長谷川武右衛門  
松坂屋定兵衛  
伊藤源七持家  
町田吉五郎持家  
半田儀兵衛持家

右井戸 一切水出不レ申候に付手入致候へども出不レ申候

(以下破損家屋略す)

右地震に付變地損處等御糸に付、相改候處右之通に御座候

未五月

問屋 潤澤助右衛門

(原町問屋日記、稻垣史料)

此地震の被害は上田は幸に歎なかつたが、川中島上田領は地震と犀川の水害とに依て、被害甚大なるものがあつた。上田藩は幕府より地震の被害を調査して、報告すべきを命ぜられ、五月廿一日に差出した。之に據ると上田城廓の破損は

一城櫓傾 二ヶ所

一住居向破損 敷ヶ所

一本丸圍堀傾所々損 二ヶ所

一三之丸構石垣崩

此間數十八間

一同石垣孕 三ヶ所

此外家來居宅大破八軒

(松平日乗)

上田領川中島の  
被害

川、中島、上田領の被害、稻荷山村は寺院民家の倒壊に次で火災起り、其被害は多かつた。此頃善光寺開帳の際であつたので、諸國善男善女の参詣人、此宿に投宿して居た者の慘死したのが甚多かつたと云ふ。けれども犀川暴溢の被害は無かつたのである。岡田村は寶曆年中茶臼山崩壊のことあつてより、地形の變化を來たし、爾來所々に山崩れがあるやうに成り、其爲めに澤々の砂が、夏季雷雨のある度毎に押し出され、其川筋は追々高くなり、動もすれば附近の人家又は田畠へ、砂を押し込むやうに成つた。

故に天保六年には、嶮岨の山畑二百四十餘ヶ所、其外草野山の内へ植樹して木立の山にする計画を實行し、又川々の堤には柳など植えて、暴水の害を防ぐ事に注意したのであるが、此地震で川筋の堤は崩れ、湯澤河の如きは、裂口六尺より一丈餘に及ぶ所もある程で、此川筋以内の者は住居も出来なく成つたと云はれた。加レ之寺院民家の倒壊も中々多く、隨て死人怪我人も尠くは無かつたのである。然し後日の犀川暴水の時には、字築地の邊に浸水家屋が有つたのみであつた。戸部中氷鉋今里の諸村も、潰家半潰其外被害は多かつたが、此等の諸村は松代領内の山中で、大きな山抜の爲めに犀川が堰き止められ、湛水は日に日に其量高まることを聞いて、何時かは其が暴溢して、大洪水となるべきを案じて、山地に避難する者多く、其食糧供給の事も容易で無かつたのであるが、湛水二十日の犀川は四月十三日遂に一時に缺壊して、山の如き水先は犀口近くの彼岸の山崩に激して、松代藩の築いた小松原の堤防を何の氣もなく一蹴して南方平野に切れ込み、今里村の如きは、山中より流れ來た大木や大石の爲に流失したり又破壊した家屋も多かつた。戸部村は全村悉く浸水した。此頃は既に田方植付の季節であつたのに、耕地は殆ど全部砂入となるか、新川に變るの状態であり、幸に此事無かりし田地有るも、用水堰が埋まつて水の通じない者もある、又中には地形の變動より、灌水不能に至つた所もあり、實に悲惨な状態であつた。

(岡田村庄屋口上書)

此地震洪水の難に遭ひ、辛ぶじて一命を助かり逃げ來りし旅人を救助した者、舛屋武平治は、遭難で困つて居る旅人には、無賃で一泊の賄を爲し、醫師高橋俊岱は、丸薬一千帖を施し、芦田佐久助は草鞋二百足、若松屋音作は笠百箇、此外握飯を施した者などあり、此他金穀を施して藩より賞された者多かつた。

上田領分内地震洪水の被害は、上田藩より幕府に差出した取調書、載する所に據れば  
一御高札場潰れ焼失 一ヶ所

但御高札は別條無御座候

上田領分地震被

一潰家

六百六十三軒

一半潰家

百三十六軒

一土藏物置潰

六百七十九軒

一同半潰

五十九軒

一社大破

一ヶ所

一寺院潰

四ヶ寺

一同半潰

一ヶ寺

一堂潰

七ヶ所

一同半潰

二ヶ所

一死人男女合

百九十六人

一怪我人男女合

二百十五人

一旅人死亡

百二十六人

一斃馬

三疋

一流失家

七十二軒

一鄉藏流失

二棟

但先年被仰付候付被圍藏

一土藏物置流失

二百五十九軒

一橋梁流失

二十二ヶ所

一堂流失

一ヶ所

一死人

十八人

一用水壠押埋

數十ヶ所

此間數二萬五千餘間

一山崩

大小十二ヶ所

一往還道崩

五ヶ所

一川除堤崩

數ヶ所

此間數四百間餘

以上の内旅人死亡百二十六人の多數であつたのは、大地震廿四日の夜、稻荷山宿旅舍に宿泊して居た者が多かつたからである。

此灾害に依り、救恤復舊等の資金拜借を、上田藩より幕府に出願した書面は、當時の状況を知る資料となるので左に記す

上田藩拜借金願

私領分信濃國上田去月廿四日夜大地震にて村々人家震潰死人怪我人等數多御座候處、其節山崩にて犀川筋追々湛居候水、去十三日一時ニ押出、更級郡村々水押入家流失溺死人も有レ之、犀川通川除堤を始用水壠筋迄不レ残押流、田畑石砂泥入罷成、田水呑水に差支難澁仕候、然る處右用水壠等者追々申合普請ニ御座候得共、追々家來之者より申上候通、往昔より申傳も無レ之大地震、其上意外之水難にて差向品々多分之物入有レ之、右場所並岡田山砂押之場所、普請難レ及ニ自力ニ不得ニ止事ニ御普請之儀奉レ願置、猶又歎願筋杯申上候者、如何にも奉ニ斟酌ニ候得共、此度地震之儀ハ場所ニ寄輕重者有レ之候得共、城内を始領分一圓之痛にて、潰家破損崩所等不レ少、其上水災にて田畠亡所同様之村々茂有レ之且又稱荷山村之儀者、地震之節潰家より致ニ出火ニ右村荒増致焼失候處、驛場之儀難ニ捨置ニ早速假普請

等申付、其餘巨細之儀者混雜仕末調も出來不レ仕候得共、差當失食ハ勿論潰家流失又ハ怪我死亡之者共、夫々手當致し其外道路破損の箇所々者往還之差支にも相成候間、早速假縉ひ爲致置城内破損之場所者難ミ捨置分而已取縉、追々修覆差加候積を以て、如何様にも差操取賄可レ申旨、家來之者共ニ申付候處、今般地震水災ニ付臨時入箇之儀者、場廣大造之儀如何様とも可レ仕手段無レ之由、申越候ニ付猶又取計方をも種々勘辨仕候得共、一躰難敵之勝手向に御座候上、去春中江戸屋敷類焼普請物入、當時大阪在勤中入費多く、内實は御役向も漸勤續罷在候次第にて、實以て難ニ行届、當惑至極仕候、何共自由ケ間敷恐入候儀ニハ御座候得共、可ニ相成ニ儀ニ御座候ハマ、相當之御金藏拜借被ニ仰付候様仕度此段奉願候 以上

四月廿八日

松平伊賀守（日乘）

之に對し幕府は金三千兩を貸與した。

同年八月二十二日の夜、四ツ時頃より翌二十三日朝迄、地震十五、六度搖り猶地震止まなかつたので夜間火の元充分注意する様、惣町に藩より申達した。

同年九月十八日、昨夜より地震三、四度あつた。

同年同月廿日、昨夜九ツ時頃二度、此日は八ツ時頃又地震があつた。

嘉永六年二月二日、天氣好く晝四ツ時頃強震二回八ツ時又地震あり、其後夜に入るまで微震止む時なし。

嘉永六年十二月廿三日、天氣好し此日曉八ツ時過ぐる頃強震あり、格別の損害無し。

同七年十一月四日、朝五ツ時頃地震あり、始めは左程ならざりしも追々震動強くなり、町内の者は屋外に逃げ出し大騒ぎした。弘化四年の善光寺大地震よりも、強かつたなど云ふ者もあつた、地震計も無い事故其程度は判明しない。けれども、千曲川向の上田原村では酒藏の潰れた所もあり、下之郷には五

安政の地震

六軒の潰家があつた。此後微震は尙續いたと云ふ。

安政二年二月朔日地震あり。

同年十月二日江戸大地震。

同十月七日夜又地震あり。

同四年五月二十三日晚六ツ時地震あり。

同五年二月廿六日晚八ツ時強震あり、人々戸外に飛出した。

同年三月十日度々微震あり暮れ時に強震あり。

淺間山の爆發

寶永五年淺間山爆發状況を、藩命に依り輕井澤宿に問ひ合はせた、上田町兩間屋から藩に差出した承合書は、左の如きものであつた。

一子十月廿七日之晝七ツ時淺間山鳴り大燒同夜七ツ時鳴り。廿八日晝九ツ過ぎ鳴り大燒。廿九日之朝六ツ時大燒。晦日の朝燒十一月一日之夜八ツ時鳴り。

一上州坂本より輕井澤迄の間、十月廿八日之夜八ツ時殊之外ひかり鳴り、八ツ過より砂小石交り降り申候

一淺間山大燒仕夜中火見え申候義、先年より度々御座候、砂小石など交り、淺間山近邊へ降り申候義は、稀之事に御座候少し宛燒候は度々之事ニ候

右之通承合書差上申候 以上

問屋 太郎 兵衛  
同 助 右衛門

天明、淺間、大爆、發

天明三年七月六日淺間山大爆裂、北佐久郡誌所載に據れば、淺間山は安永の末頃には、噴出物堆積して噴火口殆んど平地の知くなり、噴煙もなく殆ど休火山の態となつたとの事である。然るに天明年間に入

り噴煙を見るに至り、六七月時々爆發の事ありしが、七月六日空前の大爆裂となり、七日も其勢は衰へなかつた。百雷の一時に轟く如き大爆音、同時に起つた空氣の震動とは、火山山麓の所は天地も摧け崩れるのではないかと思はれる程の有様であつた。此時輕井澤では降り来る燒石の爲め發火し、五十餘軒の燒失があり、燒石や灰の積ること四尺に及び、碓氷峠は五尺余に達した。爆上した火山灰は、大空遙かに江戸まで達して、雪の如く降り天爲めに陰りて日光も見えなかつた。此大爆裂の被害は上州方面甚しかつた。北上州方面の火口壁決壊したので、火口内熔岩は大火流となつて押し下し、三十ヶ村を焼夷倒壊し、人畜大木利根川に蕩流し、此災ニ罹り死する者四万にも及んだと云ふ。

此大爆裂の時、上田町あたりも地震があつた。追分以東は全く交通杜絶状態と成つた。其時小諸町問屋から

今般淺間山大焼、鳴響震動土砂降り申候ニ付、追分驛ハ不<sub>レ</sub>残逃げ去り立退、既に昨夜之御證文も請取人無<sub>ニ</sub>御座<sub>レ</sub>、殊ニ輕井澤宿も不<sub>レ</sub>残焼失致候由ニ御座候、可<sub>レ</sub>致様無<sub>ニ</sub>之此方へ右の御證文持返し申候、依<sub>レ</sub>之御知らせ申上候 以上

卯七月八日

小諸市町問屋

三郎左衛門  
年寄

田中宿  
上海野宿  
坂木宿

右宿々御問屋中

追分宿不殘立退  
御證文受取人無

の通知があつた、八月下旬幕府道中奉行の差圖ありて、街道普請が行はれ、十一月に入つて漸く交通略

復舊、諸大名上り下りの往來も出来るやうになつた。左に上田市と關係交渉の多い、北上州の被害状況を、當時の聞書に據つて記して置く。

田代大塙 石砂降る。洞口無難。松島村 凡百余人死亡。大前村 人二十人馬廿疋死す。勘宿 残らず燒亡。

西久保 残らず流亡。

鎌原 七月七日夜大火水残らず燒亡、人畜死亡其數を知らず

但し家數百七八軒有レ之候村之由

中井 赤羽根 袋藏 半手木

右四ヶ村は沼へ逃げ入り、残らず死候由

龍田 大火。羽根尾、松木、坪井の三村泥入り。長の澤 四十三人死亡。林村 人馬残らず流亡。河原  
畑 人數不知馬廿疋程死。横谷 人馬流不知。湯原 百人餘流。横磯 百人餘流。三島 残らず燒失。  
岩下 残らず燒失。矢倉 流亡。立石 三十人流亡。新井 流亡。日原 無難。原町 廿四軒流失  
二百軒荒れ。伊勢町 四軒流失。麥山 十七軒流失。市代 廿七軒流失。村上 二十軒流失。

是より川下ハ不知

草津 大地震 人六人馬六疋程死す

七月十九日の寫也 問屋日記

北上州の者小縣  
郡に避難

## 第五節 疫疾及盜難

疾病流行

寶曆七年の春頃より、原町分田町に時疫流行し、之れに感染する者多く、加持祈禱も其詮無く、翌八

年十月に至り、柳町より糸屋町に流行し、一時に約七十名の患者を出すに至つた。一方海野町分横町では、四月末頃より時疫に罹る者甚だ多かつた。依て藩に請ひ、大般若祈禱札を病家毎に拜戴させて、病勢の終熄を祈つた。

凶作の後疫流  
行多し

丹波正伯の二醫に命じて、諸書の中より、時疫の簡易療法を選ませ、此を諸國に頗ち救急の資とした事があつた。其時の注意書を此時領分内に配布して、時疫の厄に備へしめた。

時疫流行候節は此藥を用ひて其煩をのがべし。

一時疫には大なる黒大豆を能く煎りて一合、かんざう一匁、水にて煎じ出し時々飲みてよし  
右醫帳  
に出づ。

一時疫には茗荷の根を掲き碎きて汁を取り、多く飲みてよし。

右「時疫濟急」ニ出づ

一時疫には牛蒡を掲き碎き汁を絞り、茶碗半分程二度飲みて、其上桑の葉を一握り程火にて能くあぶり、黃色になりたる時茶碗に水四はい入れ、二はいに煎じて一度に飲みて汗をかきてよし。若し桑の葉無くば枝にてもよし。

右「孫真人食忌」ニ出づ

一時疫にて熱殊之外強く、狂氣の如く騒ぎ苦しむには、芭蕉の根を掲き碎き、汁を絞りて飲みてよし。一切の食物の毒にあたり又ハ色々の草木、木の子、魚、鳥、獸など食ひ煩ひたる人、其死をのがるべし。

一切の食物の毒に中りて苦むには、煎りたる鹽を嘗め、又はぬろき湯にかき立て飲みてよし。

一切食物の毒にあたりて、胸苦しく腹張り痛むには、苦參を水にて能く煎じ、飲み食ひたる物を吐

き出してよし。

一一切の食物に中り苦むにハ、大麥の粉をかうばしく煎り、白湯にて度々飲みてよし。

右「本草綱目」ニ出づ

一一切食物にあてられ、鼻口より出血、もだへ苦しむには、葱を刻みて一合の水にて能く煎じ、冷し置きて幾度も飲むべし。出血止る迄用ひてよし。

右「衛生易簡」ニ出づ

一一切の毒に中りたるには大粒なる黒き大豆を水にて煎じ、幾度も飲みてよし。魚に中りたるには彌よし。

一菌ククセラを食ひ、あてられたるには、忍冬の莖葉とも生にて噉み汁を飲みてよし。右「責堅志」ニ出づ  
右之藥方、凶年之節、邊土の者雜食の毒に中り又ハ凶年の後必疫病流行の事あり、其爲めに簡便方を選らぶべき由、被ミ仰出、諸書の内より致ミ吟味ミ出し候也

享保十八年十二月

望月三英  
丹波正伯

明和六年十月、此年世上一統風邪流行、別して京都大坂江戸の三都は大流行との噂があつた。十月初頃より上田地方へも流行りはじめ、下旬に至つては町内何處の家でも、風邪に冒かされぬは稀といふ有様で、町役人など事務に差支へる程、其に罹る人が多かつた。(原町問屋日記)

明和より天明の初年頃まで狂犬發生し、其犬に噛まれた者は、氣狂ひて誰彼の差別なく人々に喰ひ付くので、其患者の手足を縛り、布團に包み置きて治療をしたが、其病中々容易に全快せず死に至る者が多かつた。此頃松宮常衛と云ふ老醫があり此人の治療は大に其効を奏したりといふ(小縣郡年表)も、如何なる療法であつたかは傳はらない。

天保五年上田領分町在共に疫病流行した。藩に於ては此を憂へ、眞田村白山寺に於て、一七日の間厄

狂犬病

風邪流行

除の祈禱を命じた。(原町問屋日記)

疫病罹病者救恤 同八年又疫病流行し、其勢猖獗を極めた。上田藩に於ては、他處よりの寄留者に至るまで、罹病者に薬を施與した。上田町では横町、鍛冶町、糸屋町は之れに罹る者尤も多かつた。此時には厄除の祈禱を飯繩神社に命じて行はせた。(原町問屋日記)

安政五年暴瀉病が諸國に流行した、此時藩より一般に告げた注意書は次のやうなものであつた。

此節流行の暴瀉病ハ其療治法種々ある赴に候得共、其中素人心得べき法を示す。

豫め之を防ぐには、都て身を冷すことなく、腹には木綿を巻き、大酒大食を慎み、其外こなれあしき食物を一切たゞ申間敷候。若其病催し候ハマ、早く寢室に入りて、飲食を慎み、總身を温め、左に記す芳香散といふ薬を用ふべし。是のみにして治する者少なからず。且又吐瀉甚しく惣身冷る程に至りし者ハ、焼酎一二合の中に龍腦又は樟腦一、二匁を入れ、之を温めて木綿のきれにひたし、腹并に手足へ靜にすり込み、芥子泥を下腹并ニ手足に小半時位度々張るべし。其芳香散の處方は

上品桂枝 細末

益智 同 等分

乾姜 同

右調合いたし一、二匁ヅ、時々用うべし

芥子泥 からし粉 酒醸粉 等分

右あつき茶に、其三分一焼酎を和し、砂糖を少し加へ用うべし、但座敷を閉ぢ、木綿布等に燒酎をつりてもよろし

又法

あつき茶に、其三分一焼酎を和し、砂糖を少し加へ用うべし、但座敷を閉ぢ、木綿布等に燒酎をつ

け頻りに惣身をこするべし。

但手足先并腹冷る處を、温鐵又は温石を布に包みて、湯をつかひたる如き心持になる程こするも  
又よろし。

右は此節流行病甚敷、諸人難儀いたし候ニ付、其病に拘らず早速用る候て害なき藥法、諸人爲ニ心得一  
無ヒ漏急度可ニ相達ニ候事

安政六年上州邊に専ら流行し、其後奥州筋にも流行するに至つたと云はれて居たコロリ病虎列病?が  
此年九月頃鎌原村秋和村邊に流行するやうになり、町分にも此に類似の病に罹るもの出るに至りしが、  
死亡者は町分には無かつた。

文久二年六月頃、麻疹のあとコロリ病又々流行し、鎌原村、田町あたりに死亡者が出るやうになつ  
た。藩では惡病除とて、川東は大宮、川西は下之郷神社に於て祈禱するやう申付けた。

## 第六節 盜 難

盜  
難

石川某の言ふた通り、世の中に盜人の絶ゆる時は無く、何時の時代何れの所にも盜人はある。隨て  
其難に罹る者は絶えないのである。今此處には比較的盜難の多かつた時、及び容易ならぬ大盜難の二三  
を記して置く。

寶曆三年十二月

紛失扣

腰物大小六腰札折紙共 外三腰布斗

一備前盛光刀代金二枚五兩之札  
すり上り銘あり抱あり、長さや共二尺五寸

一鍔金むく台あり銅但し二枚鍔 一切羽金むく繩目

一鞘黒塗

藩主盜難

一鷄目金むく三枚切羽 一下緒

一目貫金むく模様難見分但竹木類  
一鈔無し 一袋綾子しゅちん類

一頭つの黒塗但桶竹の作 一縁赤銅斜子桐の紋あり  
一關兼定刀代金十枚の札長鞘迄二尺五寸作

一鍔金むく台あり銅 一切羽金繩目

一鞘こまなるさめ

一鷄目金むく三枚切羽 一下緒

一柄糸にこん

一目貫金むく獅子二足

一袋しゅちんどんすの類

一鍔鐵すかし

一頭つの黒ぬり

一秀景中脇差 代金二十五兩札  
作り銘あり槌あり長鞘共一尺五寸

一鍔金むく台あり銅但し一枚鍔 一切羽金むく繩目

一鞘黒塗

一鷄目金むく三枚切羽

一下緒

一目貫金むく御所車夕顔

一頭つの黒ぬり

一鍔鐵象眼正阿彌

一袋純子しゅちんの類

一備前恒弘脇差 代金四枚五兩札  
作り上げ入銘 長鞘共一尺八寸

一柄糸色にこん

一鍔金むく台有り銅但し二枚鍔

一縁銀四分一斜子

一鷄目金むく三枚切羽

一鞘黒塗

一鷄目金むく三枚切羽

一柄糸色にこん

一目貫金むく繩すだれ

一縁赤銅斜子桐の紋あり

一袋どんすしゅちんの類

一備前則光小刀 代金二枚五兩札  
作り銘あり槌あり砂引にてねたば付あり長鞘共二尺

一鍔金むく台あり銅二枚鍔

一切羽金むく小さざみ

一鞘黒塗

一鷄目金三枚切羽

一下緒黒色駿河打

一柄糸色にこん

一目貫金むく二ツ獅子

一頭つの黒ぬり

一縁四分一斜子桐の紋

一鍔赤銅金覆輪すかし斜子

一小刀對馬守宗利

一小柄金裏くゝみ金三ツ獅子

一笄裏金くゝみ金獅子

一袋どんすしゆちん類

一景光小脇差代金六枚折紙作り銘あり

一拵なしほうさや

一鋤金むく台あり銅二枚鍔

一袋どんすしゆちんの類

一小さ刀の柄前鞘前鋤共拵斗紛失の分覺

一鋤金むく台あり銅

一切羽金むく小刻み

一鶴目金むく三枚切羽

一目貫金むく三ツ桐

一頭つの黒ぬり

一縁赤銅斜子

一鍔鐵すかし難見分

一小刀廣次

一小柄金裏くゝみ金の三ツ桐

一笄金裏くゝみ金の三ツ桐の紋一刀の鋤切羽鶴目斗

一鍔金むく台あり銅

一切羽金むく繩目

一刀の小柄笄斗

一小柄赤銅色信菊菖蒲

一小刀近江守源久道

一笄同上

右刀三腰之拵斗

と記した覺書を、町役人に渡し、御紛失物ニ付此等の品、七月十三日より今日に至るまでに取扱つた者は、有のまゝに書付差出すやうと質屋は勿論、諸職人町々借屋の者に至るまで申觸れた。此紛失物は、長い間探索したが、見付けることが出来なかつたらしい。

(原町問屋日記)

寶曆九年二月

一盜難に逢候ハヽ早速支配所へ訴出可レ申候、自然隠し置盜賊召捕白狀之上相知候ハヽ或は過料又ハ品ニより急度可ニ申付候、少しの物なりとも被レ盜候ハヽ、早々注進可致候。此段町中へ急度可レ被ニ申渡候。且又役人として訴出無レ之候ハヽ別して可レ爲ニ越後候若又盜まれ候物軽き物にて支

配所へ届出候程の儀ニても無レ之と存候ハ、此方下役の者迄通達可レ有候

と申渡した。

盜難に關する届  
出注意

安永三年十月、盜難に遭つた品物は、悉く其品物名を届け出づべきを申觸れた。

惣町へ觸出

盜賊に逢候て其盜まれ候品、外にも有レ之候を内證にて請取度旨先方へ申候義、向後仕間敷候、早速訴出何れとも役人の指圖を伺ふべき事

寛政文化文政年  
間盜難多し  
武用金盜まる

寛政より文化文政頃にかけて、比較的盜難事件の多かつたのは注意を惹く。今其内の二三を記るす。

寛政三年十一月四日、城下河原の畠の中に千兩箱があり、其箱ニハ明暦の年號が記してあるとの報に、或は其は櫓内に藏つて置いた、武用金を入れて置く金箱ではないかと、其掛りの役人は早速武用金を藏つて置く櫓内を取調べた、所が櫓南方の戸窓の堅子が、一本鋸で引き切られて居り、武用金の箱を入れて置く上箱の鋸前が、捻ち放してあつたので、箱内を改めた所、中の武用金が無くなつて居た。早速此事を師岡嘉兵衛に届け出た事があつた。(御代々様事蹟)

武用金

此武用金といふのは、家中の者から取り集めて置いて、武器武具等の事に就て入用の際は、借用を許した金で、武家必要の貯金であつた。天明四年には武用金掛といふ役人が三人設けられた。此年の取集めの割合は、藩公六兩、家老二朱、中老より大寄合迄銀六匁、以下徒士格は銀一匁五分といふやうに格式ニ依て多寡を定めたのである。

文化元年五月廿五日の夜、原町成澤七郎左衛門宅でハ、白紬三疋染絹二疋脇差一腰盜まれ、木町半右衛門宅では、四月廿七日の夜盗人が表戸を外づして忍び込み、店ニ在つたかけ硯函一つ、櫛箱四ツ重ね煙管箱六ツ重ねを盗み去り。

文化文政頃の詐  
欺盜難

つた。十一月三日の夜煙草屋忠右衛門方の表戸をこじ明けて忍び込み、煙草の紙包、三貫三百目のもの一つ、三貫二百目のもの一つ、二包盗み去つた。十二月末には原町喜右衛門方で、賊が表口から忍び入り、簾笥の中に入れ置いた金五兩一分盗み取つた。

文政三年四月十日柳町旅舍上野屋へ、上州高寄者の由にて三人止宿し、内一人は夕食前に踏入に所用ありとて出で行き、一人は夕食後錢湯に行くとて出懸け、残りの一人は土橋の呉服店伊豆屋に買物に出懸け、上田紬二疋と一反買ひ、手合金として金二朱渡し、残代金は宿上野屋にて支拂ふとて、紬は紙包にさせ、伊豆屋の店員同道柳町に赴く途中、先刻店にて見た木綿縮も買ひ求め、紬と一緒に包んでもらひたいとて、引返して伊豆屋の方へ行く途中、紙入を宿に忘れて來た故、立歸つて持參するが、夜分の事で店がわかり兼ねるから、先刻の紬包を預けておく故、此處に少し待合せて居て、同道してくれとて立去つた、何時まで待ても來ないので、店員は上野屋を尋ねた處、其止宿人へ行方が知れぬとの事に驚いて、預つた紙包を改めて見た所、紬ではなく古桐着やうの者一枚あつたのみであつた。上野屋でも驚いて三人の荷物を改めし所、風呂敷の中には古桐油などの雜物少しあつたばかりであつた。此やうな詐欺盜難が此頃度々あつた。

文政十二年七月十七日次の如き盜難届があつた。

差上申一札之事

|           |   |            |    |
|-----------|---|------------|----|
| 一 黄紋紗古衣   | 一 | 一 黒縮緬      | 同断 |
| 一 黑薄古衣    | 一 | 一 玉むく      | 同断 |
| 一 紫紋紗古裂裳  | 一 | 一 紫縮緬      | 同断 |
| 一 紫紫縞子古裂裳 |   | 一 紫絹縮緬白古七條 |    |
| 一 純縮緬     |   | 一 紫織紋白     | 同断 |

一水昌珠數 一連

一櫻木珠數

同斷

右之品奥座敷衣掛に掛置申候

一梅木珠數

同斷

二黑檀珠數 一連

一白茶博多帶

一本

一挾箱 一ツ

一白鞘短刀

一本

一栗皮茶太織綿入 一ツ

一黃縮緬腹卷

一本

一太織寄切縫袴繩綿 一ツ

一組之南六片 一朱

二ツ

一天鶯織綿入 一ツ

一紺木綿長紐

一本

一赤地金欄袈裟 一ツ

一赤地錦樂入

一本

一紺紋紗衣 一ツ

一黑縮緬宗十郎頭巾

一本

一板本手本 一冊

一天台大師之繪

一

一古金欄打敷 一ツ

一廣澤之筆卷 手本

此外四品

右挾箱之内に入置申候

一紺紋縮緬袈裟 一ツ

一黑錦紗衣

一ツ

一珠數 一連

一千草綸子七條袈裟

此外六點

右之品小座敷に置申候

於本陽寺ニ去ル十三日の夜九ツ時より八ツ時迄之内ニ右の品紛失仕候段申出候ニ付奉ニ御届申上候  
丑七月

問屋名

御奉行様

文政十年正月、旅宿業者原町清兵衛の所に、清兵衛知り合の輕井澤宿龜屋の手代と稱して投宿した者があり、慥かに龜屋手代に僞も無い事と信じ、善光寺の麻商喜助と相宿させた所、龜屋手代と稱して投宿した男は悪者で、喜助が風呂に入つた不在に、喜助の所持金金九十兩入の胴巻と、小金入れの紙入れとを盗んで、行方知れずになつた。清兵衛は非常な迷惑を蒙り、善光寺の同業者大門町の平左衛門の居中調停で、一札を喜助に入れて、漸く事済みになつた。

## 第二十章 騒動

### 第一節 寳曆騷動

騷動の勃發及經

寶曆十一己年は旱魃で、上田領内特に浦野組の如きは、半毛にも至らぬ不作であつた。此年の十二月浦野組夫神村組頭淺之丞百姓半平等張本頭取と成り、藩の施政に就き強訴を企て、同月十一日の夜事を挙げ、百姓を煽動し無數の松明を持て押し出し、三手に分れ所々村々を駆け廻り、聲々に、明日上田表に出懸け年貢の事を訴訟する、依て一同共に出懸けよ、萬一出なければ、其村は歸途火を掛け焼き拂ふ。訴訟に同意ならば、明日六時前に諏訪部村まで出でよと觸れ廻つた。

村々の人々は之を聞いて驚き乍らも、すば百姓一揆が起つたとて、日頃の悪政に不満を懷いて居たので、何の村からも、蓑笠に身を固め、棒鎌など提げて、強訴一揆に参加する者が多かつた。鹽田組の者

浦野組は上田原赤坂で勢揃をして、諸所に大篝火を焚き、松明を振り翳して、氣勢を揚げた。やがて一揆の群衆は、中之條を經て、諏訪部に押し出し、此處で頭立つた者共が、是より如何に行動すべきかに就て、相談打合せた後、上田町中を押通り、大手先迄押寄せた、多人敷押

上田町海野町原町通り往来止まる

大手の木戸を破り城内に闖入す

集つたので、町の往來出來なくなり、止むを得ず海野町原町通を通らないで、横町より鍛冶町田町を行した。大手先に押寄せた五六千程の群衆は、到底備な警固の人數で、制止する事の出來る所ではなく、猛り狂つた一揆は、騒ぎ立て押合ひ、遂に大手の木戸を押し倒し、大手内に雪崩れ込んだ。此時幕重役の命に依り、鎮撫に出た郡奉行桂覺角右衛門、中村彌左衛門等は、願の筋あらば、宜く大手の木戸外で神妙に願ふべきである。然るに百姓の分際として、大手内に亂入するは推參である。願の筋は承り届け遣はす故、一々陳述すべしと申渡し、一揆の申條を聞書きした。其内に一揆の中より、我等がかく訴訟に出づるに至つたのは、皆汝等非道の取立を爲すからである、日頃の恨を晴すは此時だ、打ち殺せと騒ぎ立つる者があつた。けれども御願の妨となるから、打殺すなど制する者あつたので、此兩人は這々の躰で、岡部九郎兵衛屋敷へ逃げ込みしが、之を追て其屋敷内に闖入する事は敢て爲なかつた。七ツ時半後頃には、上田領内村々より、此一揆參加として集まり来る者益多く、遂に進で屋形表門まで押寄せて、喊聲を揚げ、日々に役人の悪口雜言を吐いた。時恰も酷寒の砌で、屋形の堀水が堅く氷り詰めたのを幸とし、其上を渡て、向の土居に駆け上り、其處の矢來を引き抜いて屋形内に投げ込むなど、亂暴狼藉言語に絶ゆるものがあつた。崩格子

一揆屋形前にて  
騒ぐ

午後四時頃には、上田領内村々より、此一揆參加として集まり来る者益多く、遂に進で屋形表門まで押寄せて、喊聲を揚げ、日々に役人の悪口雜言を吐いた。時恰も酷寒の砌で、屋形の堀水が堅く氷り詰めたのを幸とし、其上を渡て、向の土居に駆け上り、其處の矢來を引き抜いて屋形内に投げ込むなど、亂暴狼藉言語に絶ゆるものがあつた。

問屋日記

是より先郡代添役此時郡代師岡嘉兵、岡部九郎兵衛は、家中一同を大廣間に集め戒むる所があり、殊に戒しむ岡部家中の輕舉

百姓中に、一人の怪我人を出すも、大事の因と成る故、此點充分注意するやうと申渡したので、警衛の士も一揆が理不盡に、屋形内に亂入しない間は、陰忍差控へて居た。此勢で事態は如何に成り行くかと思はれたが、暫時して屋形内より。

此度百姓共願之趣一々承届ケ、於ニ江戸表申上不レ殘願之通可ニ申付候依而如件

己十二月十二日

岡部九郎兵衛  
師岡加兵衛

郡代岡部自ら出で  
を聞く  
一揆の申條

と認めたものを、門外へ投げ出した。一揆の者此を見て、印形の無い者は何の効力も無いとて、之を引き破つた。そこで岡部は自ら出で、一揆に接し、其願筋を聽く事とし、先づ岡部九郎兵衛罷出る者也と大書した板を一揆に示し、やがて岡部は馬上にて、三十餘人の侍士を隨へて門を出た。暴れ狂つた一揆衆も、郡代自身此所に出て來やうとは、思ひ設けぬ事でもあり、又馬上に年若くとも、凜然たる姿の郡代を見て、皆一同かむり物を取り、頭を下げる會釋した。此時岡部は馬上より、願の筋申述ぶるやう申渡した。其處で百姓の中から、頭立つた者が進出で、願の條々を陳述し、岡部の侍士が此を書き取つた。此時願意を申述べたのは、夫神村百姓半平、組頭淺之丞、であつたと傳へられる。

一揆の願意は、大手先で桂覺右衛門、中村彌左衛門が、聞き書したものは野間氏寶<sub>百姓</sub>直訴聞書

一當暮米代直段違致難儀候事

一先納金當金納に御指次可<sub>レ</sub>被下事

一出人之儀御上御用之分何程も指出可<sub>レ</sub>申候へども御家中出人之儀御免之事

一御用金御免之事

一新運上御免之事

一御先代之通糀納被仰付一度事

一村々庄屋五年替り願之事

一庄屋給米上米にて相渡候、向後下米にて相渡し度候事

一山方村々は殺生方猪狩致候得共、夜々耕作荒し難儀に候間、向後咸簡御免之事

一御帳面の古木伐取其株跡檢地御免之事

一山烟荒所跡木立に相成候所、山年貢被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>致<sub>ニ</sub>難儀<sub>ニ</sub>候事

一松井田出米雨天之節、前々通り致<sub>ニ</sub>逗留<sub>ニ</sub>村方へ歸り二日休に附出し申度候事

一免狀御取簡懸之事、寅年より懸り米御座候事

此儀は當年檢見入に付、少々御取簡相増候村方も有<sub>レ</sub>之、寅年定免切替之節、村々より俵數にて増米

致候を申立候

一御藏米指米切俵斗に被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>度事

一天下夫錢御免之事

一無地貢年貢御免之事

一御家中餅米粳米同直段にて致<sub>ニ</sub>難儀<sub>ニ</sub>候事

一御殺生之節人夫鳥兒等賃錢も時々不<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>下候、小島村などは致<sub>ニ</sub>困窮<sub>ニ</sub>候事

の十八ヶ條であるが、上田縞崩格子寶曆十三年四月書記の者には

一御檢見入用一泊金十兩餘も懸り申候。殊之外料理を強請り其諸掛りもの他言仕間敷儀、村々庄屋組頭

より血判を御取御歸り被<sub>ニ</sub>成候。向後御役人在中へ御出之節料理等決して不<sub>レ</sub>仕候様に被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>度事

一御膳米一俵に付拵人足八十餘人相掛り申候右八十八人之内賃錢被<sub>ニ</sub>下候様奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候事

一御用萱は格別御家中御買上御免之事

一御春屋餅米增納之儀御免之事

一御城米拵方近年松井田賣御拂米御出役船越伴右衛門殿に相成、米吟味強く相成り申候。此儀米を致<sub>ニ</sub>吟

味<sub>ニ</sub>其上直段相立其節せり上げ買手方に内證にて米二三俵宛引下げ遣し直段斗高直に相立申候、依之近年至て金納相場引違申候向後は御城米拵方前々之通、被<sub>ニ</sub>成下置<sub>ニ</sub>度事、尙又船越伴右衛門御役所取

上可レ被レ下候事

一檢見に相廻り候諸役人百姓方へ被ニ下置ニ可レ被レ下候、地方功者に付作方役致様相習申度候事  
一出人奉公人催合之義、御先代之時には、御直人は格別、御家中出人之義は、相對抱にて百姓方へ催合  
一文も、相掛り不レ申候。當御代には二兩の男は二分二朱より三分位被レ下候に付、一人分に付金一兩  
の餘づゝ、百姓方にて辨へ申候凡御領分より指出し申候奉公人、九百人の餘にて、催合金高九百兩之  
餘、年々百姓より辨へ申候、右御先代之通りに被レ遊可レ被レ下候事

と云ふ箇條があり、天下夫錢御免之事、山畠荒れ跡木立候所山年貢被仰付難儀の事の箇條は無い。要す  
るに桂、中村等の聞き書は、當時の形勢は、充分一揆の願筋を、聽取し得なかつたものと思はれる。民  
間記録なる上田綱崩格子所載の方に、時の願意が表はれて居る様に思はれる。其は此後藩より、百姓方  
に申渡し或は申聞けた所に據て、察することが出来る。岡部は一揆願出の箇條を、書き取るや、右願筋  
は江戸表に出で藩公に申達し、百姓難儀を救ふため盡力する旨を述べ、且百姓等の請に依り

此度百姓共願之筋、一々承届候、此段可ニ申達ニ候以上

寶曆十一己年十二月十二日

岡部 九郎兵衛  
師岡 加兵衛

覺

我等相頼候儀、江戸表より罷歸、其方共望之通役人共嚴敷申付候間、夫迄相待候、附當檢見泊りの入  
用百姓共に割戻可レ申候爲其如レ此候以上

己十二月

岡部 九郎兵衛

(國分寺組史料)

と書き記した、證文を渡し、其後「某其方共になり代り、御上の御間に達し、各組宛やう取計ふべ  
きに付、先づ神妙にせよ」と申聞けた。一揆は其旨を諒承し、證文を請取つて引取らうとした、此  
時丁度、洗馬組、田中組など、川東村々の百姓も押寄せ來り、事の成行を知らないので、喧騒する

岡部等の出府

郡奉行其他地方  
に關係ある役人  
貴ひ受けたし

岡部百姓等の役  
人貴渡の要請を  
斥く

事甚しく、藩役人より願の筋は既に承届けた、猶此上にも願の筋あるならば、承届け遣はずと申諭し、前に渡した證文を渡さうとしたが、誰受取る者も無く、口々に役人を罵倒し、郡奉行其他、地方に關係ある役人、及村役人の名を呼びあげて、其等の人々を百姓に貴ひ受けたいと怒鳴り、久松主馬出でて諭す所ありしも耳にも入れず、喧嘩を極めたので、久松は屋形の内に引き込んだ。そこで岡部九郎兵衛は、屋形より馬見所まで出張し、再び諭す所があつた。爲めに過半の者は承服して、證文を受取り追々に取引つたが、猶表門附近に残て、惡罵する者もあつた。やがて岡部、久松の兩人出府の上、事件の詳細を藩公に申達するに決し、岡部は己が邸にも立寄らず、屋形より直に其夜九ツ時過出發した、野間氏。出發の際一揆等は、又々桂、中村其外役人を是非貴ひたいと要請した、岡部は一同に向書聞。一揆等の身に成り代て考へても見よ、今藩公は御在府である、我等に役人を呉れよと云ふも、自分の量見に及ぶべき事では無い、夫よりは此九郎兵衛を、貴ひたいと何故申さぬか」と申聞けた。此尤な言葉には、一揆百姓も又と返す言葉もなく、差控えた。岡部は猶も一同に向ひ、「其方共の願の趣は、明白に殿に申達し、御聞届之れ無くとも、江戸に於て切腹はせぬ、上に申達した趣を百姓共に申聞け、是非無き上は百姓共の前で切腹する。若し我等未熟にして、此事叶はずば、百姓共の心の儘になる」と自分の決心の程を告げた。之を聞いた一揆の中に、感激の涙に、瞼を濕す者もあつた。岡部の一行為、常田の大宮前茶屋で小憩し、岡部は大宮の社に參詣して、暫時默禱を凝らした後、此所まで見送つて來た百姓共に向ひ「汝等能く聞け、我祖父は八十二歳まで、郡代役を勤めたが、此度の如き事は、一度も起らなかつた、然るに我等ことは年僅に十四才の時家を續ぎ、二十九才で當年春、郡代添役仰せ付けられ、間も無く此度の事が起つたのは、誠に心外千萬である。乍レ去自分申聞を承服して、静穏に成つたのは喜ばしい、此上とも、猶神妙にして居るやう」と申諭し、猶其上江戸表の首尾宜しい様、首途の祝盃とて、百姓等にも酒を與へた。岡部の此態度と說諭には、一揆の者もいたく感動し、領分境に於て百姓を諭

岡部常田大宮前  
に於て百姓を諭

まで見送らんと申出たが、岡部は叱りて之を許さなかつた。

かくて岡部等が、大宮前の茶屋を出立したのは、長き冬の夜もはや東雲近くの時であつた。

### 一揆の亂暴狼籍

紛々たる風説

一揆の亂暴を取  
有むる爲に寺院  
の力を頼む

も籠城の時の如くであるとか、種々様々な風説が傳つて、町人一同皆戦々競々たる有様で、若し一揆の怒に觸れ、引き取り際に、如何なる亂暴狼藉爲るゝも測られぬと心配して、一揆等の望みの品は、出来るだけ取り與へて、其機嫌を損はぬ様に注意した。此時原町にては大輪寺、海禪寺、淨念寺、妙光寺の四ヶ寺を頼み、萬一一揆共の亂暴を働く時、之を宥め鎮めんために問屋方に控て居ることにした、原町問屋日記。

十三日未明、大宮前より引き返した一揆の群集は、兼て計畫してあつたと見え、海野町に差し掛ると當時一萬二千両といふ大金を、御用金に指上げて、苗字帶刀御免、十五人扶持頂戴、御會所御相談、を勤めて居た、土屋善右衛門宅に闖入し、手當り次第家財道具を打ち壊はし、土藏迄も打ち破り、縞子、

縞子の夜具蒲團、金銀屏風、名筆の書畫など取出し、之を井戸に埋めたり、引き破つたりして、何一つ用立つ者の無いやうにした。此意趣は、殿様無盡の時、在方にて金子出來兼ねた時、田地を質に取り、金子引替御上に差出したからであつたと云ふ崩格子。原町刻煙草店、藤屋茂右衛門は、十二日早朝表に出で、蓑笠着けて通る一揆の者を乞食と見違へ、何心なく今朝は澤山乞食が通ると云ふた。此を一揆の者聞き咎め、乞食非人の手並の程は、歸りに見すべしとて通り過ぎたが、遂に一揆の者は、藤屋方へ亂入した、此時問屋に控て居た、大輪寺、妙光寺の兩僧、及び此時町宿に泊て居た村役人を頼み、藤屋に赴いて様々佗言云ひ、宥めたか中々聽き入れず、寺院村役人に迄惡罵を浴せかけ、家財残らず打潰し

藤屋茂右衛門の  
見誤り、一揆亂入

町家打潰し

肴屋打潰さる

た。此外町内では、肴屋七軒肴間屋助左衛門佐二右衛門等まで、打潰しの亂暴に遇つた。其理由とする所は、検見役人馳走の時、肴を高値に賣つたからと云ふのであつた。此外和泉屋治右衛門、筆屋孫右衛門なども踏み荒され、又町續在分、房山村庄屋忠助は、人々に時の挨拶の仕方、宜しく無いといふので打潰された。問屋日記

崩格子

川運上納者打  
打潰さる

在分割番庄屋の  
打潰し

一揆の者は、町方を荒した後、川西、川東の二手に分れ、川西の者は、先づ坂下の百姓重助を打潰した。此重助は川運上を納め、千曲川の漁業権を、其手に收めたのが、宜しく無い、と云ふ理由であつた。千曲川を渡つた後二手に分れ、一手は小牧村に、一手は上田原村に向ひ、小牧村では苗字帶刀御免の待遇を許され、五人扶持宛行はれ、御會所相談役を勤めて居た、割番孫右衛門宅に押寄せ、家財道具悉く打壊し、家も土蔵も打毀ち、儀物は取出し、味噌桶をば汚して、食用不能とならしめ、亂暴狼藉の限を盡した。此遺恨理由は、孫右衛門は領分内の悪事を、上役人に密告したり、無盡金の非道な取立を爲たり、又助郷の事に就ても、不公平な取計ひが、有つたとの事である。上田原村に向つた者共は、割番山浦三郎兵衛を打潰した、此山浦は組中への非道との評判があり、又十一日の夜は、甚だ寒かつたので、一揆の百姓等は、酒の振舞を望んだ。けれども、門を鎖して一人も入れなかつたので、押寄せたのである。山浦方では、一揆の歸り掛けに押寄せた時には、酒や飯を出して大勢に振舞つた。其時一揆の者は、物静かに酒を飲み飯を食べ、充分に飲食し了るや、一度にドソト喊聲を揚げて、打毀はしに懸り柱を切て家を倒し、酒藏に入て、酒桶の籠を切り放て酒を悉く流失せしめ、他の土蔵へは火を入れて、蒸し焼きにした。此時に薪を持運び其を焚いて温を採り、又上田肴屋より掠奪して來た、肴を焼て喰ふもあつた。此暴行の後、一揆は馬越村に向ひ、庄屋小左衛門宅に押寄せ、主人小左衛門を捕へて柱に縛り、其片鬢を削り落し、家財道具は言ふに及ばず、土蔵内に押し入つて、衣類など取出し、刃物で切り裂き或は井戸に埋め、又酒藏に入り酒桶の籠を切て、造酒悉皆流失せしめ了つた。猶小左衛門を打擲す

るなど、酷い仕打をした。此理由は、小左衛門は上役人に取入つて、權威を振ひ、我家門を過ぐる者は馬には乗らせず冠物は取らすと云ふ威張方を爲たり、其上去年、金納相場違の願を爲た時には、連印もしなかつたのみならず、又筆盜人でもあると云ふのであつた。問屋日記、野間氏聞書

割番庄屋等打潰  
しの理由

川東の一手は、金剛寺村甚兵衛、洗馬組割番上洗馬村六郎兵衛、曲尾村理右衛門。國分寺組割番笛井村半兵衛。眞田村庄屋秀右衛門。田中組割番中村平三郎、中曾根村源三郎。東上田村庄屋傳兵衛宗三郎。岩下村組頭藤之丞。等の居宅を襲ひ、家屋を破壊し家財道具を打毀し、亂暴狼藉を働いた。此理由は領分内の善惡を窃に上役人に告げたとか、筆先の盜人であるとか、身上盛なるに任かせ、傲慢無禮の態度を爲すとか、役人振をして、百姓を乞食同前に取扱ふとか云ふのであつた。崩格子、問屋日記

以上打潰の亂暴に遇つた、理由と稱する者が、何の程度迄信すべきか、今俄に斷する事は、困難であるが、事實と思はるゝ原町茂右衛門の踏荒しの理由などから考察すると、中には殺氣立てる一揆の感情を害した所から、來たのもあらうし、又平常人に對して應待振の巧ならずして、人々の不快を招き厄難に遇つたものもある。又毎に探偵役の如き行爲をなし、人々に嫌忌されて居た爲め此機會に乘じて、懲しめのために亂暴された者もあつたらう、又父子共に、取沙汰宜しからず、奉公人居り申さず田畠小作人も無く、打潰れの家手傳出で申さず難儀の由、などゝ當時の記録に在るものもあつて、村方に憎悪されて居た者もあつたのである。

在分役人の遭難  
者救助

去己極月十二日騒動之節、被<sub>ニ</sub>踏潰<sub>一</sub>候割番庄屋共に拾二軒并藤之丞御手當、午二月朔日於<sub>ニ</sub>御會所<sub>一</sub>被<sub>ニ</sub>  
仰付<sub>一</sub>候

|      |      |     |       |      |       |      |      |
|------|------|-----|-------|------|-------|------|------|
| 上田原村 | 三郎兵衛 | 小牧村 | 十 藏   | 笛井村  | 半 兵 衛 | 上洗馬村 | 六郎兵衛 |
| 曲尾村  | 理右衛門 | 田中村 | 平 三 郎 | 中曾根村 | 源 三 郎 |      |      |

右米三十俵宛

房山村 忠助

馬越村 小左衛門

眞田村 秀右衛門

金剛寺村 太左衛門

東上田村 傳兵衛

右米二十俵宛

岩下村 藤之丞

右米十五俵

と翌十二年二月朔日救恤せられた。

猶武石村庄屋市郎右衛門、文右衛門の居宅座敷を打潰したが、此は他村への聞への爲めになしたとの事で、村中で修理したと云ふ。

騷動の翌十三日、町方の者の中には、町外に田地を所有し居る者もあるのに、此度の強訴に加はらぬ者は、奇怪千萬である。若し此上一揆の行動に参加しなければ、火を懸けて焼き拂ふ、と町内を觸れ廻る者があつた。騷動に恐れ戦いて居る町方の者は、多人數押し出し、諫訪部河原で、鹽尻組の者共と一緒にになり、川向小牧村に押寄せて、孫右衛門方の潰し残しの土蔵を、打潰して引き上げた。此日の夕刻武石村より押出して來た百姓等は、馬廻村上宗右衛門、戸倉助右衛門の兩人が、出張して、師岡加兵衛の證文を渡し、様々説諭したので、大手先より引返した。川中島領分村々は、強訴に一味しなければ、焼拂ふとの威嚇に畏れ、百姓等途中まで出懸けたが、村役人が抑へ止め、役人のみ罷出て三ヶ條の願を申立てた。御五代様御事蹟  
問屋日記、崩格子

此頃又々、種々の風説があり、一揆の大勢再び押寄するとか、町方で商賣を始むる者あらば、打潰すとか、百姓共が大勢押し寄せたので、御城から石火矢で防いだとか、一揆が火を懸けて御城内を焼き拂ふとか、誰言ふと無く、取留めぬ噂があつた。何者とも知れず、二三十人房山田町の方を通つたとて、

非常に驚いて用心嚴重にした所、其れは藩で萬一を慮つて、夜中窃に、大久保の鹽硝藏より、城内に鹽硝を取運ばせたのであつた。此時に藩では、諸士に屋形惣詰を命じ、嚴重警戒する所あつたと云ふ。

町方救朗要請

町方で、十二、十三兩日の、一揆亂暴の爲めに、相當大きな損害を被つた上、商賣も無く、隨て飯米薪炭などに、事缺く者も多く出來た。依て十四日町方一同の者共、海野町問屋に寄り合ひ、相談の末飯米薪炭の救助を藩に出願するに決し、兩間屋より其儀を申出た。藩では、明朝何分の返答を與へるにより、其迄待つべき旨を諭したが、町方の者は今日の餓寒も、凌ぎ兼ねる有様故、即刻返答せられたいと要請した。間も無く町方一同、問屋年寄附添の上、大手先に呼び出れ、町奉行より

町分に救助米を  
給す

此度騒動に付、町方踏荒らし、紛失物も多く、其上諸商も不 $\equiv$ 罷成 $\equiv$ 食物薪等に至る迄、致方無レ之不便之至に候、此節伺難レ成、願出候印に兩間屋へ申付米五十俵宛、自分了簡を以て差遣候。其外願之儀は、九郎兵衛殿御歸候て、一々取上らるべく隨分鎮り居候様

と申渡した。薪炭代は別に給與に及ばず、米百俵の内に含まれ居るとの事で、此救助米は、町人大小に拘らず、一軒に付米四升宛配頒された。此町分願出の事を、上田綱崩格子は「人の棒にて打つ者也」と評して居る。

此町中一統の爲に兩間屋より救助出願した事は、翌十二年三月藩の叱責を蒙り、惣町連印の次の如き請書を差出した。

町方の者叱らる  
去る十二月十四日惣町一統問屋方迄罷出、飯米薪之儀奉レ願候、右者十二日在中御百姓大勢罷出候節、店商物多く踏荒され、紛失物等多く、其上大勢の者へ、酒食を振舞、薪等も多く焚申候故、貯置候者も飯米薪等に手支、其日暮の者は、一日家業怠り候へば、是又飯米等の心當無 $\equiv$ 御座 $\equiv$ 難儀之旨申上奉レ願候處、差掛り候事故、御丁簡を以て兩間屋へ米五十俵宛、才覺被 $\equiv$ 仰付 $\equiv$ 致 $\equiv$ 配分 $\equiv$ 一統頂戴仕候、其後右百俵は御藏より、兩間屋へ被 $\equiv$ 下置 $\equiv$ 町中一統難レ有奉レ存候、右相願候節銘々一分に罷出、難儀之

筋可ニ申立ニ之處、町中一統申上候段不埒に被ニ思召ニ候旨被ニ仰渡ニ候。此儀一統申譯無ニ御座ニ候、不調法至極仕奉ニ恐入候、此儀以ニ御慈悲ニ御宥免被レ成レ下候はゞ難レ有奉レ存候。

寶曆十二年午三月十三日

惣町連印

借家住の者迄

御奉行様

右之趣私共立會承知仕、相違無ニ御座ニ候、於ニ私共ニも恐入奉レ存候、此上何分御慈悲を以て御免被レ成レ下候様奉レ願候 以上

兩問屋  
惣年寄

(寶曆騷動史料)

百姓一揆の勢力と、之に對する上役人の態度とを、目前に見聞した町方の者は、日頃不便に感じ、不平不満に思て居た事を、訴訟するやうになり、惣町の名で救助を要請したが、之と同時に各町より、思ひ思ひの事を願ひ出た。此時原町柳町の名を以て、出願した條件は左の如くであつた。けれども此條件は全町に通する者が多ないのである。

乍レ恐書付を以奉レ願候口上書

一御日雇近年御改に相成り甚難儀仕候、尤賃錢相増被レ下候得共、近年別而町中困究仕、一僕抱候も無レ數面々御傳馬役相勤申候中、御日雇被ニ仰付一家業にも差障御傳馬役相勤兼難儀仕候間、御日雇御免奉レ願候

(御免被下)

一馬代金拜借之儀前々より奉レ願候、近年町中困究仕馬持來候者共甚難儀仕候に付、年々馬數減じ御傳

馬相勤兼難儀仕候、年々馬持候者見立申候得共、町内困究仕新馬持相勤候者御座無く馬數不足仕、御傳馬相勤兼難儀仕候先例も御座候に付馬代金御拜領奉レ願候

(三月金五十兩拜借許可同時に享保酉年拜借金、町内痛に不ニ相成一樣、連々上納すべしと申渡さる)

一御朱印御證文并御用之御方御泊之節、御入用賄代町中より償申、旁諸夫錢夥敷相増甚困究に罷成候。右御馳走御上様被ニ成下様奉レ願候

(存寄達と被レ爲思召候)

一佐州御運上銀御往來、并御蟻御朱印御證文御觸御傳馬之外、增人馬御入用之節寄人馬仕御用辨申候處寄人馬之質錢町中より償差出、困究之上甚難儀仕候。向後其節申請候質錢如何程なりとも、町中傳馬へ一錢も割取不レ申寄人馬へ有切に割渡、町内より償差出候儀、御免被レ下候様奉レ願候。

(存寄達と被レ爲思召候)

一近年在分端々の村々商店多く出、居乍ら商仕候に付市場自裏微、市立ち不レ申困究仕候。市場へ持運商仕在分端々村々に見せ店御停止被ニ仰付、被レ下候様奉レ願候

(在中得と糺の上可レ被ニ仰付)

一加州様御始其外御通り之節、寄人馬町内に差置申候、近年町中困究仕候に付、屋敷賣縮め又は二三軒と割家に仕借家仕候に付、寄人馬多く候節、置處無レ之難儀仕候。馬場町に差置候様奉レ願候

一他處米御停止に付先宿へ附通し商賣仕候に付、當地へ商人不レ參自然當所商減、先宿々繁榮仕御城下困究罷成申候。他處米何分御免奉レ願候

(御免難相成)

一在中へ他處商人入込候義、前々通御停止被ニ仰付、被レ下候様奉レ願候

(御停止可レ被レ下)

一御傳馬之儀海野町四十八軒餘、原町三十四軒餘にて海野町同様相勤候に付、困究仕候。たとへば倉ヶ野夫錢被<sup>ミ</sup>仰付<sup>レ</sup>候節、海野町は四十八軒餘に割付申候、萬事此に準じ困究仕候、其上佐州御用先年と違、御傳馬繁く必至と難儀仕候。此上助御傳馬被<sup>ミ</sup>仰付<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候様奉<sup>レ</sup>願候。

(存寄達と被<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>思召<sup>レ</sup>候)

一諫訪部橋御普請之節人足差出之儀、近年町方本役の様に罷成、御傳馬繁く相成候節甚難儀仕候。此以後橋御普請之節、若し御傳馬繁く候節は、人足差出候儀難<sup>レ</sup>成候得者、橋掛之御役人中様へ相願人足出し不<sup>レ</sup>申様仕度奉<sup>レ</sup>願候。(此段被<sup>ミ</sup>仰付<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候)

一御門松御迎町中より罷出候、山本迄罷出候儀迷惑仕候、房山村町境迄御迎に罷出、御松請取候様奉<sup>レ</sup>願候

一疊糸持之儀先規之通被<sup>ミ</sup>仰付<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候、近年多く御用に付賃錢償難儀仕候

一近年賣掛夥敷滯り、就中御家中様御拂無<sup>レ</sup>之商賣人難<sup>ミ</sup>相立身上差漬し、家屋賣拂候者共多分掛損故潰れ申候。向後現金商賣仕度奉<sup>レ</sup>願候。

(追々可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下現金賣之事相對次第)

一去る十二日夜被<sup>ミ</sup>踏荒<sup>レ</sup>候品は勿論、其外紛失物損毛多き上、右騷に付諸商賣無<sup>ミ</sup>御座<sup>ニ</sup>一統難儀仕候此上掛方取集無<sup>ミ</sup>覺束<sup>ニ</sup>奉<sup>レ</sup>存候、御救被<sup>ミ</sup>成下<sup>ニ</sup>候様奉<sup>レ</sup>願候

右奉願候通乍<sup>レ</sup>恐被<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>分<sup>ニ</sup>聞召<sup>レ</sup>御慈悲に被<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>仰付<sup>レ</sup>被<sup>ミ</sup>下置<sup>ニ</sup>候はゞ、難<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>仕合奉<sup>レ</sup>存候以上(午正月十二日米百俵此米三十八石兩町救米三月兩町御救金五十兩)

己極月 原町、柳町御傳馬之者

此願は翌十二年二月十一日、許否の裁定があつた。前願書中の( )内は其である。

紺居町烟草不作  
ニ付御救願出叱  
らる

紺屋町からは、去秋烟草不作、其上仕付け置きし麥畑、地主に取上げられ、軽き者は渴命に及ぶから、借屋の者迄御救米下されたいと願出でたるに對し、藩にては稻麥が皆無と云ふならば格別、烟草が不作の故に、別段借家の者迄救の義を願出でしは不埒、と叱責されたが、困窮の状察すべきものありとて、救金六兩貸與された。

田町の願出概ね

開届けらる  
筋無し

鐵治町願筋無し  
とて賞せらる  
藩廻狀を以て領  
民を安堵せしむ

田町の願出は概ね聞届けられ、且救金三兩貸與された。

鐵治町は此度何の願筋も無く、神妙なりとて救金六兩貸與された。

岡部等出府の後打潰亂暴あり、其後も浮説紛々として、人心不安の状であつた。依て藩に於ては、十五日郡代師岡加兵衛の名を以て、當月十二日組々一同出願の事に就ては、岡部九郎兵衛久松主馬兩人が伺のため江戸表に出府した、百姓共は納得して引退き、在中も物靜かに成つたのは一段の事である。猶兩人江戸より立歸る迄、物靜にして居るのが百姓共の爲になる、岡部久松兩人立歸の節は早速通知する、其時は罷出づるやうとの意味を廻狀を以て、内田彌右衛門、赤座東彌、廣瀬平左衛門、中西理左衛門四代官より、各支配村々に申觸れしめた。

又芳泉寺大輪寺の二寺に向て、百姓願の中、上御役人其外貰ひたいとの事があつたが、此事は聞届くべき限で無いので、申募らないやうに百姓共に申諭し、且岡部久松兩人が歸田する迄は、總て物靜にして居る事に就て、乗り出して盡力する事を依頼した。依て此兩寺は藩よりの書付を請求し、之に依て諸寺院を諏訪部の芳泉寺に呼び集め、相談の上各自其村々百姓に、在中靜謐と役人貰度と強請する事はせぬ様説諭し、家毎に其旨承知の請書を、其寺院に差出させた。崩格子 岩屋日記

打潰し検分

十六日より物頭盜賊改役人町内を、晝夜一度づゝ廻廻するに至り、十七日には町奉行町内の打潰し箇所の検分をした。在分は支配代官取調べ二十四日に終了した。

町分風説に畏れ  
商賣始まらず

町分の者は、様々な風説に畏れて、商賣も始らなかつたが、十六日に「町方商賣始め候義何方よりも答

め候者有レ之候はゞ上より被<sup>ニ</sup>仰付<sup>レ</sup>見せ出し候と可<sup>レ</sup>申、夫にても滯り候はゞ早速可<sup>ミ</sup>注進<sup>レ</sup>御手當御人數被<sup>ニ</sup>仰付<sup>レ</sup>置御鎮被<sup>レ</sup>成候筈、大勢にて理不盡に及候はゞ、鐵砲にて御防候由」と藩より達しがあつたので、大に安堵し二十日より店を明けて、商賣を始むるやうに成つた。けれども歲暮に賣る品物も無く又着荷も無いので、市況は淋しかつた。

二十二日郡奉行桂覺角右衛門、同添役中村彌右衛門、其他地方役人に慎を命じ、當分の間佐治八右衛門、安原太郎を郡奉行兼山林引請に、小林平藏を郡方差添世話役に、原善太夫を浦野小泉兩組の代官に野間小右衛門を鹽田、武石、川中島の代官に、林八郎治を田中洗馬兩組の代官に、早川林平を鹽尻國分寺兩組の代官に命じ、同時に四代官の名を以て

此段村々一統相鎮り候段神妙の致方一段の事に候、近々岡部九郎兵衛殿久松主馬殿江戸表より歸國可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>致候、夫迄は相鎮り物每穩便に致候様相心得可<sup>レ</sup>申候、右御兩人被<sup>ニ</sup>罷歸<sup>レ</sup>候節、庄屋組頭并頭立候百姓同道にて罷出可<sup>レ</sup>申候 以上

己十二月二十二日

組々村々惣百姓共に

代 官 名

岡部等歸田す

百姓一揆に關する詳細な報告と、其に就ての處分、及善後の指圖を仰ぐために、出府した岡部久松の兩人は、在所の騷動の爲めに出府する事を他領の者に察知されぬ様にと、細心の注意を拂ひ乍ら途を急ぎ、十六日に着府し直に藩公に謁し、事變の詳細を言上した。此時江戸家老鈴木助之進と論争の事ありしも、藩公は騷動善後處分等、悉く岡部久松兩人の一任したので、兩人は二十日江戸表を出發して歸途に就き、二十三日歸着の筈なりしも、大雪のため一日後れ二十四日七ツ時上田に着し、問屋年寄等皆横町に出迎へ、騎馬の儘大手に入つた崩格子。

郡鄉役人等に慎  
を命ず  
佐治、安原郡奉  
行を命ぜらる

岡部等歸藩後の處置

二十四日代官より各支配村々へ、岡部久松兩人の歸藩を告げ、二十六日及二十七日川中島、庄屋組頭百姓等町宿迄、五ツ時罷出づべきを通達した。

今二十四日久松主馬殿岡部九郎兵衛殿被レ致ニ歸着候、依レ之明後二十六日並二十七日五ツ時、村々申談町宿まで可ニ罷出候、先達申觸候通村方により村役人ばかり差出候とも、又は組合切百姓之内何人成共、割番庄屋組頭差添罷出候共勝手次第に候、何れにも大造に無レ之様に相心得罷出づべく候。右之趣申觸候様九郎兵衛殿被ニ仰聞候間、可得ニ其意候。此廻状晝夜共に早々相廻し、留村より可ニ相戾候以上

十二月二十四日

但二十六日鹽田、小泉、浦野、鹽尻、國分寺、洗馬、田中の組々。二十七日武石、川中島

二十六日岡部九郎兵衛門前に於て、岡部九郎兵衛、久松主馬、其外郡奉行、町奉行、目付、代官、徒目付、郷手代等列席の上、一組宛、庄屋、組頭、百姓共を呼び出し、岡部九郎兵衛より、先づ此度出府の上、百姓願の筋委細藩公の御聞に達したる旨を陳べ、次に願出中の役人を下されたいとの件は、決して相成らぬ事、先納金、麥代金は二十八日に相渡す事、十二日申出の外其村々切の願筋は、二十八日村々より申出づべき事、岡部師岡始め諸役人申談じ、向後正路に萬事執捌く故、皆々安堵して新年を迎ふべき事、等を申渡した。二十七日には、武石川中島の百姓等を呼び出し、川中島の者には、願出三ヶ條の中

一先納金は願之通御免之事

川中島村役人賞  
せらる

一稻荷山年賦金願之通申付くる事を達し、去十二日騒動之節他組に徒黨せず願出方も穢で、且此際人足等御用ならば、仰せ付けられたいと申出た事は、前後共神妙である。是れ平素村役人等の取計方宜しき故である。此趣は速かに江戸表に

申達すると附添へて申聞けた。

武石村百姓等に申渡した事は、他組の其と同一であつたが、百姓等寺院の異見に従て、一同暴舉を佗と申聞けらる

び入つたのは、神妙であると申聞けた。

二十八日は上より申渡した覺書に對し、村々庄屋組頭等請書を差出す日であつた。此覺書は

覺

一當十二月十二日百姓一同相願候趣於江戸表達御聽候處百姓致難儀候事有レ之候はゞ、庄屋組頭を以相願、御役聞請不レ申無レ據相願候共、事靜に可ミ申達一所、強訴候之儀者、第一公儀背ミ御制法不届至極に候。然共困究に付不レ得ミ止事ニ願候義者、不便に被ミ思召候。依レ之箇條之趣者被レ成ミ御聞届左之通被レ仰渡候

一此度相願候内麥代金之儀者御戻被レ下候事

先納金願之通被レ成ミ下御免候。尤先達而相願候組々之分者割戻し被ミ仰付候間可レ得ミ其意候

一石代直段違之事例年格合も有レ之事候故、申渡し候得共、當年地拂直段と松井田御拂直段格別引違候に付、致ミ難儀候段御聞届被ミ下置候間、追々御吟味之上百姓不レ及ミ難儀候様に可ミ仰付候事

一先達連々廻狀を以て申觸候趣、段々百姓共令ミ承知ニ物靜に相成候、彌此上穩に相心得猶又可レ願事有レ之候はば、得と御役人に申達筋合宜敷可ミ申出候事

一庄屋引替願の事、村毎には有レ之間敷事に候、是亦差掛り引替候はば、却て百姓方諸勘定入またぎ可レ申候間、其筋相糺之上御引替も可レ被レ下候事

右之外相願候箇條、差掛り役所にて吟味も難ミ行届候間、追々御糺之上百姓不レ及ミ難儀様可レ被ミ仰付一候間、其旨村々一統可ミ相心得一旨被ミ仰出一候事  
右之通被ミ仰出一候條可レ令ミ承知者也

己十二月二十八日

岡部九郎兵衛  
師岡加兵衛

之に對し庄屋等は請書を差出せしが、村々百姓中には、先納金御免の事や、麥代金、檢見入用の拂戻しは、當然爲すべき筈のもので、別段難し有事では無い。願中の相場違の事、出人の事、其外願の簡條は、未だ聞届けられたので無い。然るに請證文を出したのは心得ぬ、宜く證文を取戻して我々に渡すがよい、さもなくば村役人等を其儘には爲て置かねと騒ぎ出したので、組々村役人等罷出て、證文を申おろして立歸つた間屋。

況十一年歳暮の状

此の如き状態であつたから、在中は何所となく穏で無く、歳の暮に成つても、松飾は勿論餅も春かず何時もの年の暮とは非常に違つた景況であつた。

町方では少し松飾など始めたが、洗馬組の方から、若し町で松飾でもしたならば、町へ年越に行くと云ふて居る、との風説があり、町方では驚き怖れて松飾を見合はせて、町奉行に内意を伺つた。所が懸念なく飾るべしとの事であつたので、漸く例年の如く松の飾をした。

在分では鹽尻村は松飾はせず、秋和西脇あたりは型だけの松飾はしたが、二日には早々残らず松を落ろして了つた。川向三萬石も亦同様であつた。

十二年正月年始の状況

翌十二年正月元日は晴天であつた。けれども上田町内年始の禮に廻る者一人も見受けられず、極めて淋しい元日であつた。二日は例通り乗初の式も済み兩間屋は、例の通り屋形に年頭の挨拶に罷出たが、町の者の年始廻禮は無つたので、町手代より内々兩間屋に、何故なるかと尋ねて來た、間屋共は舊冬の大騒動で、氣を打つた爲だらうと答へた所、先づ以て年禮だけは勤めるやうにとの事で、年寄中より其旨を申觸れ、三日には少數の年禮者が出懸けた有様であつた。四日の夜柳町に買物に來た者が、町の兩間屋は騒動の時紛失した品物を、誇大に書き上げて役所に差出したとの事だ、依て向三万石の百姓

不穩の嘆

達は近日中兩間屋に踏み込み、其理由を糾すとの事であると話した事があり。又町方では一同年始廻禮に出ないのを、兩間屋は年禮に出懸ける様申付けたとの事である、甚以て怪しからぬ事、などと沙汰する者もあつて、九日に百姓共が呼び出さるる時、如何なる珍事出来せんかと、町方の者を大に恐怖せしめた。依て町奉行より、若し九日百姓共が兩間屋に對し、理不盡の所業あるに於ては、町奉行自身出張して鎮壓する、其他の役人町組も兩間屋に詰めて充分警戒する旨を告げて、安堵せしめた。

是より先、十二月晦日、藩は二十八日以後の在分不穩の形勢に鑑みて、一日も早く百姓を安堵せしむる必要を感じ、此日左記

來正月九日庄屋組頭百姓代五人組之内、理非相辨へ候様の百姓一兩人宛召連れ可<sub>ニ</sub>罷出<sub>ニ</sub>者也

十二月晦日

岡部九郎兵衛  
師岡加兵衛

の廻狀を各組に出した。

正月九日此廻狀に依て、出懸けて來た村役人百姓等を、大手内に呼び入れ、諸役人列席の上岡部九郎兵衛より、今日何れも呼出し候は、願之内指懸り候儀爲<sub>ニ</sub>相濟<sub>ニ</sub>遣し候、其外之義共井村切願立候簡條は追々吟味之上可<sub>ニ</sub>申付<sub>ニ</sub>候と申渡し、左の覺書を読み聞かせた。

覺

一組々金納相對米、去已十一月より十二月迄、定式金納前格合を以て相立候上州松井田直段と、當町上米直段との達米、村々難儀に付、此度は格別之以<sub>ニ</sub>御救金<sub>ニ</sub>一兩に付米四斗五升宛被<sub>ニ</sub>下置候  
年々冬米相場之義は當御領に限らず、御料私領共せり上直段を以て、金納相極事に候、當御領之義は前方より、冬直段は松井田御拂直段割合を以て、先格之通相場相立候、春夏は上田市上米直段せり上直段を以て相極來候、定式直段御免難レ被<sub>レ</sub>成候。此度百姓より地拂直段を以て金納に可<sub>レ</sub>致旨願候得

共左様相成候ては御近領へも指障候に付難<sup>ニ</sup>仰付一事に候。此段得と相辨可申候、然共此已後も格別之直段引違候節は、見計御用捨可<sup>レ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候。

一麥代利金上納金に指次御戻し被<sup>レ</sup>下候

一御家中出入願之通御免被<sup>レ</sup>成候。御直中間出人は村々申出候通可<sup>ニ</sup>差出<sup>ニ</sup>候

一出入之義は右之通にて相濟候。然共若御軍役之節者其節の品に寄り可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候。此儀は從<sup>ニ</sup>公儀<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup>仰出<sup>ニ</sup>も有<sup>レ</sup>之事候間、左様之節は右人夫御直御家中共に一体被<sup>ニ</sup>召連<sup>ニ</sup>事に候、右御軍役人夫之儀は常々被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>事には無<sup>レ</sup>之候得共、万一御軍役之節出入御免に付、心得違差支候事は不<sup>ニ</sup>相成<sup>ニ</sup>候事に候兼て此旨申聞置候

一御參觀之儀は公儀御勤之事に候得者、御在府中御役被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候爲<sup>ニ</sup>用意<sup>ニ</sup>家中も分限に應じ人召連候、夫に付増入有<sup>レ</sup>之事に候。時節惡敷在中にも奉公人拂底にて迷惑可<sup>レ</sup>致候間、可<sup>レ</sup>成丈は隨分村々へ奉公人之儀不<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>様可<sup>レ</sup>致候へ共、村方心得働きにて間に合候様にも可<sup>レ</sup>成事に候、給金は主人々々相對にて奉公人難儀不<sup>ニ</sup>致様可<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>候

一當春御直出人之外、村々に奉公致候者有<sup>レ</sup>之候はば、村切に名前書付可<sup>ニ</sup>差出<sup>ニ</sup>候、御家中召仕奉公人相抱入用之外は、町在他所にも勝手次第奉公可<sup>レ</sup>致候、御家中抱人不<sup>ニ</sup>相濟<sup>ニ</sup>内者、町在他所へ指遣候儀無用に候、尤地所へ罷出候分は是迄の通願書可<sup>ニ</sup>差出<sup>ニ</sup>候

一山方鐵砲威筒御免被<sup>ニ</sup>下候様相願候。右願之通御免被<sup>レ</sup>成候。乍<sup>レ</sup>去鐵砲改之儀は從<sup>ニ</sup>公儀<sup>ニ</sup>御定も有<sup>レ</sup>之候に付、年中自由には難<sup>ニ</sup>成事に候、猪鹿作物あらし候時節斗、願出候はば玉なし威筒御免可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成候

一新運上御免之儀願出候。川運上紙漉運上御免被<sup>レ</sup>成候。其餘は追々吟味之上可<sup>ニ</sup>申付<sup>ニ</sup>候

一御帳面古木伐取之義願、并其株跡檢地御免被<sup>ニ</sup>下候様相願候。右願之通被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候、其時々見分之上

可ニ申付候間可レ得ニ其意候

右之願筋村切願も有レ之候、猶追々遂ニ吟味候上可レ被ニ仰付候

正月九日

岡部 九郎兵衛  
師岡 加兵衛

右畢て岡部は別紙を以て左の申渡を爲した。

一右書付之趣何れも罷歸り、惣百姓共に爲ニ申聞ニ不レ残承知之上十二日迄に、先達之通請書可ニ差出候  
一先達申聞け候通、万事正路に取計可レ遣候間、百姓共相互に申談、隨分神妙に物毎相心得、此末願等  
有レ之候逆も無レ筋願等不ニ申出ニ様可レ致候、上より下を憐み候に付下よりも格段相改、隨分公儀之御  
作法を相守り、兼て御條目之通親子兄弟之交を厚くし、村方和合致ニ神妙ニ相心得可レ申候、此末御作  
法聊にても相背候ては、面々爲に不ニ相成ニ候此儀皆共可ニ申談候

一御尋之義有レ之と申觸候は、奉公人之義出人御免と斗心得、心得違不レ申様得と呑込、村方へ罷歸可ニ申  
談候

一檢見泊入用割戻し可ニ申付旨先達書付相渡候。此儀も得と遂ニ吟味ニ割戻可レ申候間可レ得ニ其意候以上  
右に就き十二日に村々より御請證文を差出した。

村上、安原の出

藩では十二年正月六日、家中に向ひ騷動に付何にても存寄あらば、御年寄或は御用人へ申達すべきを  
命じた是は密書なる。此家中存寄申達の結果、村上亘理、安原太郎の兩人江戸表に出府して、藩公に家  
中の存念を申上ぐる事となり、十一日出立した。此兩人出府の詮無き時は、病を押して郡代師岡加兵衛  
罷出づる事と定めた。「在中鎮り可レ申候へども、御家中其外及困究候時節に候間、萬事御行跡御作法も  
御改不レ被成候ては相成不レ申候に付、兩人罷出得と申上候様と申遺候」とある所より、又安原太郎が  
此使に命ぜられた所より考へると、藩公の素行、家中困究救濟等に關する、或重大な使命で有つたと想

はれる。原町問屋日記に、村上亘理殿安原太郎殿十二日御出府、御諫め御家中爲惣代御越被遊候由取沙汰仕候とあつて、野間氏騒動聞書に據る前記と、略一致して居る。

十四日江戸より、石川小文太正月二日出府した師岡主鈴の兩人上田に着し、十六日晚家中屋形に惣出仕、此度騒動御上不レ安思召、向後御手元嚴敷御檢約、御遊興御物好御止め、飼鳥迄御放ち、御質素に被遊御休足御減し、朝夕一汁一菜と被仰出たる旨を達した。此時崩格子載する所の「御部屋の女中三十六人之内、五人相残し不レ残御暇被下御遊藝之御道具向不殘取除に相成、飼鳥年中飼鳥諸色御入用金高六百兩餘にも相成候趣の鳥數三百五十羽程御放ち、御秘藏の御犬四疋是れも御扶持放され云々」ある如き事が行はれたのであらう。

出府を命ぜられた村上安原の兩人は、二月三日歸着し同五日家中一同屋形に出仕の上、亘理の申上げし所、一々御承知被遊候と勘解由亘理の二人より報告があつた。此等に據て考察すると、藩公忠順は一時左右の爲めに、聰明を極ははれて居たのが、此時驟然改悟したと思はれる。御五代様御事蹟。

在分にては正月九日、岡部の願筋裁許申渡後、村々百姓中には、庄屋の諸勘定に不正の廉ありとて、彼是議する者多く、小泉組、浦野組、鹽尻組では、村々庄屋方へ大勢踏み込んで、數年の勘定諸帳面を取り出して、勘定違など詮議して、晝夜其宅に詰め居り、其處で飲食し甚しきは、俵物を持ち出す亂暴を爲す者もあつた。庄屋の中小泉村市郎右衛門の如きは、手込の上打擲され酷い目に逢つた。依て市郎右衛門は上田に赴き、役所に出頭して、御上御吟味の御威光も無く、一命にも係る場合故、江戸表に出でて訴へるより外は無いと申出た。藩役人は是を聞いて容易ならぬ事とし、百姓共願出之儀は、追々聞届け、申渡しの請書も既に差出してある、然るに今又村々庄屋の詮議暴行を爲し、猶其上猥りに俵物を持ち出すなど、盜人に等しき所業で不届至極である、若し庄屋に不正非曲あら一應願ひ出て、吟味を乞ふのが可然である、右様の行動に地頭を蔑にして其下知を請けず、公儀の制法に違背するものである

となし、正月十八日夜中捕吏を遣はして、小泉村善五郎、横山村要右衛門、上田原村友右衛門の三人を召捕り、十九日牢舍申付けた。

此事があつてから、連判の百姓三人だけ召捕られては、連判に對し相濟まぬ故、牢舍を打破つて三人を取り出すと、岡村の百姓が申合せたとか、庄屋市郎右衛門が訴人したので召捕へられた、若し町宿で彼を隠匿い置かば、其町宿は踏潰して探し出すなどと云ふ、風説があり穏で無かつた。此時藩でも事變を憂へ、櫓より鐵砲を取出し、御作事へは晝夜人數を揃置き、牢舍入口へも嚴重手配して、大に警戒した。又町分へは

小泉組より彌百姓徒黨之上押出し、大手先或は牢舍へ手を懸け候はば、御人數差向け御防、弓鐵砲を以て御防之節は、矢先不<sub>レ</sub>構候間、近所の者家内立退可<sub>レ</sub>申候、若し町家へ取懸り候はば、舊冬と違ひ見遁し候はば度可<sub>レ</sub>爲、町人共罷出取宥め可<sub>レ</sub>申候、其上にも聞き入れず理不盡有<sub>レ</sub>之候はば、如何様とも防可<sub>レ</sub>申候、若し海野町先に候はば、紺屋町原町駆け付可<sub>レ</sub>申、又原町先に候はば海野町より駆け付可<sub>レ</sub>申候

右之趣町中相心得、町役人下知次第働く可<sub>レ</sub>申候

と申渡し、町民にも萬一の時、取鎮め方に力を添ふべきを命じた。然るに此時は何事も起らなかつた。

正月二十六日上田原の百姓等申合はせ、上田原召捕の友右衛門を、牢舍を打破つて奪取るといふ風聞があつた。依て家中は次男三男迄得物を持て屋形に詰め、足輕には御作事へ晝夜の詰番を命じ、物見へ稻荷の大鼓を持ち運び、若し百姓共押寄する時は、相圖の大鼓を打ち、引き續いて鐘を撞つ其時には、家中の婦女子は思ひ々々に、立退く事に定めたと云ふことである。諫部訪橋まで物見注進の者が出来動靜を探つた。牢舍近所の町屋には、町組の者町手代、小頭詰め切て警戒したが、幸に別状は無かつた。此月に猶藩よりは、次の覺書の如き申渡を爲した。

覺

一 松井田出米之義村々より種々申立相願候 前々より繩依拵并指札等相違無レ之候得共、廻し相立貢目と廻し符合不レ致缺米有レ之候節は、廻し不足之分斗に指米致候、其餘請取是迄相納候事に候、向後も右之通申付候間左様に可ニ相心得候

一 あらレ有之米、右之あら米是は松井田迄附出候而、右之改有レ之様にては入用も掛り、百姓費有レ之候間隨分入念可ニ差出ニ事に候、然る所今度願之趣にては龜末に致相納度様に相聞候間、向後共米拵隨分是迄之通り入念、村方費無レ之様に可ニ相納事

一 松井田附届相遲候節は、碓氷御關所通り兼、其日坂本迄難レ歸候に付、附出割合等も向後其心得を以て可ニ申付候、其操やり致付届候はば、付出入馬おのづから二日休にも可ニ相成候、冬出米之節は雪深く無レ之内に附送り候様致候はば、村方之爲にも可レ宜候間其通相心得可レ然候

一 御城米之儀何方にても格別念入拵立候事に候、然所近年村に寄り、依拵龜末或はふけわら等にて拵差出し候依も有レ之、松井田迄附送り候道中にて、上かは依もめ見苦敷相成、江戸廻米之節は上菰拵直し候儀も有之不埒に候、向後共右躰の龜末成事有レ之候ては、其村方之不念に可ニ相成、尤改役人手前にも可レ成たけ心用ひ、村方失体無レ之様に可ニ申付候

一 依入之儀は御藏詰之願も有レ之候事に候へば、只今迄の格合は御免難レ被レ成候、勿論此義は付、追て其趣意在中一同に、可ニ申付候間可レ得ニ其意候

午正月

覺

一 去る己年極月可レ納金納、先達日延相願候に付、其通り申渡候。此節は相定め候様に御代官より申渡候間、早々取立可レ納候尤可レ納時節後れ候間、此上延々に心得候て、都て百姓共不埒に相成候事、庄

屋組頭等も其心得可レ有レ之事に候

一此以後在中尋に付呼出候節、今日之通り相心得、庄屋組頭長百姓罷出、百姓末々迄吟味之品可ニ行届一事に候、然共百姓も指添一兩人宛も罷出度旨申候は、勝手次第に可レ致候、段々耕作手入にも赴候間、農業指支不レ成様に心得可レ然候

一村限之願は一村切に可レ致、吟味一組之内五七ヶ村又は十ヶ村にも拘り候願は、其通り呼出可レ申候  
一庄屋前勘定は其年之皆濟之節、御代官より通致ニ押切ニ渡置候、然る上は村勘定年切に可ニ相濟一事に候  
右勘定其年々不ニ相極ニ差置、此節彼是申論候事は、庄屋、組頭、長百姓、其外惣百姓ども等閑に致候事も相聞不埒に候。右勘定早々相仕立、双方申分有レ之候はば吟味可レ請候。其上にて庄屋五年代り之事は、猶又糺之上百姓共筋合得と呑込候様に可ニ申付候

一村々買次之義は百姓勝手を以相頼候に付、直段引下け候義は御用捨難レ被ニ仰付候、然共願之筋相立程之御用捨品を被ニ仰付候、右御用捨之義は於ニ御代官所ニ可レ承候

一此度騷動に付、在々割番、庄屋、并御城下町並家財等打潰し候に付、遂ニ見分ニ候處狼藉之致方不届に思召候。此段百姓共ニ可ニ申聞ニ候

午正月

十二年二月五日、各組の割番、庄屋、組頭、長百姓並百姓十五人宛呼出し、會所に於て岡部九郎兵衛より、御尋の件々を書付として之を示し、是を百姓水呑に至る迄の者、如何に心得居るやを、割番庄屋組頭等立合の上、聞糺して返答すべきを命じ、若し申譯無レ之との事ならば、左記の如き御請證文を差出すべしと命じた。

御尋に付申上候

一去十二月十二日在中一同に罷出相願候節、追手先町口木戸際に於て可ニ申達ニ處、猥に木戸より内に入

(寶曆騷動史料)

御役人向可申請

込、其上外御構御門迄致推參、御役人向可申請旨申立、且又右に付口々雜言等申レ之、大勢とは乍レ申不届至極に被ニ思召候旨被ニ仰聞候

一右御門迄相趣、種々惡口仕對ニ御上重々不届に付、御侍中一同其分に難ニ指置ニ旨被ニ仰達ニ候所、百姓共願之筋さヘ申立候得者、如レ此不届事無レ之其分には難ニ成段尤には候得共、一旦之不届は可レ成たけ見届置、始末に難ニ成期に相成候はば、御差圖可レ被レ成候間、夫迄は百姓共へ手指し不致様に可レ致之旨、御年寄中精々御差留被レ成候に付、其分に難ニ成候、最初郡奉行并御代官、其以後御郡代より願之品御聞届被レ候上は、右躰之儀有レ之間敷は勿論、雜言等堅相慎可レ申之所及ニ狼藉ニ候程の致方不屈至極に被ニ思召候事

一去十二月廿六日在中一同に被ニ仰渡ニ候は、惣而徒黨を結び致ニ強訴ニ候義、公儀御制法之處猥に相心得候段、不届至極言語同斷之事に候

一庄屋代り合之儀も、御願申上候間、追々御糺可レ被レ成旨被ニ仰渡ニ承知仕候、以後は別而可ニ相慎ニ之所其以後も庄屋方へ相越、我儘なる致方有レ之村方も相聞不埒に被ニ思召候事

一右之趣如何相心得候哉、村々百姓水呑等に至る迄、割番庄屋組頭長百姓立合得と申聞、委細御答申上候様に可レ仕之旨今日御尋御座候

此義段々御尋之上、一言之申披無ニ御座ニ奉、誤候、此上以ニ御慈悲ニ御赦免被レ下候はば難ニ有奉レ存候右御尋に付申上候通少も相違無ニ御座ニ候以上

午二月 日

### 御奉行様

一村切惣百姓連判

右御尋に付御百姓共より申上候趣、私共立合承届候所相違無ニ御座ニ候 以上

割番、庄屋、組頭、長百姓連判

(問屋日記、寶曆騷動史料)

騷動首謀者捕縛

此の如く惣百姓の謝罪證文を取つた後、愈騷動首謀者の召捕を斷行するに至つたのである。藩に於ては百姓頗筋に就き、夫々許否の沙汰を爲すと同時に、一方には、密かに一揆首謀者等の探索につとめ、ほぼ其目星が附いたので、二月九日愈之を逮捕するに決し、其夜村上宗右衛門、岡部奥次郎、小林要人、喜多澤東馬、中村平藏、江藤角治、稻垣勘藏、鈴木友右衛門、村瀬藤太夫、天野彌助、郷手代四人、鐵砲十六挺足輕十六人、棒二十本足輕二十人、捕手<sub>三ツ道</sub>足輕十二人、仲間六人、會所に於て夕飯をしたため、夜五ツ半時過観裏より河原城下を通り、諏訪部橋を渡り、浦野組に向つた。此時提灯は携帶したが點火は爲なかつた。かくて夫神村、當鄉、越戸村に到り、夫神村では百姓半平、組頭淺之丞、外傳次郎、孫左衛門を召捕つた。(安右衛門は逃亡したが、翌日村方に申付けて召連れさせた。)越戸庄村屋傳右衛門、當郷庄屋勘兵衛、同組頭喜左衛門も召捕られ、十日四ツ時牢舍申付はた。野間氏聞書

吟味掛 三月一日物頭服部十郎兵衛、同佐治八右衛門郡奉行兼帶、御側役郡奉行兼帶安原太郎、町奉行加藤左仲、御目付下瀬彈右衛門、中小姓川除山林方兼帶小林平藏の六人、在中直訴吟味役申付けられ御先手組之内小頭兩人、平組之内十人斗口書の書役を命ぜられた。

三月七日 一揆騷動の吟味は、海野新田の利兵衛から始められた。此者は庄屋に理不盡の事あつた咎であつた。領内の寺院は、先きに藩の依頼に依り、村々百姓に説て萬事物靜にし、役人貰ひ受けたしなど申募らない、との證文を寺院宛に差出させたが、其後百姓中召捕らるる者多く、入牢或は手錠村預けなどに成つたので、寺院方では代る々々五日に一度づつ、十ヶ寺程町奉行加藤左仲宅に出掛け、此度の罪人に就き御慈悲の程を願ひ出た。依て六月四日屋形に於て、月窓寺海禪寺芳泉寺の三ヶ寺に岡部、久松より、左の演説書付を渡された。

一先頃より加藤左仲宅迄、御領分寺院度々被<sub>ニ</sub>罷出、在中百姓共牢舍村預等之儀、御慈悲之筋委細被<sub>ニ</sub>申所刑に當り斟酌すべきを諒す

上候。煩勞にも候へば、度々被<sup>レ</sup>罷越<sup>二</sup>候儀に不<sup>レ</sup>及候。右之趣御領分諸寺院へも、各より被<sup>レ</sup>通候様と存候

岡部 九郎兵衛  
久松主馬

是に依て寺院方が、騒動後靜穩方に盡力し、又御慈悲筋願出た事は含み置き、取計ふも公儀御大法は枉ぐべからざるを預め知らしめたのである。

役人貰度、在中割番庄屋打潰、町方打潰等の理由取調 五月二十日喜多島市之亟、山田與惣右衛門、前田權兵衛の三名に命じ、騒動の際役人中貰受け度と申出でたる者の取調をなさしめ、七月六日領分内の割番庄屋等を會所に召集し

役人貰度、在中割番庄屋打潰、町方打潰等の理由取調 五月二十日喜多島市之亟、山田與惣右衛門、前田權兵衛の三名に命じ、騒動の際役人中貰受け度と申出でたる者の取調をなさしめ、七月六日領分内の割番庄屋等を會所に召集し

一舊曆十二日御領分百姓一同及<sup>ミ</sup>強訴<sup>一</sup>候節、御役人被<sup>レ</sup>下度と申候義、如何の譯にて申募候哉、一村切人別に致<sup>ミ</sup>吟味<sup>一</sup>可<sup>ニ</sup>申出<sup>一</sup>候

右之通一村切に吟味申付候事に候へば、左様の義申募候者一切無<sup>レ</sup>之杯と申出候村も可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候。左様の筋にては無<sup>レ</sup>之候、其節入替り<sup>一</sup>一<sup>ノ</sup>同申張り候事に候得者、誰々申募候と申儀も、相知れ難か  
るべく候へども、若し御役人へ對し存念有<sup>レ</sup>之候者有<sup>レ</sup>之候はば、相記し申出候様にとの事に候

右吟味之上其趣書付可<sup>レ</sup>申候

一在中割番庄屋之中、其外被<sup>ニ</sup>打潰<sup>一</sup>候者の、百姓方より意趣遺恨有<sup>レ</sup>之候哉、村切急度遂<sup>ニ</sup>吟味<sup>一</sup>可<sup>ニ</sup>申出<sup>一</sup>候

右之通一村切に吟味申付候事に候、誰れ方へ何れの村より參候て、潰し候と申義は可<sup>レ</sup>難<sup>レ</sup>分候間、被<sup>ニ</sup>打潰候者へ對し、意趣遺恨之義有<sup>レ</sup>之打潰し候哉否<sup>ニ</sup>之譯、一村切人別に致<sup>ミ</sup>吟味<sup>一</sup>書付可<sup>ニ</sup>差出<sup>一</sup>候

一町方土屋善右衛門方打潰候儀、意趣遺恨有<sup>レ</sup>之候哉、在中へ不<sup>ニ</sup>相拘<sup>一</sup>者打潰候義、如何の譯に候哉、其上御用をも被<sup>ニ</sup>仰付置<sup>一</sup>候者打潰候義、其譯一村切に致<sup>ミ</sup>吟味<sup>一</sup>書付可<sup>ニ</sup>差出<sup>一</sup>候。其外町方致<sup>ニ</sup>破却<sup>一</sup>候

在中割番庄屋を打潰したる者を吟味せしむ

義是又意趣遺恨有レ之候哉、遂ニ吟味書付可ニ差出候。(割番書付寫)

と申渡し、御役人貰受けたしと申出でたる事、在分の割番庄屋等打潰したる事、町方土屋善右衛門はじめ打潰したる事に就き、何等が意趣遺恨ありてのことなるかを、村切人別に取調べ差出すべきを命じた。

之に對し、在分各組各村々役人より、差出した口上書の一を次に記す。

乍、恐以ニ口上書申上候事

村役人町分商家  
打潰に關する口  
上書

一去已十二月十二日、御百姓一同に御願罷出候節、御役人中様被ニ下置ニ候様に申上候儀、存念有レ之候て申候哉と、村中人別吟味仕候處、存念之儀聊茂無ニ御座ニ候と村中之者一統に申候。御役人中様被ニ下置ニ候様には不ニ申上ニ候得共、大勢に交罷在候段申譯仕候證據も無ニ御座ニ候、只今に至り迷惑至極仕候と申候

一在中割番井庄屋其外、町方土屋善右衛門殿打潰し候儀、町方見世致ニ破却ニ候儀、存念意趣遺恨有レ之候て致候哉と、人別に吟味仕候處、存念意趣遺恨之儀少も無ニ御座ニ候と村中之者一統申候。大勢に交罷出候故、前後を不レ辨只今に至迷惑至極仕候と申候

右之通御吟味被レ爲ニ仰付ニ候に付、村中人別に吟味仕書付指上申候 以上

午七月

房山村庄屋

忠

助

同 村組頭

瀬

兵

同 同 喜右衛門

御奉行様

此後再び同様の事に就き、人別吟味を申付けた。其時村役より差出した書面の一は次の如くであつた。

打潰に付人別取  
上書結果上申口

去己十二月十二日、當村の者共一同に罷出及<sup>ミ</sup>強訴、御役人貰可<sup>レ</sup>申旨口々に申募候由相聞候に付、先達一村切に吟味仕、右申立候者名前可<sup>ミ</sup>申上<sup>ニ</sup>之旨被<sup>ミ</sup>仰渡<sup>ニ</sup>候。村中人別吟味仕候處、當村に御役人貰申度と申立候者無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>候。乍<sup>レ</sup>然其節組々之者共、日々騒立申立候中に、入交罷在候事に御座候得者申譯無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>旨申上<sup>ニ</sup>候。且又上田町家致<sup>ミ</sup>破却 割番庄屋打潰候節、何の辨も無<sup>レ</sup>之一同に罷越候旨、先達に申上<sup>ニ</sup>候得共、罷越候上は頭取致<sup>ミ</sup>世話<sup>ニ</sup>相勵候者可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候へば、右兩様共猶又一村切に急度遂<sup>ニ</sup>吟味<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>申之旨被<sup>ミ</sup>仰渡<sup>ニ</sup>候。右之通再應被<sup>ミ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候に付、猶又村中人別に嚴敷吟味仕候處、先達申上候通御役人貰可<sup>レ</sup>申と申立候者、當村中に無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>候。乍<sup>レ</sup>然其節組々之者共、大勢一同に騒立、殊に寒氣の節故、酒に給醉候者も數多御座候得ば、不<sup>レ</sup>圖左様の儀申候者も御座候哉、其段は難<sup>レ</sup>斗奉<sup>レ</sup>存候、若し又他組他村之者共にても、左様の儀申立候者、見届候者可<sup>ミ</sup>申出<sup>ニ</sup>之旨申聞候得共、是又大勢騒立候中故、何者申立候哉見留<sup>レ</sup>申候由申立候。上田町家破却、割番庄屋宅打潰し候節、頭取致<sup>ミ</sup>世話<sup>ニ</sup>相勵候者、猶又村中人別に嚴敷吟味仕候處、先達で申上<sup>ニ</sup>候適當組他組の者共一同罷越、一村斗相残り候事難<sup>レ</sup>成勢にて何の思慮無<sup>レ</sup>之罷越候。

右之通にて頭取致<sup>ミ</sup>世話<sup>ニ</sup>候者、人に勝れて相勵候者、無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>候得共、勘辨も無<sup>レ</sup>之及<sup>ニ</sup>狼藉<sup>ニ</sup>候段、唯今に至り申譯無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>恐入奉<sup>レ</sup>存候。町方の者共割番庄屋共へ對し、全く意趣遣恨無<sup>レ</sup>之、尤前方左様の申合仕候事無<sup>レ</sup>之候之旨、何れも同様に申候。

右之適當村人別申口相違無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>候、再應嚴敷吟味仕候得共、御役人貰可<sup>レ</sup>申と申立候者、并上田町家破却割番庄屋宅打潰し候節、頭取致<sup>ミ</sup>世話<sup>ニ</sup>相勵候者、曾て相知れ不<sup>レ</sup>申候以上

午十二月 日

鹽尻組房山村

庄屋名印

組頭名印

長百姓

御奉行様

(沓掛史料)

藩永吟味を命ず

此の如く人別改を行つたが、何の効も無かつた。依て藩に於ては、翌十三年三月各村々に永吟味申付くる事とし、各村庄屋組頭より請書を差出させた。今鹽尻組各村より提出したものを一例として擧げて置く

指上申御請之事

一私共儀去々多百姓騷動之節、町方におるて土屋善右衛門并原町茂左衛門、其外在中割番庄屋共之内居宅致<sup>ニ</sup>破却<sup>ニ</sup>候義、追々御吟味之處、手掛無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>候段村々より申上候。依<sup>レ</sup>之永御吟味被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候、此以後共心當り御座候はゞ可<sup>ニ</sup>申上<sup>ニ</sup>旨

一右騷動之節、上田原村三郎兵衛土藏致<sup>ニ</sup>燒失<sup>ニ</sup>且上納金百六十九兩致<sup>ニ</sup>紛失<sup>ニ</sup>候。右金子之儀は御役所へ相納候金子に候間、其節籠越候村々之者は一同に懸け、御取立可<sup>レ</sup>成儀に候得共、何れの村々參り候と申義も不<sup>ニ</sup>相分<sup>ニ</sup>候。依<sup>レ</sup>之永御吟味被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候に付不及<sup>ニ</sup>其沙汰候。此以後共是又心當り之者御座候はゞ可<sup>ニ</sup>申上<sup>ニ</sup>旨

右兩條此以後心當り之者有<sup>レ</sup>之、隱置候に於ては村役人迄急度被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候旨被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>ニ</sup>候  
右被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>ニ</sup>候趣奉<sup>ニ</sup>畏御請印形指上申候所、相違無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>候以上

寶曆十三年三月十三日

鹽尻組

各村庄屋名印

組頭名印

(沓掛史料)

御奉行様

村町分の  
理由を取調  
し孫右衛門に小牧

寶曆十二年七月九日在分割番庄屋に御役人貰受たしと申立てし者、在分割番庄屋等の居宅打潰したる者、町分土屋善右衛門打潰其外町家破却の者等に就て、吟味を命ぜしが、同月十一日町役人を呼び出し

小牧村孫右衛門  
打潰組合切取申上書調

會所に於て服部十郎兵衛、安原太郎、加藤左仲其他下瀬段右衛門小林平藏等列席の上、舊曆十三日町方の者共、小牧村へ罷越し孫右衛門宅を打潰したるも、町方とは關係も無く、殊に御用をも勤め居る者、如何なる意趣遺恨あつて打潰したか。先達小牧村に赴いた者の名前は略取調べしが、猶吟味を遂げ其名前の者を聞糺し、書付は役人連名にて差出すべし、と申渡した。此時組合切で書付を差出したのは次の如である。

一札之事

舊曆十三日小牧村手塚孫右衛門方へ一同罷越、孫右衛門方打潰し候、町方之儀は在中に不拘、殊に御用相勤候者の事、如何様の意趣遺恨有レ之及ニ右體一候哉、一町切遂ニ吟味、其譯書付可ニ差出二旨被

仰付ニ奉ニ承知一候

此段舊冬十二日御百姓中押出、近在井町方土屋善右衛門家打たをし、其他所々破却敷多有レ之、其上町より出でざるに於ては、燒拂可レ申等專取沙汰に付、一身無ニ置處恐怖前後の考も無レ之小牧村へ罷越候所、先達潰しかけ有レ之候土藏打潰し申候、就レ右意趣遺恨之儀は勿論何之子細有レ之罷出候事にては全く無ニ御座一候。今般蒙ニ御吟味申開無ニ御座一候奉ニ恐入一候。依レ之組合切連判一札差上申候以上

寶曆十二年七月

御奉行様

組合切名印

此組合切の書付に添へて、兩間屋惣年寄より、五人組入念に吟味せしも、意趣遺恨は申すに及ばず、別に存念を挾んで居た事では毛頭無い。只今は後悔迷惑して居る。舊冬の如き騒動の時であつたので、町中の者共殊之外氣も轉動して居り、前後の辨も無く押出したに相違無い、今度御吟味を蒙て、自分等も當惑して居るといふ、意味の書面を差出した。

同年十月十日に至り、兩間屋は評定所に呼び出され、安原太郎、加藤左仲より、次の如く申し渡され  
一町家者共舊冬一同に罷出、小牧村孫右衛門宅打潰候節、觸れ知らせ頭取之者名前、町家へ火を懸け可  
レ申と申候故罷出候旨、何れの何と申す者に候哉、又孫右衛門宅潰し候様に指圖致候者名前、就レ中其  
節働き候者之名前、右之通相知れ見留め覺可レ有レ之、此段人別洩れざる様に吟味致し、名前書可ニ差  
出、夫共難知譯有レ之者、吟味之上有無之返答四五日中此所に罷出可ニ申聞、町方人別呼出し可レ申候  
へども、家業怠りに可レ成に付、兩人呼出し申渡候

とて、此度は、煽動したる者、威したる者、特に打潰しに働きたる者の吟味、及び其等の者不明ならば  
其理由を陳ぶべきを命ぜられた。依て八日組合切取調べたか、其節は氣も轉動して居り、觸れ知らせた  
頭取らしき者は、見留め者は無かつたと云ふので、又組合之内一人宛呼び出して、再應の取調を爲たが  
前と同様であつた。そこで右の趣を吟味掛の服部十郎兵衛、佐治八右衛門、安原太郎、加藤左仲等列席  
の所で申上げた。此後十一月

去る己十二月十二日、百姓共上田へ罷出及ニ強訴、所々割番庄屋宅打潰候、翌十三日惣町之者共、一同  
小牧村へ罷越割番十藏居宅打潰候由相聞候、町人共何等の意趣有レ之右之通及ニ狼藉二十藏宅打潰候哉、  
罷越候者共人別遂ニ吟味ニ子細可ニ申上旨先達て被ニ仰付、一々吟味之上惣町之者共十藏に對し、何の  
意趣遺恨も無レ之候處、其節在中之者共躊躇候勢に恐れ、在中之者の指圖に隨ひ、何の考も無レ之罷越  
候旨申上候處、右之通り罷越候上は、町人共之内にも頭取世話致働く者可レ有レ之候、右申上候通にて  
も不ニ相濟ニ候間、猶又再應吟味仕、頭取候者働く者之名前、可ニ申上ニ之旨被ニ仰付ニ候

右之通再應被ニ仰付ニ候に付、猶又町中人別に嚴敷吟味仕候處、先達申上候通極月十二日騷動に付、町  
中家々戸差罷在候處、十三日早朝何者とも相知れ不レ申、大勢の聲にて町中不レ残小牧村へ罷越、割番  
十藏土藏殘置候間打潰し可レ申候、不ニ罷越ニ候はゞ其分にて不ニ指置、町内焼拂可レ申と口々に觸通り

孫右衛門  
付き兩間屋打潰  
寄の口上書  
町年ニ

候に付、何も大に驚き候て、何の考も無レ之罷越十藏土藏打潰申候。尤先達て申上候通、十藏に對し  
聊意趣遺恨無レ之候。

右之通在中之者に被レ威、是非之考も無レ之罷越候事に御座候へば、頭取世話やき候て相勵候者無ニ御  
座候へ共、一同罷越及ニ狼藉ニ候段、御吟味之上申譯無レ之恐入奉レ存候旨、人々同様申立候

右之通惣町中之者共、人別申口相違無ニ御座候、再三嚴しく吟味候處、右申口之通にて頭取相勵候者  
相知れ不レ申候以上

寶曆十貳年午十一月

海野町間屋 柳澤太郎兵衛

同 年 寄 連 名  
原町問屋 助右衛門  
同 年 寄 連 名

之にて此吟味町方全体に關する者は、漸く片付いた。

召捕つた一揆中の者の吟味は、十二月調濟となり、岡部九郎兵衛、佐治八右衛門は出府して、其處分に  
就き藩公の裁可を受くる事と成つた。寶曆十三年二月十日罪人仕置伺書を藩主の名を以て、松平右近將  
監に差出した、其伺書は

信州上田領

夫神村組頭淺之丞

同村百姓 半平

上田藩罪人仕置  
同書を差出す

右兩人私領内之百姓大勢相語らひ去已十二月十二日城下大手前迄相詰及ニ騒動ニ願之趣口上にて申立候  
内金納直段之儀第一に申立候、先爲ニ取鎮ニ願之趣ニ々承レ之候吟味之上可ニ申付ニ旨申渡候處同夜引取申  
候、其節城下町人居宅一軒並在中ても庄屋共居宅の内打破及ニ狼藉ニ候も有レ之候、右第一に相願候

金納直段之義は定法も有レ之候に付難ニ差免、其外願之品之内差免候も御座候、又は難ニ差免ニ品も有レ之候夫々申付相鎮申候、右大勢願に罷出候節此兩人頭取仕候、外百姓共をも申勸不ニ罷出ニ村方は燒打打潰可レ申旨申觸れ候に付、譯をも不レ存者共狼りに罷出候、段々吟味候處々申披無之誤入候旨右兩人申し頭取に相決候、百姓共致ニ徒黨ニ域下迄詰寄及ニ騷動ニ候段重々不届之致方に御座候間、兩人共死罪可ニ申付ニと奉レ存候

田澤村庄屋 金次郎

夫神村庄屋 太郎兵衛

右金次郎儀金納直段之義に付、百姓出訴可レ然旨申候所、太郎兵衛儀金次郎申候儀を、組頭淺之亟ヘ申知らせ候、太郎兵衛儀百姓へ申觸候様にとは不ニ申聞ニ候所、淺之亟、半平出訴相企候段々遂ニ吟味ニ候所申披無レ之誤入候旨金次郎太郎兵衛申候、兩人共百姓相勸め候義は無ニ御座ニ候得共、金次郎卒爾成義申出、太郎兵衛淺之亟ヘ申知らせ候段不埒に付、永牢可ニ申付ニと奉レ存候

右之通り可ニ申付ニと奉レ存候。其外催に相加リ候者共、夫々相應に咎可ニ申付ニ奉存候。私一領之儀に御座候得共、百姓致ニ出訴ニ及ニ騷動ニ候に付、一通此段申上候以上

二月十一日

松平伊賀守

二月二十四日岡部佐治の兩人歸着、二十六日より入牢者の處刑案を審議決定し、夫々口書印形を取つた。

領内寺院に申渡す

三月朔日領内各組及町方の寺院、各二ヶ寺づゝを屋形に呼出し、大廣間に於て、岡部九郎兵衛、久松主馬、木村勘解由、佐治八右衛門、安原太郎、加藤左仲、原善太夫、野間小左衛門、林八郎治、太田十郎左衛門、早川林平等列席の上、木村勘解由より一去已極月十二日御領分百姓共願之趣致ニ強訴ニ之上、町在之者共之内居宅破却不法之事申掛及ニ狼藉、

惣而徒黨を結び及ニ強訴ニ候は、公儀御制禁之處猥りに相心得、右體に及候儀重々不届至極に候、去春中より追々吟味相詰り、頭取候者共儀は、御大法有レ之御仕置被ニ仰付ニ候、其外與黨之者一村爲ニ騷動者之儀者不レ恐ニ公儀御法度之徒黨候儀、末々迄被ニ紅明ニ嚴科可レ被ニ行所に候得共、一統以ニ御慈悲ニ輕く被ニ仰付ニ候、且何れも被ニ相願ニ之趣も有レ之候に付、被ニ加ニ御思慮、右之通被ニ仰出候旨相心得可

レ申候

三月

と申渡した野間氏騷動聞書。之れは前々より、一揆の百姓等に付き、寺院方が御慈悲筋願出で在つたので、罪人處刑前に此申渡を爲し、寺院方の盡力が、徒勞に終らなかつた旨を知らしめた。

三月二日愈々首謀者の刑を執行した。此日首謀者と断ぜられた夫神村組頭淺之丞、百姓半平兩人は、領分境の中河原に於て斬罪に處するに決し、物頭佐治八右衛門町奉行加藤左仲目付下瀬彈右衛門代官早川林平等、騎馬にて先に立ち、次に鐵砲十挺三ツ道具二本、其後に淺之丞半平、其後を同心三十人騎馬二人固めて刑場に赴き、到着するや兩人に向て、

去々已十二月十二日百姓共強訴之儀、淺之丞半平致ニ頭取ニ申談、領分之者共致ニ騷動ニ候段、甚以不届に思召重き罪にも可レ行所、御上之以ニ御慈悲ニ死罪に被ニ仰付ニ者也

と申渡した。兩人は動する氣色も無く「此度御領分百姓惣名代として、拙者共死罪仰付けられたのは、冥加至極難レ有仕合」と御請し、やがて刎首され了つた。見物人中には涙を流して、百姓の難儀を救ひ與れた人々とて、惜む者もあつたといふ事である。

處刑直後岡村河原に立てた捨札は

首謀者の捨札

夫神村組頭 淺之丞  
同 村百姓 半 平

右之者共、去々已十二月十二日百姓共強訴之儀、最初より專申談、殊に騷動に不<sub>ニ</sub>罷出<sub>ニ</sub>村方へは火を掛け打潰旨段々不法之義申觸候に付、譯をも不知者共罷出、騷動に及び候段、吟味之上致<sub>ニ</sub>白狀重々不届に付死罪に申付候。若し此以後右體法外之者有<sub>レ</sub>之に於ては猶更嚴科可<sub>ニ</sub>申付<sub>ニ</sub>候、兼て存<sub>ニ</sub>其旨<sub>ニ</sub>急度可<sub>ニ</sub>相慎<sub>ニ</sub>者也

未三月二日

淺之亟半平兩人の死骸は、旦那寺浦野の東昌寺で貰ひ受けて葬送したが、此時同組の寺院は皆參列し會葬者も甚多かつた。傳ふる所に據れば、半平は郷里に在て、俠氣ある男と評判されて居たが、入牢中十二月七日痢病に罹つた時味を受け<sub>ニ</sub>病用にて不在なりしならば、何方へ參り何時歸りしやなど尋ねられた時である醫者に向ひ若し牢内で病死せば、大死同様であるから、是非共一度快癒するやう、御心配願ひたいと頼み入れ、幸に快氣に成り吟味の際には、一揆頭取は自分であると言ひ張つて、他には一言も發しなかつたと云ふ。問屋日記

浦野組惣百姓の  
請書

此一揆は浦野組から發つたのであるから、村々惣百姓は重々不届の段、急度叱り申付けられ、次の請書を差出した。

指上申請之事

浦野組惣百姓去已十二月十二日及<sub>ニ</sub>強訴<sub>ニ</sub>之儀、最初夫神村より相催し、不<sub>ニ</sub>罷出<sub>ニ</sub>村方へは火を掛け可<sub>ニ</sub>打潰<sub>ニ</sub>旨申觸候に付、譯をも不<sub>レ</sub>存者共一同罷出及<sub>ニ</sub>騷動<sub>ニ</sub>并在中村方により狼藉致右體不法之致方重々不届に候間、如何様にも可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>之處、以<sub>ニ</sub>御慈悲<sub>ニ</sub>急度御叱被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候、右何も被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>ニ</sub>候趣奉<sub>ニ</sub>畏候御請印形指上候 以上

三月

騷動關係者の重  
なる處刑

此騷動に依て處刑せられた重なる者は、左記の如くである。

浦野村 惣百姓印

死刑

夫神村組頭浅之丞 同村百姓半平

此二人の罪名は、岡村川原に立てられた捨札に認められて居る。此兩人は百姓舉て強訴を爲すべしと申出た、金次郎の動議に賛し、諸人を談らひ罷出ざる村方へは、火を懸け打潰すべしと申觸らし、諸人を威嚇煽動したるが故に頭取と極まつた。

永牢の者  
永牢 家財家屋敷妻子に被下  
田畑御取上

田澤村庄屋 太郎兵衛

金次郎は己年金納相場直段之義に付、當鄉庄屋勘兵衛宅に寄合し節百姓直訴爲レ致可レ然旨發言し夫より事起り重々不届に候、乍去諸人をすゝめ候義は無レ之と雖も頭取同様の義に付急度可レ被ニ仰付ニ之處以ニ御慈悲ニ永牢と成つた。太郎兵衛は、百姓直訴之義は中挾村庄屋金次郎致發言候ヘども、村方へ直訴之義申聞指圖等致し、庄屋役相勸候身分に不似合の義不届なるも以ニ御慈悲ニ永牢と云ふのであつた。

追放  
田畑取上

夫神村組頭  
同村百姓  
當鄉組頭  
同村紺屋  
半  
忠次  
兵衛郎  
武喜左  
衛門  
武右衛門

右等の者は、己年直訴之義淺之丞半平と申談、村方へも申聞け世話致し不届。中に就き武右衛門は、尤初直訴の願悉相濟不レ申故再訴之催企候段、其上二月九日百姓の内召捕候節奪還し可レ申由申出候由重々不届、御慈悲を以て追放と云ふのであつた。然此時病身にて歩行出来なかつたので、永村方預を命じた。

村追放

村松郷庄屋  
當鄉組頭  
鹽田組保屋村百姓  
小市平十郎  
左右衛門

此内平十郎は、願之簡條世話致し庄屋に不似合の致方と云ふのであつた。

直訴之義等閑に心得居り割番をも勤め居る  
身に不似合ニ付割番庄屋役取上げ閉門

御叱りの者

御叱りの上役前取上

田澤村割番 孫次郎 傳左衛門

越戸村庄屋

當鄉庄屋 勘兵衛

御叱りの上役前取上自分慎

夫神村後見馬越村庄屋 小左衛門

苗字帶刀、御拜領物、御扶持共に取上

馬越村 藤四郎

御叱りの上役前取上

下奈良本村組頭 入奈良本村組頭  
夫神村組頭 袴賀村百姓定治郎 友右衛門

岡村長百姓

松友定治郎

此外岡村近右衛門及其子皆右衛門、小泉村善五郎、盛左衛門、上田原村友右衛門、横山村要右衛門等は横山村、庄屋、五右衛門方へ踏入狼藉せし罪に依て閉門を命ぜられ、又田中組岩下村百姓藤之丞は、此騷動の罪では無く、目安下書を以て江戸に向はんとし、途中加澤村にて捕へられ、其罪に依て永牢の刑に處せられた。

此他騷動の罪に依り、手錠閉門等に處せられた者多かつた。今之を略す。(師岡史料)

在町役人御叱り

三月七、八兩日浦野組、鹽田組、小泉組の庄屋組頭を呼出し、御叱之上請書差出させたが、町方にも小牧村孫右衛門方へ押し懸けて、打潰したのは、町役人共にも、其責ありとて次の御請證文を町奉行に差出した。

町役人請書 差上申御請之事

一私共儀去々已十二月十二日百姓及三強訴二、翌十三日町方之者も不ニ罷出候はゞ、火を掛け可ニ打潰之旨申觸候に付猥りに、相心得町人共一同に罷出、小牧村孫右衛門方へ罷越及ニ狼藉ニ候、右體不法之義申

觸候者有レ之候共、其節町役人共如何様にも取鎮方も可レ之之處、於ニ役前ニ取計不ニ行届ニ不埒之至に付、急度御叱被ニ仰付ニ候段ニ仰渡ニ候

右被ニ仰渡ニ候趣畏御請印形差上申處無ニ相違御座ニ候以上

寶曆十三末年三月

御奉行様

惣町問屋年寄連判

然るに、町方より小牧村に、押懸けた者の中には、問屋年寄の忤の内で、血氣の者が加つて居た。取調の結果此等の者は親々より、御叱御請の證文を差出した。

指上申御請之事

一私共儀去々已極月十二日百姓及強訴、翌十三日町方之者も不ニ罷出ニ候はゞ火を掛け可ニ打潰ニ之旨申触れ候に付、不レ得ニ止事ニ罷出候様申候とも、右體不法之儀申触候者有レ之候とも罷出で間敷儀ニ候。殊に其方共は役義をも相勤め候者之忤共に候處、猥りに相心得小牧村孫右衛門方へ罷越、及ニ狼藉ニ候儀重々不届之至に付、急度御叱被ニ仰付ニ候段ニ仰渡ニ候

右被ニ仰渡ニ候、趣奉レ畏候御請印形差上候處相違無ニ御座ニ候以上

海野町年寄善之政忤善三郎

原町年寄金兵衛忤金彌

海野町年寄曾右衛門忤文三郎

糸屋町年寄吉兵衛忤安右衛門

同長左衛門忤角三郎

鍛治町年寄安兵衛忤安五郎

同八右衛門忤左吉

御奉行様

右之通忤共蒙御叱恐入爲相慎可レ申候

親々名前印

惣町々人御叱り

海野町間屋太郎兵衛忤文右衛門は、別段に呼出し御叱の上急度慎申付けられ、親太郎兵衛より御請證文を差出した。小牧村孫右衛門方へ罷越狼藉に及びしは、不埒之至りとて、惣町々人急度御叱りとの事で、原町分及紺屋町は八日に、海野町鍛冶町は九日に、本家借家を問はず全町の連名捺印の上、御請印形差出した。

此後三月二十四日、問屋年寄不レ残及町々惣代二人宛、呼び出し

一去々己十二月百姓共及強訴候節小牧村孫右衛門宅潰し候處、不ニ罷出ニ候はゞ火を掛け打潰旨申觸候に付、町方の者共一同罷越及ニ騒動ニ候儀、第一公儀御法度を背き上を不レ恐仕方にて、重々不屈に候。

急度御咎可レ被ニ仰付ニ事に候ヘども此度之儀は格別之御憐愍被ニ成下ニ候、此上彌公儀御法度御家之條目を堅く相守り商賣家職第一に可ニ心掛一、若し此末御作法相背に於ては、急度可レ被ニ行ニ嚴科ニ候事

一右體不法之儀申觸候共同意致間敷候、自然此以後不法之義申觸候者有レ之候はゞ、召捕早々可レ致ニ注進ニ候重き御褒美可レ被ニ下候事

一問屋年寄共、町人騒ぎ候節取鎮方も可レ有レ之の處無ニ其儀ニ於ニ役前一甚不念之至に候。是亦急度御咎可レ被ニ仰付ニ之處、以ニ御慈悲ニ御免被ニ成下ニ候。向後常々心を付け、町方にて不レ宣者は相糺し、差圖をも不レ用者有レ之候はゞ、事超過に至らざる前其筋に可ニ申出ニ候事

御條目にも被ニ仰出ニ候通、不法之企致候者於レ有レ之は、問屋年寄組合迄急度曲事に可レ被ニ仰付ニ事一願訴訟等有レ之節は、其筋を以て可ニ申出ニ儀ニ候、惣て下之清正路に申出る様問屋年寄共常々心掛第一に候、御役人共も尙又被ニ仰置ニ候間其旨可ニ相心得ニ候、此以後御法度相背き候者有レ之候はゞ、是

迄よりは嚴敷被仰付候事も可レ之候、下々風俗惡敷相成候へば、おのづから及ニ困究候間此旨能々相心得、御作法堅く相守候様に可ニ心掛一事

右之趣一同町人共へも可ニ申聞候以上

未三月

と申渡した。隨分入念の仕方であつたのである。於是在中町方共に、騒動の始末が終つた。問屋日記  
寶曆騒動史料騒動に關しての賞與は、三月十四日騒動の際、之を取留めんと盡力した廉で左の如く賞せられた。

米五俵

同三俵

同三俵

同 一 俵

鳥目一貫文

一揆に參加せざり者

米二俵

同二俵

野倉村

野倉村 榮 次  
岩下村 藤 右 衛 門

夫神村 組頭 茂 右 衛 門  
當鄉村長百姓 吉 右 衛 門  
夫神村 義 右 衛 門

猶村人皆正月二日門松を落ろしたるも、同様に落さなかつたのを賞せられ、西脇村庄屋半兵衛、同組頭惣兵衛の二人は、米二俵同一俵を與へられた問屋日記崩格子には、紺屋町八幡神主常田大宮神主も、同じ廉で賞與があつたと記して居る。

此後五月五日、堀村宗四郎は「騒動の節志立一人不ニ罷出」右に付御年貢の内年々一俵宛生涯之内被レ下」と御五代様御事蹟に載つて居る。此は騒動の時參加出動を迫られた時、彼は曾て、藩公の草履取をした事があるので、殺さば殺せ、焼かば焼けと云ふて、動かなかつたと云ふ。小縣郡  
年表

三月十五日藩では騷動處分も落着したので、役人の罷免を行ひ、郡奉行桂覺右衛門、同添役中村彌右衛門、浦野組代官赤座万彌其外岩崎吉郎次、船越伴右衛門、堀江傳兵衛、溝口專藏等の職を免じ、同時に騷動後一時、兼帶であつた安原太郎の郡奉行を免じた。

四月十日此度の騷動に就き格別骨折し廉にて、其功を賞せられた人々は

岡部九郎兵衛

佐治八右衛門

服部十郎兵衛

加藤左仲

下瀬彈右衛門

小林平藏

安原太郎

内藤彌平

寺尾小一郎

船越茂平

江藤角次

此外小頭中一貫文宛、組衆にも亦賞與する所があつた、岡部九郎兵衛、空前の上田藩大百姓一揆勃發

の時に於て一身を挺して其鎮撫の衝に當り、其措置宣を得て、速かに靜穩に歸せしめた岡部九郎兵衛は、心身の過勞が原因と成つたのか、十三年十月病氣起り、十二月には漸く重態に陥り、二十六日頃には病革まるに至つた、此時家中の人々を招き振舞をなし、我等事は最早餘命幾何もなくべし、騷動の跡宜しく頼み入る と告げ二十九日卒去した。岡部の訃に接した時、領内百姓迄皆其死を惜み、悲歎の涙に

くれし者も多かつたとの事である。未だ而立の年にも達し無い年輩で、上田空前の事變に遭遇し、古武士の精神態度を以て前後の處置に當り、百姓を安んじ主家にも其累を及ぼさずして事を治めし名家老岡部九郎兵衛の死は、氣の毒であり、又上田藩の爲にも、可惜事であつた。

上田藩と親類筋の羽州上ノ山藩も、金納直段の事が主因で、百姓一揆が延享二年に起つた。此時に藩主は在府中であつたので、家老山村縫殿助が自分一人の責任で、全部の願筋を承認して事を治めた。此時の狂歌に「上下のやぶれほころび多けれど たゞひとりにて縫ひをさめけり」といふがある。上田騒動の時には「岡部にて見ても智勇の御郡代、御九郎兵衛民もをさまる」今まで手箱の中の丸鏡、ふたをとられて光る九郎兵衛などの狂歌があつた。

上田騒動の張本人と認められた、百姓半平は我こそ一揆の頭取なりとて、他に一言も發しなかつたとの事であるが、延享上ノ山百姓一揆の頭取仁左衛門は、如何なる拷問にも屈しなかつたが、自分白状せば他の者、迷惑免るべしとの事に、然らば白狀すべしとて、夏中の一揆は皆私一存で起した事故、我身を八ツ裂きになし、他の人々の罪科は皆免じて下されたいと申述べたのみで、後に念珠を貰ひ念佛三昧に日を送り、刑場に赴いたと云ふ。

上田騒動の時、一揆を取留んとした廉で、賞與を貰つた人々があるが、如何なる人で如何なる行動を爲たか、未だ知る事を得ないが、上ノ山騒動の時には、宇留野春雄と云ふ町醫者が、非常に取鎮に力を盡し其効があつたと云ふ、此人は常々貧民には無料で診療し、金持からは四、五倍の薬料を取つたと云ふことである。町家打潰しも行はれ、不正の御用達や、圍米を澤山持つて居た者など、皆目指されたのであるが、米屋吉野屋長兵衛の打潰しに、懸らんとした時、一揆の中の一人之に反対して、長兵衛の父甚吉は享保五年の凶作の時、米澤より米を澤山買ひ入れて、時の相場より安値に賣捌いて、町村の難儀を救て呉れた恩人である、今日其恩を忘れてはならぬ、と云ふや皆尤とて、打潰の手を下さないで、

他の家に向つたと云ふ面白い話がある。

騷動の原因  
原因は遠く先々  
侯先候の時に在

が、小縣郡年表には、「按に此舉一朝一夕の故に非ず、先々侯二十餘年の在職にして、國政は有司に委ね先候は雜劇相撲等の遊戯に耽り、國力乏しく聚斂の臣中村彌右衛門専ら信任を得て下民を剥し、前青木村四五年の民三十八戸一時に離散す、他も亦推知すべし。遂に十一年の強訴を來たせり。然共諺に云、雨降りて路固まるの諺の如く、此舉により侯にも深く恐縮され、速に遊興の具を廢し儉約を守られしかば諸有司も亦頗其面目を改めたりと云ふ」とあるが忠愛の代には享保十五年屋形焼失の事があつた、之に就き小縣郡年表は「之れ君侯遊興に耽らるゝの致す所と流傳す」と記して居るが、元文元年には藩公矢場に於て、相撲見物をなし又馬場にて曲馬を觀覽した事があり、問屋日記忠愛公御事蹟又民間記録であるが上田縞崩格子には、奥女中には見目能き女五十餘人を召抱へ、御館には東海道五十三次の茶屋を仕掛け、其一軒々には、女中一人づゝ其所土地の風俗を寫し飾り、名物いろいろの茶屋物を仕込み、酒肴取り持ち日夜朝暮の御なぐさみをし、など云ふ記載もある所から推し考ふる時は、忠愛が奢侈遊興に耽りし事は、事實と思はれる。其後を承けた忠順も、同じく遊樂奢侈の事があつたであらう、其上此代には遊獵も度々行はれ、領内の者大に之に苦みしは、記錄に散見して居る、其内で寶曆八年十月十一日前山村の狩の如きは、家中は惣出で御供をなし勢子二千人の徵發を申付けたのである此時の獲物は鹿一疋隨分大仕掛けの狩獵であつた。

忠順の時遊獵奢  
侈に耽る

藩財政難取凌ぎ法の所にて述べしが如く、江戸幕府時代中葉頃よりは、諸侯多くは財政難に陥つた。さりとて收租の率を高めて増税することは、何れの方面に對しても、容易に行ひ得べき事で無い。依て借金に頼て一時々々の急を凌いだのである、經濟錄に「今の世の諸侯は大も小も皆首を垂れて町人に無心を云ひ江戸、京、大坂其外所々の富豪を憑み其續計にて世を渡る」とあるが其である、我上田藩の如きも、其例に漏れなかつた様である。然し借金は借用期限に達すれば、元利返済すべき義務

があり、其約束が履行されぬ時は、借主は追々と無くなる。其處で家中よりの借米をする、家中の者は藩公が、扶持を宛行て居るので、半知に減され猶其上、上納米を申付けられても、先以て畏て御請はある、けれども其暮の取續きは困難で、家の躰面を維持するは容易で無いから、決して難有事と思ふ筈はない、故に之れとても或る程度に止める事を考へねばならぬ。借金も家中借米も、不可能に成つた時藩主にして、奢侈遊興に耽るが如き事あらば、其費用を捻出する必要がある、其所で中村彌右衛門の如き、所謂地方巧者の者が擢用されて、一例を舉ぐるならば、運上上納者には、千曲川の一定區域間の漁業權を差免するとか、金納相場を高めるとかして、收入の増加を計るのであるが、此等は何れも皆人民の苦しむ所である。年貢を納める爲の存在の如く、考へられて居た百姓とても、藩公遊興穴費のために重荷を負はせらるゝを考へたなら、不平不満は當然で、然も其が、訴ふる所無しと云ふに於ては、たゞ一揆徒黨が嚴科に處せらるるを承知し乍らも、遂に起て強訴するに至るのである。又町方の様子を見るに、寶曆九年には町方は藩より、申付けられた御用金も納めなければならぬ、其上去年より支辨した日雇賃錢は、百二十七兩にも及んで居り、町方は頗る困窮して居るので、御祭禮後毎年勤める殿様御好の役者踊藝は、入費が嵩む故、本年は御止めに願ひたいと申出たところ、御用金御用捨無<sup>レ</sup>之彌可ニ差し出一事、御好踊は吉例なれば御用捨無<sup>レ</sup>之輕く申付候事、と申渡された、當時の町役人日記に、御情も無レ之被<sup>ミ</sup>仰渡<sup>一</sup>候、と書いて居る。又此祭禮の後屋形前廣場で、殿様御好踊のあつた時、群集の者二回迄も騒ぎ立てた事があり、十二月には在方向三萬石の者晝夜大騒ぎをなし、御先手の衆二十人出張した事もあつた、町方<sup>ニ</sup>在分共に不平怨嗟の氣分が漲て居たのである。

寶曆騒動の頭取は、其地方の徳望家とか門閥家とか或は學問ある識見家とか云ふ者で、名が領内に知られるにあらずして徒黨する者全領内に亘る

收斂の臣採用さ

高し  
町方亦怨嗟の聲

無情の政治

鎮撫の方法

不満を抱いて居たのは明である。

一揆鎮撫の爲めに多くの諸領主が執つた方法は、先づ最初に、願之筋有之は、正當の順序を踏んで願ひ出づべしと叱り諭し、若し之を聽かざれば、願之趣は全部聞届くる故、速に退散すべしと申渡す、猶其時一揆に參加した者の罪科は、悉く之を問はぬとまで、申聞ける事もある。朴直な百姓等は其申渡を信用して一揆は退散し、昂奮状態から靜穏に復した頃、隠密探偵を出して其首謀者を檢舉逮捕する、然して後一揆願筋は聞届け難いとて、願書を却下するのである。安心して退散した百姓は、既に首謀主動者の指揮を失ひ、再び出願再舉の氣力も無く、泣寝りに了るのである。此惡辣なマキアベリズムに依て鎮壓に成功したことが多い。上田藩の實曆騒動鎮撫の方法は、此の如き惡辣な方法で無く、家老岡部九郎兵衛は一揆に向ひ、願之趣は江戸表に出で、藩公に申達した上、願の筋聞届けらるゝやう盡力することを誓ひ、歸藩の後は願の筋で聞届くべきは早速之を許し、然らざる者は充分不許容の理由を申諭し、然る後公儀禁制たる徒黨強訴一揆を企てた廉に依て、首謀者を召捕つたのである。

## 第二節 天保稻荷山騒動

川中島上田領の中、稻荷山村は、昔から淫浪人凶暴の博徒など入り込む者多く、隨て治め悪い所と云ふ評判が有つたとの事である。天保四年に凶作、又七年に大凶作で、穀類の値段は暴騰し、何處にも飢餓に頻する者が續出するに至つた。八月廿五日の夜、此地の暴民徒黨して、平素其富裕を羨み且嫉悪して居た、田中友之亟有して居た高持此田中は村高の六、七分程も所あつたと云ふの居宅を襲ひ、打潰しを行つた。此急報に接し、上田藩より郡奉行彦坂三郎兵衛、代官松村次郎大夫が、先手足輕を召連れて、急速鎮撫に向ひ、翌廿六日の夜、物頭白瀬甚左衛門、御近領御手當村上右左衛門、尾崎熊五郎、目付岩崎忠右衛門等が、醫師本道一人外科一人、其外人數凡百五十人程召連れて、稻荷山に出張した。此時の

上田藩入數稻荷  
山に向ふ

原町問屋日記に、天保七申年八月廿六日の條に、「昨夜稻荷山村騒動、田中友之亟外六軒打潰し候由に付  
郡御奉行御代官様御出の由、今夜に入り御目付様御物頭白瀬甚左衛門様其外、御近領御手當の方々、御  
出張被成候由」とあるは、其である。然るに近領手當の人數が、未だ稻荷山に到着しない前に、先手足  
軽の手で、一揆は鎮定することが出來た。此時一揆徒黨の眞犯人頭取は、逸早く逃亡し、其他の者は吟  
味の結果、情狀大に諒察すべき點もあつたので、寛大に處分して、事速に治まつた御岡史料、永井文書

左に此時上田藩より、幕府に届出所を記載して置く

私領分信濃國更科郡稻荷山宿に、去る廿五日夜、何方の者共不相知て大勢罷越、同宿裏手稻荷山より  
篝火を焚き、峯通山中境宿内にても數ヶ處同様、夫より宿内所々理不盡に打崩候に付、即刻人數差向  
候へば逃去候、内六人召捕置申候、委細之儀は未相知候得共、先此段御届申上候 以上

八月廿七日

松平伊賀守

#### 御別紙

別紙御届申上候狼藉之者共、若此上領分に罷越、及ミ理不盡候儀難レ斗御座候間、領分境に家來差出  
置、利害申聞取鎮候様申付、候若不ミ相用レ不法之勤仕、難ミ取鎮候はゞ、鐵砲にて打拂、品に寄り玉  
込相用候ても不レ苦候哉、此段奉レ伺候以上

八月廿七日

松平伊賀守

#### 幕府指紙

伺之通時宜に寄玉込をも相用候様可レ被レ致候

九月七日上田藩、其後騒動の様子を幕府に届出てた、其報告は次の如である。

私領分信濃國更科郡稻荷山と申處に、去月廿五日夜、何方之者とも不ミ相知ミ、大勢山手より宿内に罷  
越、處々打崩及ミ不法候間、人數差向候處逃去候、内六人召捕置候、右稻荷山之儀は、他領境手遠の

場處に付、様子等早速難<sub>ニ</sub>相知<sub>ニ</sub>、山手より大勢罷越候に付、全く他領之者と存込、先右之趣御届申候處、逃去候儘不<sub>ニ</sub>相越<sub>ニ</sub>、穏に相成候に付、人數は爲<sub>ニ</sub>引取<sub>ニ</sub>申候、召捕置候者、相糾候へば、他領之者には無<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>、領分稻荷山の百姓共にて御座候、宿内之者共に、遺恨等有<sub>レ</sub>之右之次第に及候哉、難<sub>ニ</sub>忍儀有<sub>レ</sub>之候者、何も可<sub>ニ</sub>訴出<sub>ニ</sub>之處、無<sub>ニ</sub>其儀<sub>ニ</sub>及<sub>ニ</sub>不法<sub>ニ</sub>候段、右者他之引合無<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>、領分限之儀に御座候間、在所役所に於て吟味申付候、兼て御用番に申達置候儀に付、猶又御届申上候間此段申達候以上

九月八日

松平伊賀守

(松平家日乗)

## 第二十一章 騷動史

### 第三節 明治二年騷動

明治二年騷動

騷動の主因  
甚しかつた。

明治二年八月上田藩管下に、百姓一揆が勃發し、亂暴狼藉を極め、打潰放火等大に行はれ、其被害は甚しかつた。  
騷動の主因  
百餘年以前上田藩内に起つた、寶曆騷動とは、其原因が大に相違して居り、藩主始め上役人に對する、施政上の不平不満が主因と成て強訴したものでは無い。諸記録を綜合して、考察すると一、質一分金に依る損害。二、諸物價の騰貴殊に凶作に由る米穀の高値。三、御用金即調達金の調達困難、等が此騷動の主因と見る事が出来ると思ふ。以下此三項に就て、略述する。

上田領は此數年來、米の穏が宜く無かつた、分けても明治二年は陽氣順調でなく、霖雨暴風の災厄も之に加はり、作毛の收獲は、半毛にも及ばなかつたのである。又此頃年々諸物價は奔騰して、世人を驚かしめた程であつたが、此年の不作を見越して、米穀の値段は、未曾有の高値と成つた、天保七年凶年の時、其年十月の上田町米相場は、金一兩に上米四斗四升、中米五斗二升、下米六斗であつたのに、此年には漸次騰貴して、金一兩に一斗或は九升、遂に七升五合と云ふ、高値に至つた。此爲めに、其日暮しの百姓町人等は、其日を送り兼ねて富裕の者に日雇をして、漸く口を糊する者も、甚多かつた。かゝる有様の所へ、二分金の質物が、多く入り込で来て、折角汗水流して蠶を飼たり、日雇稼に骨折て働いたり、又僅な農作物を賣拂つたりして、折角手に入れた其金の中に、質金とも知らずに受取つた者があり、其を持參して市場に出で、生活必需の米其他の物を、調へんとする際に、此は質金とて、剝ね除かれ、二分の金貨が無價値と成れば、必要だけの買物も出來なくなる、折角働いた誑が無いばかりか、直ちに其日の暮しにも差支へることに成る。又農家で金を得る、殆ど唯一の繭賣上の其中に、此種の通用出來ない質金が交て居た事を知つた時、農民の失望と憤怒とは想像に難くない。

### チヤラ金

#### 銀台、銅台鍊の 二分金

此質二分金は、維新の際財政難を救ふ爲に、諸大藩に二分の新金を鑄造する事を許した、所が何時しか其質せ物を鑄造する者が出て、銀台鍊金、銅台鍊金の二分金が、澤山世の中に出るやうに成つた。此時極めて惡質の商人中には、其質二分金百兩を、僅三、四十兩程で買ひ入れて、其を以て諸物品を法外の高値で購求し、非道の利を貪つた者も有つたと云ふことである。此質二分金は當時「チラヤ金」と謂ふた、其は質が粗悪であるので、石の上に投じても、金の響を爲ないからであつた。

明治二年六月廿日金五萬兩の調達金が、上田領分内に申付けられた。未曾有の大金であつたので、各組への割當も、申々多かつた一例を舉ぐれば鹽尻組六。其も八ヶ年一割五分の成崩返済と云ふ條件であつた、村役人は多額の割當故、身元宜しい富裕者の外、左程暮向裕で無い者に迄割當申付けた。時恰

調達金に就て不承服を唱ふる者あり

も諸物價殊に米穀の如き、生活必須の物が高値に苦しんで居り、賃金の爲には迷惑損失を被て居たのであるから、元來御用金は身上宜しき者に、調達せるものである、然るに此度は其力の無い者に迄、申付けたのは怪しからぬ、など不承服を唱へる者多くなり、やがて、之れ必ず村役人共の、取計宜しからざるに由ると臆測し、之を憤り、且恨むに至つた。沓掛史料、松代町史

右物語

### 騒動の經過

良本村  
騒動初發地入奈

騒動の經過 此騒動の起つた所は、上田藩管下小縣郡浦野組入奈良本村であつた。明治二年九月上田藩

より、朝廷に上申した書中に「入奈良本村之儀は、山添の僻邑にて、此三數年來連りに荒歉に罹り、闖邑倉貯の空乏最早數十日を不レ支至急之勢に迫り、人心之惄々たる事、又他村の比に無ニ御座候、加レ之風土之所レ使レ然歟士人之心殊に頑固難レ諭」とあつて、人情風俗も頑固で、他村とは異つた所が、有つたかも知れないが、食糧は缺乏し、生活の不安困難は他村より一層甚しく、逃散か強訴か何れかに依て、究境を脱しなければ、生きて行かれないと云ふ慘状に在つたので、先づ唱へ先づ發したのが、此村であつたのは、當然の事かと考へられる。そして首謀者が一揆を起す時期を、藩知事が新夫人を携へて上田に歸る其時を選んだのは、藩主不在の時強訴するも、事の裁許が手間取れる、此ためしは、既に實曆の昔に在つたので、藩知事歸藩の時としたのではあるまいか。

明治二年八月十六日、入奈良本の郷藏の前に、誰が書き何人が張つたか分らない、捨文が張出された。

### 難澁願之事

(溢及)

(相談)

一賣米七升五合に御座候へは誠に極難中吸表會所へ願出し二斗代の相場に相成用早速御宗團可レ被レ下候此だん事不速(足)と申物是あらば其者の内打こはしに御座候早々以上

八月十六日夜正四ソ時に出立可レ被レ下候

此張紙には當て字が多い、或は故意に認めたものかとも思はれる。

入奈良本村郷藏  
前張紙

前述せし如く、當時種々の事情から、上田藩管内の小縣郡民衆は、究乏に苦み賃金に憤恨する者も多々、其等の人々の中には、心窃に事變の起るを望て居た者も、尠く無かつたであらうと思はれる。

八月十六日の夜  
一揆夫神河原に集まる  
殿戸村々役人一揆蜂起を注進す

藩役人出張説諭  
其詮なし

諭訪部に於て久  
松領事一揆を諭

城下町續の民家  
を荒らす

執政町民の動搖  
を戒しむ

### 右之趣申達候様執政中被仰聞候事

八月十七日

### 施政堂判事

と申觸れて、町方の動搖を戒めた。此時一揆を鎮制するに、兵隊の力を以てすべしとの説ありしも、藩は其議を斥け、人民懲訴敷願の儀なれば、説諭して鎮撫すべしとの説を探り、執政師岡主鈴等、大手先より原町邊迄出張したが、其詮は無つた。依て藩知事親ら馬上にて大手迄出張に及び、願之趣は聞届け遣はすから、惣代の者願意を認め差出すべし、と申諭せしも、狂亂奮昂せる一揆の耳には入るべくも

かゝる際に、前記の如き張紙があり、又煽動する者も有つたので、十六日の夜、夫神村の河原に集まつた一揆の人數は、頗る多かつた、此有様は殿戸村庄屋で、當時入奈良本村兼帶であつた、小林眞七郎より、早々上田表に注進に及んだ。藩は打捨置くべきでないので、早急吏員を差遣して鎮撫せしめたが、其詮無く民衆は其數を増し、又後より遣はした官員の、説諭も制止も耳に入れず、捕亡を負傷せしめ、押し通り、駆け抜けする者も多く、其内に小泉組・鹽田組の村々よりも、此一揆に參加するもの馳せ集り、人數は益多く成つた。諭訪部橋を渡つた時、領事久松新五左衛門が、郡奉行代官其他の吏員を引連れて諭訪部橋際迄出張し、説諭の上制止しやうとした。けれども一揆の者共は、青竹に木綿の切れを結び付け、旗吹流様の者を替え、其を押立て後より無暗に押し進み、制止しやうとする役人の、側を駆け抜け打毀しの亂暴を働き、遂に大手まで押寄せた。此少し前に施政堂判事より

在中之者共多人數徒黨ヶ間敷騒立、追々御城下に入込候に付、其筋役々にて取鎮申付候間、如何様の儀有レ之候共猥に動搖無レ之様可レ致候

一揆を城内に分置す

夜に入りて亂暴狼藉を恣にし遂に町家に放火す

無く、唯喧々として、妄言申募るばかりで、如何なる珍事出来せぬも、測られない形勢であつたので、知事は一先屋形に引取り、命じて揆の者を、大手城戸内に導き入れ、學校、作事場、稽古場、矢場の四ヶ所に分置し、食を與へ説諭する所があつた。此時の人數は、六七百人程であつたと云ふ。

夜に入て、大手外に集つた一揆、及後から續々と村々より、馳せ集つて、一揆の衆と相合したるもの暴動を始め、町内の商店其災害を蒙ること、甚大であつた。これは晝間一揆の者が、町家に對し亂暴狼藉を働くので、町家の者も憤に堪え兼、屋根に登り屋根瓦を、一揆の群集目懸けて投げ付けた。此事を非常に憤恨した爲であると云ふ説もあるが、一揆の暴行は遂に其極に達し、火を放て町家を焼拂ふ事まで、敢てするに至つた。火は先づ海野町間屋柳澤太郎兵衛宅に放たれた。一説に、間屋に放火したのは藩士の一人が、一揆の怒を買ひ一揆の爲めに追はれ、海野町間屋方に逃込んだので、一揆の者之を探せしも、見當らなかつた所から、火を掛けたとも謂はれる。放火は此他にもあつたのは、後で放火の爲めに、火の包みを投込みしも、幸に消えて、出火に至らなかつた事が、發見されたので明である。故に前説の如き、事情からのみではあるまいと思ふ。

大火災に至りし理由

此火灾の時、一揆等は聲々に、此火灾を消す事に盡力する者あらば、打殺すべしと叫んだので、皆をぢ怖れて、火を消す者無く、只焼けるに任せて居たのである。かくして遂に

海野町不残戸數百五十五軒、人數八百二十一人

横町二十三軒和泉屋前にて止りで焼け止り人に數百十四人

町家の焼失

原町三十二軒西側は島田万助宅にて止り人數二百六十三人

辨天前御長屋四軒類焼

合計焼失二百十四戸

(右物語、問屋日記)

の大火災と成つた。享保十五年の大火も、及ばぬ程である。十八日の朝に至り、城内四ヶ所に分宿させ

願の筋は書面に  
認めて差出すべ  
きを諭す

て置いた一揆の者共に、重ねて懇々と説諭して、相談の上願筋を認めて差出すべし、とて城外に出し同時に此旨を、大手外の群衆にも申聞けた。一揆の者も漸く其意を駄し、川向三ヶ組の者共は、下河原に鹽尻組は向源寺に集會談合の結果、夕刻に至り、村々から三四名の惣代が、願書を差出して追々退散の途に就いた。田中組國分寺組の兩組よりも、追々押出して來たが、藩吏常田大宮に出張し、説諭の上引き取らせた。

此騒動の時、差出した願筋は、村々連合で出したもの、村々限で出したものなどで、隨て其ケ條の多きもあり、少きもあつた。今之を左に記載する。

### 願出ヶ條

### 金納の事

一中之條相場に被<sup>ニ</sup>仰付一度事 鹽尻組。下之郷村、岡村、仁古田村

一御本領並に致度事 鹽田組二十二ヶ村。上田原村

一伊那縣相場 兩奈良本村、殿戸村、越戸村

一町相場より一斗安 小牧村、諏訪形村、築地村、御所村、中之條村、下之條村、神畑村、兩室

賀村、兩小泉村。洗馬組

一中村、中挾村、馬越村

### 米相場の事

一米相場一斗五升に致度事 鹽尻組

一米相場平均二斗位に致度事 鹽田組。沓掛村、中村、中挾村、夫神村

一米相場下値に致度事 當郷村、入田澤村、兩奈良本村、上室賀村

一飯米麥等相當の値段にて賣買致候様被<sup>ニ</sup>成一度事 洗馬組。武石村、仁古田村

在分役人の事

割番廢止の事

一割番廢止の事

總組總村々不レ残

一村役人三年替り村見立の事 塙田組。鹽尻組。上田原村、下之郷村

一村役人年替り村見見之事 兩奈良本村、殿戸村、越戸村、洗馬組

一村役人村見立之事

沓掛村、入田澤村、夫神村、福田村、岡村、中村、中挾村、村松郷、仁古  
田村、吉田村

二分金の事

一二分金不通用にて難澁之事 總組總村々不レ残

御用金の事

一御用金御免之事

鹽田組。鹽尻組。中村、兩奈良本村、夫神村

一陽氣宜敷年迄延願之事 越戸村、當郷村、上田原村

一日延願之事

沓掛村、入田澤村、殿戸村、福田村

一來作取入迄延引願之事 洗馬組。吉田村

一是迄の調達金御下ダ願之事 中村、中挾村

運上冥加鑑札料の事

一產物改の外諸運上御免之事 洗馬組

一諸運上冥加共御免之事 福田村、吉田村、入田澤村

一諸運上御免之事 鹽尻村組か。夫神村、村松郷

一產物御運上并過役御免之事 塙田組

一上納の外過役の分不レ殘御免之事 洗馬組

の件

一諸役御免之事

下之郷村

一諸鑑札并冥加御免之事

福田村、吉田村、入田澤村、中村、中挾村

出人の事

出人の事

一出人御免之事

鹽田組。兩奈良本村

一出人催合御免之事

鹽尻組。中挾村

一出人御直抱之事

中村

一出人給金時々の振合之事

上田原村

一出人給金五割増之事

岡村、仁古田村

定代等の事

一定代下ヶ之事

村松郷、沓掛村

一定代盛組中平均之事

洗馬組

一定代三俵五分願之事

福田村、入田澤村、中村、中挾村、殿戸村、夫神村、兩奈良本村、上室賀村

無地貢之事

吉田村  
兩奈良本村、沓掛村、馬越村

一無地貢年貢御免之事

兩奈良本村、沓掛村、馬越村

一檢見上中下下々の毛附にて上納致度事

中村、中挾村、入田澤村、福田村、吉田村

一田畠高貢之場處有レ之御高慣願之事

夫神村

田役米御免之事

洗馬組

一組夫錢は小割に被ニ成下一度事。山年貢は半數に被ニ成下一度事

兩奈良本村

御藏詰之事

一御藏詰之儀、一体惡米勝之場處に付、金納に致度事

洗馬組

一御藏詰之儀は斗切之事 鹽田組。上田原村  
一御藏詰之儀並米納斗切之事 小牧村、諫訪形村、御所村、中之條村、下之條村、神畠村、築地村、兩小泉村、兩室賀村

御用捨米の事

一四十五俵の御用捨米永引に願候事 中挾村

一御用捨米之儀是迄通永代に致度事 上田原村

御手當米等の事

一夫食明午作取入迄御手當被レ下度事 入田澤村、中挾村、村松郷、福田村、吉田村

一當作取入迄難澁者へ御手當被レ下度事 夫神村

一來午作取入迄酒菓子御差留之事 上室賀村、夫神村

一米持合の者より時の相場にて勘定致候様願之事 武石村

一飯米行届兼候に付御觸の通願之事 岡村

此外

一急速金札御引替金御下が被ニ成下度事 洗馬組

一傳馬大才料不用被ニ仰付一 度事 同前

一萱、薪、茹豆時の相場にて納度願之事 總組、總村々不レ残

一薪伐貢直上ゲ之事

杏掛村

一夫錢村夫錢元帳一帳づゝ、村總代へ御渡可レ下事 夫神村

一產物東京御改の外御免之事 下之郷村

以上は總組村々不殘より、願の分より一村限願の分までの願の條を記したのであるが、藩廳にては取

急ぎ審議の後

一割番役廢止之事承届候事

一三役人之儀入札を以て可申付一事

一當作取入迄難澁者へ御手當の事早々取調差遣可申候事

一御用捨米の儀は無論願通りの事 但御手段中用捨の類は右之外の事

一御買上物之儀は願之通りの事

一御藏詰之儀は斗切之事 但升切は取立候事

一洗馬組田役米之儀は兼て差免可申心得、取調置候に付承り届可申事(参考)此田役米と云ふは、寶永三年

外に納めて居る、小縣郡年表に眞田、原、横尾の三村にて米八十九石餘を納む、之れ天文年間幸隆箕輪に奔走の後此三村の民其妻子及支族の危急を見るに忍びず年々見繼ぎ供せしが遺習後例となりしもの此田役米なりと云ふて居る

一酒造菓子の分兼て沙汰に及候迄は差留置候事

一米相場下直に致度事願之通可申付一事

一上納米の儀は豊凶に不拘、格別入念に不及候。併上納米の儀に付ては、銘々心付相納候様可致事。

但土地柄に寄り米性惡敷は不レ苦候得共、粗略の取計無レ之様可致事

一荳豆之儀は昨辰年より用捨致置候事

一洗馬組大才料の儀願之通りたるべき事

一御用金之儀は素々身元宜敷者へ御頼相成候處、斯る陽氣に付暫御見合之事

一前々調達金御下げる儀は幾重にも御割り下げる成度思召に候得共、兎角當場御手操も無レ之義に付、

御手操つき次第御割下げる有レ之候事

一二分金不融通難儀の趣、尤も至極に候、既に上にも御心配被レ爲在、信州各藩申談、一國通用の札摺

立最中、並治下限りの札朝廷へ相伺是又摺立相始候間、右の分幾重にも縹合可致候得共、尙融通悪

敷候はゞ朝廷へ歎願致し遣可レ申事

一定代之儀は地位取調之上可ニ差免候事

一米直段下直之件は、精々下直に相成る様致し遣し可レ申候得共、其時の相場に付豫め差定め難く候事  
但救助の爲拂下げ候節の相場は格別之事

一諸運上冥加之儀は、當支配所々振合も有レ之且土地柄に寄、相違の品も有レ之候に付追て取調可レ申事  
一無地貫之儀追て取調べの上差免可レ申事

一上納米相場之儀は。取調べの上公平の所に相立可レ申事

一田畠高貫之地所之儀は、追て取調の上可ニ申付一事

一出人之儀は追て取調べ可レ申事

一鑑札料は全く手數料位にて、夫逆も上の爲に相成候義にも無レ之、治下極難の者の御救助の爲め、糧  
御圍日に三合づつ被レ下候事に候得者、矢張是迄通差出候様

の如く直ちに差免する者、取調詮議の上、許容又は適當に取計ふべき者、及許容すべからざる者とに分  
ち、役人手分け出張して通告説明した。此頤條件に對する處置は、出来るだけ寛大公正に、取扱つたも  
のと思はれる。之れ明治維新の賜であらう。

一揆に就き藩中の意見を徵す。八月二十一日藩知事忠禮は、此騒動に付自ら罪するの書を藩中に下し、  
騒動善後の策に就き、各自の意見を徵した。

今般管下村々舉て騒擾及ニ愁訴候儀、一同令ニ一覽候書面之通りに候、是全く我等政事不行届、積  
年之舊弊洗濯不レ致、因循今日之大辱を釀し、牧民の天職を失ひ候儀、上奉レ對ニ朝廷、下庶民に向ひ、  
謝する所を不レ知事に候。自今以後、深く自ら罪し、戦競勉勵、薪に坐し、膽を嘗むるの前事を踐み、  
速に庶民安堵せしめ度、心願此事に候。苟も救究綏撫の道に、益ある義は、大小となく、盡く之を聽

騒動ニ就き藩中  
の意見を問ふ

き、日夜從事以て、實績を擧げんと欲す。右見込有レ之面々は、我等身上之事に至るまで、聊無忌憚一  
封書に致し、議政堂へ申出、未會有之過失を補ひ吳候様賴入存候事

藩中に町方の感  
情を害する事な  
きを注意す

但究を救儀は至急之事に候得者、明二十二日を限り可レ申、尤同案之向は連名にて不レ苦候事  
翌二十二日、藩中一統に向ひ、  
藩中之面々家内々に至る迄、此節柄市中ニ爲見物、罷出候趣相聞、右は町方人氣にも、差ひゞき  
不ニ相濟ニ事に候、尤一人並用事等にて、罷出候義は格別、見物ヶ間敷、罷出候義は、決して不ニ相成  
候と申渡し、此際苟も町民の感情を、害する如き事無き様、注意を與へた。

翌二十三日には、民政廳をして、藩知事の意の在る所を、次の如く町方の者に告げしめた。

此度郷中の小民等が、舉つて愁訴に及び、其際多人數の力を頼み、亂暴狼藉の振舞をなし、終には町  
家へ火を掛けたり、又打毀しなどした、其爲めに市中遭難の者は、寢ぬるに家無く食ふに食物無しと云  
有様で、途方に迷て居るのは、深く氣の毒に思ふ。此様な事態に立至つたのも、つまり是迄救民治療の  
方法が、能く行き届かなかつたからと、自分から反省する次第である。今迄下々の心持が、上に通じな  
いで、此度愁訴に及んだ事柄の中、理由あり尤と思はれる事は、聞き届け遣はし、人民撫育の事に、好  
い成績を擧げやうと晝夜苦慮を續づけ、一視同仁農商の區別も、市在の分ちも立てず、皆本業に安んず  
るやうにと焦慮はするが、皆の者既に承知の通り、財政難で何分思ふに委せぬ次第で、甚遺憾に存じて  
居る。家中の者共も、我心持を體して、若し自分等が出來る事ならば、如何なる仕事なりとも爲して、  
人民の辛苦を救ふ一端ともし度と申出たのは、満足に思ひ、之を差し許した。そして其仕事は差當り、  
燒失後の跡片付、灰かき、曲輪内や其外御林の竹木など、伐り取る如き事にも従ひたいと申出た。依て  
遠慮なく手傳を頼み、一日も早く落着くやうに致すがよい。

藩知事忠禮が、領民騒擾強訴に及びし事に就き、深く自ら責め、一日も速に庶民を安堵せしめたい、

藩中の者町家焼  
跡の片付に従事  
せんを乞ふ

と云ふ藩中へ與へた書付は、藩中を大に感動せしめたと見え、今迄は賤役と心得て居た、火事場跡の灰片付、然も平素町人共と、輕侮して居た者の、町家焼跡の仕末や、御林の竹木の伐出などの仕事にも、共々働きたいと願出て、之に從筆するに至つたのである。深く済民の事に、心を用ひた知事の心持は、怨聲無し

藩知事に對して

在分の者灰片付  
助力を願出づ

諸方面の救濟處置にも表れたので、民衆の中に、知事に對する、怨恨の聲は聞えなかつた。

燒跡の灰片付には、藩中の者も手傳ひ、又房山、山口及洗馬組輕井澤村よりも、町方燒失多分に付、灰片付に人足差出度旨、願出で聞届けられ、廿九日に房山口より五十人、輕井澤より五十人。九月朔日に、輕井澤百人、房山三十五人、西脇村九十五人、鎌原村三十五人の人足が出て、大凡の片付が出來た十七日より十八日に懸けて、一揆が町方を踏荒し、亂暴を働いた時、其亂暴人の中、町方で目を附て置いた者があり、藩で此等の者を、何等處分しなければ、町方より押掛けて仕返する様子であつたので、十八日から目星の付いた、騒動に乘じ衣類金錢など盜取りし者、亂暴踏荒しの先達をした者、亂暴し乍ら市中を雜言晝り廻つた者など、八人召捕つた。中に一人鍛冶町に、盜取の風聞で捕へられた女があつた、八人中、市中を亂暴働きながら晝り廻つた、房山村帳外彌助は、入牢申付けられた。此檢舉は、町方の憤怒を宥める爲め、早速行はれたものかと思はれる。

被害の状況  
上田城下町分 燐失以外の者  
之を次に記する。

上田城下町分  
失以外の被害  
分焼

原 町

一大破

一大破の上 割番庄屋の書類焼矢

一店打碎

原 町

越後屋一濱 吉

丸 屋一權 八

浜田屋一文 作

一中破店砂糖不レ残打散らし

一中破太物不残紛失

一大破

土藏中に火包入置

一大破 太物不残切り散らし紛失土藏内に火包置

一大破 薬種錢不レ残時散らし

一中破

店分損

一小破金七、八十兩紛失

一小破

和泉屋彦次郎、鍋屋七兵衛、河内屋利兵衛、島田太左衛門、

衛門、中屋右平次

## 土橋

一錢八十貫文金五十兩程紛失

一大破大小類不レ残疵付金具剝取

一大破糸代金千兩程散亂(正金百兩金札百兩五貫文包百六十)紙三

百兩程散亂

一大中破 火を挟み置く

一中小破 金札取交ぜ百兩程紛失

一中破 店迄

一大破金札取交ぜ千兩紛失反物五六百反散亂

水野重助

葛屋伊三郎

瀧澤助右衛門

萬屋金兵衛

葛屋民之助

鼠屋九右衛門

矢幡傳十郎

棹屋忠次郎

葛屋爲三郎

井筒屋宗兵衛、柳屋甚右

和泉屋甚三郎

和泉屋治右衛門

綿屋良助

萬屋勘助

葛屋八右衛門

一大中破

一大破生糸四駄半代七百兩種紙二百枚代金千兩程すがら五駄六百兩  
真綿一駄半代金四百五十兩外家具品々紛失

一大破金札百兩程紛失茶七百兩程散亂

一大中破 金四十兩程紛失

一金札五十兩金二十兩錢十二貫文紛失

一十八日朝より打毀し札五百五十兩金百兩錢廿二、三貫紛失

火包み置く

萬屋高次郎

一錢四、五十貫文紛失

柏屋嘉右衛門

萬屋万平

一二階天井建具大方損土損小損金十兩程錢五、六十貫文紛失

和泉屋平吉

武藏屋祐助

一店損吳服太物引裂又は紛失

中屋九藏

木屋文三郎出店

一同上

一店踏荒し太物唐物大損札二兩金六、七兩紛失

喜兵衛

古市屋藤之助

一小破

疊切置綿屋藤兵衛、店分堺屋岩吉、家具紛失疊切置和泉屋林藏、かゞや武助、店分反物紛失

やじまや宗兵衛出店

金屋幸右衛門

失やじまや宗兵衛

一店踏荒し衣類等散し金札十兩正金十兩程外

喜兵衛

萬屋八右衛門出店

一二十貫文薄散らし焚出致す

喜兵衛

河内屋文右衛門

一二階迄反物類大方踏荒し衣類等散し金札十兩正金十兩程外

喜兵衛

金井屋幸右衛門

文紛失油桶三本切り河へ流す商賣道具不<sub>レ</sub>残損

喜兵衛

金井屋幸右衛門

一座敷迄亂入し衣服類取亂し金錢五十兩程紛失焚出致す

喜兵衛

喜兵衛

一店太物類七分通損紛失

一吳服太物類大方損焚出致す

一小破店の反物大方損

一足袋唐物類家財大損衣類同斷金九兩紛失

一店茶類大方散亂

一店菓子類大方損金五兩程紛失

一小破

柳  
町

一店に有之鉄瓶其他瀬戸物不残損金札廿兩紛失

一店の紙類不レ残散らし捨

一店大方損 傘へ火を付投込槍一本金廿兩程紛失

一小破 物置少々損

一店の品々少々損

一同上

一米麥二、三獸取亂し店物置迄少々損

一座敷迄大損菓子類並道具類不レ残打毀し金札取交十四、五兩錢四五、五

十貫文紛失

一小破 店種紙散らし

一座敷迄入店の太物大方損失

一店斗五分通損失

河内屋 海之助

川手屋 喜太郎

粂屋 喜右衛門

河内屋善兵衛

同人 出店

金井屋 興太郎

柏屋 嘉兵衛

柳  
町

あしだや 太兵衛

辰巳屋 助三郎

明石屋 藤太郎

瀬戸屋儀兵衛後家

小泉屋 宗吉

芦田屋 作助

油屋 才次

松屋 宇右衛門

小堺屋 岡吉

森田屋 文治郎

森田屋七郎兵衛

一店 篠笥類大損

一店より座敷迄小損

一店七八分通損金十八兩程紛失衣類帳面焼亡

一太物類不レ残損失帳類不レ残川へ流し十八日二階へ亂入夜具類廿

枚程長持類川へ流す

一座敷へ上り建具等損衣類鹽油等紛失

一店少々損天秤多分紛失

一菓子類不レ残裏通へ散らし金十二、三兩紛失

一店其外二階迄亂妨

一店より菓子類不レ残持出し散亂

一米六俵程小豆二俵時散らし二歩金十九兩一兩札二十一枚紛失家

一財大方損し

一中破 衣類損

一同上

糸屋町

一店 小破瀬戸戸物損

一菓子取散らし錢四十貫文紛失

一店中破膳椀不残損

一中破帳面川へ流し建具類損

一小間物小道具店中損

葛屋忠助

池田屋彌八

紙屋藤兵衛

島屋勘之助

小宮山勇太郎

池田屋安右衛門

東屋音吉

池田屋彌八出店

山本屋豊八

和泉屋喜八

米屋重作

唐津屋忠次郎

岡本榮助

松屋文藏

糸屋町

松屋文藏

金澤吉郎兵衛

矢島藤太

一店其外少々損

一同上

一染物衣類多分損じ簾笥十一棹損失唐物二駄損失金九兩二分紛失

吉野屋 萬兵衛  
かゞや仁五兵衛  
紺屋 九藏

一麥七俵程紛失 小破

島川林右衛門  
穀屋助五郎

一穀類取散らし

島川吉右衛門  
和 作

一戸障子五十六本屏風一双損じ

一鉄砲百挺程の内十挺程残り餘は不レ残、紛失槍長刀多分小道具不レ残紛失

島川吉右衛門  
和 作

以上は「御見分之節相記し置候所如レ左」として記載した者を其儘記したので、罹災の程度と一揆の心持とを推考する、参考の爲めに記したのである。

現在上田市に屬する舊村々

上田市域内舊村  
踏入村

踏入村

一戸障子打毀し

久 作

一店損じ

久 作

一店打破油不殘こぼし米蒔き散し

久 作

一小破

久 作

常田村

久 作

一大破 宮島喜右衛門。一大中破 五郎兵衛。一中破 治助、常右衛門、務助、關屋三右衛門。

久 作

一小破 要右衛門、彦三郎

久 作

房山、山口村

久 作

一大破 望月又八郎、荒井傳兵衛、金井文三郎、代次郎、手塚友之丞、平八、瀧澤長五郎、手塚勘

久 作

房山、山口村

久 作

右衛門、金子七郎右衛門 一中破、望月吉作、宮下清作、荒井彌兵衛、半田良吉、森文次郎、山本屋豊八、宮原恒次郎、中野文左衛門、小林四郎右衛門、山浦安次郎、平原分吉、飯島才治。一小破、倉島文五郎、藤本彌助、永井三四郎、名取龜太郎、中村長兵衛、利右衛門、金井屋利根藏、石井藤兵衛。石森羽右衛門、安原彌八、定吉、手塚半右衛門、山崎竹右衛門、疊市才助、花岡新兵衛、善藏、上平萬右衛門、掘内七郎治

諏訪部村

諏訪部村

西脇村

西脇村

一建具疊多分大破家財不レ残打毀し土藏に差置候品々打碎御用書類私用共不レ残焼失 田中小三郎

一居家障子類不レ残店賣菓子代金に積り四十兩程菓子道具不レ残打毀し 土屋延吉

一桑畑趣意麥五石二斗九升二合八勺卯辰兩年分右踏荒し一石一斗三升減ず 林定右衛門

一居家建具家財下見店迄打毀し衣類三ヶ一程引裂申候

一金八十兩天保度八分利子にて御勘定所御奉行様へ御預申置候處此度紛失

一御用書類不レ残川へ流し引譲分無レ之候右同人忤

一建具三分二程賣物半程打毀し

一店の賣物三分二程打潰し

庄屋 林 之 助  
西澤辨吉  
源右衛門

篠澤文太郎  
同人向店

新町

一御什物處々損し建具家財柱天井衣類疊大方損土藏三ヶ處戸前損質物損

一建具瀬戸物塗物大方損

一建具家財衣類酒造道具多分損失物多分有レ之但酒出し致候

一店に差置候品物多分相損

若林彌三郎  
安原久太郎

一 樂種類家財建具多分衣類少々損し紛失品多有レ之

一 錢四五十貫文并店の品不レ残不ニ相知一

水野助次郎  
山部幾太郎  
芳

一 建具衣類家財店の品大分相損紛失品多有レ之

一 店の品々並建具類劍類多分衣類少々損し紛失品多有レ之但酒出し焚出し致候

一 家財道具店の品大方損但同前

一 家財道具店の品大方損但同前

一 店の棒類多分持ち行申候

一 建具家財少々菓子諸道具打損

一 見店の品少々持ち行

一同前

一同前

一 店の品大方相損

一 此外三軒少損あり

鎌原村

一 書類多分燒失鋤類多分家作建具衣類相損鐵砲四挺其外不ニ相知一品々  
多分有レ之但焚出致候

一 店の品并家財共損失紛失品有レ之

一同前 金六兩程紛失

一 店の品并家財共損失紛失の品多有レ之

一家財相損御用書類多分燒失

關 常右衛門  
小林幸藏  
菓子屋堅助  
青島喜兵衛  
兵右衛門  
沼澤源太後家  
西原久米藏  
篠澤鹿次郎  
青島源右衛門  
同 金三郎  
同 金三郎  
青島源右衛門  
篠澤新十郎  
篠澤新十郎  
青島源右衛門  
八

文 作  
田中吉右衛門  
田中吉右衛門

一店に差置候袋物半分紛失戸棚建具不<sub>レ</sub>残損

一家財道具衣類大損紛失品多し

一表戸障子少々損

一酒店少損

一灰十二俵白米一俵穀一俵撒ちらし建具十三本打破り

一建具五本打破り

一店内置候作道具半分程紛失

一店内差置候品々踏荒し

一行燈二張膳函十四佛膳四辨當箱四損

一表戸障子少々損

御所村  
御所村

一居家土蔵打潰し焼失小座敷隠居家半焼

一店水車屋建具打碎役用書類不<sub>レ</sub>残焼失

中之條村  
中之條村

一居家土蔵打潰し焼失部屋迄大破

一居家土蔵迄中破忠右衛門より預置候證書類焼失

此 外 三軒踏荒し (在分村々打潰燒拂の者御届寫)

「在分村々、打潰し焼き拂ひし者御届の寫」、より被害の大なる者のみを擧げて、此時の一揆が、如何に

在分の被害甚大  
なる者

一居家土蔵文庫藏別座敷物置焼失、家財并書類等不<sub>レ</sub>残焼失

染屋村 西澤儀左衛門

小林源兵衛

田中市郎右衛門

手塚傳之亟

沓掛清次郎

瀧澤才作

武田宗兵衛

定平

田中善右衛門

岩吉

手塚和三郎

横關川左衛門

田中忠右衛門

横關享兵衛

田中茂兵衛

一宅内打毀はし大破家財荒増破壊土藏二ヶ處雜部屋打毀し書類等焼失家具類

打壞し衣類荒増引破り鐵砲一挺不<sub>レ</sub>相見

上鹽尻村 原 興左衛門

一家内打毀し大破家財荒増打碎土藏二ヶ處打壞衣類等引破り家具類打壞し刀

劍書類燒捨質物共格別の義無<sub>レ</sub>之鐵砲四挺紛失

同村 佐藤治郎兵衛

一穀物六駄鹽二俵瀬戸物六駄水油一駄反物二百反篠巻小間物看類七駄家財不<sub>レ</sub>

残踏荒し

新町 手塚村 守屋新十郎 倉澤友右衛門

一家居大破門家根燒失其外書類大方燒失

十九石豆一石六斗程燒失

上田原村 山浦善右衛門 東上田村 細田祐右衛門

一家居土藏二ヶ處物置新屋粧室味噌藏雪隱燒失金百兩白米九斗玄米一俵粗麥

一家居丸燒雪隱薪物置迄土藏踏荒紛失物多分

一家財衣類大方損し居家建具土藏三ヶ處雪隱迄燒失

一家居柱數本疵付土藏四ヶ所家財道具損し劍類十五本鐵砲二挺紛失

一家財道具戶障子衣類迄燒失土藏二ヶ處燒失

一戸障子家財道具衣類迄不<sub>レ</sub>殘燒失

一家居土藏迄踏荒し家財大破書類衣類燒失

一家財諸道具大破金三十兩錢廿五貫紛失火<sub>レ</sub>至掛けしが

一家財諸道具商品九分通燒拂醬油桶二本切拂醬油二十石程損し白米味噌鹽水

中へ投入れ、火を掛けしが女小供消止

一白米味噌醬油粉類不<sub>レ</sub>残踏散し家財道具不<sub>レ</sub>残打毀し酒類切酒道具燒拂火を

掛けしが女子共消止

同村 泰助

小島村 小泉角兵衛

同村 小泉市兵衛

同村 和田淺治

下之郷 橫關式左衛門

下吉田村 宮坂勝五郎

國分寺村 宮坂積之助

新屋村 武井岩作

金剛寺村 倉島堅五兵衛

同村 倉島慶三郎

同村 唐澤庄三郎

上澤村 竹内条藏

眞田村 木島庄左衛門

伊勢山村 小田中源右衛門

同村 小田中孫兵衛

横尾村 横口德右衛門

同村 横口善次郎

小林駒次郎

一居家土藏雪隠門隠宅諸道具打毀焼失

一居家別座敷土藏物置雪隠味噌藏諸道具不レ残焼失

一居家土藏雪隠諸道具不レ残焼失

一門居宅不レ残家財諸道具大破、古帳新帳、農具迄焼捨る

一居家天井家財大破味噌ヘ種々取交不ニ用立一米五俵巣穀十五貫目蒔散し金三

十兩二分錢十三貫文程紛失

一皮籠外紙類焼亡建具家財多分打毀し

一建具類大破懷中一つ金十兩程入り書類入り紛失鐵砲一挺紛失

一居家雪隠家財不残焼失物置建具打毀し鐵砲一挺紛失

一居家別宅建具打碎斧三挺太鼓挑灯紛失

一建具家財打壞し鐵砲斧其外衣類紛失

一建具家財打毀し鎧弓紛失

一建具雪隠打毀し帳面紛失

一建具柱家作向打毀し

一建具家財打毀しすがら麻袋入踏散し、結城綱三反持行く

一建具類家財諸道具不レ残打崩し衣類并種紙本部六十枚程引裂き鐵砲脇差印

一建具小袖帶類多分紛失

一居家座敷雪隠土藏穀類家財諸道具古帳の分不レ残焼失

一建具家作諸道具不レ残相損紛失物多分

一居家座敷雪隠土藏穀類家財諸道具古帳の分不レ残焼失

一居家土藏二ヶ處物置雪隠門外書類共焼失出置候家具衣類打潰し引裂く 下原村 清水大五郎  
一建具衣類器物不レ残打毀し殘無レ之

一家財不殘打碎居家雪隠焼失

一居宅家財打碎

一居家土藏二ヶ處雪隠打碎柱を伐り書類焼捨

一居家物置雪隠二ヶ處散々に打碎終に焼亡

一居宅物置雪隠打毀の上燒拂隠宅土藏大破

一家財其外酒桶道具大損じ酒こぼす

一居宅物置雪隠共焼失

一居宅家財打碎

一居家隱宅雪隠五ヶ處鄉藏一ヶ處土藏二ヶ處門二ヶ處燒失

馬越村

林 三郎左衛門

門但居家少々残る、御用諸帳入算筈馬越村分二ヶ吉田村、福田村、仁古田村

分一ヶ宛割番分一ヶ行李三ヶ助九郎封印にて村役人預外印形三ヶ焼失

同 村

大井 安左衛門

一居家井衣類家財建具諸道具大破損

一同前

一同前

一建具小道具損し候得共御用書類無異

一右同斷、書類等焼失

岩門村

茅野 儀右衛門

同 村

射 手 清 作

同 村

喜 多 次 郎

上田騒動 民間記  
錄抄

一居家座敷物置雪隠薪屋焼失

上原村 丸山八左衛門

一居家長屋物置雪隠薪屋焼失

同村 鋒城俊平

一騒動の者共放火にて居家物置雪隠焼亡

野竹村 内藤榮左衛門

一居宅雪隠湯殿焼失土藏少々隠宅打崩

栗林村 尾崎一助

一居宅雪隠屋土藏物置門木戸打潰焼失

上青木村 竹内十兵衛

此騒動の時、在分割番庄屋其他の、焼拂亂暴の有様を、當時の民間記録、上田騒動右物語明治己十月朔日載す  
る所を参考として、次に記して置く。上田騒動右物語の作者は、竹内右延(近?)と云ふ人であるが、此竹内と云ふ人何所の如何なる人であるか判明しない。所蔵は飯島氏。

一揆は上田町家を焼拂暴行の後、二手に分れ、一手は鎌原村より房山村邊へ押移り、此邊の大家鎌原村の割番關常右衛門、同村田中吉右衛門、右二軒不レ残潰し、其外望月吉之助、押も皆打潰し、是より右残りの者共横町を通り、常田村、踏入村、國分寺組上澤へ馳向ふ。爰に上堀村庄屋役勤むる池田濱五郎逆、誠に豊かな暮しなりしが、此處に押入り暫時の間に少しも不レ残財道具打潰し、別家の菓子商いたず池田里次、是も本家同様に打潰す。扱此處を出立種屋宗四郎方へ、押込み、家財道具打潰す。其よりだん／＼押來り、岩下庄村尾崎林平方へ駆け込み、直様戸障子打破り、家財は不レ残申すに及ばず、柱長押に至る迄、少しも不レ残切り欠い軒打潰して、大屋村を差して押出し、此村の庄屋武井善一兵衛方へ飛び入り家財不レ残打潰し、其外大家を打潰し、下吉田村へ來り、此村の宮坂勝五郎とて、親子共に割番庄屋相務め、誠に勢盛なる者なりしが、數百人の者共此處に押込み、家財は不レ残申すに及ばず、柱長押に至る迄、少しも不レ残さず打たり、其外着類絲類土藏を押開け、不レ残取出し、雪隠の溜に詰込み、井戸に投込み、醤油を汲み出しもしやうに振りあけ桶は不レ残打碎き、誠に以て、眼もあてられぬ次第なり。爰に本海野第一番と云はるゝ、此組一番出頭割番役相務むる小野利右衛門とて、殊に身上豊なれば、人大に是を嫉み居る所へ、此次第なれば、時こそ至ると、直様欠け込み、家財不レ残は申すに及ばず、金銀屏風に至る迄、少しも残さず打

破り、其外穀屋物置あらまし打潰して存分なりと、是より田中へ押出し、元庄屋相務る御本陣小田中左太夫方へ押込み、諸道具不レ残打潰す。加澤村庄屋添役關幾右衛門方へ押込み散々に打潰し、夫より衆田村長坂村通り、海善寺へ押上り、此村庄屋福島宗五郎方へ欠け込み、諸道具不レ残打潰す、同村庄屋添役福島圭造是も同じく、宗五郎同様に打潰す、其外四五軒打潰す、其物音天地に響く計也。依之大川栗林の者共大に驚き役元へ馳せ集り、海野田中へ遠見に行くやら、仰天して夕飯さへも氣に付かず、股引はゞきで欠け出す、村役人共下知を爲し、人を選み海善寺の方に遣はせしが、中々遠見不ニ行届、爰に陣場山と云古跡あり、此古跡を尋ねるに、其昔江戸將軍秀忠公上田表に發向之砌、此所に御陣を据えられ候故に、其名を取て陣場と名く、此山に馳上り遠見の者共、海野、田中、加澤、海善寺、眼下に見下し候へば、てうちん松明數十ヶ所に篝火焚立て、鉢太鼓にて鯨波を作り、誠に物すさましき有様なり、是を見るより大川村、遠見の往還櫛の歯を挽くが如し。扱此村より二手に分れ、一手は東上田村庄屋兒玉傳兵衛方へ向ひ、あとの一手法は大川村割番庄屋兼て務むる竹内十兵衛方へ、提灯數十張にて道を照らして押欠候、時刻は戌の上刻、村入口にて鯨波を作り、直様駆け付門の扉を押開き、數百人にて戸障子剥、屏風、唐物、和物當るを幸打潰、二度目に押來る者は、直様裏へ欠け廻り、焚き物小屋に火を掛る此火一時に本宅へ移り、火玉は天に飛び上り、近所の者共男女子供に至る迄、大に驚き周章ふためき泣く計り、村の者火を防がんとさせれども不レ能、此火八方に飛び散り、土藏二ヶ所前の長屋に至るまで、少も不レ残春の焼野の如くなり。扱又此所より人數を別け、一手は中曾根村庄屋荻原安五郎方へ行き、一手は東田澤村庄屋關六左衛門方へ向ふ。大川村竹内十兵衛方を燒拂ひし上、大川村明神の森にて、東上田児玉傳兵衛方へ向ひし人数を相待ち候處、東上田に向ひし者共は、直様欠け付表の戸障子打破り家財不レ残打潰し、扱又物音に禰津御支配被遊候、久松榮之助様御屋敷方大に驚き、直様御寄合被遊御相談の上、御人數百余勢を揃へ、二手に分れ一手は御領分境裏田村に向はれ候、其面々は中村瀬兵衛、依田國

助、其外八名を先として、都合五十人余御操出し被遊跡の一手は東上田へ御出張に相成り候、其人々には比田井源五右衛門外六人都合五十人餘、隊を立て、御操出被遊候、搦出張の人々は殊に血氣の諸士なれば、萬一此地に踏入らば、此所にて喰ひ止めんと腕をさすつて控えたり。然共此度の騒動は上田御領分限故、他領へは少しも足入不<sub>レ</sub>仕候様、又少々成共盜む心有<sub>レ</sub>之者は、見付次第仲間にて打殺すべしと皆々相定置候故、左様なる者は決して無<sub>レ</sub>之、雖<sub>レ</sub>然數万人の事なれば、一心には計り難く、後る人の風聞を聞いて知るべし。搦此處もあらまし潰して、大川村明神の森にて、集合致し息を休め、之より直に東田澤村へ押上り、六左衛門方へ押欠け候處、村の者共寄り集り焚出致し、百姓共に振舞ければ、此者共空腹に及候故哉、少しも潰し不<sub>レ</sub>申、食物に氣を取られ、此焚出に打寄り腹を括らへ少しも潰さず、此屋を立出て押下り、同村質屋櫻井十郎右衛門方へ來り、此家にても焚立有れ共、六左衛門方にて拵へければ、食物の方へは見向もせず、直様缺け込み戸障子唐紙家財不<sub>レ</sub>残打潰す、其外質藏へあれば込み、むしやうに取出し打潰す、是より直に上深井村に押下り、此村酒屋深井喜次郎方にて、名酒を出させあくまで呑んで、中曾根村庄屋荻原安五郎宅を打潰せし、人數と一つに成り、當村庄屋堀文三郎方に押缺け門の扉を打破り家財不<sub>レ</sub>残打潰す、其外二三軒打潰して、是より直ちに下深井村庄屋綠川仁右衛門方へ参り、是も同く打潰し、欄長押に至る迄斧もて切りかいたり。此村の久助と云ふ奴は、近所近邊の色々の善惡を見出し、御上様へ訴を致し、或は已強慾を發し袖の下を取り、又出さざる人は、薄罪成共其掛の御奉行様に直様注進して、諸人一統に歎を掛る、此罪中々輕からずと、日頃惡み居る處へ、斯の次第なれば、時こそ來ると直様押掛け、久助出よや打殺さんと、悪口たらゝ聞はてられぬ次第なり。是より直ちに上青木村割番尾崎一助方へ押掛け候、此處へは下青木村より登りし人数一つに成り、其勢何萬人共數を知らず、扱是迄は重役致され候故に、權威を振ひ押領し、百姓共の不爲を來たす年貢拵迄取上げしも、此悪人の仕業なり、早々潰してくれべしと、直ちに缺入散々に唐物類に至るまで、少しも不<sub>レ</sub>残打

潰し、其上火を掛け暫時が間に焼失けり、其外二三軒打潰し、百姓共は金だらひを叩き立て、林之郷割番兼て相務むる細田祐右衛門方へ參り、此者は質を取り誠に豊な暮なりしが、直様缺け込み雲蚊の如き大勢騒ぎ立、更に別ちはなかりけり、此内にては飯酒を振舞様々詫言致し候得共、大勢の事なれば、中々以て不行届、早々其内に茶の間座敷に暴れ込み、當るを幸打潰せば、家内は不レ残逃け出しけり、暫時の間に家財不レ残打潰す。然るに何者の仕業にや、干草を以て火を掛ければ、直様屋根に燃え移り、暫時が間に焼失す。其より笛井村割番庄屋相務むる、飯田半兵衛方に押寄せ、無二無三に打潰し、其上火を掛け誠に恐しき有様なり、此家の前に穀商致す小市小左衛門と云ふ者あり、是も家財不レ残打潰し、夫のみならず、裏手より火を掛けられ、少も不レ残焼失せりむさんといふもおろかなり。

扱此村より二手に別れ、一手は野竹村庄屋割番相務むる内藤榮左衛門方に向ふ、一手は岩門村庄屋茅野源次郎方に押缺け、戸障子不残唐紙屏風に至る迄、少も不レ残打潰し其上火を掛け候得共、運や強かりけん數度火を掛くると雖も、終に出火とならざりけり。爰に上澤村割番庄屋相務むる竹内条藏と云ふ者、此組二番の割番也、此所へ押込み是も同じく家財道具不レ残鴨居敷居に至る迄、斧かけやにてむしやうやたらに打被り、暫時が間に打潰し、其のみならず火を掛けば、暫が間に焼失せける、尤なるかな平日の出火でさへ、人々防ぎはたらくと雖も終に焼失する所に、此度は誰一人消す者なく、猶焼燃えざれば火を掛くる、誠に人間業とは見えざりけり。夫より新屋村庄屋武井岩吉作、是も同じく打潰す。染屋村に向ひ割番庄屋兼て相務むる西澤角兵衛儀左衛門方へ押欠け、表の戸障子打破り、家財は不レ残申すに及ばず、敷居長押に至る迄、斧掛けにて打碎き、其上火を掛け一時に燃え上る、大勢高聲に申様、此内の家財諸道具、預り置きし者は、此内同様に火を掛けまるらせんと呼はりければ、此一言に皆々恐れて、預り置きし此家の諸道具、不レ残取出し相渡す、依レ之誠に殘る物こそなかりけれ。長島村にて二手に分れ、金剛寺村に向ひし者共は、倉島慶左衛門三郎方に押欠け、散々に打潰し其上火を掛けて燒拂ひ

其より峠を越えて大庭指して押出し、此村にて焚出しを申付、數百人にて朝飯を食ひ、上洗馬村割番庄屋兼て相務むる、堀内治平方へ押欠け、家財道具不レ残は申すに及ばず、金銀屏風當るを幸打潰し、其上火を掛け黒烟明火と成つて物凄し、近所の者共周章ふためき、呆れ居る計りなり。長島村にて別れし騒動共は、伊勢山村小田中源右衛門方へ押欠け、是も不レ残打潰し、洗馬組下原村に押移り、此組一番と言はる割番庄屋兼て相務むる清水太五郎方へ押込、暫時が間に少も不レ残打潰し、夫計りならず火を掛けければ、家内の者共大に驚き、少しく隣家へ持出し預ければ、騒動の者共此家の家財預り置きし者共は、大五郎同類か又は縁者に違ひ無し、夫れ共預り物を出せばよし、左も無レ之候はば、諸共に火を掛けんと、高聲に匂りければ振ひ恐れて持出しけり、直様火中に打込けるは、狂氣の業と見えたりけり、其他大家打潰し、上原村に押上り、庄屋峰城衣之助俊平庄屋割當添役丸山八左衛門打潰し、中原庄村屋倉島倉次郎是も不レ残打潰し、其上火を掛け焼き立つる、暫時が間に焼野と成りたるは、夢の覺めたる心地なり。之より横尾村へ押上り候處、此村へは上洗馬村堀内治平方を焼拂ひ、横道村割番堀内熊八、其外牧内周右衛門抔と云ふ大家、不レ潰して酒飯抔は呑み次第食ひ次第にて、勢強く押下り、横尾村にて一つに成り、鯨波を作り當村の庄屋割番兼て務むる小林駒次郎とて、此近邊の聞け物にて、人々恐をなし平素敬ひ居たりけるが、此騒動には相叶はず、直に押し掛け家財不レ残は申すに及ばず皆々打割り、是も同じく火を掛けければ、忽ち一時に燃え上り、暫時が間に焼失せり。其外戸澤村柳澤仁左衛門眞田村庄屋木島兵庄右衛門、同村酒屋宮下欽次郎等打潰し、横澤村庄屋久保清左衛門も打潰し、其より直ちに大日向村割番庄屋、兼て務むる大熊戸右衛門方へ押欠け、門の扉を打破り、戸障子襖唐紙まで少しも不レ残打潰し、其のみならず火を掛けければ、あゝ恐しき事あるかな、門の扉に至る迄不レ残焼失して、夢のさめたる心地なり。

爰に小泉組御所村横闘川左衛門とて、此組一番の出頭割番役相務候へば、先一番に打潰さんと、直様

押掛け表の戸障子打破り、家を不<sub>レ</sub>残打潰し、其上火を掛け散々に焼立れば家内の者共大に驚き泣き出す聲、物凄くこそ見えたりけれ、其より同組築地村割番庄屋、兼て相務むる、倉澤平右衛門方へ押欠け候處、兼て用意やしたりけん、大に酒飯を振舞ひ候故、皆々呑食ひ其上火を欠け候へども、此者運や強かりけん、何分火付難く三度迄火を欠け候得共、終に出火に相成り難し、同組中之條村田中忠右衛門、是も此組三番の割番にて、器量萬人にすぐれ、此近邊の聞け物なるが、此處へ押かけ家財不<sub>レ</sub>残打潰したり。爰に浦野組吉田村割番役相務むる松井喜右衛門、是も同じく家財諸道具少しも不<sub>レ</sub>残、忠右衛門同様打潰す。夫より鹽田組小島村小泉角兵衛、割番役此組出頭の者故、近所近邊の者共之を嫉み、日頃表に出さねども心中に大きに悪み候故、時こそ來ると直様押欠け、散々に打破り其上火を欠け候へば、此火一度に燃え上り暫時が間に隣家迄、部合四軒を焼失す。同組手塚村倉澤友右衛門、是れも二番の割番なるが、直様押欠け家財諸道具あたるを幸打潰す。夫より同組下之郷村横關式左衛門是も同じく、友右衛門同様、家財不<sub>レ</sub>残打潰せしは、夢のさめたる心地なり。夫より同組石神村瀧野庄藏、此者こそは御上様より、給人格にて十二人扶持槍一筋御免、誠に百姓には珍しき大家なりしが、此處に押欠け家財諸道具打潰す、此所へ主じ飛び出し、色々詫言いたし其上質物不<sub>レ</sub>残持出し、大勢の中にて早速置き主に遣しけり、依<sub>レ</sub>之此家は赦し遣しけり。又此家の別家同苗金兵衛、是も同じく家財打押す、同苗泰助之も同じく庄屋庄藏別家三軒家財不<sub>レ</sub>残潰されたり。當村龍野木曾右衛門、此處へ押欠け戸障子みじんに打潰し、火まで欠けんと匂りければ、亭主飛出で色々詫言致し、其上質物不<sub>レ</sub>残差出し、大勢に遣はしければ、依<sub>レ</sub>之其日は赦し遣はしけれども、右五軒の家財は一つに集め少も不<sub>レ</sub>残焼拂ふは、あはれと云ふもおろかかなり、時刻は申の上刻と相見えたり。夫は扱置此處に亦、小泉組御所村横關川左衛門方を打潰せも者共は、此處より千隈川の邊まで押欠け、船頭を招き通船に取乗り、午の刻より上田表へ押欠る、上田入口坂下より新町西脇紺屋町迄、平一面に百姓共、店屋に押込み中にも血氣の若者共は、願

の筋は差置いて、賣物不<sub>レ</sub>殘當るを幸打潰し、藥屋看屋<sub>ハ</sub>入り込み、已れ漸く百<sub>ハ</sub>二百買ひ喰ふ砂糖  
甘姜、むしやうやたらに町中へ持出し、踏だり喰たり誠に目も當てられぬ次第なり、内の亭主や番頭小  
僧は大きに周章て、裏口開けて逃出しけり、夫よりかざり屋道具屋かな物屋<sub>ハ</sub>は呉服屋へ欠け入り、終  
におぼへぬ唐物和物綿布の類に至る迄、已れ一生買ふことならぬ縮緼たぐいを少しも不<sub>レ</sub>殘表へ持出し、  
寸々に引裂き川へ詰め込み、下糞を汲ひ掛け散々に打破り此邊は家毎に皆打潰し候へ共、別て目に立潰  
されしは、新町篠澤文太郎逆、御上様より給人格御扶持いただき、槍一筋御免にて大家なりしが、百姓  
共大衆成故格別付込み、表の戸障子不<sub>レ</sub>殘打破りて、家財諸道具少しも不<sub>レ</sub>殘打潰す。是より柳町木町土  
橋邊迄押込み、土橋の長岡萬平とて、近國に名を顯はしたる系商有りけるが、此家に欠け込み、家財不  
レ残打潰し此世の重寶金銀不<sub>レ</sub>残往還に投出し、其頃 天朝にて御改め被遊候金札<sub>ハ</sub>も、反故にも思  
はず二階より、金銀諸共雨霰と蒔き落せば、下の大勢町中に持出し。どぶへ踏み込み川へ打込み候段、  
狂氣か馬鹿か小兒の仕業か譬へ難し、誠に以て人間業とは見えざりけり、一日たりとも無くて協はぬ金  
銀米錢着物類に至る迄、斯致す事實に天晴不思議の有様なり。

扱又ここに鹽尻組下鹽尻上鹽尻秋和生塙是も一時に鯨波を作り、一さんんに押出し上鹽尻村質屋佐藤次  
郎八方へ押入る此次郎八は永續講の役人にて、此かかりの番頭四、五人も相抱忤次郎兵衛は系商人にて  
此近邊の大家也、此處へ押欠け表より雨戸け破り家財不<sub>レ</sub>殘打潰し、次郎兵衛出よや打殺さんと聲々に呼  
はりける、此聲に驚き夫婦共、坂木縁者へ命からへ逃抜けけり。此家に於て潰し残り、不思議なる哉  
次郎八が常に用ゆる膳椀、只鍋一つ相残る。此外店屋酒屋大家杯は皆打潰し、中々委敷く記し難し。  
猶此物語には、騒動の主因たるべき事を述べた所に、巨額の御用金に苦しむ有様を述べた後、此度騒  
動企てしは、御殿様には左様御恨み奉る義は無之候、近年御出陣の御用金に迫り度々の御頼み故、御殿  
様にも御仕段盡き、御寶藏迄も被<sub>レ</sub>開大日本にも稀なる、諸器唐物に至るまで、其外茶の湯諸道具金銀

屏風御なぐさみに用ひられ候、金表の歌かるた等に至る迄農民共に御預け、百姓共に感涙を流させ、調達金を御頼み、夫より先納と申聞け、春より夏迄月々御取立、或は備用杯と申付けられ候へども、御逼迫の御時節柄なれば、是とても是非に及ばず。と記し又割番庄屋が調達金は、御上様より身素宜敷者へ被仰付候處、我々共着食にさへ當惑致し居る者共に迄割付け、其上割番役と申すは、重役故に御上様の御役人郡奉行代官にみつぎ、色々下の善惡を見聞、能き事鮮く悪き事のみ申立、其上御上様よりは、纔か米三俵御給金に下され、其跡六俵は、皆我々より、催合給金取り乍ら、己が重役を權威にして、我々共を足下に見下し、蔑に致し候段不届の致方、中々以て其儘には置かれ難し、是より後は割番役は御廢しの義願上げ、村々庄屋殿より、御上様に何事によらず直様願立て頼みたし、左すれば御上様にも、年々一人役給三俵宛も御出方鮮く、我々共も一年に六俵宛、御領分中にては大半九十六俵宛なり、夫とても年々の事なれば少からず、然ば餘程百姓共の助にも相成るべし。此義如何にと申ければ、皆々利徳になる事なれば、思案にも及ばず、早速示談調ひけり。中にも血氣の者共は、前後の辨へもなく、命にかかる事とも思はず、己が言ふ事理屈と心得、皆々口を揃へ申様、是迄長く相勤め候割番共は、己が重役權威に募りて居られたれ共、是迄は是非もなく、世の譬にも大きな物には呑れ、長い物には巻かれろと云ふ如く、何事も時節を待ちて控居ればつけ上り、村の小前を己が家來同様の取扱ひ致し、誠に旨意に難堪と申ける。中にも若き者共は、進み出で申様、昔騒動の時節にも、高ぶる奴等は打潰したりと傳へ聞く、此度も悪人共や高ぶる奴等は、一軒不レ残打潰し、日頃敬ひ閉口した其返報を、今一時に恨を晴らし申すべし、と申出づれば、前後の辨も無く、跡々の思案は少しも出でず、夫こそ日頃願の通り間違なしと、既に評定相極り、是より直ちに村々高ぶる割番庄屋へ押欠け候。と割番庄屋が多く亂暴狼藉された理由を述べて居る。今茲に参考として、物語のままを記して置く。

## 罹災の救濟

の二に別けて、左に記述する。

町方救助 八月十八日町方救助として、焼失及大破の者には焚出を給し、給米五十俵、行燈十四蠟燭百挺  
救急方法 人小兒の別なく、一人に付一日四合宛の割當を以て、施米を行つた。猶此時町分の原町、横町、鍛冶町  
及び町續在分の被害ありし、房山米三十山口同三十五俵 西脇、鎌原新町各米二十俵 諏訪部、糀十俵 大  
生塚同上等に米麥を貸下げた。

八月三十日左の書付を出して、町方救濟の方を示した。

今般市中一統慮外の大災に罹り、焼亡並に大破の者は、差向商道難ニ相立ニ難澁之次第不懲に被ニ思召ニ  
就ては取續方幾重にも、御世話被ニ成下一度候得共、何れも承知之通、連年之違作、且近年來莫大の御  
入費にて、何分御手も不レ被レ爲レ届、去りとて現在渡世の道を失ひ、商業の衰微、其儘には差置難く、  
深く御苦慮被ニ思召ニ候。依レ之大小を量り、夫々相割合間日三間奥行四間より六間迄の店、素建材料  
被ニ下置、且災難の多少身代向並商柄等斟酌之上、仕入元金として、一軒前百兩迄の金子、御貸渡被レ成  
レ下候間、思召の程難有相心得、孰れも早々家産を營み、正道の商法相營、他方市井に劣らず、一際  
物價下直に致し、市井繁榮の基相立候様、精々心掛可レ申事

是より先、八月十九日金七百八十四兩三分三朱三百五十文を投じて、御救小屋八棟長屋を急造して、  
御救長家 全焼雨露の一時凌ぎも出來兼ねる日雇極難澁の者に貸與へて、一時を救つたが、其時、「此度御普請被ニ  
澁いたし候者共へ、爲ニ御救ニ御貸被ニ成下ニ候御越意に付、孰れも其旨厚く相心得、銘々逆も、日用取稼  
方決して油斷無く、工夫致し可レ成丈上江御心配ニ相懸様、心掛可レ申事」と注意を與へ、各自日用取  
稼の工夫をして、自力を以て、回復の道を講ぜしむることにした。又焼失大災に遭つた者には、金二十

商仕入元金貸與  
額

兩を御手當として給與し、再建を助成し、九月十日には焼亡者に、疊三百廿八疊、板戸百六十四本を給與し、商業仕入元金として、一軒前金百兩迄を、五ヶ年間五分利にして、貸與することにして、商業復興に資する事とした。之に要した金額は一萬五千兩であつた御用留日記。

市中では九月五日より、商賣を始める事と成つたので、家中の者が萬一賃金など持つて居て、買物に差支へることあつてはと心配し、一兩分だけ、管下通用の錢札と、引替へることを許した。

在中救濟  
教濟に就在中に  
論す

在中救濟

在中救濟

民政廳より町方に、藩知事の意を傳へた後、在中に、「此度郷中の者共が騒擾して、在中にも打潰しや、踏荒しや、又放火などに逢ひ、其爲めに寢食を失ひ、路頭に迷も者もある、深く氣の毒に思ふ。此の如き事態に立至つたのは、全く是迄済世救民の法が、能く行届かなかつたからと、自ら反省し今迄下情が上に達しなかつた所から、愁訴に及んだ其箇條中、理由があり尤と思はれる事は、聞届けて彌人民撫育の成績を擧げんと、晝夜考慮して居る、農商の差別なく、仁慈の誠心を以て、速に救助の法を講じて、各其本業に就くやうに、爲たいと考へて居るが、市中の事は、北國往還があるので、若し通行に差支があつては、朝廷に對し、相濟まぬ事である、故に先づ早急に救助を始めたので、在中を輕く見て、打ち捨てゝ置くのでは無い、町在同時に、救濟しやうと考へても、皆々存知之通り、目下藩の財政は困難で、意に任せないが、此事は深く配慮して居る、家中の者も、我意を體して、一同申合せ、我等仁慈の心を實行する爲には、如何なる業にも、從事したいと申出て、市中焼跡の灰かきなどにも出て、共々働いて、往來筋は、差支無いやうに成つた。就ては追々、在中をも巡視して、罹災者の救助、其他下々の状態を観察して、人氏撫育の實績を擧げんと思ふ。皆々此心を承知して、一日も早く、安堵して本業に出精せよ」と藩知事の意を諭告させた。

町在に輕重の別  
無し

此諭達に於ては、殊に在中を輕視せるが如き、疑を抱かしめざる點に大に留意し、農商一視同仁を強調して居る。

九月一日に至り

在中救済方法  
燒失の者には農具料として金十圓宛貨與

今般在中意外の大災に罹り、焼亡之者共差向難澁の次第不惑に被思召、就ては取續方幾重にも御世話被成下一度候得共、孰れも承知之通連年の違作、且近年莫大の御入費にて何分御手も不レ被爲届、乍レ去難澁に陥り候次第御差置難ミ相成、深く御苦慮被思召依レ之格外之御手操を以て、間口六間奥行四間の素建材木、乍レ聊居出の者へは、爲農具料一金拾圓宛年賦金を以て、御貸與被成下候之間、思召之程厚く難レ有相心得、孰れも早く家産を營み、取續方專に相勵み速に本業に復し候様、精々心掛可レ申事

と云ふ書付を以て、在分救助の事を知らしめ、九月十四日重ねて

此度在中大災に罹り候者共困難に及候儀、實以て氣之毒に被思召、如何様にも、厚く御救被成下一度思召には候へ共、一統も承知之通、近年打續莫之御入費、其上二分金不通用、剩今年の不作、御近領も騒動に及び候所より、金穀融通之道、更に盡果、如何とも被成分無レ之、聊には候得共、在中災に罹り候者共に、當座手當金子、并燒失の者へ、材木等被下候間、別紙名前割合の通、夫々頂戴可レ仕候。尤材木之義は追而取調之上、可レ被下候、猶追々深き思召も被レ爲在候間、何れも厚く相心得、如何様にも質素に、農業出精取續候様可レ致候事

材木代の金額

と申渡し、罹災者へは手當金百六十兩を貸與し、居家焼亡者には、材木代として、千四百三十兩を二十二軒に給與した。

藩公管下巡村慰撫

九月二十日五ツ時藩公獨り馬上、他の隨行者皆徒步で屋形を出で、町分罹災者慰問の爲め町内を巡り親しく慰撫の詞を述べ、騒動後の景況を視察した。在分の方は、九月十一日より左の日割で巡村慰撫する所があつた。

九月十一日出發二泊

洗馬組

同 十六日出發三泊

浦野組

同 廿一日

鹽尻組

同 廿三日

國分寺組

同 廿五日

田中組

同 廿九日出發二泊

鹽田組

十月四日出發二泊

小泉組

同 十三日出發一泊

武石村

同 廿六日出發二泊

川中島

同 廿九日出發二泊

同

騒動當時の處置  
遺憾なき能はず

強訴一揆の踏荒し打潰し等の暴行を爲す前にも、又放火打毀はし等の狂暴狼藉の限りを盡す時分にも、其爲すが儘にして、斷然たる適當の手段を速に講じなかつたのは、其處置宜しきを得たものと、謂ふべきでは無いと思ふ、翌三年十一月、松代藩管下に起つた強訴一揆は、此上田藩の騒動の有様を見聞した者が、藩の力は尤早一揆騒動に對して、何等の強力な鎮壓手段は、執り得ないと見抜いたので、忽ち一揆強訴の舉に出る事に成つたと、謂はれて居るのは遺憾である。然し善後の處置としての、救濟慰撫に就ては、當時財政難の上田藩としては、先以て最善を盡したものと、謂ふ可きであらう。

救急藩札の發行  
此度二分金不融通にて、諸人難澁の趣に付、當座融通之爲治下通用の錢札御摺立相成、御貸渡被成  
下候間、聊無懸念通用可致候。尤期限に相成候はゞ、無相違相納可レ申候事

錢札達示

但十月限之札御引替之節は、三月限の札を以て御引替ニ成下ハ、右期限に相成候得者、拜借主より無ニ相違ニ相納可レ申候、尤札拜借之員數丈持合無レ之者は、金錢にて相納拜借之員數より餘分持合せの者は、其員數丈金錢にて御引替可レ被ニ成下ハ候。

## 八月

行錢札の種類及發  
行高ニの届出

の多額に達した。

此時發行の錢札は、百文、六百文、一貫二百文、五貫文、十貫文の各種で、總發行高は十一萬九千兩の多額に達した。

此錢札發行の事は、早急を要したので、政府の許可を得ざる前に發行した故、九月七日に至り、上田

藩公用人船越精一郎をして、次の如く届出させた。

當藩知事管轄地、兼て二歩金不融通に付、役人共說諭方精々盡力罷在候得共、僻邑偏固之小民、眞質を不レ分兎角融通方不レ宜、近日に至り候ては、彌增不融通に相成、其上季候不順穀價次第に騰貴、今日食料等調方に差支候者共多分有レ之、人心洶々に及候に付、尙說諭方精々骨折候處、去十七日小縣郡入奈良本村百姓共騒立、同村々を脅誘し、追々城下町へ可ニ相迫ニ候に付、子細爲ニ承糺ニ候處、近來二歩金通用方差支、米穀融通必至と差滯、小民共困究の餘差發候由相聞候に付、精々爲レ及ニ理辨ニ候得共、多力を頼み妄言等申募、途中追々煽動、次第に人數增加、同十七日晝後遂に城下町迄押來り、市中亂妨所々放火に及候に付、知事を始夫々の役人出張厚說諭差加、一旦鎮靜仕候得共、前件之通差向食料調方にも差支、困迫の次第に付、伺之上取計可レ申は勿論に候得共、端的に差迫り不得レ止臨機之處置を以て、楮幣に類し候札製造仕、右金子に引替遣し、一時急難爲ニ相凌ニ申候、右者固より權宜の措置に御座候得者、尙融通方精々說諭仕、流通の道相付候上は、早速無ニ遺漏ニ引替可レ仕候。此段御聞置可レ被ニ下ハ候様知事申越候

何之上取計べき

序でに錢札處分に就て、少し記して置く

錢札寫眞錢札引

明治二年十二月太政官より、御一新後府藩縣に於て、楮幣製造の向は、以來通用停止と達し、且藩札の消却處分を促したので、上田藩に於ても、錢札引上げの上焼却を行つた。

左記は燒却報告書の一例である。

記

十一萬九千兩

管下錢券惣發行高

内

六萬五千百五十兩

明治三年十一月中引揚高

二萬六千十八兩三步

同 年十二月中引揚高

右兩口

八九萬千百六十八兩三步

殘 二萬七千八百三十一兩一步

額却錢札引揚け

右引揚之錢券其都度燒捨申候此段御届申上候以上

上 田 藩

辨 官 御 中

此後四月に至り、三月中引揚げた、六千三百二十四兩三步燒捨の事を報告し、残高二萬五百六兩二歩と成つた。此年の十二月太政官布告に據り、長野縣は管下の錢券を左の比例に準じ、取扱ふことを達した。

錢券

八厘錢

百枚に比格

廿五枚に比格

錢札と錢との比  
格準準

一、十貫文札

一、一貫二百五十文札  
一、六百二十四文札  
一、二百文札

十二枚半に比格

六枚ト二厘錢一枚に比格

二枚に比格

質三分金處分

上田錢札も此標準に據て、先づ二百文札に一錢六厘の改印を捺して、通用させる事とし、改印の無いものは通用を禁する事にした。明治五年二月廿七日である。松平家日乗 御布告留  
尙人々に甚い損害を與へたチヤラ金、即ち質三分金は上田藩にては、其を所持する者をして、藩廳に差出さしめ、之を印紙にて包み、包金として一時通用せしめたが、錢札摺上りの後は、其包金の裏に所持者の名前を記して差出せば、其に相當する錢札を渡すこととした。

明治三年四月二日上田藩は、管内質金の員數だけ、政府發行の紙幣を貸與せられん事を朝廷に願出たが、政府も當時財政難なりしかば、許可しなかつた。けれども、後には質金百兩に付、政府紙幣三十兩の割合を以て、引替える事とした。依て藩は取集めた質金を、度々政府に上納し、其都度其代りの紙幣下渡しを願出した。此質金には銀臺に鍍金したもの又銅臺に鍍金したものもあつたが、銅臺の者は引替の限でないと云ふ事で、銀臺のみ上納した。

質金銀臺の者

三萬五千三百兩 明治三年六月十五日

五千兩 同 年七月五日

八千五百兩 同 年七月十二日

七千兩 同 年七月晦日

一萬二百兩 同 年八月十三日

二千七百卅九兩二步 同 四年二月十一日

質金百兩を政府  
紙幣三十兩に引替

上田藩引揚賈二  
分金の額

合計六萬八千七百三十九兩二步

申  
藩知事の騒動上

上田藩知事は、管下に勃發した一揆騒動に就き、朝廷に對し、いたく恐懼の意を表し、取り敢へず、

八月二十二日を以て、上田藩公用人船越精一郎をして、左の事變上申書を、朝廷に提出させた。

去十六日夕當藩支配下、信州小縣郡入奈良本村百姓共、騷立同郡村々を脅誘し、追々城下町へ可ニ相迫ニ形勢之旨注進申出候に付、至急役筋之者差出、子細承糺候處、近來貳分金通用方差支、米穀融通必至差滯小民共困究之餘、差發候由相聞候に付、精々爲レ及ニ理解ニ候處脅從之者多分にて、一旦從服之躰も相見候得共、又々多力を頼み妄言等申募居候て、何分說諭相屈兼、途中追々煽動次第に人數増加、翌十七日晝後城下町迄押來、市中亂妨之上、所々及ニ放火ニ候、固より無智之小民、一時動搖之義に付、精々穩便に申諭知事に於ても、急速出張厚く說諭差加へ、過半鎮靜仕候、前件之通脅從の徒多分に御座候得者、無レ程全く鎮靜に及可ニ申、尙此上撫育方、精々盡力可レ仕奉レ存候。乍レ去如レ形之次第に立到り候儀は、畢竟政務筋行兼候故之義奉ニ恐入候。尙委細之儀は、取調之上可ニ申上ニ候得共、此段不ニ取敢ニ御届可ニ申上ニ旨知事申付越候以上

之に對し、朝廷より、「速に鎮定候様精々盡力可レ致猶次第柄相分り次第早々可ニ届出ニ候事」と申渡された。  
藩知事責を引き謹慎の儀を何出づ  
謹慎の儀を引き

騒動の有様上申  
同出た。

先日不ニ取敢ニ御届申上候通、去月十六日夜四ツ時頃、管下浦野組入奈良本村郷藏前に、同夜夫神村河原へ相捕難澁筋、爲ニ歎願「上田表へ罷出候段別紙之通落文有ニ」之候旨、村役人より注進申出候に付、爲ニ說諭「不ニ取敢ニ書算并捕亡之者差出候處、前入奈良本其外之者共果して蜂起、百五十人程押來り途中行逢ひ、願意有レ之候はゞ早々上達に可レ及旨申諭、一先村松郷迄爲ニ引返ニ候處、多分は脅誘之者共に

付、殆ど鎮靜に可レ及模様之處、初發申合候者にも有レ之哉、何村の者とも不ニ相知ニ二三十人程騒立、願意も不ニ申立、畔道を傳ひ驅け通り、供連の勢にて右爲ニ引返ニ候者共迄亦々蜂起驅出し、何分難レ制追々黎明にも及、猶又跡々より出張の判司事、其外附屬之者共よりも盡力致ニ説諭ニ候得共、更に承服の躰不ニ相見ニ、是より途を變じ手を分け走廻り、黨與不レ致者は放火致候趣申觸れ、終に數十村を致ニ脅從ニ青竹ヘ木綿切れ結び付、旗吹流様の物押立鯨聲を揚げ相進み候旨追々注進ニ付、猶又領事率ニ判事以下ニ郊外迄罷出、反覆及ニ説諭ニ候處先立候脅從之者は、頗承服之躰相見候得共、背後より押迫リ一言之願意も不ニ申立ニ、終に城下迄闖入致候に付、總執務を始其外役々は勿論、役筋に無レ之者迄も罷出、願有レ之候はゞ以ニ總代ニ、穩便に申立候様、精々申諭候處、於ニ藩政ニ怨筋も無レ之旨にて、更に願意も不ニ申立ニ、只ゝ金穀不融通にて難澁之儀口々に申鳴らし、何れも爛醉之躰にて、穀屋酒店菓子舗等は破壊に及、其餘富家豪戸を目懸立入亂妨致候趣に付、猶又自身出馬精々理解申諭候處追々相鎮り、脅從の者共凡六七百人程城内へ引入れ、願意之趣相糺候處、畢竟是諸色高直、加レ之養蠶之利潤を以て取入候金貨、多分者通用致兼日用活計必至と究蹙、撫育方歎願之他腹無レ之趣申立候得共、猶其餘にも難澁筋有レ之候はゞ、是亦以ニ總代ニ可ニ願立ニ旨申諭、食料等夫々手當致し遣し、一統難レ有旨申之、然る處一群城内へ引入候得者、既に日暮に及び、殘之者共益爛醉、加レ之從之徒も追々増加致候を相頼み、夜に紛れ彌亂暴相募夜五ツ時頃、海野町問屋より出火、折節西北風烈敷別紙之通延焼仕事に御座候、翌日に至り候ては、追々城下町引取所々に相群れ罷在候に付、猶又説諭之者差出、願意以ニ總代ニ書面に認可ニ差出ニ旨、中之條局庶務市岡謙一郎木村貢其外役人衆も出張、俱々厚説諭致吳盡承服同日夕刻一村三四人宛、以ニ總代願書差出、翌十九日右願書聞届並難ニ聞届一分、夫々申渡候處、一同難レ有旨申レ之、不レ残歸村速に就ニ鎮定ニ候得共、一旦如レ此騒擾に至候者、畢竟平素政務不行届よりの儀と、深く奉ニ恐入ニ候次第に御座候、然るに先日不ニ取敢ニ御届申上候後、蜂起初發より事情篇

## 亂暴の有様

と探索を遂候處、其由來者前文城内へ引入候耆從之者共、略申立候通り、近年來諸物價漸次に騰踊、穀價の如きは、既に其極に至れる折柄、養蠶之利潤を初め、金貨之手に入るもの、皆彼の不融通の新金にて、民生不可一日無し之米穀も無由得レ之、其日暮之貧民活計之策無し之場合に陥り候儀は、管下一般之通患何分にも難<sub>ニ</sub>捨置<sub>ニ</sub>、依レ之信州各藩縣商議之上、楮幣製造奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>置候得共、御允渝之御沙汰未<sub>レ</sub>有レ之、牧民度支之諸吏、究民撫恤之術專盡力中、貧民困迫實に出<sub>ニ</sub>意料之外<sub>ニ</sub>、就中前入奈良本之儀は、山添之僻邑にて、此三年來連りに荒歉に罹り、閩邑倉貯の究乏、最早數十日を不<sub>レ</sub>支至急之勢に迫り、人心惄々たる事、又他村の比に無<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>候、加<sub>レ</sub>之風土之所<sub>ニ</sub>使<sub>レ</sub>然歟、土人之心殊に頑固難<sub>レ</sub>諭、斯く薪金の民間に満布し、一同究困に陥候所以は、全當夏商買蠶種絲類諸方賣繭候より、輻湊致し候儀と一途に存込、此節に至り夫食之差詰り候に隨ひ、激意益深市井を不論、右品波世之商賈は悉く怨府と相成、且究濫は小人の常態にて、已れの困苦に不<sub>レ</sub>堪所より、保正里長其外富民豪商、凡て貯穀有<sub>レ</sub>之者を見、嫉妬之余不<sub>レ</sub>覺本志にも所<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>在之暴亂に及び、又彼之耆從之者に至ては、只々爛醉之上爲<sub>レ</sub>酒所使虐を助妄動仕候儀にて、深き願意等有<sub>レ</sub>之及<sub>ニ</sub>強訴<sub>ニ</sub>候儀とは相聞不<sub>レ</sub>申候、其子細は前文申上候通、管下過半耆從仕候には相違無<sub>ニ</sub>御座候得共、初より申合願書等相認持參仕候者一村も無<sub>レ</sub>之、於<sub>ニ</sub>出先<sub>ニ</sub>願筋以<sub>ニ</sub>書面<sub>ニ</sub>申立候様に頻りに說諭被<sub>レ</sub>致、不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>徒止<sub>ニ</sub>及で村々總代と號し頭立候者限り倉卒商議取極、初て願書相纏り候次第に御座候て、身に切なる處の新金融通米穀直下之儀は、一意同願に候得共、其餘之件々に至ては、頗異同御座候て、或者移封以前より、仕來之舊弊既に改革廢止之分も有<sub>レ</sub>之、追々當日之事情探索仕候處、城下引拂候迄は、願意之趣も熟知不<sub>レ</sub>致、歸途中又は歸村後初て傳聞仕候者も、多分御座候趣、相違無<sub>ニ</sub>御座候得者、是又豫め申合候程之深願に無<sub>レ</sub>之儀と奉<sub>レ</sub>存候、此等之所<sub>ニ</sub>御亮察被<sub>ニ</sub>成下<sub>ニ</sub>候様仕度奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候、乍<sub>レ</sub>去前文に申上候通り、右様騒擾に及候者、畢竟平素政務不行届<sub>ニ</sub>よりの儀と、深奉<sub>ニ</sub>恐入<sub>ニ</sub>候に付、謹慎罷在候様仕度奉<sub>ニ</sub>存候

願書管下過半耆從  
願書等認め持參  
しせる者一村も無

依レ之焼破取調帳及繪圖面落文等相添、御届申上候様藩知事申付越候、此段御届申上候 以上  
此上申書中に、於施政、恨筋も無レ之旨にて、更に願意も不ニ申立一とあるは、事實であつたと思はれる。故に明治三年の松代藩管下に起つた、午札騒動の時の如き、當局執政役人に對する邸宅放火焼亡等の、亂暴に類する暴舉は、無かつたのである。此上申書と同時に、管下村々を巡廻し、下情を察し卑政を去り、衆庶撫恤の効を致し、以て前罪を謝せんと欲する旨を述べ、謹慎中なるも、此儀御間置下され度と公用人をして届出でしめた。

十月十七日に至り、朝廷上田藩公用人を召出し

朝廷上田藩知事  
に注意命令を與  
ふ  
其藩管轄信州地所先頃土民蜂起、其後及ニ鎮靜候得共、其地方は從來沸騰之惡風、不レ少趣、全下民疾苦之情實貫徹不レ致より差起候儀にも可レ有レ之候得共、兎角姦民之煽動より良民之大害を引起候次第も有レ之、不ニ容易ニ事に候、屹度巨魁之者取調處置方刑部省へ可ニ窺出ニ事

と申渡した。而して謹慎伺の儀に就ては、此月十九日に及ばず

藩知事謹慎に及  
と指令があり、何等咎むる所は無かつたのである。

上田藩は十月十七日政府よりの注意申渡もあつたので、此度の一揆首謀者を密探し、浦野組入奈良本  
村枝郷、一ノ澤百姓九郎右衛門は、一揆騒動の首唱、且脅迫煽動の捨文を草したる首謀者なりし事、同  
組沓掛村枝郷、琴山百姓藤兵衛及雇人馬十其他同村百姓玉藏歌次幸五郎等は、脅迫煽動に奔走したる  
事が判明したので、十二月死罪以上の處置方を、刑部省に伺出で翌年十月廿七日刑の執行があり、閏  
十月此事を刑部省に届出た。

首謀者處刑

首謀者召捕

梶首

信州小縣郡浦野組入奈良本村

百姓九郎右衛門

同州筑摩郡出川組尾坂村

牢死 帳外 馬十

斬罪

同州高井郡川田宿

無宿 寅 藏

梶首

右之者共御仕置伺書に以ニ御附札御渡相成候通、去月廿七日處置仕候此段御届申候也

庚午閏十月

刑部省御中

(無宿者寅藏は強盜罪に依て梶首と成つたのである)

雇人馬十を唆かして、専ら脅迫暴動せしめた藤兵衛は、逸早く何處へか行方を闇まして、召捕られなかつた。又歌次、玉藏、幸五次?郎等は、永牢申付けられたと云ふ。

## 第二十一章 上田の町勢

### 第一節 上田城下町の成立

上田城下町の成  
立  
上田元町  
町原町  
鍛治町  
紺屋町

天正十一年、真田安房守昌幸の上田に築城するや、郭外の土地を無地子にて頒與し、海野郷や原郷の民を此所に移らしめて城下町の基を成した。其海野郷からの移住者に依て出来た街を海野町、原郷からの移住者に依て成つた街を原町と稱した。此二町は上田城下町の元町である。又海野郷の鍛冶の者が、上田築城の時、鍛冶の用を足す爲めに上田に移住を命ぜられ、元和元年には、地割を定め 元和八年草高帳に八十六貫

七百十一文鍛治町とある、移住鍛治の人々に銘々屋敷が宛行はれ、此に鍛治町が成立した（鍛治町口上書）此地割の地なるべし（私註）紺屋町も同時代に、海野郷の染物業者金澤氏等が引き越し、其移住者に元和草高帳に七貫二百五十文（紺屋町）者に由て出來た原町問屋日記と云ひ傳へられる。

之に依ると、上田城下町は海野町、原町、鍛治町紺屋町の四町が始りで、其後海野町分の横町や、原町分の田町、木町が出來、又其後に柳町が出來て、原町分の木町と紺屋町とを連續せしむるに至つたものと考へられる。

海野町の出來初め頃の状況に就て、「海野町立初八九軒の節は、おもひおもひ南側にて目請け好き方に口を明げ往來の方、口無き家も御座候由」と「百合さゞめごと」に海野町の創つた頃の言ひ傳とて記して居る。一参考として茲に記載して置く。

## 第二節 城下圍の在分かこひさいぶん (挿入圖1参照)

### 城下圍の在分

城下町割の成りし後、城下圍として、附近の部落民は城下近くに移住を命ぜられた。北の方房山、山口村の者は原住地戸山岸、圓明寺、古町、六工、向原、和具から。鎌原村の者は、其原住地新屋から。西脇新町の者は、其原住地山根、矢島屋敷から。生塚村の者は山根、堂屋敷から。西の方諫訪部村の者は其原住地古屋敷から。秋和村の者は原住地山根、六工、寺川、内屋敷、宿在家から。東の方常田村は其原住地中島、下川原、常田町から移住した、と寶永三年地子御歲貢御免願の口上書に記して居る。

乍レ恐以ニ口上書御訴訟申上候事

寶永三年居屋敷年貢免除願

一常田村之儀ハ往古、中島、下川原、常田町ニ罷在候事  
一房山村山口村之者ハ往古、戸山岸、圓明寺、古町、六工、向原、和具ニ罷在候事  
一鎌原村之者ハ往古、新屋ニ罷在候事

一 西脇村新町之者ハ山根矢島屋敷ニ罷在候事

一 諏訪部之者ハ往古、古屋敷ニ罷在候事

一生塚村之者ハ往古、山根堂屋敷ニ罷在候事

一 秋和村之者ハ往古、山根、六工、寺川、内屋敷、宿在家ニ罷在候事

右之村々居屋敷御年貢、此度差上申様ニ被レ爲ニ仰付ニ様ニ付、村々惣百姓共ニ申聞ニ候處ニ、村々の者ハ居屋敷御年貢ハ、上田根元真田安房守様御代々、仙石越前守様御代々、居屋敷御年貢之儀御免にて出し不レ申候ニ付、訴訟申上候得バ、譯品も有レ之候ハマ、口上書を以て可ニ申上ニ旨、御意被レ遊候

ニ付申上候

町割屋敷無年貢

一 上田御城町割ニ龍成候節ハ、右之古在所ニ罷在候。御城町割出來、御城下かこひに罷出可レ申旨被ニ仰付ニ候。面々居馴れ申所々を罷立、家作り仕候儀、迷惑ニ奉レ存候由申上候得者、町割屋敷之義ハ無年貢ニ被ニ仰付、罷出申候。右之古屋敷之儀ハ、御年貢只今ニ至迄、上納仕候。先年眞田伊豆守様御所替被レ遊候刻、高室金兵衛様御越被レ遊御納所被ニ仰付、其上ニ而仙石越前守様ニ御引渡相濟申候由申傳候。其節も居屋敷御年貢は出し不レ申候ニ付、幾重ニも御訴訟申上度奉レ存候

一 真田安房守様御代上田亂出來致候節、御城下之者共、男女共ニ御城へ御取込被レ遊、男女共々御用段々被ニ仰付ニ御用ニ相立申候由、左様成儀も、居屋敷無年貢ニ被ニ爲下ニ候御城下ニ罷在候得バ、異儀ニ及不レ申大切之勵仕候由、申傳ニ承リ申候

一 御城下往還筋之儀ハ、外在中とハ品々も御座候。其上此度御所替被レ遊候ニ付、仙石越前守様御家中様御侍中様御奉公人中共ニ、御城下之内ニ御引取被レ遊御宿々仕候。殊ニ當御家中様御奉公人様方大分之御宿、永々被ニ仰付ニ相勤申候。時分柄之百姓ニ御座候得共、御城下ニ罷在候得者奉レ畏申候。加様の御事も御城下ニ罷在候無年貢の御役かと奉レ存候。年久敷事ニ御座候得者、何の書付

證據も御座候へども、上田根元より、居屋敷御年貢出し不レ申候所之證據と被レ爲ニ思召分ニ、御慈悲ニ御免被レ遊被ニ爲下候得者、末代之者共迄、難レ有奉レ存候 以上

寶永三年戊十月二十四日

常田村、房山村、山口村、鎌原村、西脇村、生塚村、  
諫訪部村、新町、秋和村の庄屋組頭連名

御奉行様

(稻垣史料)

此歎願口上書には、前記町割出來の後御城下かこひとして、城近くに移住を命ぜられた者は、吉在所の居屋敷跡は年貢地となし、其代り移住地の屋敷地は、無年貢といふ條件で引越したと述べて居る。又「仙石様御代町割被ニ仰付」御城御築きに付、御領分へ御觸有レ之町並へ勝手次第出候様被ニ仰付候得共、亂世後故在邊より望候者無レ之故、其後急度罷出候様ニと仙石家より近在へ嚴敷被ニ仰出候ニ付、山根通り村々御繩張候通り、鎌原西脇邊より秋和迄段々出候由、惣じて秋和より常田邊迄、房山瓦燒其外御城下續御繩之内へ罷出候者共は、跡屋敷之年貢申付候ニ付、地子ハ御免被ニ成下旨被ニ仰付候其趣ハ御城日記ニ有レ之と申傳候」と原町間屋日記々載中に在る。經濟上に關する文書には、兎角自分に有利なやうに、都合よく書かれたもの多いと云はれて居る。故に寶永三年の免租歎願書に載つて居る所、悉く信を措くを得るや否やは即断を許しがたい所であるが、前記の二史料に於て、繩張城下續の地に、附近部落から移住したと云ふ事は一致して居るのである。此移住が一つは真田氏の時と云ひ一は仙石氏の時と云ふて居るも、上田城下町の大體の町割は真田氏時代に略出來たものと考へられる點が多い。故に真田氏に代り、仙石氏上田入部の後、城郭再築と同時に、城下町の整理が行はれ下城園の部分も出来ることに成つたかと思はれる。

### 第三節 真田氏時代の町勢史料

真田氏時代の町  
勢史料

原町割直し

真田氏時代の町勢史料としてはたゞ慶長十年三月真田信之が、柳澤與兵衛に宛てゝ出した書付で、原町の割り直しをして、街を整へた事があることを知ることが出来る左の文書。

殿様御意ニ付原町わりなをし被レ成候ニ付、其方屋敷町にあたり申候間面白口二間浦に廿八間之所、やくなしに出候、替には源右衛門浦のとおり、かたは町八間之所半傳馬にて相渡候間、これにはやくぎ可レ有候爲ミ後日ニ如レ此候

己ノ三月十七日

柳澤與兵衛殿

及同十一年十月廿七日の信之覺書で、此頃家の作りが良く、客來の際其宿を申付けることの出来る程のものは、海野町に清右衛門、次郎右衛門、七郎右衛門、久左衛門、半右衛門、源右衛門、宗右衛門の七軒。原町に彦右衛門、所左衛門、源左衛門の三軒あつた事が知り得られる文書位のものである。

宮下藤右衛門印

海野町

清右衛門  
次郎右衛門  
七郎右衛門  
久左衛門  
半右衛門  
源右衛門  
宗右衛門

原 町

彦 右 衛 門

所 左 衛 門

源 左 衛 門

右之者共家能作り候條向後容來之宿被仰付候間家中之者共宿捕候事堅可爲無用者也

午十月廿七日

朱印之

#### 第四節 仙石氏及松平氏時代

##### (一) 戸口の情勢

仙石松平時代の  
町勢

仙石氏が上田領主となつてから、寛文年間頃迄は、史料の今日残存せる者が殆んど無いので、其以前の町勢は窺知することが不可能である。寛文三年七月の「仙石越前守様御條目御軍役御領内外間敷御領分戸口敷御物受拂高御改帳」(原與金吾氏藏に據れば、其當時の上田の戸口は

城廻り

一家 百八十三軒 侍屋鋪 一同四十二軒 (歩行、鷹匠其外)  
メ二百二十五軒

町 家

|    |      |           |        |
|----|------|-----------|--------|
| 一家 | 七十七軒 | 海野町人數     | 六百五十七人 |
| 一家 | 四十二軒 | 海野町分鍛治町人數 | 二百八十二人 |
| 一家 | 六十五軒 | 同 橫 町 人 數 | 三百五十三人 |
| 一家 | 九十六軒 | 原 町 人 數   | 七百九十八人 |

延寶五年の家數

|       |       |       |        |
|-------|-------|-------|--------|
| 一家    | 二十一軒  | 柳町人數  | 百三十六人  |
| 一家    | 二十六軒  | 紺屋町人數 | 二百三十四人 |
| 一家    | 二十三軒  | 田町人數  | 百五十八人  |
| 惣町中家數 | 三百五十軒 | 人數    | 二千六百十人 |

で延寶五年の、時鐘撞料割に據ると、上田町の町家數は總數五百十七軒此外無役鐘つき料を

海野町分 百七十七軒 (海野町とハ海野町、横町を合せて云ふ)

原町分 二百十軒 (原町分とハ原町、田町、柳町を云ふ)

鍛治町 六十八軒

紺屋町 五十四軒

(海野町問屋日記)

とあり、寛文三年より十四年後には、家數百八十二軒を増して居ることとなつて居る。

次に寶永三年差出帳所載の上田町の戸口は

家數 戸口

百二十一軒 千〇四十二人内男五百九十六人  
女四百九十七人  
出家一百九十五人 海野町 横町

四十九軒 四百六十六人内男五百九十六人  
女四百九十七人  
出家一百九十五人 鍛治町

百四十二軒 千二百三十五人内男七百四人  
女五百二十二人  
出家四人 原町、田町、柳町

四十六軒 三百二十五人内男百七十九人  
女百四十六人 紺屋町

四十六軒 三百二十五人内男百七十九人  
女百四十六人 紺屋町

合計三百五十八軒 三千〇六十八人 内男一千七百二十四人  
女一千二百九十一人 出家四十八人

右の通で寛文三年調の戸數三百五十軒に比して八軒を増し人口は四百五十八人を増して居る。

出帳の人口には、年齢七歳以上の者を算へたので七歳以下は入らないのである。

此寶永三年の戸口と、同七年幕府巡見使來田の際、町役人覺書所載の

寶永七年

戸 数 人 口 町 名

|          |         |     |
|----------|---------|-----|
| 七十二軒     | 四百三十八人  | 海野町 |
| 四十七軒     | 四百八十二人  | 横原町 |
| 八十五軒     | 六百三十一人  | 柳町  |
| 二十九軒     | 百七十一人   | 紺屋町 |
| 五十一軒     | 二百九十四人  | 田町  |
| 裏町 五十軒   | 四百三十四人  | 鍛冶町 |
| 二十七軒     | 百七十四人   |     |
| 合計三百六十一軒 | 二千四百廿四人 |     |

に比載すると、戸數は三戸を増して居るが、人口は餘程減少して居る。蓋し巡見使の間に應ずる爲め、用意して認めたものが、精確なもので無かつた爲めであらう。

寶永七年より四十五年經過した寶曆五年、宗門改の時の上田町の戸數人口は

家數四百十三軒

人口二千六百〇九人

内

百二十二軒 海野町、横町

六百五人

寶但し此  
寶永差

戸口減少

となり、戸數に於て五十二軒を増し、人口に於て百八十五人を増して居り、寛文三年に比し戸數は六十三戸を増せしも人口は一人を減少して居る。

五十二軒 鎌治町 四百六十一人  
百四十二軒 原町、木町、田町、柳町 九百八十五人  
五十四軒 紺屋町 三百五十四人  
四十三軒 寺社門前 二〇四人  
(海野町問屋日記)

寶曆五年以後に至つては、同十一年に上田領分大百姓一揆があり、其以後田沼意次幕府に在りて、悪政の範を示し、諸藩の施政其宜きを失ひ、加<sup>レ</sup>之天災地變は頻りに臻り、安<sup>レ</sup>く永からんを希つた安永の年も、反對に不安不穏恐怖の世態と成つた頃、何れの方面より觀察するも、戸口の増加などは考へ得られぬ所である。即ち引越、逃散後の事があれば、明家は多くなり人口は減少するのが當然と思はれる。而して事實は正に其通であつた。問屋日記 今茲に迷惑の年と呼ばれた明和九年前後の、宗門改に據る原町の人口に就て見ると

明和三年改 三十二人減 昨酉の改より 惣人數九百五十七人  
同 四年改 十人減 昨戌の改より  
同 五年改 十三人減 去亥の改より  
同 七年改 四十二人減 去丑の改より  
同 八年改 三十人減 去寅の改より  
安永五年改 三十二人減 去未の改より  
同 九年改 十二人減 去亥改より 惣人數七百八十七人  
と云ふ狀態で、明和三年より始んど減少つゞきで、安永九年に入つては、原町分だけで百七十人を減じ

て居る。之に據て他の町々の情勢も、推測し得られるものと信する。

天明五年飢饉救恤下賜金を、各代官支配内の人別に依り、分配することにした、其時の上田兩町兩町  
としで上田全部を指す二千百八十人で、之を實曆五年の人口二千六百〇九人に比する時は、四百二十九人減じて居る。此後松平定信執政の所謂寛政の治を経て、文化文政の大御所時代頃迄は、追々戸口恢復の運に向ひしことは、文化七年宗門改の時、原町分人口、去年に増す二十人とあるは其一例證で、他も亦推して知るべしと思ふ。安政五年の宗門改の時、上田町家數は四百三十八軒、人口は二千五百十人で、戸數も實曆五年に比して増加を見、人口は天明五年に比して、三百三十人を増加して居る。此は此時代漸を追ふて恢復したものと見るべきである。之を要するに上田町の人口は、寛文三年の二千六百十人以來、明治元年の二千五百八十三人、宗門改迄の間を、上下する位の程度で、推移し來れるものである。此現象は後世爲政者の、大に参考に資すべき事實と思ふ。今明治元年に於ける上田町分の人口を擧げし序に、参考の爲め左に上田領内の戸口の惣計内譯を記載して置く

## 上田領戸口總計

一 総家數合九千八百五十八軒

内 四十二軒

九千〇九十九軒

四百四十八軒

五十六軒

百十軒

三ツ

乞食小屋

穢多家

寺門前家  
町人 家  
姓家  
神主 家

## 上田領總戸數

戸口回復

去卯年に四軒増

武石村 六百十一軒

内一軒神主家五百九十七軒百姓家十三軒穢多家

同

鹽田組 千六百一軒

内九軒神主家千五百七十軒百姓家十四軒穢多家

同 三軒増

浦野組 千百九十九軒

内三軒神主家千百八十七軒百姓家八軒穢多家一ツ乞食小屋

同 八軒増

小泉組 千百四軒

内五軒神主家千九十二軒百姓家七軒穢多家

同 一軒増

川中島 千二百六十七軒

内三軒神主家千二百四十六軒百姓家十八軒穢多家

同

鹽尻組 千十四軒

内八軒神主家九百五十七軒百姓家二十四軒寺門前家二十五軒穢多家

同 一軒増

國分寺組 六百四十軒

内三軒神主家六百三十二軒百姓家五軒穢多家

同 一軒増

田中組 九百五十七軒

内四軒神主家九百四十三軒百姓家九軒穢多家一ツ乞食小屋

同 一軒増

町分 四百八十軒

内四百四十八軒町人家三十二軒寺門前家

一總人數合五萬七千二百五十人 去卯年ニ二十八人減

内男 二萬九千〇九十七人

内女 二萬八千〇五十三人

内  
譯

武石村 去卯年ニ八十五人減

浦野組 九人増 二千四百九十人

鹽田組 二十三人減 九千四百五十五人

小泉組 三人減 六千四百十四人

鹽尻組 七千七百五十九人

國分寺組 四十人增 四千〇八十九人

洗馬組 十人增 六千八百一人

田中組 六十七人增 五千六百七人

町分 六人増 二千五百八十三人

上田領總人口數

右人數譯

百八十七人

三百六人

增  
神主自身葬祭

二人

若宮坊

十一人

直院嶽

八人

林部官左衛門

六人

坂口與左衛門

八人

丸山忠右衛門

五萬三千三百五人

百姓

内 男二萬七千〇三十一人

女二萬六千二百七十四人

二千四百二十四人

町人

内 男千百九十四人

女千二百三十人

百八十六人

寺门前

八百九十三人

穢多

十三人

乞食

(寺數省略)

右書面之通相改候處相違無御座候

明治元年辰

以上

## 御勘定所

## (2) 町家の状況

町の昔を想ふ史

寶永五年三月廿四日、原町間屋助右衛門より、同町才兵衛方の土蔵の椽下に、狐が巣を喰ふて子を産みし事を届け出でし事あり。寶曆二年十一月十四日、鍛冶町に鹿三頭あらはれ出で、其内一頭は藩士足立某が打ち留めたと云ふ事が、同じ間屋日記に載つて居る。此等は町の昔姿を想見する一資料と成るものである。

## 家造り

小縣郡年表は原町古老筆記と云ふに據り、寶永の頃原町も土橋あたりは、家々皆土間にてたま／＼板敷あるは、特に高店と呼んだ、そして屋内に疊を敷けるは、町役人の宅位のものであつたと記して居る。又百合さごとに横町老人の實見談なりとて「寛政の中頃下横町あたりの家には、概ねねだ根太は無かりしなり」と記せし所より推考すれば古老筆記所載も事實なりしかと思はれる。

二階造の家は寶永の頃に出来初めた。其當時原町九右衛門の家は二階造で、珍しがられたとの事である。(三階は禁制なりしかば、慶應三年)  
(解禁後に出来るやうに成つた)

奥行間口に比して甚長し

享保二年巡見使來田の時、案内の町役人が、當所の町家の造り方は表口が狭く奥行は長く、概ね二十九間より三十二三間程あることを語りたるに、巡見使の一人は、「道理で此宿は殊の外手廣く見える」と首肯いたといふが、仙石領主時代元祿八年に調査した、町中屋敷間尺調に、表口十四間五尺裏へ三十九間五尺 七助。表口三間裏へ三十間 善太郎。表口一間半裏へ二十八間二尺 三之亟。表口二間一尺五寸裏へ二十三間三尺 曾右衛門。など記したものあるを見れば、早くより此造り方が行はれたのである。

享保二年巡見使來田の時。上田町役人が其間に答へた所は、其當時の町勢の或部分を、略正確に知る

資料と成るを以て、左に記して置く

御巡見様御尋に付口上書

巡見使と町役人  
との問答

一山岡五郎兵衛様御案内 海野町年寄市助

原町 年寄彦三郎

御宿忠右衛門方

一紺屋町御番所前にて「是より町分か」と御尋被遊候ニ付「町分にて御座候紺屋町と申候」と申上候  
此先に町奉行兩人罷出居候由申上候へば、其名を何と御尋被遊候ニ付、梅戸仁左衛門松宮庄太夫  
と申候と申上候。尤間屋年寄共も罷出居候と申上候。何にても變る事は無之やと御尋被遊候ニ付  
變る事無之と申上候。紺屋町八幡前にて御尋被遊候は、御城の方角御尋被遊候ニ付、從是南方  
に御座候と申上候。夜に入り四ツ時前に被レ仰候は、亭主若年に候はゞ誰なりとも、近所の者呼  
び可レ申由被レ仰候に付、市助伺ひ候處、御側近く御呼被レ成候て色々御尋に付御返答申上候。町分  
如何と御尋被レ遊候ニ付、紺屋町三丁、柳町三丁、原町三丁、海野町三丁十四間、横町二丁五十四間  
都合十五丁四十八間、と申上候へば、右之通り御書留被レ游候。是より京都に道程何程と、御尋被  
レ遊候に付、九十六里と申上候。御城は山城か、と御尋被レ遊候。平城にて御座候と申上候。長く有  
レ之候やと御尋ニ付、御城内不レ奉見、外見より積り候へば、四角に相見申候。遠堀有レ之やと御尋  
被レ遊候に付、遠堀無レ御座候と申上候。御城内の外、不レ殘町家なるや、と御尋被遊候に付、道筋  
ばかり町分。其間は家中屋敷にて御座候、南は崖にて御座候と申上候。家中屋敷何程、と御尋に付  
三百軒程と申上候へば、大分なる儀と御意被レ遊候故、確とは不レ奉レ存候へども、二百七八十軒は慥  
かに有レ之候と申上候。從是甲州迄は、何程有レ之や、と御尋に付、甲州府中迄、二十九里半御座候  
伊那高速へは、二十一里御座候。飯田には何程有レ之やと御尋ニ付、三十二三里有レ之候と申上候。  
當地は殊の外、繁昌なる御城下にて候、山國にて船の通ひ無之、不レ殘馬附にて御座候得共、何に  
ても不自由なる儀、無レ御座候と申上候、成程左様に相見へ候と御意被レ遊候。市は立ち候やと御

尋に付、月々十二日立候由申上候。此宿殊の外手廣に候と御意被遊候。當所は町家奥行二十八九間より三十二三間迄、御座候と申上候處、左様に相見に候と御意被遊候。爰許にて泊り宿致候やと御尋に付、御大名方十頭御通被遊候。殊の外賑かに御座候と申上候へば、宰相殿も御通り候へば泊り多く可レ有レ之と御尋御座候、宰相様は上田より二里半先の、田中と申宿に御泊り被遊候と申上候。其外佐渡國より、御運上金銀、并に越後國より、御蠟荷物通行仕候と申上候處、何程位と御尋に付、年中に二百疋程通り申候、明日頃、二十四駄通り申候。宿次にて送り申候と申上候處、是は傳馬にて通り候や、と御尋に付、江戸御老中様御證文にて通り申候、と申上候へば、宿中の難儀ならんと御意被遊候。御城下には火事は無レ之や、と御尋に付、先月十四日晝過、家中屋敷ニ出火有レ之候得共、一軒にて類焼も無レ之止み申候。爰許出火前風有レ之候ても、出火之節は、風吹き不レ申候。此間は雨降り候へども、其節はしめり無ニ御座候ニ付、火の元用心罷在候故、早速火消人足駆付、其外町内の者共、大勢駆け集り、類焼も無ニ御座候と申上候。海野町にて、御城は何れの方か、と御尋に付、是より西の方にて御座候と申上候。

又此時の巡見使の一人渡邊左門に附添へる、原町年寄孫助、新兵衛の兩人に対する尋ねた事の内に原町土橋にて何町と御意被遊候故、原町と申上候、市立ち申やと御意に付、月に三日五日十二日市立ち申由申上候へば、賑ひ可レ申かと御尋被遊候に付、賑申候と申上候。米は何方へ出し候て賣申候やと御意被遊候に付、過半は上州へ出し申候由申上候。町に地方有レ之やと御意被遊候故、無ニ御座候由申上候。越前守殿と伊賀守殿と年貢取分に替り有レ之やと御意被遊候に付、相替儀無ニ御座候と申上候へば、地形方無レ之候ては不レ存儀可レ有レ之由御意被遊候。上田紬と江戸にて申候へば、定めて當地にて織出し可レ申と御意被遊候故、御意の通り、と申上候。然れども只今は繭、眞綿、無ニ御座候間、鳴紬、無ニ御座候由申上候。此街道は何と申候や、と御意被遊候故、北國街道と申上候。城は平城か、矢倉は有

レ之候や、との御意に付、御意の通と申上候。

### 屋根

町家の屋根初は無論萱葺で、板葺が本通り筋に多くなつたのは、寛政の頃であつた。瓦葺は、本陣の表庵が、初めて瓦葺となり、柳澤太郎兵衛が、町奉行に其禮を述べるため、出懸けたのは寶曆十一年三月である。本陣の家宅は破損に及べば請求して、藩費を以て修覆普請をしたのである。之に依て考へると、町家に瓦葺屋根が多く成つたのは、遙かに後世の事であらう。

### 全町の長さ

往還に沿える町分の長さは、紺屋町三丁、柳町三丁、原町三丁、海野町三丁五十四間、横町二丁五十四間合て十五丁四十八間で、猶東に常田村四間半踏入村五丁半程町續きに成つて居た。

### 柳町、田町

柳町や田町は享保二十年に至つて、漸く町並を成したとの説年表あるも、延寶五年五人組改に、柳町、本家貸屋合せて四十三戸。田町、本家貸屋合せて五十八戸とあれば、此頃既に町形を成して居た事が知られる。享保二十年頃には、柳町には商店も甚多くなり、旅舎等も出来、原町に亞ぐ賑さに成つて居たのである。

### 享保頃の上田町

安永四年の問屋日記に、今より五十年以前までは、海野町、原町兩町には、酒屋二十一軒あり、其頭には水車とても無かつた故、から白で米を精らげたのであるから、家々よりの白の音や、籠桶の籠替職人のたゝき音などが、絶間なく聞え往来の人々も、賑かな御城下と譽めた程だつた。其上其時分には、在分商店が無かつたので、市場は榮え商賣も盛に行はれた。けれども此頃は、町分の酒屋は五軒のみになり、十六軒は潰れて了ひ、其上在分に商店多く出来た爲め、市場も自然に衰へて、商賣が無くなつたと云ふ意味の記事がある。

享保年間あたりの上田町の様子が、之に依て或程度まで想像することが出来る。

## 第五節 町勢維持

家並修覆料

家並修覆料 町勢史の上で見逃すことの出来ないものに家並修覆料と云ふのがある。上田城下町家並の内には町分と在分と交錯して居る所もあり、又在分のみに屬して居る所もある、其等在分所屬の百姓家の内には、破損しても修復の出来兼ねる者もあり、又表通りに面した場所の造作にも注意を拂はない者もあり、爲めに道筋に沿つて居る、町並の外觀宜しからずして、城下町としての体裁を損する所があつた。依て松平氏の時代或は仙石時代からの仕來りかも知れないが其史料を未だ發見しないには東踏入村より西秋和村までの間、往還道筋なる在分百姓家には、家並修覆料として穀を給與し、其穀は庄屋、組頭、長百姓が預り置き、往還筋の百姓家中、破損して修復を要するものがある時は、藩の指揮を受けて、然る後宜しきに從て修復する。此料は道筋以外の百姓家には、決して使用せぬ事に規定されて居た。

享保十九年十二月に與へられた修覆料

## 家並修覆料御預穀證文

一穀八十一俵九升九合八夕

踏 入 村

外に四俵當寅年家作願之者へ被レ下候

一穀四十一俵一斗九升八合八勺

常 田 村

外に三俵當寅年家作願之者へ被レ下候

一穀三十九俵六升八合八勺

山 口 村 房 山 村

一穀八十四俵三升一合五勺

一穀三十八俵六升七合八勺

西 鐘 原 村

一穀二十六俵一斗七升四合三勺

生 塚 村 新 町

メ二十八俵一斗七升四合三夕

メ二十八俵一斗七升四合三夕

一糲四十俵六升一合四勺

秋和村

當寅年被下候分 糜三俵

メ四十三俵六升一合四勺

外に七俵寅年家作願の者へ被レ下候分

合三百五十七俵一斗一合九勺

内三百五十二俵一斗一合九勺

五表

當寅年生塚村  
秋和村被レ下候

右者、往道筋百姓家破損修覆爲入用被下置一村々難有奉レ存候。右之糲、庄屋、組頭、長百姓、預り置。追て百姓家修覆之節、御内意相窺御差圖を受可レ申候。且又道筋之外、百姓家修覆之節、此糲一切遣申間敷候。爲後日證文如レ件

享保十九年寅十二月廿一日

踏入村より秋和村に至る九ヶ村

庄屋組頭連名

大垣武助様

此に注意すべきは、秋和村が城下圍の下邑として、今地に移住し來り、又往道筋百姓家並修覆料を與へられて居ることである。此等の點や杉並木の位置等より考へると、秋和は上田町の範圍に屬して然るべきやうに思はれる。

此修覆料が天保十一庚子年頃まで繼續された事は、左の證文に據つて知ることが出来る。

一糲三十六俵一斗九升九合八勺

房山村山口村

右者往道筋百姓家破損修覆爲入用被下置難有奉レ存候。右糲、庄屋、組頭、預置追而百姓家修覆之節、御意御同御指圖を請可レ申候。道筋之外、百姓家修覆之節、此糲一切差遣申間敷候爲後日證

文仍而如レ件

天保十一子十二月

山口村組頭  
三名

房山村組頭  
庄屋  
四名

御代官様

(原史料在町地方見分書類)

在分なる房山山口兩村内の者で、柳町、紺屋町兩町々並に出て居る者があり、此兩町は町分在分入り交つて居たので、町並在分の家々修復も行届かないで、街觀を損する者無いやう意を用ひて此取計をしたのである。

火災復興救恤

上田町は古より比較的大火は無かつたが、享保十五年横町から、海野町、原町へかけての大火災、及文政九年の紺屋町方面の大火灾は、たゞへ藩より復興手當救助等があつたとしても、町勢を一時衰へさせた事は想像される。鍛冶町文政年度火災の當時の如きは其一例である。藩の火災復興手當救助は、享保十五年には、普請用材木松木壹萬本、飯米用として米三百俵。寶曆六年六月の木町火災の時は、普請用として材木及飯米用として米三十俵。同八年原町火災の際には材木及米を、同十三年柳町火災の時には材木及飯米を、文化四年四月紺屋町火災の際にも材木及米を救與し、文政九年三月紺屋町火災の時にも材木及飯米用として米五十四俵を與へた。火災先規書出

町内永續の方法

慎篤、誠意、永續  
講

永續講規約

心得相互に扶け合ひ、不仕合にて家屋敷を賣拂つた者は、再び元の家に復り、家屋敷の無い者で難儀して居る者は救ひ助け、町内永久に續くやうにしたいといふ趣旨の下に、之れに賛成する者を集めて講を設け、一定の規約の下に積立金をしたものが多かつた。之れに慎篤講、止信講、至誠講、誠意講、永續講などがあつた。此等は何の位まで効果があつたかは判明しないが、其蔭に浴して幸に其家が續いたり復舊したものもあつたに相違あるまい。乃ち町勢維持の上に結構な企設であつたと謂ふべきである。左に永續講の趣旨規約を記して置く。

今般町内永續講發意ハ永住の者家屋敷且子孫斷絶ニ相成候類も多く誠ニ歎ケ敷儀ニ候、銘々子孫長久心掛可レ有害に候得共、沒落之時節來候てハ力ニ難シ及、依而町内ハ一家と心得相互に助合、不仕合ニて借財相嵩み家屋賣拂候者ハ其子孫舊家に復し、又家屋無レ之難儀ニ及候者ハ救ひ、非常の備を致し町内永久に相續の基と致度、仕法決定いたし世話人申談相定候、厚志の者加入致し格別の誠心を以て拾ヶ年の内出金可レ致候事

規 約

一掛出金一口壹兩ズ、心掛次第何口ニても加入可レ致候事

但年中兩度二月四日 定日の事

一會日世話人立合いたし勘定候事

但銘々金子持參致し其節勘定合見届可レ申事

一銘々出金致候上ハ自分物と相心得申間敷候、如何様の儀有レ之候共相渡不レ申候事

一借財相嵩み家屋賣拂候節ハ取廻シ金ニテ買取置追々取續ニ相成候節元金ニテ受戻可レ申事

但其人積金にて自と受戻ニ相成候仕法の事

一毎會集金中五分利倍勘定ニテ積立候事

但一兩以下ハ利子付不申候

一金子取廻シ方八分の利足を以て五ヶ年賦貸付候事

但引當の品差出請人一人組合總人一代加判の事

一利足三分潤ニ相成候分ハ非常手當ニ積立其時宜ニより町内爲筋申談取計候事

但會日等入用掛リハ此内より差出可レ申候事

一拾ヶ年相立候上ハ利倍相止出金高に應じ相續手當として永久相渡候事

一後年ニ至リ積金相嵩之候ハマ貸付方時宜ニ寄り利下ケ相談の上相定可レ申候事

但手當金も右ニ準じ候事

一難澁の趣意ニ依り救助方相談の上取計可申事

前條相定候通依怙最負無レ之、町内永續講嚴重執斗永代急度違失致間敷候爲ニ後證ニ如件

安政四年巳五月

此發起者は原町問屋年寄、及紺屋町年寄であつた。猶此時町分人別に入らない借宅人と雖も、紺屋町に加入して居て後には町分人別に入りたき望の者は、其旨一札に認めて、世話人に差出せば、加入を許すことにした。

横町衰微救濟の陰徳行爲 文化文政の頃、横町は大に衰微し生活も困難に陥る者尠く無く、町勢維持に就き彼是相談を重ねたが、明案良法も無く當惑して居つた處。文政九年横町某の許に、遠方懇意の者が或る心願に依り、陰徳を施したい、其は金子を以て可レ成多數の人々の救と成る事を、爲たいと思ふと申來つたので、某は此事を、海野町問屋柳澤太郎兵衛に申出た。柳澤は當時横町は衰微難澁の状態であり、其陰徳行爲の取持世話を頼まれたのが、横町の人であるから、横町救濟の爲めに、其金子を申し請けてはと考へて、横町内の人々にも一應相談の上、其を先方に問合はせた所、其人は承知の上陰徳行爲

爲であるから、名前の顯はれる事は、自分は勿論世話人の名の出る事も、堅く欲しない。此旨充分承知して貰ひたいとて金百兩差出した。其所で問屋は、此事情を藩に届け出で早速聞届けられたので、其金子百兩は、町役所に預り置き、廻金として年々其利子を、横町永住の暮向難澁な者に、割渡して取凌ぎの助成とする事とし、此趣を横町の人々に話し聞かせた。而して此陰徳の人の名も仲介者の名も、今日に至るまで、遂に知れず、了つた。

## 第六節 町家回復の徵

他處職人の頼入  
許可願書

文政四年頃に、家作の諸職人不足の爲めに仕事が間に合はぬ故、他處より職人を頼み入れた旨を、町役人から願出たが其願書は差し戻され、家作の新建又は修繕等の事ある時は、各職人の世話役が命ぜられて居るので、其世話役まで普請のことを申出で其爲方等を細しく申し話し、必要だけ其職人を遣はして貰ふことゝし、且平素頼みつけの職人を、相對で頼むことは自由であると申渡し、他所職人頼入の事は許可せられなかつた。此時町分の職人世話役は次の如くであつた。

|       |        |        |            |       |          |
|-------|--------|--------|------------|-------|----------|
| 大工世話役 | 常田村只八  | 木挽世話役  | 眞田村加平次     | 左官世話役 | 常田村武右衛門  |
| 豊師世話役 | 柳町與右衛門 | 桶師世話役  | 海野町仁右衛門    | 他處世話役 | 常田新町覺右衛門 |
| 瓦師世話役 | 染屋村五郎次 | 屋根師世話役 | 西脇新町同定七代次郎 | 石工世話役 | 藤澤幸次郎    |
|       |        |        |            |       | 房山村政五郎   |

(原町問屋日記)

然るに天保三年に至り、遂に他處職人雇入れを許可することゝ成つた。

又文政十二年原町に於て、町役人相談の結果、肝煎屋敷の屋賃を在來の額より、約二割五分程引上げることにした。其理由は近頃町方屋敷地の値段が騰貴して、隨て屋賃が高くなつた。故に肝煎屋敷の屋

上田町方屋敷地  
高値となる

貢も引き上げて其増額だけ肝煎の者に遣はすが可いといふのであつた。

文政天保の頃諸職人手不足で、作亭に困難迷惑を感じ、他處より諸職人を雇入るゝ事を許可せられんを出願し、一度は其願書差戻されしも、後此を許すに至つた事や、町方の屋敷地が高値に成つた事などは、共に町家の建築修繕等が頻りに行はれたのを裏書するもので、惟ふに泰平の氣分漲れる文政の頃より、我上田町も其家造りは立派に成り、又其數も増し大に舊觀を改むるに至つたものであらう。

天保頃の上田豪商家内人數、天保十三年に五街道宿々、及助郷村々の救助方取調べがあつた。其時上田町の豪商等の中で、其費用中に献金したいと篤志出願者があつた。此時には此等の人々は、殊勝にも此献金は先祖への孝道と存じ、御賞譽等の儀は毛頭考へて居らぬ旨を断つて採用を願つたのである。此時其出願者の家内人數取調書を提出させた其調に據ると

| 家主名(献金者) | 職業       | 商賣   | 嘉右衛門 |
|----------|----------|------|------|
| 源太郎      | 質、酒造     | 二十九人 | 金百兩  |
| 万助       | 太物、肴     | 同八十兩 | 同五十兩 |
| 曾右衛門     | 酒造、古物    | 同三十兩 | 同十五兩 |
| 助右衛門     | 酒造、菜種    | 同十五兩 | 同十五兩 |
| 九右衛門     | 太物       | 十八人  | 十八人  |
| 民之助      | 當處產物絹紳太物 | 同十五兩 | 十七人  |
| 金兵衛      | 髮付油、肴    | 同十五兩 | 十五人  |
| 和右衛門     | 吳服古着     | 同十五兩 | 十七人  |
| 喜三郎      | 菜種       | 同十五兩 | 同十五兩 |
| 長兵衛      |          | 同十五兩 | 同十五兩 |

天保頃の上田豪商家内人數

同十五兩  
同十五兩  
十六人 —— 當處產物、絹紬 —— 利兵衛  
十四人 —— 鹽、茶、麴、油 —— 又七

(原町問屋日記)

## 第七節 町分家數增加

町分家數增加

在分の一部町並  
となる

寛政十一年三月五日藩會所へ、海野町問屋、鹽尻組常田村庄屋、海野町横町年寄組頭、横町中惣代、常田村惣代、を呼び出し、原町問屋及鹽尻組割番立會の上、城下横町に續常田村之内、横町平吉屋敷より見通限、向側地處は是迄通り在分にて、人別は町方に加り、町方役人の支配を受け、傳馬并定式の町役間口に掛り候分町並に相勤、商等是亦町並に相心得可申條、居屋敷年貢令ニ用捨候。右に付居屋敷高の分、村役相除候筋ニ付、居屋敷年貢用捨の外に、年々村方用捨米申付候、町方にも定式の外臨時入用等相除是迄の通在方へ加り候事

三月

と申渡し、同時に柳町續、紺屋町橋迄の間にて、房山山口村分に屬する家々は、常田村同様に村役を除いて、町並にと申付けられた。故に町分家數は以前より其數を増したのである。

此常田、房山、山口三ヶ村共に村役を納めない事は、種々差支ある故に、村役は納めることにして貰ひたいとの事であるが、之れでは村役を納め又一方町方として傳馬役夫錢の外に町役を納める故、二重の納め方と成り、納め方難儀となるから、傳馬役人足夫錢の外、町役は御免相願ひたいと申出た。其時庄屋共より差出した願書は

乍レ恐奉レ願口上書之事

一此度横町續平吉見通し限、向側常田村之者共、并山口、房山村分柳町續紺屋町橋際迄之者共、村役

御除町並に被ニ仰付ニ恐入奉レ畏候得共、三ヶ村共村役相勤不レ申候ては、差支之儀共多御座候ニ付、相勤申度奉レ存候處、町方御傳馬夫錢之外町役相勤候ては、一二重に相成難ニ相勤ニ御座候ニ付、御傳馬人足夫錢之外、町役御免被ニ下置ニ候様小前一統願出申候。乍レ恐以ニ御慈悲奉ニ願上候通御聞濟被ニ成下置候はゞ、小前者并私共におるても難ニ有仕合奉レ存候以上

寛政十一年未三月

此後天保十四年正月には、此等の町並と成つた所は、以前の如く在分として、郡奉行支配たらんことを願て居る。

新しき町の出来、袋の底ニ穴を明けた意味で、鼠小路と名づけたと謂はれるのは、文化三年に袋町より、海野町に出る小路を開いた其れである。

鼠新しき町

文化四年に海野町問屋の向から、原町の横丁に通する小路を開き、相生町と稱する町が出來た。

東町

原町から馬場町に通する所、蛭澤川より東の部分東町へ、原町問屋日記元治二丑年三月朔日の條に  
東町彌出來候ニ付、夫々貸渡内談致候處、表向止宿等持參致候者も有レ之差支候者も有レ之嚴しく相

調候へば多分の間數故明家有レ之云々  
とあるから、東町長屋へ此頃出來し、同時に上田町分家數の増加を來したのである。

上田町へ來住する者は、たとへ借家逗留の者と雖も、本籍地庄屋の嚴重な身  
者、上田町へ來住

元引請の證文を、差出さなければ許可されなかつた、一例を擧げると

請合一札之事

信州伊那郡高遠領芦澤村

寺ハ禪宗ニテ吉祥寺旦那

石屋 文左衛門 廿八才

右當所石屋文左衛門其御地へ渡り細工ニ罷越、御支配之内田中清助長屋内ニ罷在、逗留中渡り細工仕

度と相願申候、右文左衛門慥成者ニ御座候間、御指置可レ被レ下候、尤御地ニ罷在候内、其表御作法急度相守可レ申候、萬一如何様成不埒六ヶ敷事仕出候共、少しも其御地御苦勞掛け申間敷候御請合申候、則寺證文相添申候通相違無ニ御座候仍而一札如件

延享元申子年七月

伊那郡高遠領芦澤村

名主 利 助

上田御城下

瀧澤助右衛門殿

在分への來住者ハ其村庄屋宛にした請合書を持參する。人間の事であるから、悉く皆然りとは行かなくも、本籍地の庄屋に、其表御作法急度相守可申萬一如何様成不埒六ヶ敷事仕出候共少しも御地御苦勞掛け申間敷、と引受けて貰つた以上、自分の非行は本籍地の庄屋に迷惑を及ぼす事を念頭に置いて、其言動を慎んだものだらうと思はれる。

又放蕩無賴所定めず轉々として流浪する如き者は、身元請合證文の持參も不可能と見られるので、來住者の爲めに町分の制度取締が、亂し壞はされるやうな憂は蓋し尠なかつたであらう。來住者は請合證文の外寺證文を持參する事ニなつて居た、此は切支丹宗の禁制が矢ヶ間敷かつた時代故、信教上怪しい者で無い事を。元住地の宗門寺から證明して貰つて來るのである。

町家の日除けを往來へ張り出すのは、四尺を限度としたが、兩側から日除を張出す時は、其爲めに往來通行人に迷惑を及ぼす故に、寶曆十四年には四尺の規定を嚴重に守らせると同時に、朝より晝迄は西側、晝より暮迄は東側として、兩側より張り出すことを禁制した。此日除は特別な多人數の通行の有る時分には、命じて其れを巻き上げて置かせた。

## 第八節 町勢、生活状態考察資料

町勢と生活状態との考察資料として、洗湯屋、菓子屋、料理屋に就て、其状況の一端を左に載せて置く。

### 洗湯屋出願

洗湯營業 寛永六年運上を納めて、錢湯營業しやうと原町から願出た者があつた。藩では其許否ニ就て、兩間屋の意見を徵した、之れに對し兩間屋は(一)若者共召使に至るまで錢湯に行くやうになれば、猥がましき風を生ずる恐があり(二)薪炭高値になり(三)多人數寄り集る故不慮の事件も發するの患あると返答したので、遂に不許可となつた。降て寛暦五年五月、善光寺權堂村の風呂屋が、上田町ニ於て風呂屋を開かんことを出願したが、「是迄當所ニ無ニ之相濟來候間無用に可レ致」と申渡された。其後天明三年に紺屋町ニ藥湯を開業したいと出願せしも許可されず、文政六年正月再び藥湯開業を願出る者があり、此時には(一)風儀を紊すやうな事は無いやうにする、(二)喧嘩口論等は起らぬやうにする、(三)紛失物等は無いやうに注意する。又汚れた湯水は用水に障るやうな、不衛生の事無きやう充分氣を附ける、といふ條件を堅く履行する旨の一札を出し、漸く許可された。此の如き有様で洗湯屋は無く、さりとて銘々の家に風呂場を設備する事も、容易で無かつたので、家中に於ても不都合をした事は、元祿十五年五月の問屋日記に、「御役人中様不レ残八右衛門方へ風呂入に御出被レ遊候事」とあるので察せられる。(八右衛門は此

薬湯條件付にて  
漸く許可

(あ)

### 菓子屋

天明の頃上田城下に菓子屋は三軒程あつたが、砂糖のみ商賣する家は無かつた。然るに文化年間に至つては、此等を商賣する家は甚だ多くなつた。(小縣郡年表)

料理茶屋ハ天保年間に至て、海野町に松翠、其次、吉野、梅本の四軒があつて、中々繁昌するやうになり、原町にも杉本といふ蕎麥屋料理屋兼帶のもの、出來せしも久しからずして廢業し、柳町に竹林舍

### 料理屋

町名改稱

鷹匠町

常田町

小袋町

茶屋町

といふ料理屋、原町上小路と海野町ニ近い所に、茶屋が各一軒あつた位のものであつた。  
町々の名は大概其舊に依て居るが、改められた所もある。鷹匠町は始めは鷹師町と稱しただらう事は  
寛文七年の日記ニ原町の長右衛門姫に鷹師町の興兵衛の娘の來た事を載せて居る。其鷹匠町は元祿五年  
三月一日常田町と改稱し、鷹匠町つゞきの餌指町は小袋町と改められた(原町問屋日記)

猶此他にも有るだらうが確な史料が無い。

茶屋町 柳町の北端・紺屋町との間に茶屋町と云ふがあつた。此町名の起りは、寶永の頃までは、此邊  
りに柳樹が多くあり、其柳の木の間に葭簀張の、休茶屋が出來て居たのに由るのである。此町の名は享  
和二年六月に、矢出澤川と蛭澤川との洪水の時、海禪寺前の橋に上流から流れて居た小屋が懸つたので、  
洪水溢流し茶屋町の北側は、床上迄浸水したとの事、問屋日記にも出でて居る。

### 第九節 家中屋敷

上田城下の市街は、町家は道筋に沿て居る所のみに多く、他は家中屋敷が廣い部分を占め、城内は勿  
論外曲輪そとごるわと稱した部分、即ち馬場町、大工町あたりから蛭澤川の南に及び、海野町南方一帯から、北既  
裏に至り、連歌町より西鎌原西脇邊に至るまで及んで居た。享保二年來田の巡見使の「城外は皆町家か」、  
との間に對して案内町役人が「町分ハ道筋ばかり其間は大概家中屋敷」と答へ、巡見使は其廣く大きい  
のに驚いた程であつたと云ふ。(挿入繪圖(2)参照)

猶此家中屋敷が著しく増加したのは、文久年間江戸定府の藩士等が、在所上田に歸住することになつ  
た時である。文久三年に愈々江戸定府の藩士が、上田に歸住することに決定したが、屋敷長屋等の普請  
が間に合はぬ故、町在の明屋敷、長屋、物置、寺院等迄見分して、相當の借宅料を出して一時間に合は  
すこととした(御用向留)、此年三月藩では兩間屋在分割番仕送の者を集めて、家老岡部九郎兵衛が調達

金を申付けた時、読み聞かせた理由書の中に、「是迄定府被仰付置候面々未々迄、過半上田住居被仰付、早々引越無レ之てハ不ニ相成ニ付、無レ據此度家敷御長屋等夫々新規御取建被仰付、追々取調有レ之候處、多分の軒數云々」とある、此等の所から考察すると、此時には急に家中家敷の家敷が、増加したことが判明する。此時九月十四日常田村の内、名所戸井尻で宗吽寺持の土地、二斗四升時高二貫三百五十七文の地を献地させ、此所に屋敷を建てた、金山町が其である。其他西脇、鎌原、木町あたりにも多くの新建侍屋敷が出来た。

仙石時代の家中  
町の名  
元祿頃の地圖に據ると、木町、連歌町、七軒町、丸堀、葭原、鎌原、西脇、新參町、片平町、厩裏、常田町、裏常田町、鷹匠町、八軒町、馬場町、大工町、袋町等の、所謂家中屋敷の町形家並は、既に出来て居る。

新馬場  
眞田時代より既に馬場あには、此處に馬場が有つたのを、其馬場を鎌町の北金昌寺の東に新設して、之を新馬場と云ひ、先の馬場跡には馬場町が出来たのである。

鎌町の名は仙石氏の時に見えて居るが、眞田氏時代より有つたが何うかは判らない。けれども、之もやはり所謂家中屋敷に屬するものであらう。

此外に足輕町と云ふがあつた、仙石政俊の時慶安二年に常田村の内、高三貫九百六十七文反別五反九畝二十四歩を分けて、枝郷新町を立てゝ足輕町とした。此足輕町は、北側は大宮社の東小路より踏入境迄、南側は少し西の舊番所より、東は踏入村境までの間であつた。元祿三年には、明屋敷となり新明屋敷と稱し、拂下げて高八右六升五合四勺稅糧二十一俵四升五合の耕地と成つた。

獄舎の位置　牢屋の位置は、仙石氏當時より松平氏の時代を通じて變更は無い。大手北堀の北端原町の西に當る所があつた。原町より獄舎に通ずる路は、牢屋小路と稱し、原町上、下の境に其入口があつた。

新小路

新小路 舎掛史料に、房山村明屋敷東西二十一間南北三間年貢四升八合三勺の所を、原町新兵衛より買ひ受けて他家大門としたが、御用地の時は何時にも、差上げる旨の證文を康樂寺より、御代官に差出したので、此趣を御知らせするとして、房山村庄屋忠助及組頭二人に宛て、元祿十六年未十月二十日一札を差出した。此一札の前に「一、康樂寺大門新小路、明き申、事原町新兵衛持分の畠三(?)間買調へ、漸くの事にて明き申候」と記してある。之に據ると新小路の明いたのは、元祿十六年で領主仙石政明の時である。此は町分に屬するも仙石時代出來せるを以て、序に記したのである。

瓦燒 仙石時代上田城修築當時、入用の瓦を焼いた御作事支配の瓦燒は、新馬場の東方に當たる所に在った。元祿頃の地圖に據れば、現在の溫電北東線川原柳驛邊にあつて居る。此瓦燒のあつた所に、出来た在分の町を、今は川原柳の字を當つるに至り、歴史ある瓦燒が、年所を経るに隨ひ何時しか世人に、忘れ去らるるに至らんとするは遺憾な事である。

會所 藩役人と庶民とが會合して、施政上の打合相談、申渡など爲た會所は、仙石氏の頃には御中屋敷の前に在つた。松平氏の時には、天明年間之を屋形内に設け勘定所と稱した。元祿地圖  
問屋日記

御作事

松平氏の頃には、藩の土木工事を司る御作事は、仙石氏當時の御中屋敷を以て、之れに宛てた。今の上田小學校本校は、其跡に建てられたのである。

御茶屋

藩公居住の御屋敷又御屋形の西には、仙石氏の頃には御藏屋敷があり、松平氏の頃には此所に藩公閑遊の御茶屋を設け、維新後まで其名残を存ぜしが、今は上田中學校運動場となり、昔日の面影は更に無くなつた。仙石氏の頃、藩公の御茶屋と稱し、外來の客を接待した所は、海野町に在つて眞田氏當時より有つたもので、此茶屋の世話をしたのは、海野町の柳澤氏であつた。けれども其所在地は、今明確に判明しない。

番所木戸

東は常田口西は紺屋町口に在つた。木戸は諸所にあり、特に町分より家中屋敷に通ずる所には、皆設けられてあつた。之れは所謂御城内の非常時警戒の爲めであつたのである。今此番所、木戸に就て二、三記して見る。

## 常田口及紺屋町口番所

常田口及紺屋町口の番所 寛永三年十一月十七日、常田口と紺屋町口との兩所に番所を設け、馬方其外口取り無しで、乗り通ることを禁じた。依て藩は此趣を兩間屋をして諸方に通告せしめた。兩間屋は相談の上、小諸、禰津、矢澤へは海野町問屋から、坂木、松代へは原町問屋より通知した。其時の通知状は

態飛脚を以て啓上候、時分柄寒氣甚しく御座候處愈御無事御勤可レ被レ成珍重奉レ存候、此元相替る儀無ニ御座ニ候、然ば當地城下兩處に町番所出來候に付、往來の馬方其外口取無ニ之馬に乗り候もの、東西番所より内は馬よりおろし申候、尤新規之番所に御座候間、各様迄御斷申置様にと、役人中より被レ申候に付如レ斯に御座候。向後兩番所前乗り通り候者有レ之候はゞ相咎おろし申候間、左様御心得可レ被レ下候

十二月十七日

關 太郎 兵衛  
瀧澤 助右衛門

## 連歌木戸

連歌町木戸 原町から連歌町に入る所には木戸があつた。此木戸は仙石氏領主の頃には、平常時には晝夜明け放しであつた、然るに松平氏入部後、此木戸も〆切ることにした、原町の商人達は、交通上にも商賣上にも、非常に不便を感じたので、寛永四年松平氏入部の翌年正月、當時には此木戸を明けて置かれたいと願出たが、聞届けられなかつた。依て正徳三年六月再願に及び、漸く聞届けられたが、間もなく又〆切と成つた。依て享保五年四月三度木戸明け放しを歎願して始めて聞届けられた、其時の願書は

奉願上口上書

一連歌町口木戸御所替以後メ切になされ候故、連歌町口近所原町之者共商事無ニ御座迷惑仕候に付、其旨奉レ願木戸御明被レ遊被レ下難レ有奉レ存候處、四年以前又々木戸メ切に被レ仰付候故、連歌町近所原町にて商事無ニ御座、渡世仕候家屋敷賣買等も前々より下直に相成、其上木戸御明け不レ被レ下候故、場處は悪しき様に罷成賣家御座候ても望み申者無ニ御座、外へ借宅仕罷在商賣仕度者も御座候へども、罷出候跡を借居に仕度奉レ存候ても、借申者無ニ御座難儀及ニ困究申候、御慈悲御救にて御座候間被レ爲ニ聞思召分、連歌町御木戸御明け被レ下候はゞ、難レ有可レ奉レ存候旨、町内より私共迄度々奉レ願候間被レ爲ニ仰付、被レ下候はゞ難レ有可レ奉レ存候 以上

子四月十一日

御奉行様

原町問屋年寄

と云ふであつた。此願出に對し翌十二日町奉行より、今日より連歌町の木戸を明ける旨申渡した。

車坂木戸 車坂上にも木戸があり、仙石氏頃より晝間は明け放しで、町分より城下田畠に耕作に出る者は、車坂を通て行つたのであるが、松平氏領主となつてからメ切て出入を許さなかつた。町方の者は非常に迷惑を感じ、止むを得ず權現坂の道を廻つて、城下田地に出懸けたが、道が遠く成つたので以前の如く耕作手入れも不可能になり、作物の出來も成績が悪くなり、所持の田畠を賣拂ふ者も出るに至つたから、此事狀を陳べて、前々通り車坂出入の許可を歎願し、元文元年十月に至り、此木戸通行の門札を與へ之れに依て出入せしむる事と成つた。此は領主が替れば、種々の方面に取扱方が變る一例として、記載したのである。

時の鐘

公衆に時刻を知らせる事は必要である、故に所々或は太鼓を打ち又は鐘を撞いて知らせた。上田町では鐘を用ゐたのであるが、何時始つたかは正確に判明しない。延寶五年の兩間屋日記に、海野町、原町

## 鐘撞料

兩町鐘撞料の分擔の額が載つて居り、其以前には此事が見え無い所から考へると、此時に創つたものかと思はれる。



時 の 鐘

時刻報知の設備が出來たのは、町勢の一進歩と見て差支無からう。此鐘撞料は延寶五年には上田元町なる海野町原町各八貫五百八十文宛で、鍛冶町、紺屋町は家數に應じ、元町よりは五割引にして取集め、元町は家數の多少に拘らず、二ツ割にするを永制とした。上田町分のみではなく、町續きの在分、房山、山口、鎌原、西脇、新町、等も分擔したのである。寶永三年差出帳に、房山山口三貫七百六十一文、鎌原村七百十三文などと載て居て、町分のみでなく城下町續きの、諸村も分擔して居る。而して鐘撞人が怠つて撞損する時は譴責される、其例は寶永四年七月七夕の朝、撞間違へて、呼出され遠慮申付けられた者があつた。寶永七年に至つて此鐘撞料は免除と成了た。

鐘は、元祿十五年に新に江戸で鑄造され、其年の十一月三日に上田に運び來り、四日鐘樓に釣り上げられて、先の古鐘と取替つた。此新鐘は十一月の五日未之刻——より撞初め、日記、大正年中サイン報時となるまで、長い間上田町及附近の人々に、時刻を知らせる大切な役目を、勤めたのである。鐘樓の位置は、丸堀邊に在つたこともあり、屋形内に移されたり、大手門の内に移されたが、昭和九年に舊城址二の丸の土居の上に移されて丁ひ、大きな功勞者も市の人々から、有りし昔を忘れられんとして居る。

### 第十三節 杉並木

上田城下町東西  
入口の杉並木

往還並木の起原  
式の規定

上田城下町の壯美觀を添へた者に東西入口の杉並木がある。道路の傍側に樹を植えて、旅行者休息の便を圖つたことは、既に早く奈良時代、僧侶の爲した公益事業の一つであつたが、延喜式の雜式に「凡諸國驛路の邊に菓樹を植え、往還の人をして休息に便ならしめ、若井泉無き處は便を量て井を掘らしむ」とあり國の一の規定となつた。式には菓樹と規定されてあるが、後には松、杉、榎なども植えられるやうになつた。此は氣候風土地質等の相違に依て、自然異なる様になるのは當然の事である。

松並木と杉並木

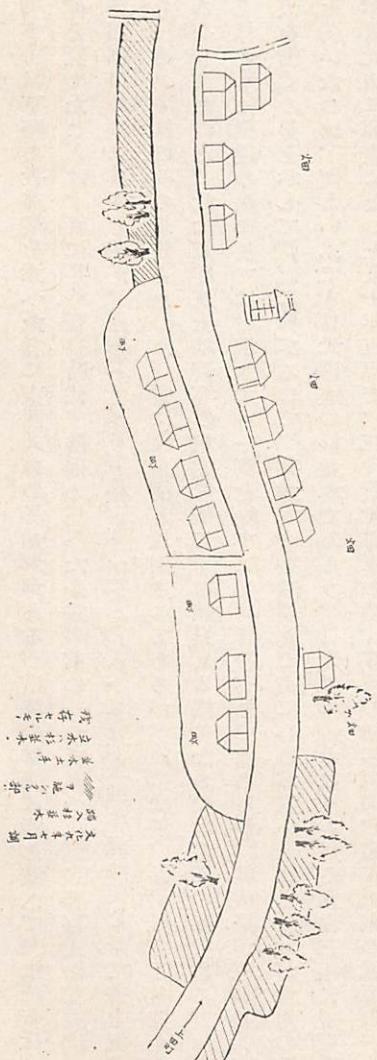
日光の杉並木

杉並木は雅趣の點に於ては、松並木ニ一籌を輸ることは認むべきではあるが、其成長が速かで、高く天を衝くの勢を示して眞直に伸びるので、其並木は整然端麗で寔に心持が宜い。此杉並木が世人の注意を引いたのは、何といふても日光街道の杉並木であらう、日光の杉並木は誰も知る元和三年に、東照宮が日光山に鎮座になつた後十年程経て、三代家光將軍の時代寛永の初年頃に、家康以來の近臣の一人であつた大河内正綱が、日光山内及街道の兩側に杉の樹を植栽して、東照宮に寄進せんことを思ひ立ち、爾後二十有餘年の長い歲月を費して、丹誠を凝らして出來たもので、此杉並木は承應元年に林道春の子春勝が、酒井忠勝日光社參に隨伴せし時其見事なるに感じて、萬杉挾路舞仙風、滿目青々數里中と激賞した程で、一度日光廟に參詣して、此杉並木の中を通つた者は、春勝と同一感に打たれたと思ふ。

上田城下町の東西入口即ち踏入村と秋和村とにも、杉の並木があつて上田城下町の壯觀を添へて居た。此杉並木は眞田昌幸上田築城後、城下町割をして其東西兩端に、杉樹を植えたるに始まるとの説あるも、上田城下町の町割大體大筋の所は成つたとしても、杉並木を植えるといふまで進んだか何うかは疑無き能はずであり、且上田城下町の整理發達したのは、仙石氏入部上田城再築後であるやうに思はれるから、此杉並木は仙石氏在城時代に、日光廟に參拜仙石政俊ハ承應二年し親しく其れを目撃し、又其中日光廟に參詣した

を通つて森嚴の氣に感じ、歸來、城下町入口往還の兩側に、杉並木を造て、一は城下町の壯觀とし、一は城下町に入らんとする人々に、やがて城下に入るといふ引締つた氣分を、起さしむる爲めにしたのが始りではあるまいか。

東方踏入村には、小字隅田中村の東方入口長二十八間の兩側ニ、杉並木の土手敷四尺から八尺位のものがあり、部落に入つて隅田方面に、長三十四間の並木土手敷があつた、寶永三年差出帳ニヘ、杉並木五十本あり、文化九年七月改には、杉樹十本に減じた。此杉並木は藩ニ於て、後世まで注意して保存永續を圖つた、文久二年十二月踏入村の杉並木本地普請並ニ杉植込みに手傳をし、奇特であるとて上塙尻村塙田邦平ヘ、賞として庄屋格を申付けられ且城外帶刀を差免され、踏入村の紋吉、牧太郎の三名は苗字を、手塙村市兵衛は苗字を稱し上下着用を、東田澤村の彌五郎ヘ上下着用を差免された事があり、翌年



「去年踏入の杉並木を植えたり、土手など普請したのに、寃ニ心ない者共が悪戯して、折角植え込んだ

並木の杉樹を、伐つて枯らすことをした。故に常田村の人々ハ、又々杉の木を細かに植え付けて、悪戯する者が容易に入り得られぬやう、太い栗丸太で嚴重ニ柵を設けて、此を保護した」と藩の作事奉行に報告して居る。此等の點から見ると、並木には充分保護を加へ、永續するやうに盡力したことがよく判知る。九年杉並木土手敷改繪圖

昨年中當村並木鋪地御普請並木植馬除等仕候得共、何者歟杉切拂並枯木等相成候ニ付、當節細ニ植込栗丸太末口六寸長八尺の杭木ニ、唐松貫三通指込以後猥ニ惡敷者入間敷様念入いたし、杉並木ニ相成候様、出精普請仕度奉レ存候ニ付、乍レ恐此段以ニ口上書一奉ニ申上ニ候以上

文久三年二月

踏入村組頭 松村又兵衛  
同 丸山治作  
庄屋添役 平尾龜助  
庄屋 平尾忠助

御作事御役人中様

(秋和殘存杉並木寫眞)

西の入口秋和村の杉並木は、踏入村の方よりは長い間に樹數も多くあつた。街道の北側約一町部落を抜けて上鹽尻村境まで、凡三百二十一間餘の兩側に並木があり、寶永三年差出帳に據れば、其年には樹數二百六十七本なりしが、享保廿年調の時には百十本に減じ、文化九年五月杉並木土手敷改の時には、樹數三十六本伐削九本存するのみとなり、明治年間には二十八本に減じ、之れも悉く伐り拂はれて了つた。寶永差出帳、小縣

### 秋和の杉並木

郡年表、文化  
九年改繪圖

現今にては上ノ杉原に杉並木二本を残し、枯木一本を存するのみとなつた。生存の一本も將に伐倒されんとして、鋸を入れられたが、中止する人があつて僅に生き残つたのである。今は縣指定の保存紀念木と成て居る。

寫眞一方の杉樹の下部横線は鋸の切口である。

座頭我儘の風

第一十一章 風俗

第一節 座頭我儘の風

仙石氏領主の頃には、藩公に佛事法要などの事があると此を聞き傳へて、諸方から座頭が集つて来る。其時には藩公から、其座頭共ニ施を爲た。寛文九年の仙石家法事の時には、座頭共の集まるもの百三十九人の多きに上り、之れに錢二十二貫文施與したが、其中八人は諫訪の者、九人は河中島の者であつた。此二組へは錢二貫文與へた所、是許りの少額と不足を唱へて押し返して貰はなかつた。其所で座頭宿の留右衛門が取持て、漸く受け取らしたといふ事があつた。又元祿十二年六月光陽院仙石政明の實の祖母片木氏の法事の際は、十三日法要の前日十二日ニ、諸方から座頭が入り込んで來た處、此度は扶持方は與へないと極つたことを申聞かせた所、座頭共は、然ばば是非共一泊させて、貰はなければならぬと強請して止まなかつた。依て止むを得ず、海野町の問屋に泊らることにした事などもあつて、此座頭は中々我儘厄介なものであつた。

配當屋

紛議事件  
座頭と肝煎との

此座頭ニ就て、寛政八年に厄介な事件が起り、眞田家から出した丙辰(元和二年)の年の證文、即ち肝煎免二貫文宛行の證文まで持ち出して、海野町の問屋年寄の連名で、藩に書狀を提出するに至つた。此頃は祝儀不祝儀(不幸)等の事あれば、其者は配當祝儀、又は配分施物を座頭共に遣はすのが常例となつて居り、其等の祝儀、施物は當時の座頭に配當された。房山村に其配當會所即ち配當家があつた。此寛政八年十二月横町願行寺長屋居住の、肝煎役市藏といふ者が、婚禮したので、例の如く配當祝儀を遣さうと同町に居た座頭文碩都に、其取次世話を依頼した所が、其配當祝儀は、受納せぬとの事故、其理由を聞糺した所、文碩都の言分は、肝煎は普通以下の職業なる故、受納し兼ねる。若し肝煎役を退いての上ならば受納する。曾て先年一旦受取つて置いた配當祝儀も、一時預つて置いただけだのであるから只今返却すると云ふた。市藏は、若し配當が受納されないやうでは、娘つた女房も居つくか何うかと心配し、様々手を盡したが、重ねて無法の要求もあり、遂に肝煎退役まで考へるやうになつた。今後肝煎を勤める者に差支を來たすので、問屋年寄も容易ならぬ事と思ひ、眞田家證文まで持ち出して、肝煎の件に就て書付を差出することになつたのである。此事は當時の風俗の一端を知り得られると同時に、肝煎役が如何なるものなるかも判知り、又一つは其起り始は、慶事ありし時は其慶を共にせんとし、不幸あれば死者の追善施行として施物を贈り、盲目不自由の座頭にめぐむ。一方惠を施された座頭達は、其施慈ニ感謝して、拜受したものと思はれる。然るに其祝儀施物が、年を経れば其原を忘却し、祝儀施物の贈られるのを當然とするに至り、果ては前記のやうな、我儘も云ふやうになる。此事は獨り座頭の配當祝儀配當施物のみで無く、世間に其由て來るところを忘れ、何時しか座頭の此行爲に類する考を持つものも勘はくないと思ふので此處に載せたのである。(海野町問屋日記)

文久三年三月四日町、郡兩奉行への達

房山村 配當會所

近來座頭共取締  
り宜しからず

近來座頭共取締向不レ宜、法令相崩猥りに相成候趣相聞、不東之至ニ候。依レ之以來先規往來之通、座法嚴重ニ相改規則立候様可レ致候。

### 兩奉行に

を見ても、座頭風儀の不良が、改らなかつた事を察する事が出来る。

## 第二節 伊勢参りの風

伊勢参り惣代

寛文の頃には、伊勢参宮に惣代を遣はす事が行はれた。其時には町中から催合錢を出したのである。此催合錢とは有志金といふ程の意味のものである。寛文十一年に参宮惣代横町六兵衛が出立の時に、原町分なる原町田町柳町から、催合錢三貫九百九十一文出した事が、當時の日記に載つて居る。寶永二年の正月から八月ニ至るまでの間に

本参

拔參

一、十五人

三十三人

海野町

一、五人

十四人

横町

一、五人

七人

鍛冶町

一、二十七人

三十八人

原町

一、八人

三人

紺屋町

メ五十四人

メ九十五人

といふ多人數であつた。此拔參は此後も絶えずあつたもので、安永二年には原町柳町のみで十七人もあつた。

然し此伊勢参宮の風は中々盛で、惣代の外己人で参詣に出掛ける者も多かつた。

## 御蔭參流行

女子の御蔭參り  
を制止す

文化文政の頃には、御蔭參が一般に流行した。此御蔭參は又拔參とも云ひ、父兄にも告げないで、家を抜け出て伊勢參宮をする。そして途中は沿道の人々の御恵み御蔭で、參詣するから御蔭參と稱したと云ふ。此風が此時代に、我上田地方にも盛になり、女子までも出懸ける様に成り、道中も不安であつたので、文政十二年には藩より町手代をして、女子の御蔭參は爲ないやう、父兄に向て、注意せしめた程であつた。

此頃子供達迄、御蔭參の眞似するやうに成り、生塙村の子供等御蔭參りと稱し、多人數郡内縦位を着て、筵包を背負ひ、檜杓を持ち、米三俵釣台に載せ、幟を立て、打ち揃つて横町の伊勢宮に參詣した事があつた。

## 第三節 雨乞

神佛の力に頼る

風雨時を得ないとか、惡疫流行し、之れに罹つて倒れる者が多いとかいふ時には、自分以上に偉大な力を有つて居る、と信ずる神佛の御力に頼り縋つて、其厄難を免れやうとするのは人情で、此のやうな時には、神佛に祈願を籠めて、其御救を求めるのは、何時何處でも同じ事である。今此事に就て我上田の様子を述べて見る。

雨乞の仕方

禱雨の事由來久

雨を禱ることは、支那では殷王成湯は桑林の野に、雨を禱つたと史に見えて居るから、我國でも此事は、昔から行はれただらうことは想像される。今此處には、記録に確かに残つて居るものに就て、上田の様子を記して見る、若し注意して其場所や、人や、方法の變遷を見るならば、此地方の上下一體の信仰と云ふものが、いかやうに動いたかを察する資とすることが出来る。

戸隠や諫訪の御水を頂戴して來て、雨乞をすることは、信州では何處にも行はれたことであるが、上

御水頂戴

田では正徳元年七月旱魃に苦んだ時、惣町相談の上、諏訪社御玉會天龍の水を頂戴に人を遣つて、其御水を常田の大宮社に奉納して、二夜三日雨乞の祈願をした。此時には少量であつたが降雨を見た。

## 雨乞と水鉢水石

下之郷明神と眞田の神社勧請祈願

## 雨止みの祈禱

此年旱魃の時、大星神社、大輪寺兩所で雨乞の祈禱をしたが、町の人々は雨乞の事だからとて、大星社へ、水鉢と水石とを二度に奉獻した。雨の無い時は、雨降りの祈禱をするが、反対に霖雨に苦しむ時にも祈禱をした。其は雨やみの祈請である、此雨やみ大祈願のあつたのは、享保の初であつた。

## 雨乞通夜

寶曆十三年六月の旱魃の時には、惣町で鍛冶町、本陽寺に於て雨乞をすることにした。此時には惣町から、家毎ニ一人ヅヽ出懸けて通夜をして祈願する方法を探つた。又此年八月の日照には、大星神社境内

## 百萬遍雨乞

雨乞に燈籠を出す

が甚しく雜草生ひ繁つて、神域不潔なりしかば、御庭掃除を奉仕に願を懸けて雨乞をした事もある。此時紺屋町にては、百萬遍をして雨乞をした。海野町にては海野から神官松尾豊後を請じて、雨乞祈禱を

したが、此時横町から海野町迄、軒毎に燈籠を點じて雨乞した。燈籠を出すとか、燈籠の行列などは、此頃嚴重の禁制であつたのが、前述のやうな事から追々取締りも寛になつた。戸隠、諏訪の御水頂戴の事は前に述べた所であるが、神水靈驗ありとの評判が高かつたのは、眞田白山社の御水汲みである。寶曆十三年五月廿三日より六月廿六日迄、日照り續きで、藩よりは、至る所に雨乞を命じ、且雨乞に就き

## 御神水驗あり

四阿山御裏の水

心付いた事は、申出づべしと達する程であつた。此時眞田白山寺奥の院の、御池の神水を汲みに出懸けた者が、禰宜押森備後と同道で山に登り、其處に三泊して御池を見出し、其水を汲み取つて下山し、其を會所へ差上げた。其廿七日より廿八日の兩日降雨があり、烟草、大根其他の作物に、充分な潤<sup>しづめり</sup>を與へたことがあつた。此年は八月ニ入つて又旱魃、此時に瓦焼の山伏龍法院、踏入山伏玄龍の兩名、四阿山の御裏へ御水汲みに登り、其御水を持ち還り其を神前に供へて祈念を凝らし、夜中山口より房山の畠々を其御水を持つて馳せ廻つた所、其驗があらはれて降雨を見た。其處で其御水は、眞田村の御師の所に御返した、此時房山山口村の獅子を出し、眞田白山權現の神前で、本式に據り舞ひ躍つて神恩を謝した。

山伏祈願

山伏祈禱の大掛りに行はれたのは、此後の寛政文化の頃であつた。寛政二年六月の日照りの時には、藩より領内組々の山伏に、六月五日より二夜三日の雨乞祈禱を申付けた。今各組の祈禱所を示せば左の如くである。

|     |          |      |         |
|-----|----------|------|---------|
| 塩田組 | 下之郷龍泉寺宅  | 洗馬組  | 中原村諏訪明神 |
| 浦野組 | 田澤村若宮坊宅  | 鹽尻組  | 袖の權現    |
| 小泉組 | 上田原村觀音寺宅 | 國分寺組 | 四阿山中院   |
| 田中組 | 下深井村千曲川岸 |      |         |

文化二年には八月十四日より十七日迄、左の場所ニ於て各組山伏の雨乞を命じた。

|            |               |
|------------|---------------|
| 田中村大日の森ニ於て | 田中組一角院        |
| 中原村諏訪明神ニ於て | 洗馬組法性寺<br>和合院 |
| 各道場に於て     | 國分寺組三樂院       |
| 同斷         | 鹽尻組常樂院        |

同斷

鹽田組清室院  
浦野組若宮坊

同斷

小泉組長泉院

然るに文政頃に至ると、領分内の高山の頂上で雨乞をさせた。其時には篝火を焼いて、祈願することが多くなつた。

文政二年には、西太郎山、奈良尾の富士、烏帽子嶽、冠者嶽の四嶽で行つた。同十年には右嶽々ニ於て、三夜の千駄燒雨乞を命じ、後又冠者嶽、奈良尾富士の兩所に於て、千駄燒雨乞を命じた。此時は川西地方の旱魃特に甚しかつたから、此二山で行つただらう。

嘉永六年旱魃の時、藩より雨乞祈願を命じた所は、以前と其趣が變つて、左の十社を指定して雨を禱らせた。

原町問屋日記

|       |        |        |     |       |      |
|-------|--------|--------|-----|-------|------|
| 大宮大明神 | 武石村    | 子檀嶺神社  | 武石村 | 大宮大明神 | 常田村  |
| 八幡大明神 | 山口村紺屋町 | 生島足島神社 | 下ノ郷 | 大宮大明神 | 西前山村 |
| 水澤大權現 | 上室賀村   | 諏訪大明神  | 中 村 | 諏訪大明神 | 稻荷山村 |

上諏訪大明神 今里村

子、檀、嶺、神、社、は此頃は、藩に於ては武石村と定みた事が判知る。

#### 第四節 水祝石打の風

石 打

石打は石の祝とも云ひ、「祝言の夜の石打は、打ち固めるとして目出たけれども」など書き記したものがあるから、何處にも此事が行はれたものと思はれる。石の祝は婚禮のあつた家に、礫を投げ込む悪戯であるが、打ち固めるとして、祝意を表することとなつて居た。水祝は水浴あびせとも云ひ、滑稽雜談ニ、「去年新

石打、水祝

水 祝

に娶りし男に年首若水の祝とて水を浴せるをいふ、「とありて誠に有りがた迷惑の事であつた。草茅危言町方婚禮の條に、「婚禮に石打水祝など悪少年の狼藉は、制禁の事なれども、今に遺風絶えず。」とあれば諸方に行はれ、禁制も容易に行はれなかつた事と思はれる。河原綱徳氏の著書に據れば、松代では「君公眞田幸道、婚禮の翌年延寶二年の正月一日、登城御歸りの砌、料理の間を通りし時、其所に居つた臣下の者が、水の御祝をした」と云ふことがある。

上田の石打水打  
の禁制

上田藩に於ては、寛文十一年十二月七日に

一、娶入之節子供下々ニよらず、雜言、石打申事、無用ニ可レ仕事

貞享二年十二月二十日に

一、笄共に、水祝之事無用ニ被仰付候事

寶曆三年二月十三日に

一、水あひ之儀正月二日限ニ候處、毎々御停止ニ候得共、未ニ相止、其上二三月迄も外より笄來り候へば、打寄打あひ候由、向後堅く相止め可レ申候

と云ふやうに、同じ禁止の觸れが、仙石・松平二氏の時代を通じて、殆んど毎年の如く、歳末には出されて居る。

藩の度重なる禁止注意に依り、安永の頃に至ては、頗る其弊風が悛つた如くであつたが、末端々の方では、依然其風が止まなかつた。依て藩は安永六年十二月、此水祝は互に目出度と祝ひ合ふ筈の事であるのに、祝はれた者が迷惑難儀するに至ては、全く其意義を失ふものである旨を諭し、次の如く禁令を

出して居る。

水祝は祝はれし  
者迷惑難儀する

正月水祝の事も大方相用候へども端々にては未守らざる者有レ之様に相聞候是は相互に祝ひ候事を難儀に及び候様にいたし候事は全く志の違ひ候者の致すことにて候右之所業及レ承次第急度咎可ニ申付一

候間右之趣急度相守後悔不致候様心掛可申候

西十二月

然るに文化文政の頃には、此風又盛に流行するに至つたので、上田町内各申合はせて、此禁制を犯す者に制裁を加へて弊風一掃を圖つた。其一例としては

文政の初年鍛冶町ニ於て、水祝などの悪風を根絶しやうとて、右不行跡の者には互に異見を加へ、其改悛を期することを若者連が申合せた。

然るに文政二年正月、若者寄合の席で或者が心得違をしたので、其者は公用若くは據ない用事は格別平生入魂の附合はしないと申渡され、宗吽寺、願行寺、月窓寺、日輪寺が町中の怒りを貰ひ受けて、漸く内済にした事もあつた。けれども文政九年十二月に藩より

婚禮等の節、石打等致候者有レ之趣、中には幼年の者の仕業とも不ニ相聞儀も有レ之、別して不埒之至ニ候、并若年不行狀之者も有レ之趣、畢竟親々主人共より申付方不レ行届故之儀ニ候、自今忍び廻りの者差出、右類の者於レ有レ之は、名前聞糺申出候筈ニ候、吟味之上當人は勿論其親々主人主人に至る迄も、急度咎可ニ申付ニ候條、以後親々主人共より無ニ等閑ニ精々心得違之者無レ之様可ニ申付ニ候

と觸れ達した所から察すると、此弊風は舊の儘であつたのみならず、遂には戸障子を破壊する亂暴な振舞を爲すに至つたので、天保八年七月には

石打亂暴戸障子  
を破損するに至  
る

婚禮養子等之節戸を損し候儀有レ之、石打等の儀ハ兼々御停止ニ候處、右様の儀有レ之候てハ、不レ宜候間以後婚禮養子等の節、組合は勿論近所の者申談候て制し候歟、或ハ番いたし候て、戸挿損じ候儀決して無レ之様可ニ致候

と申波した。是を以て見るも、此惡風習は禁絶すること六ヶ歎、初めは幼年子供等の仕業であつたのが、後には不良青年まで之れに加つて、悪戯するやうに成つたのである。

## 第五節 元祿風

小縣郡年表に「元祿十四年上田侯其住居大書院に於て躍狂言を興行す」とあり。又仙石家譜に據れば此元祿の頃、藩主政明は家臣等の宅に、臨遊することが繁かつた。此等は皆江戸將軍綱吉の風を、眞似たものと思はれる。又「此頃兩町間屋並富商等始て登殿年賀するを許され、花奢を事とし伽羅油、文七元結の飾りも亦崩せり。又下之郷横關氏は町屋村の山寺氏に女を嫁する近郷無類なるべしとて、刀脇差を引出物とし、伊勢山村の鈴木氏は、上原村の木島氏を娶るとて、馬十八疋を飾りて迎へしと云ふ。所謂上有好者下有甚焉なるべし」とあるは、元祿江戸驕奢の風が及んだ結果であらう。

五代綱吉將軍の代生類憐みのことが厲行された時、武州の某々村に病馬を捨てた者があり、其は甚不届の事故、死罪に行ふべきであるが、此度だけは生命を助け、遠島申付けた。此事を御料は代官、私領は地頭より、支配人民によく申聞かせ置くべしと嚴達し、同時に鳥類、畜類、人など疵ついた場合には届出づべきこと、飼主の無き犬に食を與へないのは、不届であるなどの條々が、觸れ渡された事があつた。此當時の問屋日記中に、山川に於て目立つ殺生は相成らぬとか、御精進日に殺生道具を持ち歩るく事は相成らぬとか、犬殺しは相成らぬとか、藩役所からの禁令が書き載せられてあり。又次の如き一札のあるのも、此爲めであつた。

### 一札之事

一原町留右衛門所持仕候黒毛十才之馬、今廿日より相煩申に付、馬醫田町之仁兵衛を頼み、色々養生仕候て少しは快氣仕候處、俄に指つまり今朝死し申候。右之馬病死に紛れ無御座候爲後日二如レ件

元祿六酉八月廿四日

原町問屋 助右衛門

馬主留右衛門  
馬醫仁兵衛

渡部善太夫殿  
岡木武右衛門殿

### 第六節 曲馬、勧進角力、來る付迎火のかんば。

どんど燒

藩主の曲馬乗見

物の者にも觀覽を許した。曲馬一行は、乗手二人の外子供一名従者一名すべて四人で、朝の四ツ半時開演、先づ初めに藩御廄から牽き出した栗毛馬で、くわんぬき通しと云ふ乗藝で、見物人一同を驚かし、其より續いて弓腰馬、居合腰馬、曲馬横添かけ、曲馬下り藤かけ、兩人兩馬仕合太刀打、同鎌、長刀腰馬、人馬飛曲乗、雪折れ竹かけ、入馬三階乗、敵忍かけ、口洗かけ、兩人兩馬步行立、小具足さけ刀之勝身、曲馬ちらし抜かけ等の曲藝を演じ、午後七ツ時過に演了した。此日問屋、年寄、在分庄屋、大庄屋、割番等は、延縁取御免で觀覽を許され、町人は見物御免で、見物所望の者千三百人程で、皆非常に喜で觀覽した。此時の曲馬師は、江戸淺草門前の加藤幸内、倉澤幸八と云ふ者で、怪我も仕損じも無く首尾能く演じ了つたとて、古金壹兩二分元字金三分の目錄が下賜された。御四代様御事蹟

問屋日記

元文の同じ年九月、江戸大相模大關武藏川、關脇櫻川、小結風山、前頭日之出山、の一行が、上州より越後地方へ巡業興行に出懸ける事があつた。此時當田村の田吉兵衛が世話人、原町金右衛門が元締となり、此一行の大相撲を上田で興行し、其場所は原町妙光寺の境内、時日は九月廿八日より十月四日まで、晴天七日間と相談が極まり、此興行許可を出願して聞届けられ、無レ滯千秋樂となり。翌十月五

國分寺勸進角力

日は鷹匠町矢場に、四本柱の相撲場を設け、此一行の大相撲を藩公が觀覽した。

此後元文五年七月、上田木町半五郎が出願許可を得て、八月一日より七日迄七日間、江戸大相撲を呼んで、國分寺八日堂で勸進角力を興行した。

七月十三日の夕方、門前で亡き人の靈を迎へるため、迎火にかんば白樺の皮を焚く事が、昔から行はれたが、寶永六年之れを禁ぜられ、七年には家の表で焚くことも、又寺參の際に、墓所でかんばを焚くことも法度となり、漸次其風が跡を絶つに至つた。

どんと焼の始り  
どんと焼 町中の正月七五三節は、蛭澤川へ捨て流したのであるが、元文五年正月に、時の町奉行村上、左兵衛の議を用ひ、染屋野に於て、集めて焼き棄てる事に申付けた。焼く時には煙が立つので、之を以前以て目付徒士目付双方に届出てさせた。以後此方法に依て焼きされ、之をどんと焼と云ふた。

## 第七節 博奕の制禁難、取退無盡、六會無盡

博奕

博奕は徳川幕府是を以て、諸悪の源なりとして嚴禁せしが、地方に於ても其方針に従ひ、之を嚴重に制禁した。仙石氏當時の、博奕處罰の一例を擧げて見ると、元祿十年閏二月十六日、田町の博奕を爲た伊兵衛、傳六及博奕宿を爲た與五左衛門、又助の四人は、領分内追放の刑に處せられ、此日足輕四人に追立てられ、町奉行の付人二人、五人組の者附添で、領分境加澤まで差送られ、此所で追放された。又正徳年間博奕改の様子を見ると、寺院から一札が出て居る。此博奕改一札は、五人組改の時誰人も皆等しく差し出すものであるが、寺院の一札のみ問屋日記に載せてあり、寶曆八年正月町奉行より出した博奕制禁の覺書中に、聊かの懸勝負にても、博奕に類し候義堅く致問敷候。寺院を始め、末々迄相互ニ吟味を遂げ、若右體之者有レ之候ハマ早速可ニ訴出ニ云々、右之赴寺院を始め、裏屋借屋之者迄も、急度可ニ申聞ニ者也とあり、寺院を始め云々と云へる處から考へると、或は寺院に於て賭の勝負事をする者が、多

博奕の禁を犯した者は領内追放

かつたのであらう。

此博奕といふもの、何れの世にも止みしことなく行はれて、中々官の禁止諭達位のことでは、犯禁者が無く成らなかつたので、嘉永二年には、藩より町方取締の諸條件を示して、町役人等に申談、取定を爲せ、其を町内に諭達して、組合切に其取定を守るといふ請書を、町役人に差出させた。其條件の中に博奕に就ては、左の如く取定められて居た。

博奕を爲す者は  
三ヶ年間下駄傘  
差留

一常々御停止被ニ仰出候、博奕之儀相背候者は、町内取定として、過怠に三ヶ年の間、下駄、傘差留、以後の懲に致可レ申事

隨分残酷な制裁と思はれるが、此の如き制裁を要した處より見るも、此賭け勝負の事は、其禁止困難であつたのが知れる。寶曆十四年十月左の禁令を出した所を見ると、此頃取退無盡と云ふ事が、まだ止まなかつた事が察せられる。

取退無盡と號し、三笠博奕同様の儀有レ之候由、相聞候ニ付、停止之旨前々相觸れ候處、今以て不ニ相止ニ近頃は寺社建立講又は品々之講と名を付、取退無盡致し候ニ付、右當人共相顯れ候分は召捕此度御仕置申付候。向後右様之儀有レ之候はゞ、武士方、社寺町方、在方共ニ、吟味を遂げ、當人は不レ及レ申、地主、家主、五人組之者迄、一町の者迄、三笠博奕同然に、咎可ニ申付候條、常に心懸吟味致し、疑はしきもの有レ之候ハゞ早々可ニ訴出候

申十月

又天明七年十月に

六會無盡と號し、一夜の内興行致候趣、博奕同様の無盡相企候義不届に候、急度停止申付候。此段組合切吟味を遂げ相背候者同宿致候者有レ之候はゞ早速可ニ申出候、若し見遁し外より露顯するに於ては、組合同様に急度咎可ニ申付候旨被ニ仰出候

と云ふ禁令の出たのを見ると、此頃此様なことが流行したのを知ることが出来る。

## 第八節 田沼時代の上田の世相

男女奉公人の風儀不良

男女奉公人不良の風、寶曆十一年には上田領に大百姓一揆が起り、上田町も慘めな目に遭つた。此の如き事一度起れば、人氣は何處となく荒むもので、其翌年には、近年奉公人男女共に風俗宜しからず、出替之節に住み込み奉公を誓約しても、間も無く又外へ住み込んだり、又給金を渡した後、暇を呉れと申出で止むを得ず暇を遣せば、給金の返すべき分も返さぬ様な不届者もあるやうに成つた。故に約束を違へて期限内に外へ住み込む者や、給金の返すべき者を返さぬ様な者は、相互に其奉公人をば抱へない事にしてはと町役人等が協議して、同時に給金も、春夏二度に遣はす事にしたいと、此事を城下在分の庄屋達と相談して、藩の許可を得た事があつた。

男女奉公人の風儀紊る

男女奉公人の風儀紊る、寶曆の頃町方年若の者、手代召遣に至るまで風俗が紊れ、男女出合宿を爲す者も出來、同時に召遣の下女も身裝を飾り、放埒の者多くなり、若し奉公人等に其を戒めて、風儀を改めんとすると、其家には奉公人が落ち着かず、又奉公に来る者も無くなる、と云ふ有様であつた。依て藩では、町役人に出合宿の取調べを命じ、同時に此惡風改善に就て相談研究させた。此時町方で相談取極めたのは

一向後町方下女、夜外へ出し申間敷、若し見掛け候はゞ押へ置き宿吟味の上其主人落度たるべき事

一木櫛かふがいの外無用、尤絹じゆばん絹裏は不レ及レ申、袂口迄も絹類停止并木綿帶の外堅く無用。手

代召遣迄も同斷

一古來之通り町方男女給べ物改、尤も作方にも手傳致候様致度、是等は在中へも申談申付度候

一不埒有レ之者及聞候はゞ改可ニ申付一候

奉公人の集會協議

此後天明三年六月に、町方若き者共、今以て夜遊相止め不申、町分に限らず町はづれ杯へも、罷越候様承り候、此後以手立召捕死罪にも可レ行候間、此度は急度申付後悔不致候様被仰付候と町奉行より嚴達した事あれば、此風容易に改まらなかつたのが察せられる。

明和元年の秋、城下町在に奉公して居る者が、申談することありとて廻状を以て申し觸れ、其等多人數の者が河原に寄り集つた事があつた。如何なる協議があつたか明かでないが、自分等の待遇などの件に、關してゞあらうことは略想像し得られる。藩では騒動の直後であり、徒黨嚴禁の達しもあつたので此河原の集合は徒黨の形、不届といふ譯で、頭取長島村の者一人、林之郷の者一人を檢舉して、翌二年二月三日所追放申付けた。海野町問屋日記

同七年の頃には、小作人が地親へ小作料を、納入しないことが多くなり、爲めに地主で上納に究するものが出てゐるやうになつた。

舊領主家に對する町民の好意

一、仙石家の借金證文を返上す 仙石家の但州出石に轉じた時、上田在城中度々の一時取替金が積て、尙上田町民に返済すべき分が、兩町惣額千五百五十餘兩あつた。寶曆八年仙石家の臣仙石伊織が所用あつて上田に來た、其時原町分では問屋年寄及出金者集會相談の上、舊恩ある領主への取替金があるので、此際無條件にて其借用證文を返上する事に決し、取替金返済殘分總計六百四十兩の證文六通を伊織に快く返上した。仙石家に於ては大に其好意を感謝し、問屋助右衛門へは紋附襷を贈り、他一統の者へは金五兩を贈て謝意を表した。

寛政七年仙石家々臣山田八左衛門、仙石家先祖禮拜の爲め來田して鍛冶町本陽寺に逗留した。此時海野町問屋柳澤太郎兵衛は兼て原町の證文返上の事を承知して居つたので町年寄及出金者相談の上、海野町分に於ても、此際仙石氏在城當時の取替金返済殘金九百五十兩の證文五通を山田八左衛門に差上ぐる

小作人小作納入  
を怠る

に決し本陽寺に於て返上した、其時町分には仙石氏城在當時拜借した馬代中未返済の残金があり之れは當然返済すべきものなるも、此分宥免せられたき旨を申入れた、仙石家に於ては其好意を非常に感謝し海野町に金拾兩を贈て、其謝意を表した。之に關する兩問屋と仙石家との間の往復書狀は今日猶殘て居て、當時の有様を知る事が出来る。次に海野町より返上した證文の一通を載せて置く

借用金子之事

一金七百兩者元金也

右是者爲御用金借用之年壹割五分之利足を加當暮返済可レ申也

貞享貳年丑正月十三日

依田市左衛門印  
酒向清兵衛印

問屋八右衛門どの

年寄中

二、舊領主家來田歓迎準備 文政二年仙石美濃守政辰、仙石家に縁故ある鍛治町本陽寺、房山々口村大輪寺、諏訪部村芳泉寺の三ヶ寺に參詣の爲めに上田泊に來られるとの事であつた。此時上田町にては舊恩ある仙石家の藩主が來田すると云ふので、惣町相談の上之を歓迎する事に決し、次の如き取極めをした。

- 一町方平掃除並手桶差出可レ申事
- 一大輪寺に被レ爲入御立之節、原町問屋年寄柳町紺屋町共に土橋に罷出
- 一海野町横町鍛治町年寄堺町に罷出
- 一翌日芳泉寺に御出之節
- 一御本陣に被レ爲入

- 一 海野町横町鍛冶町御本陣より下に罷出  
一 原町柳町は原町にて木戸内に罷出  
一 紺屋町年寄兩人同町頭に罷出  
一 原町、柳町、柳町頭に罷出  
一 海野町、横町、鍛冶町堺町に罷出  
一 掃除等入念可レ申事  
一 御通り筋無禮無レ之様可レ仕事  
一 火之用心別て大切に可レ仕事  
一 自身番辻番繁々相廻り可レ申事  
一 御通筋に無レ之小路等迄も掃除可レ致事  
一 爰許に被レ爲遊ニ御立寄候節  
一 當日原町問屋惣年寄麻糸着横町上木戸際へ出役  
一 當日鍛冶町年寄兩人麻上下にて蛭澤際に罷出  
一本陽寺に被レ爲入御立之節、海野町横町共に鍛冶町に罷出
- 此取極を藩役所に届出で其意見を伺ひしに、藩役所にては、何とも差圖は出來難いが、先の領主家の事なれば町分相談の上勝手次第に致し然るべしとの事であつたので、兩間屋は組合一人宛呼び出し、右の取極を申渡した。然るに此時は仙石侯の都合に依り、來田の事は無つたので歓迎準備も畫餅に歸したのである。

落文、捨訴

落文又檢訴流行

明和の頃落文が頻りに行はれた。藩からは、落文には住所姓名も無いもの故、書中の儀は取り上げる

子供の悪戯

事は相叶はぬ。故に其様な無益の事をせぬやうにと申觸れた海野町問屋日記。後には此落文、捨訴と稱する者は、其中を取調べる事なしに焼き棄てゝ、其趣を大手に掲示することにした。

子供の悪戯

猶此前後の事で、度々厳しく申觸れて、禁制した事で、特に目を引くのは、子供の悪戯に就てある。

(一) 寛延元年十二月に、町内の子供等が、他處の子供と毎晩喧嘩をする事に就て、親々に暮時に至らば一切子供等を、戸外に出さぬやうにと、家毎ニ嚴重觸れさせた。

(二) 寛延十四年には子供等が、諸所の壁や塀などに落書したり、甚しきは門札を汚す悪戯をする。此は親々の不行届故篤と注意すべしと申渡した。

(三) 明和七年の正月には、町在の子供等多人數一所に集合して悪戯をし、其爲めに通行人大きに迷惑する事が多い。侍方へ無禮の事をしたり、御年寄中(家中)往來通行の節にも、通り道を塞ぐやうな無禮をする事もある故、其様の事無きやうと戒告した。此時「近頃子供街頭に相集り、針打又ハ萬力の様なる者を拵へ、せり合取り合、驕敷相間候。其親々急度相糾し、右之類取上げ、且夜に入り候てハ、遊びに出し申間敷事」。といふ觸があつた。

(四) 天明四年四月町方の子供等が、御家中へ商に行つた時、壁などに疵をつけたり、落書を爲たりするもの多かつた故、町中一般に、親々よく申聞け、此種の悪戯せぬやうと申渡した。

町家不正俄潰れ

近年町家家屋敷賣拂身上指潰し候者多く、并に賣家明店御座候

とあつて、明かに町勢の不振を物語つて居るが、又此時分には、町人中身上行立たないで潰れる者の内には、惡辣な手段を講じて、俄に潰れた事にする者が多くなつた。一体身上行立たないといふ事は、今

豫め計劃しての  
身上潰れ

俄ニ分つた事ではなく、多年苦心經營したが、遂ニ力及ばずして、潰れるのが當然である。乍レ去身上を潰すと云ふ事ハ、重大な事である故に、成るべくは借金などしても、取續くやうに取計ふべき筈である。然るを潰れると覺悟を極め置き、大金を借りたり、高値の品物を借り置いて、一ヶ月も経たぬ内ニ身上潰となり、品物貸主へ、到底支拂の出來ぬ旨を斷つたり、又ハ代金年賦拂などを頼み込み、時には遠國の商人にまでも、迷惑損害を掛けるやうにもなり、甚不届至極の仕打で、町方の風俗批判にも關するので、安永九年正月に左の通り嚴重な戒告を發した。

一町人共身上不行立潰候者の内、俄ニ工を以て、潰候者有レ之候様に相聞候。身上不行立義ハ俄ニ相候事にも無レ之、多年心苦の上力ニ及ばず潰候事、乍レ去身上潰候義ハ重き事ニ付、可成丈借用をも致取斗害之事ニ候。然るを潰候覺悟を極め置き、大金を借り又ハ代物高金の價を借、一ヶ月をも不レ越内に潰又は代物貸主へ及し断代金年賦杯の頼みを申掛、甚不届なる致方ニ候。町方の風俗にさわり候事、此上ハ遂ニ吟味爲ミ召捕重き御仕置被ニ仰付候より外ハ無レ之候。町役人如何心得居候哉、右體の者有レ之候はゞ無ミ油斷訴出可レ申事ニ候。今日より兩町の内、右體之者若も有レ之候ハゞ、吟味の上早速可ニ訴出候。

右之通申觸候上ハ、町人共覺悟之上之事ニ付、内々の吟味を加ヘ爲ミ召捕候間、後悔致間敷候、此段惣町五人組の者共、銘々問屋場へ呼付、急度可ニ申渡候、右月々可ニ申聞候七月極月ハ別而吟味心付可レ申候。

天明の初には、藩士中、町分或は在方ニ出で、大酒に及び狂亂の醜体を爲す者多く、民衆の迷惑一方で無いやうに成つた。其事が藩上役に聞え、天明元年十月

一御家中並末々足輕共在町へ罷出大酒之上及シ酒狂候輩も有レ之致ニ難儀候段相聞候。向後右體之者有レ之候ハゞ其趣早々内々可ニ申出候。

士風漸く廢る

隠置候ハ、當人同様可レ爲ニ越度候  
と在方町分一統に觸れ達するに至つた。

### 犬の迷信

## 第九節 火災の迷信

享保から寶曆の頃にかけて、犬が屋根に登ることを非常に恐れ嫌つた事があつた。

享保十七年には木町の屋根の上へ白斑の犬が登つた、大騒ぎで追ひおろし、早速此を藩役所へ届け出で、火の元の用心をし、兩間屋相談の上、海禪寺に頼み、火伏せの祈禱をして貰つた。

寛保三年に白黒斑の犬が、又木町の屋根に登り、土橋の屋根へ走り、又木町の屋根に戻つたといふで、町年寄中相談して、海禪寺に依頼して、護摩祈禱をして貰ひ、其祈禱札を家別に頑け、又先年木町の屋根ニ犬の登つた時、愛宕神社の鳥居を建てたので、何事も無く済んだ故、今度は其鳥居を修覆すべしとて其を實行した。

寶曆五年八月、横町宗吽寺の門前長屋の、屋根上へ犬が登つた、相談の上、火伏せの祈禱を海禪寺に頼み、護摩修法をして其御札を町内に頑つた。

此様な奇怪な犬に關する、迷信の起つたのは、享保十五年ニ、横町の家根へ、犬が登つた事があり、其事に就て種々様々と、奇怪な面白くない取沙汰があつた。然して其年の十月八日に、横町から火事が起り、上田目抜の場所を、大半焼き盡したことがあつたからであらうと思はるも、俚諺辭典にも「犬を屋根に上げると火にたたる」の諺を載するを見れば、此迷信は他處にもあつたかと思はれる。

火災の迷信に就ては、猶次のやうな事もあつた。延享五年の夏旱魃の時、八月四日眉間林で、雨乞の事があつた時、鹽尻村から大勞集つて、二夜三日百万遍の勤行をした所、斯様に大勢の者が山に登て騒ぐ時は、必ず火災に祟るといふことで、初穂百疋を遣して、宗吽寺で火伏せの護摩祈禱を執行した。

### 火災の迷信

鳥の迷信

寶曆十一年十月朔日二日の夜、鳥の啼き渡ることあつた、闇夜鳥の啼き渡るのは、何か不吉の事ある前兆と、専ら取沙汰して、人々不安の念に怖えて居た。然るに十二月に至り、百姓一揆の大騒動が起つたので、諸人皆鳥が、此不吉を告げたものと、談り合つたといふことである。

雷除け聖神香

雷が薰烟に依て、避け得られると信じた事もある。延享四年依田玄道といへる醫師は、雷除の薫藥聖神香といふを、調製したとて評判になり、藩公も玄道に命じて、雷除妙藥聖神香を調進せしめた、玄道は光榮の至りといふので、七日間精進潔齋の上、調藥所へは注連引渡し、謹て調製の上屋形に持參献上して、目錄三百疋を頂戴した。けれども此聖神香の効顯有りしや否やは知り得ない。

## 第十節 寛政より天保に至る頃の風俗

諸興行物漸く多

芝居角力興行差免 前々は芝居又は角力などの興行は、願ひ出ても差免さない事と成つて居た。然るに天明四年五月に、向後は町方の爲に成る即ち利益ある事ならば差免す故、芝居又は角力など其興行を願ひたい者は、充分に相談を遂げて、損毛の爲めに人に迷惑を及ぼさぬやう、確な者が出来願に及べば差免す故、申出づるやうと申渡しがあり、此時から上田地方に漸く此種の興行が多くなつた。此時、田畠等に於て興行するのは作物を荒らす恐ある故、城下の寺院と申談じて、其境内で興行すべしと注意した。  
興行許可の申渡し  
其際の申渡し

芝居角力之義是迄相願候ても御免不<sub>ニ</sub>相成候處向後町方の爲に成候義に候はゞ御免可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候間芝居角力共に相願度と申者有<sub>レ</sub>之候はゞ、得と及<sub>ニ</sub>相談末々損毛掛<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>申様に決談致候て可<sub>ニ</sub>相願候。其上は承届可<sub>レ</sub>遣候。角力杯は野田畠などにては作物も荒れ候て畠主迷惑候様にては如何に候間、御城下寺院杯と申談損毛掛<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>申様に得と熟談之上可<sub>ニ</sub>相願候。半に至り角力取ども逃げ去り或は世話人他領之者など逃去り候様にては外聞共に不<sub>ニ</sub>相濟其上損毛掛<sub>レ</sub>候義に付町役人共其外請負之者共得と

損毛無<sub>ニ</sub>やう注  
意すべし

始末相考へ願候様に可レ致候御免被レ成候て、其所へ金銀入候て爲に相成可レ申哉に付御免被レ成候間跡々損毛有レ之候ては不レ宜候間其段得と相心得願出候様に可レ致候

五月廿九日

かくして、寛政十年九月には、紺屋町町裏の地を借りて、芝居興行十日間ひ出て許可と成り興行したが、此時には珍しい事であつたので、家中男子供十歳以下の者は、棧敷を取つて見物させた。其後文化政頃には、勵進角力。香具大黒舞間々に狂言一晴天十日間。寄淨瑠璃七日間。軍書講談、其間太鼓三味線の拍子入れ、棒呑手品四日間。淨瑠璃並落咄狂談五日間。といふやうに諸種の興行物が上田町にも多くなつた。

祭禮の節踊狂言  
の催多し

寛政文化文政の頃、在分にても、神事祭禮の節などには、踊狂言等を催して、一年中の勞苦を忘れ樂しむことは、年豊かに暮向きも難澁で無いやうな時には、藩に於ても、其願出を無下に禁止するといふのは無かつたが、文化文政の頃には、其踊や狂言がだん／＼大形に成り行き、人々其仕度裝束に、美を競ふやうに成り、村々でも又他村の其れに劣らじと競争し、隨て其裝束に多額の金を費し、又他所から藝人を呼び寄せて、前からの稽古に、多くの日數を掛けて練習する。之れが爲め無用の失費に、一方財政内輪の苦しみを増す者は出來、一方田地の耕作も疎かに成る事も多かつた。此有様では追々華奢の弊は增長し、惰弱の風に陥るべしと、藩に於ては度々此を諷め、踊上手と云はれるは、百姓の譽では無く本業作物の出來が善く、他に優れるを譽とすべきであると説き、若し隠れて踊狂言等を爲す村方がある時は、吟味を遂げずに、過怠として、其年より向十ヶ年間は、御救米等を出願する場合などがあるも、決して其願を取り上げぬと申渡した。けれども此風は年と共に、盛になる傾向で、安政四年には左の如き觸書を在中一統に出して、戒むる所があつた。

踊の義は、公儀御制禁にて兼々御領制にも有レ之不ニ相成ニ儀ハ勿論ニ候處、近年村方に寄り、他領の者相

賴農業時節をも不レ厭、踊稽古致し勝手儘に踊いたし不ニ相濟ニ事ニ候。右踊ハ村方祭日の心得ニテ、前以て客來の用意を致し、夥しく費用相掛り心得違之事ニ候。難澁者は夫れが爲に不ニ一方ニ難儀に及び候趣相聞、歎ケ敷次第三にて、追々踊に耽り候末ハ往々村方裏微ハ眼前の事に候村々鎮守祭日ハ年中一度づつの義に候へば、其當日限り所作、手振様なる手輕の儀は用捨申付候間、平日猥りに休業不致前後右等の儀ニ不レ泥農業無ニ油斷ニ相勵可レ申。尤右様祭日限用捨申付候へば、是迄の御制取弛み候抔と心得前以て稽古致し踊候儀ハ勿論、大造なる催仕組候様の儀ハ、堅く不ニ相成ニ候間心得違無レ之様可レ致候。乍去上納御滯未進等有レ之村方にては、決して不ニ相成ニ候間、萬一右様之儀ニ不レ拘相催候様の儀於レ有レ之へ村役人始不念難ニ遁候間精々心得違無レ之様小前迄篤可ニ申聞ニ候。

年若男女不行作

文化の頃城下續き村々の年若い男女が、夏に成ると夕涼みと唱へ、屋外に出で夜更くるまで、往來を歩行き廻はり、不行作の風を爲す者あり、中には喧嘩口論を仕懸け、亂暴狼藉の振舞を爲す者も多くなつた。藩は此風を矯めんと、文化七年七月年若き男女の青年を有つ親々、又年若き召使ある家の主人等は、其取締の責任を以て、此風を改むべきを戒告した。

奢侈が增長したといふ文化文政の頃、上田町の暮れ市には、松本で製作せる半弓や羽子板を、市中で戸板の上に置き井べて賣る者があつた、其半弓は長さ三尺ばかり、普通の竹を少し削り其れに胡粉墨、蘇芳などで、採色した者で、弓とも見えぬ程の者であつた。又羽子板は大小あつて、表は縞込で内裏雛のやうなるがあり、裏は小紋形で、大黒の畫などあつた位のものであつた。安政の初年に至つては、破魔弓は美を盡し、羽子板は江戸羽子板、又は京都羽子板とか云ふ物に成り、桐板を用ひて採色又は押繪など、華麗の物と成つた百合さざめごととあり。文化六年三月藩よりの儉約申波の中、音信贈答の事に就て、雛人形でも羽子板でも、皆他處と異り、當地は近頃華美に流れ居ると云ふて戒めて居る。上田の華美の風は由來の久しい事か察せられる。

羽子板に見はれ  
し奢侈の風俗

壯大なる塔碑を  
建つる者多し

墓標を汚損する  
悪戯多し

寛政、文化、文政の頃には、何處にても庚申塔其外石碑類の大きなものを、建てることが流行したが上田に於ても其風が盛になり、其弊害も少なく無かつたので、文化十四年には「町在の内庚申塔其外名號等の石碑、近來大造の目論見致候者有レ之哉に相聞候、古來より有り來りの石碑ニ準じ建立ハ格別、大造成ものは可レ爲ニ無用候事」と申渡して此を戒めた。

文化文政の頃には、墓所ニ關して種々の惡意を有つ所業惡戯が行はれた。此頃城下近邊寺々の墓所に於て、家中の者の石碑ニ殊更疵を附けたり、或は押倒したり、石碑の小なる者は他に運んで、其れを堰小川等へ埋めて置く等の、不法狼藉をなす者があつた、其外諸處の墓所で新葬のあつた時、間もなく其所に建てた卒塔婆が、何處へか持ち去られることが頻りに行はれた。依て藩は、家中に限らず在町とても、先祖は崇ぶべき者なるに、其印を取失ふといふ事は、容易ならぬ事である。此の如き惡戯所業を爲す者は、たゞへ幼年の者と雖も、仕置申付くる旨を嚴達し、且寺々へも平素注意を拂ふべきを申渡した。又文化十一年十月ニ此事ありしが、其後此惡風猶止まずして、文政年間には、墓所近邊の田畠を耕作する者の中、手頃の石碑や碑の台石など持ち運び、農具ニ使用する者あるに至つたので、再び文政二年前同様の戒諭を重ねたが其風熄まず、天保二年ニ至り又々石碑ニ對する惡所爲ニ就て、申諭す所があつた。

### 墓所穴堀無情

石碑、台石を農具となす者あり

此頃の事で、墓所の穴堀に就て、如何にも情心なき仕業かなと、歎かせる事が度々あつた。其れは不幸の際、墓所の穴堀に行きし者、何か其の不幸主に意趣でもあるか、仕向け方が悪いと思ふ時は、或は穴堀に大きな石があつて、容易に堀り出されぬとか、空腹で仕事が出来ぬとか、様々の口實を設けて時を移し、穴が堀れないで、將に棺を埋葬すべき取運びに至ても、埋むべき墓穴は未だ出来上らぬいで、棺の佛を置くべき所に苦しむ有様、誠に心持の悪い事もあつた。之に就き藩より申渡したのは次の通である。

於ニ在町ニ不幸の節、其町内村内相互に穴堀りに罷出候儀へ陸敷事ニ相聞候處、近來多勢罷越候中ニハ法外なる儀致候者も有レ之哉ニ相聞、實意を失ひ不埒之事にて、畢竟ハ餘り多勢罷出手明之者多候故、自然法外成る儀仕出し候場合ニも至候、以來爲ニ穴堀罷越候も拾人限ニ可レ致、尤も寺へも名前可ニ申聞候、其余ハ宅控成とも致置、若穴場に爲ニ罷越候者の内、故障の者有レ之時ハ、宅控より補ひ候様兼而可ニ申談置候、穴堀ニ罷出候と申も、互ニ實意を相通し候本意に候へば、諸向差支迷惑に及ばざる様可レ致儀專要ニ候、且ツ施主宅ニ罷越世話致候者とても、實意專ニ一世話致候儀勿論之事

賭的の流行 諸的の流行 文化の頃より民間にも弓を引く事が流行した。然るに何時しか的中の競争より賭的となり、其弊害賭博の一種と見るべきに至つた。藩之を憂ヘ町人百姓等は謂れなく、武器を所持するを得ないのである、然るに近頃弓道具を所持する者多く、而して其者共は町在に於て、賭の的を爲すとの事である。此は公儀の御大法を破る、所業であるばかりでなく、銘々の家業をも忽にするので、善しからぬ事である。今後若し矢場を造つたり、弓道具など所持する者は、用捨なく吟味處分に及ぶべき旨を嚴達した。

若者 若者 天保の初年頃より、十六歳以上三十歳位までの者が若者と唱ヘ、組を立てて寄り集まり、宮祭其他の時に、種々様々なことを企てて、甚だ面白く無い事が多かつた。時には其仲間内に、其企に反対する者でもあると、忽ち其者は仲間はづし即ち絶交されることとなり、迷惑するので、止むを得ず口を噤んで、控へるやうになり、其故多數の勢力を以て非を逐ぐる悪弊を生じた。依て藩に於ては、其を好ましからぬ事となし、天保八年に「以來若者と唱ヘ候義急度相止め可レ申候」と嚴達し、何事にても、相談必要の場合は、老若ニ拘らず打寄りて、誠意を以て協議すべく、若者などと稱し、年寄りたる者の意見も聞かず、親々の手元を離れて、勝手に申談するより、厄介筋の事を屢々惹き起すのである。故に以後は、年寄りし人々の意見に隨ふべしと申諭す所があつた。同十三年六月に「若輩の者共は、町内の申談にも兎角心得違いたし候者も可レ有レ之哉に付、精々申聞若者も納得し、假初にも無益の寄合等致さ

す候様申聞一統の風儀篤實ニ相成候様可ニ申談候と申諭した事もあつた。

此頃の悪風として、厳しく禁じられた事に仲間入振舞といふがあつた。物産仲買を始むれば、從前から其業に従つて居た者から、仲間入の振舞を要求される、其時は大概振舞料として、金一包を出すのである。

此種のことは物産仲買者のみでなく、諸職人、香具渡世、馬喰などに至るまで、何々仲間と稱した者には、皆あつた事と思はれる。天保十一年正月の申渡しに依て此事は差思められた、けれども一片の差留申渡位にてハ、熄まなかつたものであらう。

十一代家齊將軍の時代には、世の泰平に慣れ、世上一般に驕奢逸樂に耽ける有様となり、隨て士分の者も、亦墮落放逸、其體面を汚すやうな行爲もあつた。我上田にも此一例と見るべきものがある。今當時の日記に據て記して見る。

文化八年二月十五日の夜、上田原町なる越後屋藤三郎の妻女病氣で、其下女藥を調へん爲めに、藥舗伊藤九右衛門方に赴いた。其宅前に來ると、家中の者四人通り掛り、右の下女に向つて、此より酒飲みに行かうとて無體に引立てた。下女は所用、然も主人病氣の藥求めに參りし事情を述べて、容赦を乞ふたが、四人の家中者は中々聽き入れず、既に手込にも爲やうとの有様であつた。所へ同じ町の志摩屋平三郎の才三郎と、手代の清吉濱田屋理助の手代竹松の三人が、商賣から歸りがけに其處に通りかつた。其時右の下女は其人たちに救を求めた。依て才三郎は氣の毒に思ひ、偏に容赦を賴み入れ、漸く聞き入れられて、下女を先に立てて二三間程行くと、又々後から追ひ掛け來て、下女の手を取り無理に連れて行かうとした。其處で才三郎はあまりの事に思ひ、左様な無理な手込同様な事を爲しては、あなた方の御身分にも障る、何卒免してやつて貰ひたいと申入れた所、其を承知して四人の者は、一旦田町の方へ立去つた。才三郎等は安心して下女を伴つて家に歸らうとした處、家中の者一人取て返し、突然

下駄を以て、才三郎の眉間をしたたかに打ち、疵を被らせ血も流れ、才三郎は一時氣絶の状態に陥つたすると手代の清吉は、其亂暴者を取押へんと飛でついたが、臘月夜で相手の顔が判らないので、其頬冠りを見て見やうと、手拭に手を掛けたが、其手拭は手に取つたが、相手の當人は一散に逃げ行つた。其時清吉は大聲にて「人殺し」と怒鳴つた。其時同町の綿屋恒三郎は、土橋の伊豆屋方へ用事が有つて出掛け、其歸途人殺しと大聲を揚げたのを聞いて、其場へ立寄つて見た所、才三郎が負傷して居るので、直ぐ側の宅へ連れ込んで介抱し、志摩屋方へ才三郎を送り届けた。翌十六日に、志摩屋平三郎の組合から、右の始末を問屋に届けた。依て町年寄の一人が、町手代所まで右の趣を内々申達した。然し此亂暴者は、家中の者であるとは陳べなかつた。三月五日に至り、志摩屋父子、綿屋恒三郎、濱田屋手代竹松其他親類組合、問屋、年寄皆呼び出され、役人の吟味が始つた。事件に關つた人々の陳述は、前事實を有のまゝに述べたのであつたが、下駄にて打つたり打たれたりするには、何か趣意理由が無ければならぬ。打たれた才三郎は何か無禮の過言でも申したのでは無きかと詰問され、別して無禮の過言申したることは無いが、四人の者再び戻つて来て、下女を手込にしやうと爲た時、左様な事なされては、御身分に可相障と申したるのみであると答へた。すると御家人に對し身分に障ると申す義、甚以て過言なりと叱責された。三月十七日才三郎一件の者共、會所へ呼び出され、再吟味があつたが、別の陳述も無く、唯才三郎の抱へ込まれて介抱してやつた家主が、事狀を尋ねられたに過ぎなかつた。四月二十日に此一件關係の者皆呼び出され、口書申付けられ、二十二日又々一同呼び出され、掛り役人より次の如く

押込 才三郎

同主人預け 清吉

御叱り 恒三郎。竹松

と申渡され、各請書を差出すことを命ぜられた。そして同日町方は左の注意を受けた。

町方の者共御家人に對し、無禮無レ之様兼々申付置候處、畢竟申付方不ニ行届ニ故、此度の始末御厄介筋ニ相成等閑之至ニ付、穿鑿之上申付方可レ有レ之處、此度は沙汰に及ばず以後は爲ミ油斷ニ制度可レ致候此末右躰之義於レ有レ之ハ當人は不レ及レ申役人共迄可レ爲ミ越度ニ候

四月二十二日

上野尙志氏は其著小縣郡年表に「天保の初比まで藩士は頗る勇武を事とし夏日日傘をかざさず冬日頭巾足袋を用るす寒暑風雨に身を曝らし木刀の數振り重槍の突衝勢等數千回を日課とし、戰場の試とて黒米の飯にて、會せることなどもありしが、此比頃に柔弱となり遊治郎の姿とはなりにき」と述べて士風の衰へを認めて居る。

從來神事祭の節には、たゞ神前にのみの獻燈は許されて居たが、雨乞祈禱の事が盛に行はれるやうに成つてより、何時しか燈籠を出すこと多くなり、文政の頃に至ては、在町共に種々趣向を凝らし、形物の燈籠など拵へ、互に其趣向や數の多寡を競争するやうに成つて來た。文政十二年九月十八日當田大宮祭には、直徑六尺の大提灯六ツ、此代金九兩のものを海野町と横町との堺ニ揚ゲ、又當田村も毎戸同型の燈籠百余を作り、軒ニ揚げることにした。又在分に於ては、往古より其神社祭禮の際に行はれて來たのでも無い、太神樂などを他處から指南教授の者を頼み入れて、前方<sup>かた</sup>より稽古に幾日かを費し、道具裝束なども新調して、其費の多きを厭はず、又其稽古中に酒を過して、喧嘩口論などする不仕合も多くあり、若し其風を好まぬ者あつて、事を共にするを肯んじない者でもあれば、所謂「附合放し」とて以來其者とは交際もしない、即ち絶交して苦しむる如き、惡風が增長するに至つた。

同一事に就ても、爲政者が異なれば其取締に寛嚴の相違のあるもの故、戒告申觸等が出て居る所から、其當時のみ其事が流行したとか、其風盛であつたとか、一概に斷定することは不可能である。けれども禁令戒告等の出た時は、少くも其當時其事があつたと認めても差支無い。故に寺院の風儀を藩より

寺院の風儀

の注意申渡に依て窺ふ事にする。寶曆三年二月、寺院僧侶の風儀不良で不行跡のこと多かつたので、之に戒告を與へ且町在役人の注意を促したが（社寺への）、其後文化文政の頃に至ては、寺院僧侶の風非常に頽廢し、博奕に關與したり又洗濯女と唱へ、年若き女を抱へ置いて、女色に耽る者すらあり、寺門の本意にも背き、檀徒の尊崇をも失ふ状態であつた。依て文化五年十二月嚴重申渡して戒めた。

達示參照

數奇風流の諸藝道の流行 文化年間に至り、我上田の地にも、世の泰平無事の現象の一として、生花  
京都六角堂の池 茶の湯（奈良稱名寺の僧ノ坊を祖とす）能舞子元清を祖とす 結崎次郎清次等其等の數奇風流の諸藝道が流行した。之に就いて  
藩は、文化四年四月右の遊藝出會等の儀は、麥修の沙汰に付可レ爲ミ無用一事と觸れ違して、之を禁するに至つた。

羽織を着用する  
者多し

文化六年三月町在に、衣類は綿服に限り、帶は絹紬有合はせの縮緬、手織の吳呂七子に限るべき旨を申觸れたが、泰平の世の中、何時しか其禁制も緩るみ、羽織の如きも召仕の者共は、着用することは出来ないことになつて居たが、其れも追々と着用する者が多く成つて來た。故に天保二年には其禁制を厳にして、羽織は召仕の者と雖も、主人の代理とか又は年始葬禮等の際には、着用を許すも其他は一切相成らぬと申渡した。

羽織は、其始めは外出の時土埃の爲めに衣服の汚るゝを防ぐ爲めに、着物の上に被りたるものなりしが、何時しか其れが禮服の一と成り、其着用に此の如き制限があるやうに成つたのである。

（附記）

俗説迷信

今日識者間に於ては念頭に置く者は無くなつたのであるが、今尙之を信じ之に左右せらるゝ者も尠くないと云ふ昔より上田地方に言ひ傳へられて居た所謂俗説迷信とも云ふべきものを左に附記して置く

俗説迷信

- 一、食事後直ぐ臥ると牛に成る
- 二、毛蟲に指差せば其指腐る
- 三、笊を冠むれば背丈が短かく成る、馬糞を踏めば背丈が伸びる
- 四、夕方又は夜遅くに新しき下駄をおろすと怪我をする
- 五、夜爪を切ると生涯出世は出来ない、外出の際に切ると怪我をする
- 六、籠の焚火が烈しく吹けば必ず來訪の人がある
- 七、夜口笛を吹くと盜賊が入いる、夜餘り騒ぐと火事がある
- 八、道祖神祭の時燒け残りの炭を自分の屋根に投げると火事除けになる
- 九、南瓜の花に指差せば其花は必ず落ちる
- 十、彼岸の中日に佛前又は墓に供へた團子を喰へば夏瘡せしない
- 十一、節分の豆を初雷の際喰へば雷に打漬されぬ
- 十二、節分の豆を自分の年數だけ擱めば運が良くなる
- 十三、柊の枝を門口に挿して置けば流行病が入らない
- 十四、玉葱を門口に釣下げ置けば流行病に罹らない
- 十五、門口に「かに」と書いた紙片を貼り置けば流行病に罹らない
- 十六、北向の家は繁昌しない
- 十七、御地藏様の石を借りて來て病眼又は疣贅へ觸るれば全快する、全快の上二ツにして御返しする
- 十八、雨降り永續きの時道祖神に茶を上ぐれば雨が止む
- 十九、子供が百日咳を患ひし時庚申様に馬の沓を上げると快癒する。又籠に飯杓子を釣り下げて全癒を祈るも効あり

- 二〇、産をしてお宮参りの時に神に供へた赤飯を鳥が喰へば其生兒は發育好く健康と成る
- 二一、蜥蜴に指差せば其指が腐さる
- 二二、鶴鵠の巣を取て家に持ち込めば火災に罹かる
- 二三、南天の木で拵へた箸で食事をするな、芋汁を喰べた器で湯を呑むな
- 二四、初雪で手耳など摩擦すれば凍傷にならぬ
- 二五、頭部其他に濕疹の出來た時握飯にて患部を摩し然る後之を馬に喰はしむる時は全治す
- 二六、蛇の脱殻で疣贅を摩すればとれる
- 二七、坂下の御地蔵様の石で痛い所を撫づれば治る
- 二八、齶齒の痛む時紙を四ツ折にし之れに自分の歯の數だけ歯の形を書き其何れの歯が痛むかを見定る其歯に當る所に釘を打てば治る
- 二九、冬至に南瓜と草薙を喰へば達者になる
- 三〇、鳥に口を利けば唇に鳥の灸と云ふものが出来る
- 三一、子供が火を弄ぶと寢小便する
- 三二、爪を火にくべると爪の腫物を病む
- 三三、彗星が出ると戰争が起る
- 三四、月夜に鳥が啼けば何か不思議の事がある
- 四五、鎌を跨ぐと何時か鎌鼬にかかる
- 四六、自分の家に鳥が巣を懸けたのを取ると火災に罹る
- 四七、猫が他出して歸らぬ時は其猫の食器の裏に「立ちわかれいなばの山の峰におよる松とし聞かば今  
歸りこん」と書いて置けば歸て来る

四八、便所を北向に建てると家運が衰へる

四九、硯の中へ字を書くと、生涯字が上手に書けぬ

五〇、三日月が縦に眞直に現はれると米價が騰り横に傾きが強ければ米價は安くなる

五一、病人を猫が跨げば病氣が治る

五二、鳥の啼聲がよくなければ不幸の報知何處よりか来る

五三、夜蜘蛛が出ると盜人が入る、朝蜘蛛が出ると其日は縁起が好い

五四、國分寺の八日堂縁日に達磨を盜めば金持に成る

五五、猫が顔を洗へば天氣になり耳に前足を掛けると雨が降る

五六、曆を跨ぐと怪我をする

五七、夜にほうづきを含むと蛇が出来る

五八、優曇華の花が咲けば其家は金持に成るか貧乏になるか何れにか傾くの兆なり

五九、夕暮集に居る雀を捕れば後日旅をした時宿が悪い

六〇、揚枝を一本手渡しにすると其人と仲が悪くなる

六一、目籠の出來た時井戸へ篩を半分見せ目かごを治せば皆見せると云ふて願をかけると全治する

六二、流れ星を見た時直ぐ着物の棗先を押さゆれば裁縫が上手になる

六三、外出に際し爪を切れば耻をかくことがある

六四、元日の朝早く家の掃除を爲すな

六五、丙午年に生れた人は生涯不運に終る

六六、臨月の第一日に眞先に男の人が訪ね來る時は男子が生れる

六六、十五夜に北へ流るる川で眼を洗ひ清むれば眼病が治る

六八、按摩に杖を倒さに立てらるると其家は遂に繁昌することが出来ぬ  
六九、外出の時に際して着物の綻びを繕へば其身に必ず不運のことを招く  
七〇、女が砥石を跨けば必ず割れる

七一、朝早く女が商店へ來ると終日人が澤山來る

七す、正月の七五三飾りの木炭を屋根の上に投げ上げて置けば火事の厄難を避く

七三、初午の餅を喰へば風を引かぬ

七四、飯を喰ひ乍ら延びをすれば生命に關はる

七五、葬儀の日は友引といふ日を嫌ふ

七六、家族に斷らず家出し行衛不明なる時に其足跡に炎をすゆれば家出した者の脚が動かぬ様になる

七七、耳染の大きな人は金持に成る

七八、旋毛の曲て居る人は意地が悪い、旋毛の二ツある人は盜人に多い

七九、女が簪を跨ぐと産が重い

八〇、出先に履物の鼻緒が切れると縁起が悪い

八一、初物を喰へば七十五日生き延びる

八二、地藏様へ涎掛けを上げれば子供が涎を出さぬ

八三、煙火の玉殻を門口に下げて置けば火厄に罹らない

八四、御寺の地藏様へ石を積み重ねて上げると極樂に行く

八五、墓場で怪我を爲ると其傷が容易に癒らない

八六、正月十六日に山遊びに行くと怪我をする

八七、足に釘或は刺<sup>唐</sup>などさした時大鎬<sup>けんのう</sup>で三度叩けば全治する

八八、歯の抜けた夢を見れば親類に不幸あり

八九、仁王様の體に紙を噉み丸めて吹き付くると力が出る

九〇、夫の年齢より妻の年齢一ツ多い時はやます(女増)といひて縁起が悪い

九一、頸窩の毛を一本抜くと鼻血が止まる

九二、耳の中の搔い時には喜び事がある

九三、正月の松飾七五三節を焚き其焼け上る時書初を焼き其が高く昇れば書手は益上達する

九四、妊娠せる婦人兎の肉を食すれば三ツ口の子を産む

九五、底豆の出来た時田螺を三ツ潰して付くれば全治する

九五、丑の日に牛肉を喰へば腹を病まぬ

九七、須川山の神様に草鞋を上げれば子供の足が丈夫になる

九八、女が高山に登ると山が荒れる

(郷土誌)

## 第一十三章 平民の侍分格式待遇

平氣の侍分格式  
待遇

士農工商と區別を立てて、士を以て優越支配階級とした時代には、士以下の被支配階級に屬する人々は、士分特權の一部たりとも得んことを望んだ。隨て苗字を稱え袴を着し帶刀を許され扶持方を給せらる等の事は、此階級者が非常な名譽と心得て居たのである。此心理を利用して藩の財政究乏の際などに、或は献金するとか或は調達金仕送に盡力するとか、所謂藩の勝手向を助くる如きことある時、又は奇特行爲の表彰すべきものなどある時は、侍分にあらざれば許されざる服裝或は待遇の格式を免し、又在

## 献金御賞の次第

## 献金御賞之次第

一金五兩 杜杯着用

一金拾兩 庄屋格

一金拾五兩 苗字

一金貳拾兩 割番格

一金貳拾五兩 御城外帶刀

一金四拾兩 御城内帶刀

一金六拾兩 他處帶刀

一金八拾兩 御上下拜領

一金百兩以上 御惟子拜領

(師岡史料)

此事は、享保六年正月幕府は、名主庄右衛門庄屋金三郎の二人、常々行狀奇特ニ付、銀を賜ひ一代帶刀を許し苗字は子孫迄之を名乗らしめ、又百姓中正直にして孝心篤き者をして苗字を名乗らしめた事がある。之れが士分待遇の本趣旨であつたと思はれる。

善行奇特を賞し  
士分待遇の格式を許す  
一部

我上田藩に於ても献金御賞のみでなく、前述の如き奇特善行表賞として、士分待遇の格式を與へたのは甚だ多い。今左に確な記録に存する、比較的時代の下つた頃のものを記して其例とする。

一武石沖村庄屋下武石村酒田篠右衛門は、一體篤實にして、何事に寄らず心懸良く、萬端に注意し、  
村方よく治まり一同心服して居る。誠に奇特に就き、御城外帶刀御免

二上田原町長岡平八は、去年の冬米穀高値の時、養母の發議に従ひ施賣をした。其奇特に依り代々宗門改の節には、上判上下着用を免された。

此外同町の祐右衛門は米穀高値の時、穀を馬士共に施し、又餅米を難澁の者に遣はした奇特行爲に依り、其賞として上判上下を免された。

三横澤村平右衛門は、山口村八幡社の階段を普請した奇特の廉を貰せられて、上下着用、苗字御免の上

庄屋格を申付けられた。

四上田原町塗物用達中澤宇平治は、和宮様御下向の砌、御入用の塗物類を申付けられし時、無料にて製作した奇特に依り苗字を稱することを免された。

五常田村黒鍬肝煎關口宅右衛門は、御納戸預の土蔵及馬場の普請を爲した奇特を賞せられ、御城内外の帶刀を免された。

六同村七三郎、三平の兩人は、耕作に出精し、村方の若者の模範となる由を賞せられ、宗門改の際上判並に社杯着用を免された。

同村左官金藏惣兼太郎は職業に勉勵し、且兩親に孝養を盡す奇特の賞として上判、社杯を免された。

八西脇新町屋根師肝煎定右衛門は、八年間役前誠實に勤めし廉に依り、苗字を稱することを免された。

九同村大工職松藏は養父母へ孝養を盡し、且自分職業に出精する廉に依り、社杯着用を免された。

一〇常田村鍛冶屋三代太郎は、鎗劍面等の製作に出精し、他より下直にて作る廉を以て、武藝頭よりの申達に依り、其賞として社杯着用を差免された。

(以上萬延二年の事)

調達金仕送の者の待遇例を舉ぐれば

天保十二年九月、伊藤右衛門、瀧澤民之助、成澤忠兵衛、成澤金兵衛、鹽入喜三郎、瀧澤利兵衛、瀧澤爲三郎の七人、藩より呼出され、御側用人より

御仕送被仰付、五人扶持、被下置候。内三人扶持上納、二人扶持も御年限中、一人扶持被下旨被仰付とも残一人扶持は年中に金貳歩被下旨被仰付

と申渡した。此時瀧澤爲三郎、成澤忠兵衛の兩人は特に御城外帶刀御免の格式を免された。此仕送人臨時御用達を命ぜられた時は、三人扶持の事もあり、本仕送御用達には十人扶持給與の事もあり、萬延二

#### 仕送り人の待遇

年瀧澤利兵衛は、十人扶持、下し置かれ毎春正月五日御年頭、御合印、追手大門夜中定斷の待遇となつた。けれども普通は五人扶持で、其人數は町在に頗る多かつたのである。

仕送人は扶持方の待遇を受くるのみならず、猶次の如き待遇があつた。安政五年には、宗門改の砌、他の者の改以前に於て特別に印形を取る、其時は町役人は間越で、立會仕送人は宗門奉行の同間に入り帶刀で印形をする此時には町役人の怒を招き、町役人皆とか、又長谷川丈兵衛の如く、御仕送中御家中並仰付と申渡されたものもあり、金井文次郎の如く永年調達金御用達を勤めし事に依り、其賞として米六十俵を永々下賜し、其嫡子は代々苗字帶刀を次男以下は苗字社袴を免されたものもあつた。

#### 献金御賞の待遇

#### 献金御賞の待遇

#### 献金御賞の待遇

明和元年に、領内富有の者、海野町土屋勝野右衛門、白木屋嘉右衛門、小泉村三郎兵衛、同十藏、別所村安右衛門、手塚村八郎右衛門、鈴子村義左衛門、下鹽尻村治助の八人で、千四百兩を調達した事があり、稀代の事とて、苗字帶刀を免された。小縣郡年表

明和五年八月十四日、海野町土屋嘉右衛門は

其方儀、年久敷御城下に罷在、商賣體出精致勝手向も宜候趣ニ相聞候。是迄も少々宛御用達金も指出申候ニ付、此度御勝手向御用達に被仰付、御扶持方三人扶持ニ下置候。當時御加役旁御物入多候故、御勝手向御差支候間、此度金七百兩御用達可レ申旨被仰付候、隨分相勵指出可レ申候

と、特に三人扶持を給し、御勝手向御用達を申付くる旨申渡し、且又七百兩の調達を命ぜられた。此年十二月廿一日に至り、来る正月御年頭の際には、御喰積頂戴、獨禮の待遇を與へられたのを見ると、七百兩の御用を達したのであらう。海野町間屋日記、天明五己年十月の條に、土屋嘉右衛門殿於御屋形一格式御詰並、御扶持方貳拾人扶持被下候、依レ之御目付に引渡申候間、左様相心得候様被仰付候。嘉右衛門殿も參り被申聞候。在分にも左之通り被仰付候。

一拾人扶持御詰並

小野儀左衛門殿 山極八郎右衛門殿 倉澤五郎左衛門殿 渡邊惣兵衛殿

丸山忠右衛門殿

一拾參人扶持割番上席

甲田清左衛門殿

とある。これは天明三、四年の頃は、藩の財政極度に不如意となり、酒屋共への御頼み金の返済も御断り、御仕送り金は、來年も相替らず出精するやう頼み入る、そして、其内此暮に五百兩先納して貰ひたいと申込んだ程なれば、かかる際に此等の人々は大に盡力する所があつて、此格式待遇を與へられたのであらう。

文政七年一万六千六百餘兩と云ふ未曾有の調達金を町在に依頼せし時、海野町土屋善八、原町伊藤源左衛門の兩人は各八百兩で、出金高尤も多かつたので、皆家中詰格並の待遇を許され。又弘化三年三月荒井福太郎は多額の献金を爲したので、御賞向永代御免と成つた。

一金千五百七十三兩一分銀五匁

右献金に付御扶持方拾人扶持被下置、問屋次席、年始御禮の節獨禮、追手御門出入定斷、御合印被下置候様。嫡子町年寄次席、次男苗字社杼着用

右書面之通献金ニ付爲御賞永代書面之通被仰付候  
と特別の待遇を與へられた。

御用達金の古證文を差上げし奇特の廉とて、夫々の御賞に與かつた例としては、寛政七年の七月、古證文差上げ奇特ニ付、瀧澤助右衛門は御城内帶刀御免。成澤七郎右衛門、岡崎平助、伴類吉、伊藤源左衛門、伴源七、宮原源五郎、荒井又七の五人は苗字御免。甚右衛門、荒井平右衛門、伴甚三郎の兩名は社杼着用を免された。

又天保五年、塩田組山田ノ池土手に、甘草を植付くるを命じたる時、之に就き人足を差出したき者は

遇多額献金者の待遇

申出づべし。尤人足賃は、百人金參兩の積故、百人差出せば上判、二百人差出す者には社袴着用を許す旨申觸れた。之れも亦献金御賞の一である。

此格式御免の順は次の如くで、組頭格庄屋格割番格等は在分に限る。町には町年寄格年寄頭取、問屋格等があり、年寄頭取は割番並であつた。

一宗門改之節上判

一組頭格

一上下着用

一庄屋格

一苗字

一割番格

一御城外御領分の内帶刀

一御領分より御城内迄帶刀

一他所帶刀

天保四年の改正

天保四年より、他所並に御城外帶刀御免の分は、御城内帶刀を御免とし、他所帶刀の儀は相成らぬ事、

他所帶刀の御免なく、御城外帶刀の分は其儘と改正した。

帶刀御免の者でも、年始其外屋形へ出頭の砌に、刀を屋形内へ持上ぐる事は禁ぜられ、召連れ人ある者は其者に渡し置き、無き者は玄關前の番所へ差出し置き、然る後御座敷へ通ることとなつて居た。又此格式御免の者の中には、何故か帶刀せぬ者もあり、官より帶刀御免の格式を許されたものの中には、帶刀せぬ者もあるとの事なるが、帶刀するやうにと注意を與へた事がある。此は或はかかる格式が、何の價值無きを覺つて居たからであるかも知れぬ。

袴着用も許可を  
要す

袴着用も格式の一と見做された事は

天保十四年二月、是迄宗門改の節、上判申付候者、以後袴着用許可の旨申渡した事があり。文化三年

七月には、御會所御呼出之節、御許席にて獨禮の者は袴着用、惣禮の者羽織のみ、苗字御免の者之に同じと申渡した事があるので判明る。けれども、袴は冠婚葬祭の場合に着用するは、官之を默許の状に置いたことが多い。

年始御禮申上げ  
候者の書出順

次に、文化十三年正月、年始御禮申上候者の書出順、として問屋に申渡した所を記して、當時格式待遇が何故に面倒であつたかを察する資料とする。

一年始御禮七日獨禮にて申上候者書出し順

兩間屋忤是迄之通

獨禮之年寄、海野町原町之無<sub>ニ</sub>差別<sub>ニ</sub>、是迄之通被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候

但平日者、是迄之通海野町年寄、原町年寄と申順ニ候

獨禮之年寄格之者は、獨禮之年寄の次へ、被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>順に書出し可<sub>レ</sub>申候。

無格の獨禮之者は、獨禮之年寄格之次に、被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>順に書出し可<sub>レ</sub>申候。

但海野町原町同日に被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候者は、海野町之方先に可<sub>レ</sub>致候

附齋藤曾右衛門儀は、御參府御歸城之節は、是迄之通瀧澤助右衛門次へ並居可<sub>レ</sub>申、年始御禮等

は無格の獨禮被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>順に候

一右同斷 惣禮にて申上候者書出し順

年寄之儀者、被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候順に不<sub>レ</sub>拘、是迄の通海野町、原町、横町、柳町、鍛治町、紺屋町と申順

に書出し可<sub>レ</sub>申

年寄格之者は、海野町原町之無<sub>ニ</sub>差別<sub>ニ</sub>、被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>順に、年寄の次へ書出し可<sub>レ</sub>申

町  
順

同日同格となりし者は海野町原

御城内帶刀御免之者より、苗字御免之者迄は、無差別被仰付順に、年寄格之次へ書出し可申  
但同日に被仰付候ハゞ、海野町の方先に可致候

上下御免の者、年寄の忤たりとも、無差別被仰付順

但年寄の忤、上判に被成下候ハゞ、上判計の者の上へ、親々の席順に可致候

獨禮之者と、惣禮之者と、一列に書出し候様の節は、年寄役の次へ、年寄格の者獨禮之者無差別被仰付順に書出し、次に御城内帶刀御免より苗字御免迄、無差別被仰付順に書出し、其次へ上下御免之者被仰付順に書出し可申

但一町之内、同日に御城内外、他處帶刀、或は苗字御免被成下候ハゞ、被仰付之高下に、順を立可申候。海野町と原町と、同日に被仰付候ハゞ、海野町の方先に可致外町とても、右に准候

[附]

支配階級に對し  
被支配階級の執  
るべき態度

支配階級と被支配階級

支配階級の者に對し、被支配階級者が執らねばならなかつた禁止注意等を擧げて見る。

仙石領主の時代

天和三年六月廿三日、大手より中、惣て御侍町之内老若共に、すげ笠、あみ笠、頭巾かむり物仕間敷候雨雪降り候刻は格別、道あしく候時分、ほくり無用之事。と申渡した。然し之は貞享二年八月に差し免すことゝ成つた。

元祿十一年二月

侍中に慮外の体あるべからず

松平領主時代

御留川にて殺生  
嚴禁

輕き御奉公人へ  
も慮外すべからず

正徳元年二月、御家中御侍は不レ及レ申、輕き御奉公人へも、慮外不レ仕様に篤と了簡仕、子供下々迄、能々申含め可ニ相守候

同年九月廿六日、下々に至る迄、御奉公人へ慮外無ニ之様可レ仕事

袴参り大小指したる者には禮儀すべし

敷候

藩主入湯に付薬  
師参り大湯入湯  
を禁ず  
ひつし打を禁ず

寛延四年四月三日 藩主別所温泉に入湯、右ニ付町方の者薬師参り、大湯入湯致すべからず  
寶曆二年十月 千曲川に於てひつし打とて、石の下に居る魚を取るを禁じた。之れ御鳥屋の鳥に、障あるを以て遠慮すべしとのためである。

同六年 藩主江戸より歸城の節申渡した諸項の中に

幼年の者たりと  
も土間に平伏す  
べし

一御行列拜見仕候ハニ女は格別、幼年にても、男分は土間に居り罷在、平伏可レ致候。尤女中冠物何にても無用

原町に人立つべ  
からず

といふがある。  
追手に被レ爲入候節、原町へ人立申間敷、見通候様可レ致候。

同九年 町奉行二度原町を通つた事があつた。其時原町中に、三人土間に下りず、に平伏したといふ廉で、

貸家の者は大家迄、又萬屋金兵衛は、父子商賣差控となり、以後此の如き無禮之れなき様嚴重に申付けられ、六月十五日町中に

御家老様、御用人様、御奉行様、町方御通之節、土間に下り下座、急度可レ仕候。如何様之用事、商事

家老奉行等の通  
行の節は如何様  
の用事商事に從  
ふ時も必ず下座  
すべし

と申觸れた。此時若し手離し難き仕事中にて、下座間に合はざれば、飛び下り、後より御付人衆へ、右之赴申上げ、御通り後下座せし事を申置く事と成つた。

同十二年霜月九日

十月廿三日於江戸一若君御誕生被遊、竹千代様と奉唱候。御正腹御誕生ニ付、別而恐悦之由、此旨町内へ知らせ置候様に被仰付候。

一竹と云ふ字恐候様に被仰付候。

藩公若君の名を  
忌ましむ

とあつて、竹之助とか竹次郎とかいへる名は、皆改めたのである。

明和九年六月二日

調達金不可能と  
稱したるに由り  
父子差控を申渡  
さる

土屋嘉右衛門二百兩の調達金を仰付けられしが、調達不可能とて断つた。依て勘定奉行より兩間屋に、内々盡力すべきを依頼し、兩間屋は年寄を遣はして、嘉右衛門に談ぜしも、翌日に至り、嘉右衛門より到底出来難い旨を申出で、同時に差控え居ると申添へた。其爲め嘉右衛門は、親子共何れ沙汰有レ之迄は急度指控居るべしと申渡された。

町奉行通行を見  
て下座せず押込  
に處せらる

安永二年十二月 原町分土橋與助の忤新兵衛は、町奉行が前を通りし時、町奉行と承知し乍ら下座せず、又戻りの途中町奉行を見懸くるや、物影へ隠れた事甚だ不届と云ふ廉で、新兵衛は押込申付けられた。

天明元年七月

雀御用ニ付、御領分中御家中町在共鳥指候義、年々八月一日より來年三月晦日迄、御停止被仰出候尤雀殺生の義は一切不相成候

寛政二年八月二十二日

殿様川干に付一  
殿様河原へ川干に御出ニ付、一日人留被<sup>ミ</sup>仰出<sup>レ</sup>候に付、町々へ申觸れ候  
日人留一月

文化二年十二月

御家人に行逢ひ  
冠物いたし下駄穿きを禁ず  
穿きを禁ず  
在中之者、御家人に對し無禮致間敷候之段、度々相觸置候處、冠り物致し、又は下駄穿きの儘にて通り過候者も有<sup>レ</sup>之赶相聞、役人の内にも心得違之者も有<sup>レ</sup>之候赴、以後右駄無禮の者有<sup>レ</sup>之候に於ては、相糾し急度可<sup>ニ</sup>申付<sup>レ</sup>候。都て何方にても、侍中に對し無禮無<sup>レ</sup>之様、役人は不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>申下々又は奉公人迄も急度相守可<sup>レ</sup>申事

天保六年閏四月、町方に申渡した條々の中に

町方の者共雨天、或は道路あしき節、下駄の儘にて御家人に通り、違ひ候者も間々見受候尤不<sup>ミ</sup>相濟<sup>ニ</sup>事に候。下代共迄不禮不<sup>レ</sup>致候様、主人々より急度可<sup>ニ</sup>申付<sup>レ</sup>候先々より申聞置候通、此末右駄の儀致すに於ては急度咎め可<sup>レ</sup>申候  
と云ふがある。

## 第二十四章 教育

### 第一節 藩の文武教育

(文教)

眞田仙石兩領主時代

第二紀 第二篇 藩の文武教育

眞田氏時代には、文教に關して何等見る所が無い。

政明家臣に命じて大學を講ぜしむる。忠晴學を重んず。松平氏領主時代聽聞し、此後度々此事があつた。けれども、特に儒臣を聘して家臣等に學問を獎勵した事は無かつた。

松平氏領主時代

忠晴學を重んず。

松平氏領主時代に至り、上田藩の文教は漸く興つた。

上田松平初代忠周の父忠晴は學問を貴び、常に左右を戒めて曰ふ「武にして文無ければ則其政日に残暴、文にして武無ければ辟弱に陥る。故に文武偏廢すべきにあらず」と、又常に「學問は年だけたりと雖も、志あらば學ぶべし、左候へば、若き時より學問すれば、早朝より旅行するに似たり、中年にして爲すは、日中より旅行するが如し、老て學問するは、火を燈して夜行くが如し、老たりとも捨つべからず。心に怠なく、人一度せば已れ百度して勤むるに、何かならざらんや」とて、家臣等に毎に學問を獎勵し、駿州田中城に封ぜらるゝや南學の學者谷時中の高弟、莊田琳庵を聘して、家臣等に教えしめた事もあつた。

琳庵の學系

野中兼山  
南村梅軒—天室—谷時中—小倉三省—谷一齋—莊田琳庵  
山崎暗齋

忠周一色芳桂を聘す

忠周も盡し父忠晴の感化を受けたであらう。上田藩主となるや、寶永三年に林鳳岡の弟子一色芳桂名範通、寛延元年歿すを聘し、祿百五十石を給して學を講ぜしめた藩賢事略。上田藩文教の端は茲に發したのである。

一色芳桂の學系

藤原惺窓——林羅山——林鵝峯——林鳳岡——一色芳桂。

林家の學先づ上  
田に入れる

國學の端を發す  
安原貞平

即ち忠周が其家臣等をして學ばしめた儒學系統は、林家の朱子學であつた。忠周は又京都所司代たりし時、京都の人河瀨義胤が、縉紳の家に人と成り、有職故實に通曉せるを以て、聘して顧問としたが、此河瀨は國典にも通じ、兼て又儒學をも修めし人で、後上田に來り、此地に歿したといへば、國學も亦其端を此時に發したものかと思はれるも、其跡を見るべき史料を欠いて、判明しないのは遺憾である。

享保十七年藩主忠愛の時、勢州津藩奥田三角等と相並んで古學派伊藤東涯の高弟であつた安原貞平貞平が東涯門下中であらはれた人であつたのは、元文元年七月七日東涯逝去の後同門の人々より、東涯歿後の跡始末や其著述物などの事に就て、是非共相談したいから、京都に上り来るやう申來り、之に應じて上京した事及師東涯著述書物を校合出版したいと思ふ、故に其校合の爲め江戸上野准后の書籍拜見の必要あるので、江戸に赴く暇を與へられん事を願出て藩の許諾を得た事もある。此等に依るて其一端を窺ふ事が出来るが、上田藩に招聘せられ、二月十九日三十人扶持を給せられて、其學を講ずる事に成り、毎月講譯の日を四日、十日、十八日、廿三日、晦日の五回と定め、詰合家臣等に聽講せしめた。此年閏五月七日、藩主忠愛初めて自ら其講譯を聽いた。上田藩學の肇基は漸く定つた。御五代様御事蹟。

松本藩の學問所は、其創始蓋し寶曆の頃なるべしと云はれ松本市史 又松代藩で江戸の儒者菊池南陽を聘し、十人扶持を給して、藩主及び家臣等が其講を聽いたのは、同じく寶曆年間であると云ふ。松代町史。

此安原貞平の招聘せらるゝに至りしは、先輩井上宜休仁齋の推薦に由ると云ふ。貞平の子邦憲業を父に受け、後奥田三角の許に遊び、古學を究めて歸り、父の業を繼いだ。其弟子桂希言金溪佐々木盛範冀北等其學を傳へ、上田の地一時古學頗る盛なるものがあつた。

## 古學派

安原貞平の學系

伊藤仁齋—東涯—東所

奥田三角

安原貞平—邦憲

桂希言

青木昆陽

佐々木盛範

然れども、未だ藩學校の設立といふ迄には至らなかつた。寛政年間異學の禁あり、安原繼徳は江戸に出でゝ、林述齋の高弟、松崎懐堂の門に入りて朱子學を學ぶに至り、又藩黽明倫堂設置せらるゝや、其惣司の任に當りし加藤彦太夫維藩林家の塾頭となる、山田司馬之助維則等、皆朱子學を奉じたので、古學は殆んど全く其影を潜むるに至つた觀がある。

藩黽明倫堂

上田藩主忠濟、大に藩學を興さんと欲し、文化八年其計劃を立てしも、實現の運びに至らずして、家督を忠學に譲つた。忠學は父の志を紹ぎ、文化十年更に其計劃規模を大にして、郭内新參町の地に學舎を建造し、名けて、明倫堂と稱した。而して、家臣の子弟年十歳以上二十歳迄の者は、必日々出席して學ばせる事とし、若し年齢に達し就學すること能はざる者は、其理由を詳記して、後見人より届け出でしむることとした。又學問に志ある者あらば、年既に老ゐたるも、身分輕き者にても、出校して聽講するを許した。

明倫堂掲示(文化十二年)

定

實行に務むべし

一虚文を去り實行を務むべき事  
學問とは人たるの道を學ぶ所以にして、詞章記誦の謂にあらず。故に君父に忠孝を盡し、親類和睦

文學校掲示

し、朋友に信儀ある類は論に及ばず。平日の行狀篤實循謹にして、かりにも輕薄の風あるべからず。

齒を尙ぶべし

一學校中齒をたつとび候事

學校中幼長の次第をみだるべからず、幼者は長者を敬ひ、長者は幼者をたすけ互に禮讓を重んじ、聊も傲慢の風あるべからざる事

争論堅く無用之事

學校中互に勘忍を專とし、無禮咎等致すまじく、口論がましき義可ミ相慎」、万一捨て置きがたき義有レ之ば、學監へ相達し可レ申事

一行儀正しく言語可レ慎事

學校中不行義なる義無レ之、立居等迄心を用る、御政事の批判、世上の噂等は勿論、其他無益なる

風説雜談堅く無用之事

左に高遠藩進徳館の生徒訓條を記し、當時藩學が文教上留意した點を知る参考の資料とする。

條々

一文武忠孝の道憲るべからざる事

一朋友の交は信義を失ふべからざる事

一長者を敬ひ幼者をいつくしむべき事

一言語を慎しみ行儀を正しくすべき事

一政務の批評致す間敷事

一流言を聞き彼是評議致す間敷事

一親弟の間親愛を主とすべき事

高遠藩進徳館訓  
條

一貴賤を是非し人物を臧否致す間敷事

一實學專一に心掛くべき事

一課程を定め相互に勵むべき事

一互に流派を争ふ間敷事

一書生信實に切磋可レ致事

一教授方の指揮に違背すべからざる事

一御書籍粗略に取扱ふ間敷事

一手習卒爾に臨寫すべからざる事

一様方の習禮平日忘るべからざる事

一席次混雜致すべからざる事

一量負偏頗の取扱すべからざる事

一無益の雑話すべからざる事

山田司馬之助學  
則を撰す

天保四年藩主忠優惣司山田司馬之助に命じ學則を撰ばしめた。最初學校惣司と成つたのは加藤惟藩彦太夫であつたが、加藤は多年在府勤であつたので、山田は講師を以て惣司の事務を攝し、後惣司と成つた。

明倫堂學則

涵養 主敬以立其本

致知 究理以致其知

力行 反躬以踐其實

朱子曰、涵養、致知、力行三者、便是以涵養做頭、致知次之、不涵養則無主宰、既涵養又須致知、

上田藩文武學校

書庫

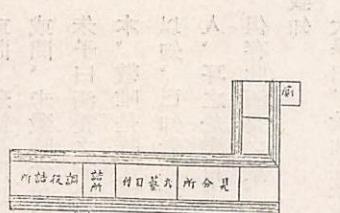
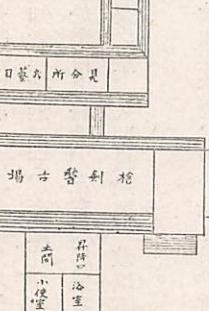
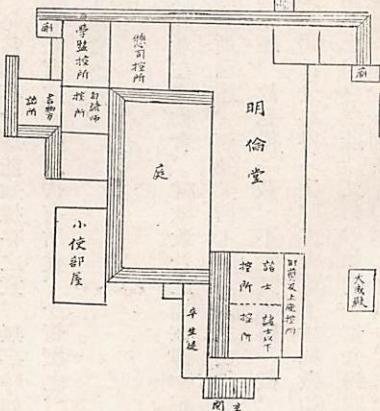
大成殿

間主

諸士  
諸子  
招門

明倫堂

卒生徒



既致知又須力行、若致知而不力行、與不知同亦須一時並了、非謂今日涵養明日致知後日力行也。  
又曰、爲學次第雖有先後、然一齊用做去、大學之書、雖以格物致知、爲用力之始、然非謂初不涵養、而直從事於此也、又非謂物未格知、未至則意可以不誠心、可以不正身、可以不修家、可以不踐履、而直從事於此也、

齊國、但以爲必知之至、然後所以治己治人者、始有以盡其道耳。若日必俟知至而後可行、則夫事親從兄、承上接下、乃人生之所不能一日廢、豈可謂吾知未至而暫輟、以俟其至而後行哉。

### 涵養

中庸曰、道也者不可須臾離也、可離非道也、是故君子戒慎乎其所不覩、恐懼乎其所不聞、朱子曰、所不覩不聞不是閉耳合目時、唯是萬事未萌芽、自家便先恁地戒慎恐惧、不覩不聞之時、便是喜怒哀樂未發處、常提要起此心在、這裏防於未然、所謂不見是圖也、又曰、戒慎恐惧是未發然唯做未發也或問、恐惧是所以養未未發、別思是思索了、戒慎恐惧正是防關、其未然、曰即是持敬否、曰亦是、或問、未發時當以義理涵養。

朱子曰涵養之有義理之義、未有義理之條件、唯一箇主宰嚴肅、便有涵養工夫。又曰涵養當要以敬爲本、敬唯是提起這心、莫教放散恁地則心便自明也。又曰、敬之一字乃聖學始終之要、未知者非敬無以知、已知者非敬無以守、李籛問明道曰、每當遇事、即能知操存之意、無事時如何、先生曰、古之人、耳之於樂目之於禮、左右起居盤盂几杖有銘有戒、動息皆有所養、今皆廢之、獨有理義之養心耳但存此涵養之意、久則自熟矣、敬以直內是涵養之意。

### 致知

大學曰、致知在格物、朱子補之曰、所謂致知者在格物者、言欲致吾之知在卽物而其究其理也。朱子曰、究理者因其所已知、而及其所未知、因其实已達、而及其所未達、人之良知、本所固有、然不能究理、唯是足於已知已達、而不能究其未知未達、故見得一藏、不會又見得一藏、此其所以於理未精也。然仍須工夫日月增加、今日既格得一物、明日又格得一物、工夫更不恁地做如左脚進得一步、右脚又進一步、右脚進得一步、左脚又進接續不止、自然通。又曰、如何一切知得、然理會得已多、萬一有種一件差異底事來也、識得他破只是貫通、便不通底亦通將去、程子曰、格物非欲必究盡天下之

理、又非謂止究得一理則到、但積累多後自當脫然有悟處、方理會得如十事、已究得八九、其一二雖未究、將來湊合都自見得。又曰、萬物皆有理、理皆同出一原、但所居之位不同、則其理之用不一、如爲君須仁、爲臣須敬、爲子須孝、爲父須慈、物々各具此理、而物々各異其用、然莫非一理之流行者、又近而一身之中、遠而八荒之外、微而一草一木之衆、莫不各具此理、如排數器水相似這孟也、是這樣水那孟也、是這樣水各々滿足、不待求假於外、然打破這裏也、只這箇水、此所以可推而無不通也、所謂格得多後自能貫通、只爲是一理、或問觀物察己者、豈因見物而反求諸己乎、程子曰、必然也、物我一理、纔明々彼卽曉此、此合内外之道也、語其大天地之所以高厚、語其小至一物之所以然皆、學者所宜致思也。曰然則先求之四端耳乎、曰求之情性、固切於身、一草一木亦皆有理、不可不察、朱子答陳齊仲書云、格物之論伊川意雖謂眼前無非是物、然其格之也亦須有緩急先後之序、如今爲學而不究天理明人倫、講聖言通也如此而有望所得、是炊砂而欲其成飯也、似未看破此處、程子曰、物必有理皆所當究、若天地之所以高深、鬼神之所幽顯是也、若曰天吾知其高而已矣、地吾知其深而已矣、鬼神吾知其幽且顯而已矣、則是已然々之詞、又何理之所究哉。又曰、必欲究衆之隱微、盡數之毫忽、之尋流逐末術家所尙、非儒學者之所務也。

### 力行

易傳曰、君子終日乾々夕惕若、子曰、君子進德修業忠信所以進德也、修辭立其誠、所以居業也、知至至之可與幾也、知終終之可與存義也、是故居上位而不驕、在下位而不憂、故乾々因其時而惕、子曰、素隱行怪、後世有述焉、吾弗爲之矣、君子遵君而行、半途而廢吾弗能已矣、君子依乎中庸、遯世不見知而不悔、唯聖者能之、子曰、回之爲人也、擇乎中庸得一善則擎々服膺而弗失之矣、子曰、道不遠人、人之爲道遠人不可以爲道、詩云執柯伐柯、其則不遠、執柯以伐柯、睨而視之、猶以爲遠故君子以人治人、改而止。忠恕違道不遠、施諸己而不願亦勿施於人、君子之道四、丘未能一焉、所

求乎子以事父未能也、所求乎臣以事不能也、所求於弟以事兄不能也、所求乎朋友先施之不能也、庸德之行庸言之勤有所不足、不敢不勉、有餘不敢盡、言顧行行顧言、君子胡慥々爾。子思曰、君子素其位而行、不顧其外素富貴行乎富貴、素貧賤行乎貧賤、素夷狄行乎夷狄、素患難行乎患難君子無入而不自得焉、在上位不凌下在下位不援上、正己而不求於人、則無怨、上不怨天、下不尤人、故君子居易以俟命、小人行險以徼幸。子曰、射有似乎君子、失正鵠反求諸其身

天保四年癸巳仲秋初吉

山田維則撰

### 學科目

學科目は修身、和漢文、習禮小笠原流で、教科書は四書、小學、近思錄、五經、左國史、通鑑綱目、溫史、本朝六國史、大日本史、日本外史、皇朝史略、通鑑擧要、靖獻遺言、言行錄、逸史、十八史略等の書に就て教授した。此等の書目は後に追々加へたものである。

定休日

毎日午前八時より十一時迄稽古

五節句及毎月朔望を定休日とした。

入學期日

入學

入學期日は毎年正月十七日を定日とした。若し止むを得ざる事故の爲めに、當日入學し得ざる者は、臨時入學を許可した。若し又他國に出でて修學せんと欲する者は、評議の上之を許し、米三石或は五人扶持を給して、其學費と爲さしめた。

入學の際には、惣司、講師の内へ入門するを例とし、其束修は、必藩札銀一枚(但六十匁錢六貫四百文)と定つて居た。別に家に就て學ぶ者は、此五倍或は十倍等、各其力に相應する所を贈ることとした。  
(高遠藩進徳館には束修は無かつた)

束修

職員

惣司一人 物頭以上用人に二百石前後。若し其人無ければ家老之を兼務す

講師一、二人物頭席百五十石以上

學監二、三人獨禮 知業又は扶持米一定せず

句讀師及助勤十二、三人 平士以上

教授及手傳 定員無し 平士以下

肝煎 諸生中より選み、生徒の取締に任す。後に居業生と改めた。

上座 諸生の中より選み、生徒の上席とす。

惣司は學校全體の事を掌る。惣司勤方は、學校への出席度數、一定して居なかつたが、安政四年五月より隔日出席の事に定めた。

最初惣司と成つたのは、學校創立の事に盡力した加藤彦太夫維藩であつた。彦太夫は江戸林家の門に入り、其塾頭をも勤めた人である。維藩の後には初め上田に於て、桂希言に從て業を受け、後江戸に赴いて古賀精里の門に學び、昌平校に入りて修學した山田司馬助篁軒が惣司と成つた。其後惣司を命ぜられたのは、加藤彦太夫の子彦五郎天山で安政四年頃迄在職した。

講師は句讀師を率ゐて、専ら教授を掌る。

學監は會計及、教育上の得失を監督する。

句讀師は生徒の教授を掌る。

試業所御吟味 試業 試験は御吟味と稱し、素讀、辨、辨書の三種である。

素讀 四書五經の素讀

辨書 四書小學の講義解釋

辨書 四書小學の字義大意を解釋して書き記す

制義

尙此外に、制義と稱し、章意を活動し、古今の事蹟に徵して、自己の意見を述べしむる事も有つた。

此試験課程で修業成績を檢するに、次の三等があつた。

一、惣司の吟味 每年一回若くは二回執行する。

二、年寄中の吟味 三年に一回、重役監督の上之を執行する。而して其成績の優劣を判じ、等級を定め、及第の者には賞品を授與した。

三、御聽又御覽藩主在城中の年、時日を定め邸内の正廳に於て、業を試むることがある、之を御聽又御覽と稱した。此時にも優等の成績の者には賞品を與へる。

松本の崇教館では、試業を學庸濟、四書濟、詩書濟、五經濟、十三經濟の五階級に分ち、定期の大試験は年末に行つた。而して其賞品は、書籍、下緒、扇子、小柄、小刀の四等であつたと云ふ。松本市史。

右の試業の内、年寄中の吟味、即ち大試験の成績佳良なる者には、袴、羽織、書物等の類を賞與し、優等者には出身金米を給した。又試業の結果、四書の大義に通すると認められた者は、武術の一免許に準ぜらるる事と成つて居た。

他處修業者 江戸の聖堂又は他塾に於て修業しつゝある者は、年々一度、藩邸に於て、講義又は技術を試験することとなつて居た。

生徒數は凡百名内外であつた。

皆勤者

三ヶ年、五ヶ年、七ヶ年の皆勤者には、夫々賞品を授與した。其賞品は小杉、中折、木綿地若くは書籍等であつた。而して九ヶ年間皆勤の者には、特に俸祿を賜與し、仕籍に入れ、以て獎勵した。

釋 菜

釋 菜

文政三年、明倫堂内に大成殿を建て、朱熹滄州學舍釋菜の義を斟酌し、春秋二回<sup>二月 八月</sup>釋菜の禮を行つた。其時には藩主祭主と成る、若し藩主在府中或は止むを得ざる事故の爲めに祭儀に臨むこと能はざる時には、家老或は學校惣司之を代理した。此日には諸生に、神酒を賜つた。

天保十年に藩主忠慶は此所に朱文公を配享して大成殿と稱した。

明倫堂出版書籍

明倫堂出版の書籍は、童蒙訓、五常五倫名義、四書白文、靖獻遺言疎義、尙此外に、明治三年に出版した、四書に明倫堂で音訓を施したものと参考として左に記載する。

覺

一四書[官許]大平紙本

五冊  
丈八寸  
幅六寸  
五分

右者當藩學校明倫堂音訓ヲ加へ生徒に教授仕度候間開版之儀

御許容被三下置候様奉レ願候 以上

上田藩公用人

般越精一郎

大史御中

附紙 開版之儀聞届候刻成之上二部上納可レ致候也

庚午七月

大

史

(小縣郡年乘表)

信州諸藩の學校

信州諸藩の藩費

第二紀

第二篇 藩の文武教育

左に信州諸藩の學校設立の年代を、参考の爲め掲げて置く

松本藩 寛政五年崇徳館設立

高島藩 享保三年長善館始稽古所と云ふ設立

高遠藩 万延元年進徳館設立

飯田藩 安永天明の頃儒臣を聘して士族に文學を教授せしめしと云ふ

龍岡藩 安永元年修業館後尙友館と改む設立

岩村田藩 元治元年達道館設立

小諸藩 文化二年明倫堂設立

上田藩 文化十年明倫堂設立

松代藩 嘉永五年文武學校設立

須坂藩 天明年間教倫館後立成館と改む設立と云ふ

飯山藩 文化年間長道館設と云ふ

### 武教

武藝稽古所演武

演武場掲示

武藝の練習は、文學校(明倫堂)設立の時、武藝稽古所(演武場)を其内に置き、槍術、劍術、柔術を教授し、又弓、鐵砲、馬術等の練習は、他所に其場を設けて教授した。

一武藝稽古之儀は、非常の備一己の嗜たる間、常々無油斷可相勵一事

一武藝は勝負を專と致事に候得共、禮讓を守り、喧嘩口論を慎み、行儀正しく、相互に術を研ぎ、私の遺恨を不レ挾、他の批判すべからざる事

一萬事師家の撻を守り、私として勝負の諍論致すべからざる事

## 武藝稽古所職員

職員は武藝惣司、師範、世話役等の職を置きしが、後武學校と稱するに及び、武學校惣司一人、頭取二人目付、三、四人、範築定員無し、世話役定員無し、専業生、上座等の職員を置いた。

## 武學校の開閉

武校學の開閉は、文學校に同じであるが、師家に就く者は、毎年正月、其宅で流祖の神位を設け酒饌を供し、人を集め其技術を演し、後神酒を開く、之を稽古始とする。此日生徒の多くは入門するのである。其術の教授の方法は、皆師家の意に任せることと成つて居た。弓銃は命中の成績に依り、優劣を判し、撃劍、柔術等は試合を爲し、其進歩の様子に依て、目録、免許皆傳等の獎勵法を以て、其術に出精せしめた。演習の時間は、弓銃は毎日午前八時より午後四時迄、撃劍、柔術、居合等は隔半日。馬術は毎月五六度なりしが、萬延元年より、撃劍は毎日練習することに改めた。

江戸武藝稽古所  
江戸武藝稽古所を設けて、忠優自らも出でて稽古を爲し、在府の藩士に稽古道具を貸與し、壯年の者は勿論、公用多忙の者にても、用務の暇には、武藝の修練に努めしめた。

## 武學校の武神

文學校の聖廟に對し、文久二年正月十八日建御雷命、經津主命、建御名方命の三柱の神を祭て武神となし、毎年一月開校の日を以て其祭典を執行し、此日には諸生に神酒を頂戴されることとした。

## 試業及皆勤者賞

武學校に於ても、文學校と同じく修業の成績を試験した。而して其方法は文學校の其れと略同様であった。弓術は競射の成績に據つた、今左に萬延二年二月競射一肩千射、尺二的、拾五間距、半數以上の申り矢の者を擧げて一班を窺ふ事とする。

## 八百五十九本

相馬錠三郎

## 八百二十九本

村上鑄三郎

## 七百八十八本

宇野八十平

## 試業及皆勤者賞

## 八百五十九本

相馬錠三郎

## 八百二十九本

村上鑄三郎

## 七百八十八本

宇野八十平

安政六年の皆勤者

卷之二

卷之三

卷之三

卷之三

宇野鐵三郎  
山下愛之助

名前

宇野八十平

槍、槍。  
術、術。  
七、十。  
ヶ、ヶ。  
年、年。

鈴木太良

馬術五ヶ年

宇野八十平

柔術五ヶ年

奥村謙之助

同、同  
上  
七、  
ヶ、  
年、

柴田林藏

槍術七ヶ年

田村ノ百詩

列、  
奇、同、  
七、上、  
丁、  
王、

日下部一太郎

卷之三

此年武學校内に、兵學所、數學測量所、醫學所を置いて兵學、數學測量及醫學を教授した  
忠禮公御代 松平家所藏

兵學所條目二月二十一日  
發表

一兵者國家の存亡、人民の生死に關り候、大切な事業に候間、第一忠孝の大節を根本に致し、實用に

兵道を磨き、常に相勵み候儀肝要之事

一兵學者一人一騎の心得方より、大軍の運用、守城、攻城、陸海の戰法、築城、台場、砲、陣營の製造、兵糧器械運漕の法、惣て軍陣に關り候程の義は、無レ缺所、廣く要用便利の道を擇び、互に不レ狹ニ私心ニ公平に切磋論究致し可レ申事

一兵制の得失、器械の利不利等は、ことに自然と變革の次第も有レ之候間、古法に泥み、一家一流の成法を守り候類にては、偏固に陥り全勝難レ得候間、博く和漢西洋の兵書に涉り、兵理を明に辨へ、彼我形勢の得失利鈍等詳に察し、時勢人情に適し候、實用の兵道を磨き、必勝の道を求むる様心掛け可レ申事

一萬事禮讓を守り、私の爭論堅く相慎み、若し難ミ捨置義ニ有レ之節は、掛り役人へ可ニ申達一事  
一火之元常に入念大切に可レ致事

此所に於ては、兵要錄等は重なる教科書であつた。

#### 數學測量所條目

一數學測量之義は、治亂日用の技術に候へば、常々無ニ油斷相勤可レ申事

一忠孝の大節を元とし、専ら實用の技術を磨き、一己の利益に陥らず、士道の本意に適候様、可致義肝要之事

一火の元常に入念大切に可レ致候事

#### 醫學所條目

一醫術の義は、人命の生命に關係致し、不容易ニ大切の技術に候間、博く和漢西洋古今良醫の正書に依り、文義意味合等常に精密に講究致し、實地に臨み、過失無レ之様心掛候義肝要之事  
一治療之義は、貴賤貧富の隔なく、忠實に心を盡し、仁術の本意に適ひ候様可レ致ニ精勵ニ候事

一萬事禮讓を守り、私の爭論堅く相慎み、若し難ミ捨置ニ義有之節は、掛リ役人へ可ニ申達候事  
一火の元常に入念大切に可致候事

此醫學所へは醫員を招聘して、藩内の醫師及醫業志願の子弟をして、醫學を學ばしめ、一方病院を置いて、患者の診療を爲し、一には醫學生の實地練習となし、一には患者救濟とした。明治三年九月柳見仙を醫術教師として聘用、翌年四月十九日次の如き布達を爲し、望みの者は診療を受けしめた。

來ル廿四日より醫學寮相開、醫道の義柳見仙に相任セ置候ニ付、病氣の面々、勝手次第丁日五時より八時迄之内、同所に罷出治療受可レ申事

此時定まりたる診療藥價等の規定は

醫學療定則

一 診察ハ丁ノ日五時ヨリ八時迄之事

但急症等ニテ惣テ時刻ヲ移シ難キ病症ハ、右日限時刻ニ拘ラズ候事

一 延診ハ半ノ日之事

但病症ニ依リ、當所へ難罷出面々ニ限リ候事

一 調合ハ毎朝五時ヨリ八時迄之事

一 藥料ハ詰合史生ニ直様相納可レ申事

(藥價表省略)

(御布告留)

醫學所の参考書として、鍾美館に買入れ、又寄附された醫書は、次の如き種類で、當時醫師として、如何なる書が讀まれたかを知る資料ともなる故に、此所に記載して置く

鍾美館に御買入書目

御家中御醫師在町醫師より献上取調

|             |          |        |
|-------------|----------|--------|
| 一 傷寒論       | 一部       | 代八匁五分  |
| 一 雜經本義      | 一部       | 代四匁五分  |
| 一 素問次註      | 一部       | 代廿七匁   |
| 一 靈樞        | 一部       | 代九匁    |
| 一 傷寒論辨正     | 一部       | 代二分    |
| 一 名數解       | 一部       | 代十三匁五分 |
| 一 傷寒論集成     | 一部       | 代三十匁   |
| 一 金匱要略輯義    | 一部       | 代三十六匁  |
| 一 樂作通義      | 一部       | 代二十一匁  |
| 一 經穴纂要      | 一部       | 代六匁    |
| 一 玉篇        | 一部       | 代二分二朱  |
| 一 蘭書字引      | 廿七卷      | 代二兩    |
| メ 金三兩二朱     | 銀百五十五匁五分 |        |
| 右 醫學所買入れの分  |          |        |
| 一 大同類聚方     | 十卷       |        |
| 一 本草綱目      | 四十五卷     |        |
| 一 遠西名物考     | 三十六卷     |        |
| 右 藩醫十四人より献上 |          |        |
| 一 類經        |          |        |
| 四十卷         |          |        |

田町 田中休川

|   |   |            |
|---|---|------------|
| 本草綱目  | 四十五卷  | 高橋俊岱内弟子    |
| 本草指南  | 二卷  | 小笠原良碩？     |
| 和蘭藥鏡  | 三十八卷  |            |
| 名物考   | 三十六卷  |            |
| 同補遺   | 九卷  |            |
| 金匱要略輯義  | 十卷  | 原町 成澤七郎右衛門 |
| 傷寒論輯義   | 十卷  | 浦野組醫師七人    |
| 外臺秘要  | 廿四卷   | 鹽田組醫師十五人   |
| 東醫寶鑑  | 廿五卷   |            |
| 本草序式例抄  | 廿七卷   |            |
| 東垣論十病書  | 十七卷   | 鍛冶町醫師三人    |
| 丹台氣論疏抄  | 十六卷   | 洗馬組醫師七人    |
| 玉案  | 十五卷   | 田中組醫師二人    |
| 歎經本義擴遺  | 三十一卷  |            |
| 一千金方  | 三十卷   |            |
| 傷寒論述義   | 二卷  |            |
| 金匱述義  | 二卷  |            |
| 此他傷寒論輯義   | 十卷  |            |
| 此他傷寒論述義   | 二卷  |            |
| 以上は此當時の醫書中、上田藩に集つたもので、當時如何なるものが讀まれしかを知るを得る故此に記したのである。 |   |            |
| 幼生寮   | 萬延元年、學校の組織を改革せし時、幼生寮を設け、文學校に附屬せしめ、九歳以下の子弟をして就學させ、専ら讀書、算行、筆道の三科を教授することとした。此出學年限中は、外の藝術修業には、出席するに及ばぬ事とした。病氣又は故障にて缺席したる者は、翌日其趣を父兄より、學監に届け出でしむる事とし、稽古の時間は、朝五ツ時より夕七ツ時迄とし、九月より二月迄は辦當持參、三月 |            |

(師岡史料)

より八月迄は、辨當持參に及ばず、此時は八ツ時より出席することとした。

筆學は漢様

入學の日は、毎月五ノ日とし、其日には袴着用のこと、然し幼生年齢中は、袴着用には及ばない。入學者の年齢は前以て學監に届出づること。筆學は漢様に改むること但手本は學監に。出席の印は、父兄より渡して置くべきこと。筆學の諸道具は銘々持參すること。八九歳の面々は、大雪雨の節は、不參するも差支無いこと、などを規定した。御規則留

少し進歩せる生徒には、時々、日用文などの細字の練習を爲さしむる事も有つた。身體運動には、夏季は教師附添の上、千曲川の水泳、春秋二季には、附近の遠足登山等を行て。體力を養ひ、又膽力を練る爲めには、下河原に於ける死刑囚斬罪執行等の事ある時は、教師引率の下に、此を觀せしめた事もあつたと云ふ。此寮は廢藩置縣の際、閉鎖せられしも、幾もなく學制施行と成り、此所に在學せし生徒は、松平學校に轉入學するもの多かつた。松平學校が信濃全國中尤も早く小學全科の卒業者を出せしは此故である。藩立學校 鄉友會月報

### 鐘美館

鐘美館 文久二年三月文武學校の寄宿舎として鐘美館を設けた。其定目は左の如し

#### 鐘美館定目

- 一 入寮中課業の通文武の業不<sub>レ</sub>怠相勤可<sub>レ</sub>申事
- 一 寮中飲酒堅制禁の事
- 一 外出日數定の外妄に不<sub>ニ</sub>相成<sub>ニ</sub>候事
- 一 書物稽古道具着類等不<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>散亂候様、夫々片付置可<sub>レ</sub>申事
- 一 每朝掃除致し可<sub>レ</sub>申事
- 一 火之元常々入念大切に可<sub>レ</sub>致事

此館の主管人は舍長と稱し、席格は學監に準ず。俸祿は一定しない。此下に世話役があり、平士以下

徒士迄の者之ニ命ぜらる、俸祿は一定して居ない。

元治元年二月二日文武寮の規則を制定した。

文武寮規則

文武寮規則

一在寮の面々御條目之趣堅相守寮中の義は總て舍長に承り文武の道専ら修業可レ致事

一入寮の義は専ら德行を磨き道藝を練候事肝要に候へば、相互ニ自他の差別を忘れ、誠實を以て義理實用を研究致し、聊も輕浮の風華靡の技無レ之様可レ被レ致事

一寮中齒徳を尊び禮讓を本とし傲慢の風儀無レ之様可レ被レ致事

一入寮の面々文武偏廢致し候儀不ニ相成レ候御趣意に候、尤性質の異同學力の淺深に隨ひ、修業の順席も又一齊に難ニ相成レ一時文武一方に片寄候義不レ苦次第も有之レ候得共、右何れも入寮の砌寮長へ篤と質問致し、課業の次第取極候て、其旨同所へ書出置可レ被レ申事

一毎朝明ヶ六ツ半時銘々起揃ひ、着袴致し夫々業に就き、夜は五ツ時四ツ时限にて休息可レ被レ致候。

右制限外發聲讀書詩吟不ニ相成レ候事

但春分より秋分まで五ツ时限秋分より春分迄四ツ时限の事

一寮中無用の遊戯、鄙猥の雜談堅く停止、並稗史小説を讀候義、是亦可レ爲ニ無用ニ事

一外出の義ハ一ヶ月終日兩度、半日六度、舍長へ相届け出入可レ被レ致候事

一御定刻延引歸寮の面々、當分の内稽古出の外禁足慎の事

學校の經費

文學校の經費は百石と定めた。此は筆墨紙薪炭及小部の書籍費で、大部の書籍購入費、試験の賞品費等は別途の支出であつた。武學校の經費は判明しないが、文學校よりは小額であつたらうと云ふ。學校經費は文久以後に至ては頗増加したとの事である。

學校の經費

## 學校の建物

所在地は現在の上田小學校南校部の所に在つた。瓦葺建物二棟茅葺建物二棟で、文學校建坪は凡百五坪、武學校建坪凡九百五十坪、總地坪二千四百坪なりしが、後鍾美館、幼稚寮、弓銃演習場、病院等増設せられ、總地坪六千四百坪建坪は凡千坪に達するに至つた。舊上田藩立  
校取調要項

## 第二節 寺小屋即ち平民教育

江戸幕府時代に於て、農工商等平民階級の兒童を教ふる所を寺小屋と稱した。此寺小屋といふは、鎌倉時代以後、寺院の僧侶が、其近所の兒童を寺院に集めて、讀書習字など教えたことから此名が起り、江戸幕府時代に至り、僧侶、士、浪人、神官、其他農商工等の事に從ふ者にても、少しく學問ある者が村落兒童を集めて、讀書、習字、算術を教へたのも、亦皆寺小屋といふたのである。此寺小屋は、平民階級の者に取つては、唯一の教育所であつた。

## 上田町及城下村の寺小屋

小縣郡内の寺小屋の中では、最も早いのは延寶年間に開始されたと傳はる、鹽田組古安曾村春原正次の寺小屋で、之に亞いでは享保三年始つた上塙尻村の佐藤信厚の寺小屋である。其他は天保以後なるが多い。我上田町の寺小屋は、皆文化文政以後の創始で、其師匠たりしものは藩士が多かつた。

## 上田町寺小屋一覽表

| 開業年代 | 廢業年代 | 男女徒數   | 調査年代 | 師匠氏名    |
|------|------|--------|------|---------|
| 文政年間 | 天保年間 | 男二十五〇〇 | 天保年間 | 田幡東右衛門  |
| 同    | 嘉永年間 | 二五〇〇   |      | 伊藤與一左衛門 |
|      |      | 嘉永年間   |      |         |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 文 | 安 | 嘉 | 安 | 同 | 嘉 | 文 | 文 | 文 | 同 | 天 | 文 | 文 | 同 | 天 | 保 |
| 久 | 政 | 永 | 政 | 年 | 永 | 冰 | 化 | 政 | 年 | 久 | 保 | 化 | 久 | 年 | 保 |
| 年 | 年 | 年 | 年 | 間 | 年 | 年 | 年 | 年 | 間 | 年 | 年 | 年 | 年 | 間 | 年 |
| 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 | 間 |
| 同 | 明 | 慶 | 明 | 治 | 同 | 同 | 安 | 同 | 明 | 弘 | 同 | 明 | 同 | 同 | 明 |
| 明 | 治 | 應 | 治 | 元 |   |   | 政 |   | 治 | 化 |   | 治 |   |   | 治 |
| 治 | 元 | 年 | 年 | 間 |   |   | 年 |   | 元 | 年 |   | 五 |   |   | 元 |
| 元 | 年 | 年 | 年 | 間 |   |   | 間 |   | 年 | 間 |   | 年 |   |   | 年 |

一  
五〇 五〇

|      |      |      |      |      |     |   |   |   |   |   |      |      |      |      |     |        |         |
|------|------|------|------|------|-----|---|---|---|---|---|------|------|------|------|-----|--------|---------|
| 文久年間 | 安政年間 | 文政年間 | 天保年間 | 嘉永年間 | 久年間 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 文久年間 | 天保年間 | 文政年間 | 文久年間 | 久年間 | 船越久太夫  | 増田秀實    |
| 文久年間 | 安政年間 | 文政年間 | 天保年間 | 嘉永年間 | 久年間 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 文久年間 | 天保年間 | 文政年間 | 文久年間 | 久年間 | 金子宗玄   | 堂海風古松白鷺 |
| 文久年間 | 安政年間 | 文政年間 | 天保年間 | 嘉永年間 | 久年間 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 文久年間 | 天保年間 | 文政年間 | 文久年間 | 久年間 | 加藤右中   | 新田義徳    |
| 文久年間 | 安政年間 | 文政年間 | 天保年間 | 嘉永年間 | 久年間 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 文久年間 | 天保年間 | 文政年間 | 文久年間 | 久年間 | 廣瀬助左衛門 | 新田義徳    |
| 文久年間 | 安政年間 | 文政年間 | 天保年間 | 嘉永年間 | 久年間 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 文久年間 | 天保年間 | 文政年間 | 文久年間 | 久年間 | 岩崎彌門   | 新田義徳    |
| 文久年間 | 安政年間 | 文政年間 | 天保年間 | 嘉永年間 | 久年間 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 文久年間 | 天保年間 | 文政年間 | 文久年間 | 久年間 | 渡邊熊吉   | 新田義徳    |
| 文久年間 | 安政年間 | 文政年間 | 天保年間 | 嘉永年間 | 久年間 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 文久年間 | 天保年間 | 文政年間 | 文久年間 | 久年間 | 小林權右衛門 | 新田義徳    |

|      |      |       |        |
|------|------|-------|--------|
| 私塾   | 同    | 明治初年  | 一五〇    |
| 安政年間 | 同    | 同     | 同      |
| 嘉永年間 | 安政年間 | 一〇五〇〇 | 小林央    |
| 文政年間 | 安政年間 | 二〇〇〇〇 | 澤野原敬助  |
| 同    | 文久年間 | 二〇〇〇〇 | 成澤寛経   |
|      | 文久年間 | 二〇〇〇〇 | 田中良右衛門 |

安原、桂、加藤、諸氏の漢學。竹内氏の數學。其私塾に於て、弟子の力に應じて相當深い所まで、教授したのであらうと察せられる。然し寺小屋と稱したものゝ多くは、讀書は實語教、今川狀、庭訓往來孝經の類を教え、四書に及ぶは希で、習字はいろはより始め、名頭國盡し消息往來等を習はしめ、算術は僅かに乘除等の淺近のものに止るが多かつた。

### 手習師匠

又手習師匠といふて文字通り習字を教え、御家流とか唐様とか流義の別を立て習字を主とするものもあつた。けれども、町在の商人百姓の兒童には、實語教や童子訓の読み方などを教ふるものあつた。

### 東修、謝禮

此手習師匠の所に入門する時は、束脩一朱位の金子に、菓子一折位を添へて贈る。寺入の時に机文庫は持參するが例である、月謝と云ふものは無く、たゞ正月、盆、節句等には、金一分或は二朱位を謝禮として贈り、其外年一回疊換料として、一朱か二朱、冬は炭代として一朱若くは二朱位を贈るばかりであつた。習字の手本は、いろは四十八文字、數學、十干十二支、童子教草、日本國盡、名頭字、官名盡、消息往來、庭訓往來等を、師匠自ら書いて與へる。女子には日本國盡の次に、東海道五十三驛読み込みの歌、即ち都路といふもの及び源氏名位を習はしめた。習字數は、尤初は中折紙を四ツ折にして四ツ折にして四字習ふ、即ち四シ書である、此四ツ書三、四ヶ月となれば、六ツ書となり、九ツ、十二、十六

書等、次第に字體を小さくする。教授の時には、師匠は時々机の間を見巡つて、初學者には背後より親しく其手を執つて、運筆筆法を教える。時々清書を出して、師匠の批評を仰ぐのであるが、唐様では、褒印に○を附ける、其丸の數多きを良とする。御家流では、梅の花で其褒め方の差等を附けたと云ふことである。此は初學者獎勵の爲めであつて、稍進んだ者には、「今一と際」とか「一と際出精可致」とかの獎勵的文書を書き添へて返すこともあつた。

(郷友會誌)

### 城下村寺小屋表

### 城下村の寺小屋

城下村即ち舊小牧村、諫訪形村、中之條村、御所村の寺小屋を日本教育資料を主とし他の資料を参考して表示すれば左の如くである。

| 村名   | 開業年代 | 廢業年代 | 男女 | 男生徒數 | 調査年代 | 師匠氏名   |
|------|------|------|----|------|------|--------|
| 小牧村  | 嘉永六年 | 明治五年 | 男  | 五〇   | 明治五年 | 片岡源次郎  |
| 同    | 同    | 同    | 女  | 一九   | 同    | 片岡清次郎  |
| 諫訪形村 | 重化元年 | 同四年  | 男  | 五〇   | 同四年  | 荒井助次郎  |
| 同    | 天保九年 | 安政元年 | 女  | 一八   | 同四年  | 宮下唯十   |
| 中之條村 | 明治二年 | 同六年  | 男  | 四〇   | 明治五年 | 日下部直造  |
| 御所村  | 文久年間 | 明治六年 | 女  | 二五   | 明治五年 | 田中瀬左右門 |
| 同    | 寛政二年 | 文政四年 | 男  | 一五   | 同    | 田子榮三   |
| 御所村  | 文政六年 | 文化三年 | 女  | 一五   | 同    | 田子榮三   |
| 文政五年 | 文政四年 | 明治元年 | 男  | 一二五  | 明治元年 | 田子榮三   |
| 安政六年 | 安政六年 | 一二五  | 女  | 一五   | 一二五  | 一五     |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 男  | 八    | 一二五  | 一二五    |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 女  | 八    | 一二五  | 一二五    |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 男  | 六    | 一二五  | 一二五    |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 女  | 六    | 一二五  | 一二五    |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 男  | 四    | 一二五  | 一二五    |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 女  | 四    | 一二五  | 一二五    |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 男  | 二    | 一二五  | 一二五    |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 女  | 二    | 一二五  | 一二五    |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 男  | 一    | 一二五  | 一二五    |
| 同    | 一二五  | 一二五  | 女  | 一    | 一二五  | 一二五    |

同

萬延元年

明治六年

三九

田子榮三溫

同

寛政二年

文政十二年

二三

文化元年

田子玄誓

同

天保元年

慶應元年

二〇

嘉永三年

田子玄祐

同

慶應二年

明治六年

一五

明治四年

田子鶴雄

### 小牧村の寺小屋

大正五年城下村より提出した郡誌材料控に據れば小牧村大福寺境内に在る、法印慶延の筆塚は、元治元年三月、慶延の門弟等の建てたものである。されば大福寺住職たりし法印慶延は、此村の兒童を集めて教えた事あるのが確かに判知り、此は眞の寺小屋であったのである。



訓往來、習字、算術を教えたと云ふ。

御所村の田子榮三恭頼は、寛政元年より天保三年迄、五十人の弟子を教え、二代榮三尙廉父の業を紹ぎ、文久元年迄三百余人の弟子を教え、三代榮三溫廉は文久二年より明治六年に至る迄、百八十人の弟子を教育した。此内二代尙廉の門弟中、中之條村の上條則重、田中瀬左衛門、中澤源左衛門、諏訪形村

田子三代

の宮下理兵衛などの高弟は、各々其居村に歸りて寺小屋を開き、子弟に教授した。又田子玄誓二代田子玄祐三代田子鶴雄後玄誓と云ふは、寛政より明治六年迄の間、代々醫術の傍、寺小屋の師匠を爲し、田子榮三と共に著はれた。此内二代玄祐は、伊那高遠藩の中村元恒の門に入り、漢學及醫學を修め、後郷里に歸り、醫の傍弟子に四書、五經、算數、習字等を教授し、其門に入るもの百餘人に及んだと云ふ。

中之條村の寺小屋

中之條村

御所村田子尙廉の高弟上條則重は、弘化年間より文久年間に至るまで寺小屋の師匠となり、寺子二百八十人を教養したと云ふ。

諫訪形村の寺小屋

諫訪形村

御所村田子尙廉の高弟宮下理兵衛は、明治初年より同六年迄寺小屋を開き五十有余人の弟子を教えた。

## 第一十五章 學者、史料蒐輯

### 第一 節 學 者

上田の學者中、所謂史的價値ありと思はる二、三を記して見ると

安原貞平

一 安原貞平

貞平の師伊藤東涯は、人と爲り寡默沈靜、恭儉謹慎己を持し、溫厚にして他人の學說を排詆する如きは決して無かつた。同時に江戸に出き物徂徠は毎に東涯を臧否して止まなかつた。然るに東涯は大に之

と異り、奥田三角は長く東涯に親炙せし人なるが、其間貞平は唯一度「物氏の文は譬へて言へば、鬼面を被つて小兒を嚇かすやうなものである」と云ふたのみであると云ふ。此の如き人に従つて其學を修めしことなれば、貞平も必ず其感化を受けたものと想像される。貞平が上田に在りし時の態度は酷だ之に似て居る。居常寛裕從容として慍れる顔色を見はした事無く、聲譽を求めず一に師の説を講述し、眞摯なる學者態度を以て、淳々として弟子に教ふるのみであつた。藩主忠愛の世子忠順の傳となり大に敬重せられた、此故に寶曆年間百姓一揆勃發の際には、衆の推す所となり、江戸に上り、時の藩主忠順に説いて家政の改革を斷行せしめ、又郡奉行の要職に當り、騒動後の處置を善くした等の功績ありしは、蓋し、學識深かりしのみならず、其人格操持の他に異なるものありしが爲であらう。此人にして造詣深き古學を講ぜしことなれば、其學風は一藩の仰ぐ所と成りしを察することが出来る。

### 津田有榮

### 二津田有榮

封内神官の爲め  
に神代卷を講ず  
ふ。

### 桂希言

伊藤仁齋及東涯に就いて古學を修め、又、國史、神典を好み、吉川惟足流の神道を研鑽し得る所あり。當時封内の神官等は三部祓を誦するのみで、其本義を知る者が無いと云ふ有様であつた。有榮は之を歎き、享保年中封内神官等の爲めに、日本書紀神代卷の講義をした。此事あつて後初めて神官等は、神道を學ぶの必要を覺つたと云ふことである。此頃に神官啓蒙の此舉ありしは、特筆する價値あると思ふ。

### 三桂・希言

安原貞平邦憲の父子に就て古學を修め、聖學原論、聖學志要等の著ありしも、希言は常に學びし所を實踐活用せんことを考へ、郡奉行に任せらるるや、己を持する儉素方正、民を導くに孝悌の道を以てし、専ら民俗を厚くせんと勉めた。又山林濫伐のことが水源枯渇灌漑用水不足の大原因なるを思ひ、意を山林の事に留め、庶民に諭して濫伐を戒むると同時に、植林護林の事に注意せしめ、以て有用の材を育成  
績多し

緇門訓蒙

封内孝民傳及異  
行傳  
山田維則

し、兼て水源涵養に資すこととした。之れに依て後人の其澤を被むること甚多かつた。又此頃封内僧侶の風大に素れ、蟬聳すべき状態であつた。希言大に之を憂へ、屢々注意書を出して戒飾する所があつた。寛政元年の戒諭は白河駿翁公之を見て、此は普く天下に教うべき警訓であると稱したのことである。文化九年には華頂山智恩院迎譽大僧正は、之を見て、「幼學の良道初心の痛鞭之れに若くはなし」と激賞し、緇門訓蒙と題し自ら序を書いて之を刊行した。希言の如きは濟世の功ある學者と稱すべきものであらう。此外希言の著した封内孝民傳、異行傳の如きも亦以て人を教うるに足るものである。

四 山田維則

余我知教の篁軒先生逸事中に、先生於經義最其所長、嘗訪東湖藤田氏偶談及大學三綱領八條目之説、先生辨之詳明矣、藤田氏正襟避席而敬服聞之云とある。以て其學の深かりしを察することが出来る。又常に「上の好む所は風を爲し、上の尙ぶ所は俗を爲す、故に上たる者孝悌を好み仁義を尙べば、風俗自ら善厚と成る、上に立つ者心せざるべからず」と言ふて居た。

此篁軒の心血を濺いで作つたのは明倫堂學則で、之を以て諸生教育の心核とし、篁軒自ら惣司の位置に居り、嚴正教導の任を盡したのは、蓋し滿堂の諸生をして肅然緊張以て其業に精進せしめた事は想像される所である。

竹内善吾

鹽田組山田村に生れ、刻苦精勵苦學すること多年、算學の蘊奥を極め、文化年間上田藩に召し出されて勘定所の役人と成り、或は地押に、或は地圖描製に従ひ、其功績を認められ、給人格まで昇進した。天保十二年江戸に於て當時の我國算學者中の名ある者を選び、相撲番附を作りし時、東方大關の位置に据えられた。

若し中央江戸の地に在りしならば、天下の算數家にして、其門に學ぶ者も定めて多く、名聲甚だ揚が

數學者番附  
東大關

りしは疑を容れぬ所である。地方上田に僻在せしも、其門に學ぶもの百を以て算するに及びしと云ふ。中に就き小林忠良は其尤なる者で、彼は有名なる算法瑚璉を著はして、其名を海外にまで知らしむるに至つたのである。此忠良が善吾に師事せし事は、算法瑚璉の自序中に、上田之城山先生者能究ニ其術ニ而至ニ其蘊奥ニ者也。於是執レ費以見ニ先生遂學ニ其術ニ專心致心日夜講究者十餘年于ニ此頗似レ有ニ所見ニ矣の一節があるので明である。善吾曾て「吾邦の算學は、其初學ぶ所は有用中の有用とも稱すべく、極めて必要である。中に學ぶ所は一見無用の如くなるも、中には有用缺くべからざるものがある、故に之を擇で學ばなければならぬ。其終に學ぶ所は厘毛の極微を拆くに至るも、實は無用と稱するも差支無い」と述べしことありと云ふ。此は濫りに算數の學に志すも、徒に高尚なるを研究せんとする者を戒めたのだからうと思はれる。此算學の大家にして此言あるは大に傾聽に値すべき所と思はれる。

## 成澤寛經

家業を營み乍ら傍國書を蒐め、國學古典を研究し、造詣頗る深く、其教を受けし者の中に、明治維新の際勤王の舉に加はつた、丸山徳五郎も在つたと云はれる。

## 大塔物語上梓

此寛經が文學上顯著な功績と稱すべきは、大塔物語上梓の事で、此書の價値に就ては加藤維藩が其序中に、後小松天皇之代年紀綿邈事跡難シ審、信州僻遠載籍不レ具、且其抗命荷戈之家承統漸滅、宗祀不レ存、當時信州擾亂之情狀、及著姓甲族據ニ有土地ニ者之名姓、除ニ此書外絶不レ聞レ有ニ記レ之者、雖ニ小冊子哉、實可レ謂ニ空谷足音ニ矣と述べて居り、又現時史界の權威某博士は、若し學界に金鷄勳章授與の制あらば、此大塔物語刊行の功は、當さに金鷄勳章受領の價値あるべしとまで、激賞された事がある。此書の跋に原昌言は、此書蓋沙門堯深所自書、文正紀元堯深年七十一、距ニ應永庚辰ニ僅六十七年、蓋堯深僅下於ニ其幼時ニ目撃及鄉俗所より傳而記レ之其爲ニ實錄ニ不レ可レ疑也と陳べて居る。史籍として上乘なる者なるは之等に依ても略察する事が出来る。

此刊行に就ては、寛經は頗る迷惑を被つて居る。此物語出版の際、此事を江戸昌平校に伺出で、開板差支なしとの事で上梓せし處、上田藩より、上田藩に届出でし後、昌平校に伺出づべきものなるに、其手續に違へる故を以て、寛經は奉行所に呼び出され、尋問の末、次の如き口上書を差出してし漸く事濟となつた。

## 口 上 書

乍恐奉ニ申上候、下誠訪祝今井藏人と申仁私知人に付、先年相尋候處、大塔物語と申文正年間の古寫本爲見候ニ付、借受罷歸り謄寫仕置、其後出府の節、江戸英大助と申書林懇意ニ付、右の物語仕候處、珍書にて無類の品に付、開刻致候様勧め吳れ候ニ付、序、跋等相添、上木用意仕候處、右大助方にて出版賣出申度と、達て相頼候ニ付、任其意右板下遣候處、今般出來の由にて試摺差送り申候、以前可レ奉レ伺儀も相辨不レ申、不調法の始末深く奉ニ恐入候得共右新刻本相添乍レ恐奉ニ申上候以上

亥六月

原町成澤七郎右衛門

物語上梓と原昌  
言の助成

此書上梓に要せし費用は、皆寛經の捐財であつた。此原寫本は蟲蝕も多く、且普通の字書にも見當らぬ、読み難い字の多きを、其儘寫し取て種々上梓助成の勞を執つた、原昌言の功績も忘るべからざるものである。本書は應永の初期に於ける信濃史の重要な史料なるは勿論、南北朝合一の後に至るも、兩朝对立抗争當時の利害感情は、清算和融の域に至らなかつた事を察し得るので、一般國史上より見るも、亦貴重の史料たるを失はぬのである。

猶寛經は、此物語の外に、祖父以來丹精して蒐錄し置きし、古器物の模寫の内、古鈴古鏡の二種を尙古圖譜と題して出版せんとしたが、大塔物語尋問の事などあつたので中止した。其は此尋問の節、前の口上書と同時に藩に差出した口上書に

一同 古鏡模寫一帳

乍レ恐申上候右開板の儀は、私祖父物數寄に御座候て、古圖類多く集め置候趣、京都書林、城戸市右衛門へ物語候處、當今右体の品賣方宜敷ニ付、上木仕候ばば有益なるべしと相勧め吳れ候に付、近來及見聞候事迄相加、河田今之亟様へ伺書差上候處、開板不レ苦旨蒙ニ御免候儀に御座候 以上

亥六月

原町成澤七郎左衛門

(原町問屋日記)

若し此圖譜が刊行されたなら、定めし斯界に貢獻する所、多かつたと思はれるのに、中止に至つたのは誠に遺憾である。

平野邦慶  
田毎月丸

七、平野邦慶

田毎月丸

天明の頃加賀白雄出で、俳名を世に馳せた頃、上田に雲帶、如毛、麥二などの俳名で俳諧を善くし地方に其名を知られたが、雲帶は家號萬屋と云ふ吳服問屋であり、如毛は小堺屋と云ふ酒造業者、麥二は鑄物師を業とせる常田鍋屋の主人であつた。此等の人々は平素算盤を彈くのが其本業であつたのに、傍ら所謂平民文學に趣味を有ち、此技を樂んだのは甚面白い現象である。文化文政の頃には、上田の地も流石に泰平の氣分漲り、隨て町人中にも茶の湯生花など數寄風流の技を試むるもあり、又平民文學を弄して消閑の慰とする者も多くなつた。其頃藩の元方、簞笥奉行などの職に任せられ、勘算の事務に從て格勤の廉を以て加居た平野邦慶は、曾て江戸に在りし時、「大抵御覽狂歌大體」を著はして狂歌に於ても、増された事がある。亦名高かりし朱樂漢江の門に入て、狂歌を學び其堂奥を究め、闇夜落葉を即詠して、斯道の大家太田南畠を驚かせたと傳へらるゝほど狂歌堪能の士であつた。かやうな人が郷里上田に永年住居して、狂歌の範を垂れ、鄉黨を導いたので、勘算の事に營々たる商人等の中にも、喜んで其道を學ぶ者續出し、雁々亭棹成、富貴亭統成其他様々の狂名を以て、狂歌を詠するに至り、其風靡然として市在に弘まり、上田

は實に狂歌の一中心と成るに至つた。

### 上野尙志

小縣郡年表

其著書も頗る多く、其教養せし弟子も亦尠くない、乍レ去此人の最も心血を傾注したものは、蓋し小縣郡年表の編撰であり、そして今日に至るも、尙世を益しつゝあるも、此著であらう。此年表は筆を上代に起して明治維新後迄至て居る。而して其稿を改むこと數回、大成の後之を刊行せんと期した事と想はれるが、遂に上梓の運に至らずして了つた。此書は其記述所論苟もせず、概ね史料原據に依るものが多い。故に近年小縣郡の歴史を書き又言ふもの、之に據るが多い。然るに今や纔かに現存する稿本も、既に蠹魚の蝕する所となつて不明の箇所渺なからざるは惜しむべきである。

### 加舍白雄

徳川幕府の獎勵より、漢文學大ニ興隆した。其反動の氣分と、我日本國を自覺するに至りしより、國史古典の研究漸く起り、國學の勃興を見るに至りし頃、俳壇にも亦元祿の蕉風を復興せんとする氣運が天明の頃大に勃興した。

俳聖芭蕉の没後は門弟等各門戸を張り、互に他を排擠し駁論を事とし、遂には俳論の域を脱して、浅ましくも人身攻撃に及ぶもあつた。其角の洒落風と名づくる一種の俳風を創唱せしより、蕉風の俳壇は次第に俗化墮落するに至りしが、此洒落風は水間沾徳に傳承せられ、同時に文學上には何等價値も無く、眞の遊戲文學に過ぎぬものと云はるゝ化鳥風と云ふが起り、而して沾徳其角等は入式點料などの掲を定めて收入を圖り、銅息紛々たる業俳の端を開きしより、此風年を経ると共に增長し、俳壇は慨歎嘆蹙すべき狀であつた。かゝる際我上田家中の人で、芭門伊勢の岩田涼菴の流系なる、白井鳥醉の門に入りて深く蕉風を學び、夜半亭與謝蕪村、暮雨庵久村曉台、南無庵高桑闡更、雪中庵大島蓼太、無爲庵樗良と共に天明の六俳客と呼ばれた加舍白雄は、俳諧の眞髓を傳へんとて、俳諧寂葉を著はし、大に正風の鼓

### 俳諧寂葉

### 天明六俳客

吹挽回につとめ、遂に關東の俳風を一變した功績は大なりと謂ふべきで、俳家奇人傳に、蕉風の中興と稱するも過讚では無いのである。

白雄の句には、和語を用ひて漢語を使用せしは殆んど無い、雅語を用ひ又雅語的新語を用ひるも、極めて美文的の語を選んで使用し、又故に古語を使ふことを爲なかつたとは、明治俳壇の泰斗正岡子規の言である。此點は或は涼苑の伊勢風に基因するにあらざるか、若し然りとせば其は他に異なる彼の特色を見るべきであらう。

白雄は門弟頗る多く常世田長翠、倉田葛三、藤原保吉、鈴木道彦、榎本星布女、建部巢兆、鹽田溟々川村碩布、戸倉天姥、小河原雨塘等其道を繼ぎ各其名著はれて居る。

## 第二節 史書、史料の調査及修史

享保年度幕府の  
搜書

- |                 |       |         |        |
|-----------------|-------|---------|--------|
| 一、享保年度幕府の史書調    |       |         |        |
| 享保七寅年正月幕府は左記の史書 |       |         |        |
| 一新國史            | 一本朝世紀 | 一寛平御記   | 一延喜御記  |
| 一令              | 一令抄   | 一弘仁式    | 一貞觀式   |
| 一爲政錄            | 一風土記  | 一本朝月令一律 | 一律集解   |
| 一類聚國史           |       | 一令集解    | 一法曹類林  |
|                 |       |         | 一類聚三代格 |

を目録として、其有無を調査報告すべきを諸藩に命じた時、上田藩は其調査を上田町兩間屋惣年寄に命じた、其時間屋年寄連名で正月廿八日

從<sub>ニ</sub>御公儀様<sub>ニ</sub>御尋被<sub>レ</sub>遊候御書籍、御目錄之通寺社迄委細吟味仕候處、右之通りの御書籍一卷も無<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>候爲<sub>ニ</sub>後日<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>件

として町奉行梅戸仁左衛門迄届け出た。

第二紀 第二篇 史書史料の調査及修史

三四三

幕府より青木文  
藏の出張調査の  
通知

二、青木文藏甲信兩州の書籍舊記探訪調査

元文五申年八月幕府より、左の書付を以て、甲信兩國內の幕領大小名領及寺社領に對し、寺社奉行支配人青木文藏の探訪には書籍舊記等の調査に便宜を與ふべきを命じた。

一寺社奉行支配青木文藏儀甲州信州國中相廻り、所々書籍其外舊記等可ニ相尋候間、神社佛閣町在共に、書物見申度旨申出候ハマ無レ滯爲致ニ披見ニ寫取候儀并本書預り候儀、文藏申通り、可レ致ニ對談候。且又文藏旅宿之儀在方町方寺社とも是又無レ滯宿貸し可レ申候。勿論賃錢之儀は可レ致ニ相對ニ爲レ其如レ斯候以上

申八月

木伊賀守印  
水守  
神守  
河守  
神守  
大守  
山守  
志守  
因守  
越守  
牧守  
本守  
中守  
守

甲州信州  
御領私領寺社領  
諸寺社中  
在中

上申書年寄の  
兩町問屋年寄の

同年九月廿五日上田藩は、右に關する調査を領分内町村役人に申付けた。十一月に至り上田町役人より藩に差出した届書は

此度書籍其外舊記等御尋御用として、青木文藏様當國御廻り被<sub>レ</sub>遊候ニ付、御吟味被<sub>ニ</sub>仰付候ニ付、町中悉く詮議仕候得共書籍舊記等の類一切無<sub>ニ</sub>御座候以上

申十一月

兩町年寄印

右之通吟味仕候處相違無<sub>ニ</sub>御座候以上

兩間屋名印

覺

一當寺之儀天正年中寺地引替被<sub>ニ</sub>仰付、其節真田安房守様御書付壹通御役人書付壹通所持仕候、此外は舊記等無<sub>ニ</sub>御座候以上

十一月

横町願行寺

右之通吟味仕候處相違無<sub>ニ</sub>御座候 以上

として古書付二通願行寺所持する旨を届出た。

又當番問屋原町助右衛門より次の如く藩役所に届出た。

覺

一、昌幸公御書物 二通 一、同御代御役人書付 一通

右海野町喜三郎所持仕候

一、昌幸公御代御役人書付 一通

右海野町半助所持仕候

一、眞田伊豆守様御書付 一通

右間屋太郎兵衛所持仕候

- 一、眞田安房守様御狀 一通  
右海野町彦左衛門所持仕候  
一、昌幸公御代御役人書付 一通  
右鍛治町十郎平所持仕候

覺

- 一、信玄公御書判 一通  
一、同 御朱印 四通  
一、昌幸公御書付 一通

- 一、眞田左衛門様御時代書付 一通

- 一、古來傳馬書付 一通

右原町遠州屋久左衛門所持仕候

- 一、信玄公御朱印 一通

右原町北國屋德兵衛所持仕候

右之外町分吟味仕候處書籍舊記無御座候 以上

申十一月

助右衛門

青木文藏來信に  
就き幕府よりの  
地方への注意

然るに青木文藏の信州に來たのは翌寛保元年の七月で、其前六月に幕府より左の注意があつた。  
從<sub>ニ</sub>公儀、青木文藏殿書物御用の爲め、今度信州へ被<sub>ニ</sub>相廻<sub>ニ</sub>候。神社佛閣町在共に別紙之通書籍書物其上舊記所持候へ、可<sub>ニ</sub>差出<sub>ニ</sub>候。右之上にても品に寄猶又文藏殿御領私領共、寺社は勿論村々へも相越可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>申談<sub>ニ</sub>候間可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>對談<sub>ニ</sub>候、最旅宿之義は町在寺社共に無<sub>レ</sub>滞借し、賃錢の義は可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>相對<sub>ニ</sub>候間可<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>其意<sub>ニ</sub>候。

一百年以前寺社に不レ依何書付又手紙等の類にても什物等の書付又は有來候古き書付不レ残、或は右御朱印等の書付寫しに致し、本書差添可ニ差出候。引合本書は返し可レ申候。  
百姓町人或は其所に罷在る浪人にも感狀其外手紙田畠ニ付候書付、不レ殘可ニ差出候。  
百年以來の書付は入不レ候申。

右之通可得ニ其旨候

と申觸れがあつた、故に年代寛永年度の末頃以前のものと限られたのである。

此時青木の宿所は原町笛屋九郎右衛門方で、七月二日まで滯在し三日埴科郡に向つた。此時借用の上江戸に送られて、翌年返済と成つたのは、遠州屋久左衛門所持の書付五通であつた。在中で差出したのは、下之郷神社の古書残らずであつた。

### 三、明治二年の社寺舊記調

沓掛史料兼子日記中明治二年六月七日の所に

#### 社寺舊記御調方

上野健藏様  
廣瀬大助様

右御方今七日明六ツ時御出宅、踏入村始め社寺御見分有レ之候、常田村方町方分、夫より書後當村へ御出、里宮小野宮内方へ御立寄、夫より瓦燒龍寶院、夫より金昌寺、淨樂寺、圓成寺、常樂院、夫より毘沙門堂。翌八日早朝より配當屋御見分、夫より大輪寺、藥師堂御見分、天王堂矢吾宮兩社御遠見。山口白山宮へ御出で、夫より大星、秋葉、二子、夫より熊野宮御遠見にて海禪寺へ御出で、夫より呈蓮寺八幡宮御見分。

の記載がある、此時社寺舊記の有無取調を爲たものと思はるゝも、此二人が上田領全體に亘て調査した

青木の手に借入  
られられ江戸に送りし文書

## 東大史料採訪

るや、將又上田城下町附近のみなりしか分らない。そして其結果成績も判明しない。

四、東大の史料採訪  
明治二十二年東京帝國大學編年史編輯の史料採訪として、山梨、長野、靜岡の三縣に、編纂委員文科大學教授星野恒及同書記田中義成を派遣した。長野縣へは八月より九月に亘り、一ヶ月間の出張で一通り採蒐を行へた。此時採蒐の文書は左の三種に分類して、官報を以て發表した。官報所載中の上田町に關係あるものは左の如し

甲種 舊史の闕を補ひ其誤謬を訂し、特殊の功用あるもの

鎌倉以前希覩の書類若くは帝王の宸翰英傑の筆蹟も亦此種に入る

乙種 事實の考据に資する者

後人の綴輯に出るも裨益ある者及地誌地圖の類皆此種に入る

丙種 事跡の参照に備る者

其偽造顯然たるもの他の比較に充る者亦之に屬す

明治二十二年官報掲載中、甲種に屬する者、長野縣内に百六十三通一卷一冊、其中小縣、郡、八十四、通であるが、下之郷、生島、足島、神社所藏の、武田信玄願狀一通武田諸士起請文八十三通で、他には甲種に屬する者は無い。今左に上田町内に所藏されて居たものを、官報一九六一號以下一九七八號に至る迄に據て記載する

乙種に屬するもの

武田勝頼朱印 天正四年八月二十五日 一通

眞田昌幸朱印 天正十五年八月十四日 一通

眞田信之朱印 慶長六年八月十二日 一通

右小縣郡上田町小野伴次郎所藏

足利基氏祈禱狀 康安二年二月廿三日 一通

右 同郡同町 大宮社所藏

武田信玄定書 永祿五年十一月七日 一通

同人寺領還付狀 永祿六年七月廿八日 一通

眞田信幸寺領安堵狀 慶長六年 一通

右同郡同町海禪寺所藏

加藤左馬助狀 十月十一日。天正十五年七月二十一日。慶長三年八月二十日。

文祿五年閏七月二十一日。十月二十九日。五通

右同郡同町河合直義所藏

秀勝狀 十月十七日 一通

信俊外一人狀 一通

右同郡同町正榮寺所藏

武田家朱印 永祿九年壬八月二十四日。元龜三年十月十六日。天正四年十一月十一日 三通

武田信玄狀 元龜三年十月八日 一通

右同郡同町神尾倉次郎所藏

武田信玄朱印 永祿九年閏八月十四日 一通

右同郡同町向源寺所藏

百合叢志 六冊

右同郡同町成澤伍一郎所藏

内種に屬するもの

加藤明成狀 寛永五年十月十八日 一通

右同郡同町河合直義所藏

眞田家朱印 申十一月二十四日 一通

眞田昌信感狀 天正十一年正月二十九日 一通

右同郡同町宮下周平所藏

猶参考として、三縣に出張した星野教授の復命書中、上田地方に關係ある所を抜摘して記して置く

武田氏の信濃に入らざる以前は、木曾、小笠原、諫訪、仁科、村上諸氏其他分領す、然れども書類に至ては、木曾は三十余通、諫訪仁科は十余通、小笠原は貞慶以前見る所なく、村上は數十通あるも皆質造にして真正のものなし

武田氏書類の史料に必須なる者を舉ぐれば、生島足島神社の武田將士起請文、同社及松原、戸隠社の信玄自筆願文等は屈指のもの。生島足島神社の信玄天文二十二年社領安堵狀を觀れば、村上氏を翦滅すると同時に土地の處分をなせしなれば、其政務の周到を知るべく、富田村仁科甚十郎文書に據れば、武田の領地越後の境を壓するは明白にして、上杉氏角力に因て川中島四郡を領するの非は攻めずして自ら破れ、又野尻城跡分明ならず、野尻辨天の般若經北佐久安養寺に在れば、上杉氏の守備必此地に在らずして、宇佐美定行の事跡有無の間に在ること亦推知すべし。

山本勘介署名の文書は盡く僞物にして、眞蹟一通も無ければ、武功雜記述る所事實を得て甲陽軍鑑の勘助が事實は斷じて捏造なりとす。

修史

仙石中興家傳追加一卷の撰

元祿三年仙石政明家臣加藤太左衛門杉原源太左衛門の二人に命じ、從祖父政勝と協議して、中興家傳追加一巻を撰せしめた。仙石家譜

### 安原貞平の修史

安永八年松平忠順安原貞平に命じ、先侯累世實錄を撰せしめた事がある。貞平其時年八十二才

### 松平代々實錄取調松平御歴代

明治二年六月廿二日

上野健藏  
山崎良介

### 右之者共

御代々様御實錄取調被仰付候間、御先代よりの古書覺書之類所持之面々は、同人懸合次第差出候様可レ致候事

### 右書面之通御家中一統に演説す

左に序を以て上田藩士の著述せる諸書を参考の爲め、書名と著者を記載して置く

(御布告留)

| 上田藩士の著書 | 書名     | 著者    | 書名   | 著者   |
|---------|--------|-------|------|------|
| 七十二侯圖詠  | 後凋軒公子著 | 私意切解  | 六藝筆談 | 篠原宗弘 |
| 繼志錄     | 佐聞可    | 野邊枝折  |      | 桂道信  |
| 道學辨     | 佐誠齋    | 赤穂義人錄 | 六卷   | 同人   |
| 歴代大略    | 平手重庸   | 三從抄   |      | 同人   |
| 本朝風俗問   | 同人     | 別墅溫泉記 |      | 同人   |
| 昔傳拾要追考  |        |       |      |      |



|                    |         |      |
|--------------------|---------|------|
| 讀辨道                | 靖獻遺言疏義  | 加藤勤  |
| 東岳集                | 四書訓點    | 同人   |
| 兵要                 | 政記翼解    | 同人   |
| 性論                 | 大法性神社考證 | 同人   |
| 運龜遺稿詩              | 上田築城考   | 同人   |
| 普闊公子遺稿             | 川瀬義胤    | 山極   |
| 霖寔先生遺稿             | 井上直元    | 津田有愛 |
| 宜休遺稿               | 山田伯鷹軒   | 同人   |
| 心休雜說               | 國造辨     | 同人   |
| 以上藩賢事略卷末に記載せるものに據る | 論語古義譯傳  | 同人   |
| 六臣明辨錄              | 先候累世實錄  | 同人   |
| 神道蕃障辨              | 檢見秘傳再考  | 同人   |
| 踐言錄                | 後篇      | 同人   |
| 鶯蛙集                | 算梯      | 竹内善吾 |
| 詩文集                | 租稅算梯    | 安原貞平 |
| 近思錄詳解              | 兵學空蹄    | 同人   |
| 仰惟錄                | 兵家發蒙    | 八木千之 |
| 藩賢事略               | 銃砲提要    | 同人   |
| 爰ら里人談              | 千字文諺解   | 同人   |
| 同人                 | 孝經參考    | 同人   |
| 同人                 | 西洋兵制考   | 同人   |
| 勝俣守繼               | 中節錄     | 上野尙志 |
| 同人                 | 輔儲君衍義   | 同人   |

六々日鑑

同人

藤の下露

同人

勸懲第一步

同人

小縣郡年表

同人

藤の基蔓

同人

無爲算隨筆

勝俣守謙

藤の榮蔓

同人

(郷土誌)

## 第二十六章 藩事雜載

天皇御即位獻上品

### 第一節 天皇御即位獻上品

享保二十年櫻町天皇御即位の式を擧げさせ給ふ。此時九月二十一日屋形に家中の者を呼び集め、此度天皇御即位ニ付、京都へ御使者を遣はし、御祝の驗として獻上物捧呈の事、及使者十七日上田出發の由を告げた。

此時京都への使者は、佐治八右衛門が命ぜられた。

獻上物

禁裏に 御太刀一腰 御馬代銀十枚

仙洞に 御太刀一腰 御馬代銀五枚

此獻上に對し使者佐治八右衛門に

今度就御即位 太刀目錄進獻せられ目出度被思召候、此段罷歸伊賀守殿へ可レ被申達候

と薦室大納言より挨拶があつた。

(松平家歴代御事蹟)

## 第二節 將軍家への献上物

在所產物の者

仙石氏獻上の品

(一) 仙石氏の献上品

仙石氏領主の頃には、信州産の眞綿が献上された。問屋日記の中、元祿七年四月十五日の條に

調上げ申眞綿之事

一、御、献、上、御、綿、二貫五百目

一、御、召、御、綿、十二貫目

一並、御、綿、十貫五百目

一、澁紙二十五枚代七百二十八文

代金メ三十九兩一步五百二十八文

又同八年七月三日の條に

調上申眞綿之事

一、御、献、上、御、綿、二貫五百目

一、御、召、御、綿、十貫目

一並、御、綿、九貫五百目

代金メ三十六兩二分八百八文

の記載がある。此御献上御綿とあるは、將軍家へ献上のもので、御召御綿とあるは藩主用のものであつたのである。

(二) 松平氏の献上品

松平氏の時

第二紀 第二篇 将軍家への献上物

寒中雉子

例年寒中雉子 一籠宛

此獻上は、忠愛の代享保十四年十一月十九日、獻上したのが始であらう。毎年寒の入り前に、上田から江戸表へ、獻上の雉子員數を問合はず、江戸より員數何程、何日獻上と云ふ申越あれば、之を郡奉行勘定奉行に通達する。獻上日が、寒に入つて十日目頃であれば、寒の入より三日追鳥を爲し、勘定奉行の報告に依り、檢分の上萬一不良の者、又は員數揃はぬ時は再び追直しをする。そして獻上日に間に合ふやうに、其雉子を滯なく江戸に持參する使を差立てた時は、年寄中へ其趣を通告する。

大掛りの追鳥  
此雉子を獲る爲めに、毎年大掛けの追鳥をしたものである。今此處に、寶曆十年十二月行はれた追鳥狩の様子の一班を記す。

追鳥の一例

十一月廿七日に、紺屋町八幡方面から、東方染屋方面までの間に於て、追鳥を行ふ事、同時に若し町方へ、雉子の落つる事あらば、早速狩場所へ届け出づべく、若し隠し置かば、曲事たるべしと達し、又町分より、鳥追勢子に出づる者には、次の如く申觸れた。此追鳥に町分から出た者は、原町分小頭二人を加へて三十二人、海野町分三十人合計六十二人あつた。此者共に

朝七ツ時、紺屋町八幡宮大門に集り、詰所は八幡社より西方、町裏の川端通に立並ぶ事次の合図で行動を起す

- 大鐵砲で一番手、烽火で二番手が操出し
- 大太鼓で一聲に喊聲を揚げる
- 大筒で染屋の方に廻つて追ふ

其より、願行寺裏より大宮迄の町裏に至つて其處に立並ぶ。其間に鳥を獲たものは追鳥狩の役人に届け出る。

此追鳥は朝から始て染屋に至りし頃、晝飯時と成り、鐘太鼓打交せの合図で晝食、七ツ時過ぎ鐘の合図で解散引取と成つた。参加者は寶曆二年十一月、當郷の追鳥狩には、家中は惣出勢子は二千二百人であつたから、此時にも家中は無論惣出であつたらうし、塙尻組の各村からも、鳥追勢子が出た事と思はれるから、其人數は頗る多勢であつたと思はれる。此時の獲物は雉子四十三羽であつた。問屋日記、藩公獲物の數實錄

### 藩公の本陣

此日藩公の本陣は紺屋町八幡裏に置き物頭四人足輕二十人、物頭一手へ五人宛附いて、鐵砲は二十挺携帶内十匁拾挺。

此雉子も、安政末年頃に至ては、其數漸く減少し、將軍家以外に配分する程の獲物を得ること困難となり、次の如く伺ひ出た。

例年此節献上仕候在所之雉子、當年領内拂底にて、漸く献上候程ハ有レ之候得共、御配分は行届兼候、如何可レ仕候哉此段御内意奉レ伺候以上

(安政五年)十二月十四日

松平伊賀守

(栗山史料)

之に對し紀伊守よりの附箋は「不レ及ミ配分ニ候事」とあつた。

### 駒の獻上

駒の獻上之事は、忠周の代享保十一年八月十四日將軍家より、上田領分内より駒出づるや否と尋ねられた。其時一ヶ年六七疋は出生する、然しあまり良い駒では無き旨を言上したが、同十三年十一月、四年、五年に一度駒献上を命ぜらるた。此時獻上した駒は

小縣郡武石村出生鹿毛三才三寸七分

四、五年に一度  
駒献上を命ぜらる  
る  
武石産の鹿毛駒  
を獻す

献上猶豫願

であつた 暫筆

此後享保二十年の八月七日には、青毛の駒を献上した事、歡良院實錄に見へて居る。

爾後五年毎に献上して來たが、寛政十一年には、献上すべき程の良駒が無かつたので、如何いたすべきやを伺ひ出たるに、献上に及ばない、上田表在所に於て飼ひ立て、献上し得る駒が出來次第、追て獻上すべく、又献上の年に至らば、駒の有無をば申出づべき沙汰があつた。其後献上の年に至るも、良駒の出生を見なかつたので献上しなかつた。安政二年の献上年に又次の如き伺書

拙者領分駒獻上之儀、享保年中被仰渡五ヶ年目致獻上來候處、年々出生駒減少、可レ致<sub>ニ</sub>獻上駒無レ之に付、如何可レ致哉之段寛政十一未年相伺候處不レ及<sub>ニ</sub>獻上於<sub>ニ</sub>在所<sub>ニ</sub>飼立出來次第、追而可レ致<sub>ニ</sub>獻上候。尤獻上年ニ至候はゞ、有無共可<sub>ニ</sub>申達一段以<sub>ニ</sub>附札<sub>ニ</sub>被仰渡候。然る處其後獻上年に至候ても、出生駒無レ之候に付、其節々相伺候處右同様以<sub>ニ</sub>附札<sub>ニ</sub>被仰渡候。又候當年獻上年に候得共、前書之通にて可レ致<sub>ニ</sub>獻上<sub>ニ</sub>在所飼立之駒無レ之候依之可レ致<sub>ニ</sub>如何哉相伺申候以上

三月七日

松平伊賀守

之に對し同月十一日附札にて

不及<sub>ニ</sub>獻上候於<sub>ニ</sub>在所<sub>ニ</sub>飼立出來次第、追て獻上可レ致候。尤獻上年に至候はゞ、有無共可<sub>ニ</sub>申聞候と前々の如く申渡された。此後献上は恐らく出來なかつたであらうと思ふ。

出生の駒無レ之とあるが、文化十四年二月、藩より領分内に申渡した觸の中に、在中に於て駒出生の節は早速届け出づべく、其駒の中、或は御取駒にもなる事あるは承知して居る筈なるに、近來は駒出生すれば、此は他處からの預り駒と云觸し、孕み馬は窃かに他處に預け、其處にて出生せしむるなど、奸手段を弄して、出生の駒を隠し届け出でぬ者もありと聞及ぶ、以外不埒の事、と戒めて居る等から考へると、或は駒出生が無いのではなく、隠して届け出が無かつたのではあるまいか。此の如きに至るは、駒に就て、藩の獎勵保護と云ふやうな事は無く、たゞ駒運上取立のことのみを考へて居たからであらう

かくては良駒の出るやうに成る筈が無い。

年中獻上物覺

年頭 御太刀銀馬代

御謠初 御盃代 但御本丸斗

端午 御時服二

八朔 御太刀銀馬代

重陽 御時服二

歳暮 御時服二

正月中 干鰯 一箱

夏土用中 葛粉 一箱

九月中 大和柿 一籠

十月中 御麿鞆 十指 般十柄

寒中 雉子 一籠

參觀御禮之節 御太刀 一腰 綿 二十把

御馬代黃金拾兩 一疋 在府御禮之節 干鰯 一箱

昆布 一箱 御樽 一荷

此は松平璋之助家督相續の時、父伊賀守差上げたる通り、向後自分も獻上致すべくやを伺ひたるもので、之に對し「可レ爲父時之通候」と附札あつたのである。

りんきん

正徳の初頃、六、七月の間屋日記に、海野町問屋太郎兵衛が、藩會所に出頭した時、元方より、りん

りんきんの御用は大切な事故、向後は、兩間屋にて買ひ調へて、差上げるやう申付けられ、八月二日りんきん八千四百、首尾能く上納したこと、諏訪領分、瀧之湯近所井戸川村に、りんきんある由を聞き、七月十二日又市、久次郎の二人が出懸け、十五日晚景迄に其數七千上田着のやうに取計はせ、其費用として、金四兩二分錢一貫文を渡したこと、又六月二十日りんきんの御用仰付けられ、七月五日前金一兩持たせ、松本へ人を遣し、同十五日りんきんの熟否見届けの爲め、松本に人を遣はしたことなどの記事がある。

察するに、之も亦献上したものかと思はれる。他領に近人を遣はして、求めさせた程のりんきんであるので、領分内に在るりんきんの木は、取調べて其持主に、大切に保護させた、故に若し其林檎の樹を、伐り取る必要ある時は、其理由を述べて、伐り取りの許可を出願したのである。享保十二年八月廿一日、原町の林檎の樹所有者より

りんきの木 長一丈四尺 丸目通り一尺五寸程

右私裏に年久しく所持仕候處殊之外蟲有レ之、其上他の作物の障りに罷成迷惑仕候、御慈悲に切り申候  
様奉レ願候被レ爲ニ仰付レ被レ下候はゞ難レ有可レ奉レ存候以上

として、之に間屋の奥書印形の上、奉行所に差出したものがある。之に據て考ふると、此頃まで林檎が  
献上されたものであらう。

### 第三節 藩年中行事（文化三年頃か）

藩年中行事

松平氏時代

正月元日

元日

家老中老用人大寄合以下御徒士格に至るまで出殿、藩公に元日の祝詞を述べ、喰積（喰積は蓬萊飾の事に盤に米麿地勝栗昆布野老馬尾を頂戴す。尤も格式に従ひ祝詞言上の間席、喰積頂戴の場所異なる。（藩公在藻などを盛りたるもの）を云ふ）

府の時は大寄合以上隠居迄年頭の賀状を差出す)此日溜之間に於て、明二日、明後日三日嘉例の、乗初射初の、御馬役弓太郎家老より申渡す

萬延二年には土屋嘉右衛門年頭祝儀言上

二日兩間屋年賀

二日

大寄合以上の隠居、家老嫡子、御禮喰積頂戴。海野町原町兩間屋御禮、奏者番披露。

萬延二年には

鹽尻組割番鎌原村田中良左衛門、關常右衛門、田中吉右衛門、丸山五郎、林定右衛門、年頭祝儀言上御喰積頂戴。次に鍛冶町依田見節、房山村沓掛眞意、鍛冶町關口道悅、年頭祝儀言上

馬場に於て乗初式あり。藩公出御の時は、往返共年寄中以下、馬場横手へ出で平伏。

馬場は仙石時代に馬場町に在りしが後、金昌寺の北に移した、之を新馬場と稱し仙石時代 地圖松平氏

の時には大手内西方に在つた。

三日

射初式、藩公出御の時には、建間手前にて御出御歸の節、年寄以下御時宜

金的射上の者

此式の時弓太郎は御射初式相濟の上、染絹一反を拜領す。金的を射揚げた者には賞賜あり。大寄合以上は郡内縄、詰並格迄染絹一反、御徒士格は金百疋、足輕は一貫文。而して金的射上の者は、其矢を

紺屋町八幡社に奉納するを例とした。(紺屋町八幡參照)

此乗初、射初の式は、明治三年廢止となり、鐵砲打初式に替つた。其時の達示は

乘初射初の式鐵  
砲打初式に替る

御藩從來正月之初を以て、御乗初御射初之式被爲行候儀は、先君深き思召よりの御美事にて、既に御他藩にても稱譽に及候程之御規式に候處、時勢之變無御據御廢に相成、深く御不本意に被思召候。依レ之今般御主意を被爲繼、當今の時勢に依り、改めて例年正月三日を以て、砲御打

初之式被レ爲レ立右に御乗初之御式も被レ爲レ籠候。右は全く先君出格之御美事被レ爲繼行一度厚き思召を以て、被レ仰出レ候間、一同得ニ其意一兵隊の分は九等に至る迄戎服着用、小砲亂持參六時揃にて學校に相詰、兵隊に不レ入者も是亦戎服着用、大書院御庭に相詰、九等兵隊に不レ入者は、惣て野支度にて、御分知御住居跡内庭に相詰可レ申候。尤委細手續柄の儀は、明二日開學の節學校に於て、御沙汰有レ之候事

午正月朔日

此に於て約二百牛もの間、長く續いた射初の式は鐵砲打初の式と替り、此所にも力の優れるは、其劣れるを押し斥けて、其位置に代るものなるを示して居る。矢場は鷹匠町に在つた。

五日

光照院、川中島分知の東福寺半右衛門、同清助、赤澤嘉次馬の三人、御禮喰積頂戴。次に獨禮の寺社山伏御禮。奏者番披露。

萬延二年には

稻荷山松木右衛門次、横町飯島七郎兵衛、木海野村小野利兵衛、金剛寺村倉島堅五兵衛、稻荷山村田中友之丞、上本人村下村貞吉郎、年頭祝儀言上、御喰積頂戴。御所村横關川左衛門、上田原村工藤國助、上鹽尻村佐藤次郎八、鎌原村手塚半右衛門、秋和村中島吉左衛門、海野町齋藤佐五兵衛、房山村金井文三郎、原町伊藤得兵衛、同町瀧澤民之助、海野町長谷川長兵衛、原町伊藤林之助、上鹽尻村佐藤次郎兵衛、房山村丸山忠右衛門、海野宿問屋藤田徳左衛門、田中宿問屋小田中新右衛門、右之人々年禮言上。奏者番披露。が載て居る。

七日

七種の祝儀言上。家老、中老、用人、大寄合七種の御祝儀申上げ、又獨禮の問屋、割番、庄屋、町人

八日光院佛參

八日

等、七種の御祝申上。此時奏者番披露  
光院に御佛參、若し代參の時は、年寄中相勧候。

九日御鏡披

九日

御鏡披

十一日手斧初式  
御具足祝

十一日

大書院御庭に於て御手斧初の式

家老以下年寄、大書院入側上之間に着座。諸役人次の間に列座。普請奉行の命令にて、手斧初の式あり。後普請奉行三寶を持ち出で、家老より用人まで切駁斗を引く。諸役人は筆頭の前に三寶を置き

順々に頂戴元拂迄済みし時、家老より普請奉行に、御

祝物下賜の申渡しあり。普請奉行より當式に勤めし職

人等に、御祝物下賜を申渡し、其後皆々引取る。

御具足祝儀 此日は家老、中老、用人、大寄合迄、皆帶

刀にて罷出。御具足祝儀言上。大書院次の間にて、祝

酒三献頂戴。此日御祝には大書院の床の間に藩主の具

足を飾り、旗馬印等は入側に飾る。諸士拜見の時は、  
譜代物頭一人納戸役一人其席に詰め切る。寛延四年正  
月十一日初て上田にて行ふ。師岡史料忠順公年譜

十二日

今日より諸願書請取

十五日上元の祝  
三社參詣

十五日

上元之祝儀 潤之間に於て、獨禮の人々まで居並び、月番家老當日の祝儀を述ぶ。

大宮、八幡、稻荷に藩主參詣。其際の御供御用人供連

若黨兩人一體は四人  
儉約中二人

鍵持一人 狹箱持一人 長柄一人

馬口之者兩人

馬沓籠持一人 合羽籠持一人

此日白山寺弟子明十六日大般若祈禱壇の飾に来る。

十六日

十六日大般若轉  
讀式

大般若轉讀祈禱式

祈禱式了り（三六六頁參照）明治二年十二月二日、來春より此式廢止を達す

御精進解の御熨斗、御用部屋に於て頂戴

以前は御吸物御酒被下。其後はするめ肴にて御酒出候處。御儉約ニ付、當時熨斗ばかり也。

二月一日

二月本年參觀の  
供申渡し

大稽古當月より相初候段、御目付に申達す

三月上巳之節句

上巳之節句。御徒士格以上出殿、上巳之御祝儀申上ぐ

五月五日端午之  
節句

五月五日

四月

端午之御祝儀、祭禮此日に當れば、端午之御禮無之

六月參觀發駕

六月朔日

朔日御參觀發駕の日。家老、中老、用人、大寄合迄無刀にて罷出、恐懼申上ぐ。  
御玄關より乘駕。此時大寄合迄の人々、御玄關敷台に罷出、御駕籠上り候節平伏。御供の御用人は恐  
懼申上げ、直に馬見所邊まで罷出居り、御供に加はる。  
發駕の日は、時に依て異なる事がある。

序に歸城の節の規定を書るす

海野宿着の時、上田に通知あり。堀村着又報告あり。此報告にて、家老以下御迎として、玄關敷台  
北之方へ罷出御着を待つ。御着あれば、家老、用人御先に立ち、御小書院に入る。月番家老御熨斗  
を進め、然る後御着座の恐懼申上げ、其より中老以下大寄合等、一列にて恐懼申上ぐ。此場合無  
刀。

七月七日  
七夕祝

七月七日  
七夕  
御徒士並迄出殿、御祝儀申上ぐ

十五日光熙院  
代拜參向

十五日  
光熙院惣御靈前ニ、盆中ニ付代拜者參向。

此日御小書院に藩公出御あり。披露役の用人、無刀にて一紙目録持出、御敷居の内にて、江戸、上田  
御家老乍レ憚生見玉之爲ニ御祝儀、御着指上候。と披露、其後一同列席に於て御祝儀申上ぐ

八月一月八朔の祝  
八月八朔日  
八月八朔の御祝儀申上ぐ

九月九日  
重陽御祝儀

十九日大宮代參

大宮に御代參出向

十月三日 玄猪祝

玄猪御祝儀 暮合出殿。御用部屋に於て、大寄合以上御祝儀申上ぐ。

廿八日

大稽古當月切相止の事を達す

十一月獻上雉子

員數問合 猪子員數の義申越候様江戸勤方に申送る

初雪降候得者、御用部屋に於て、大寄合以上。藩公御機嫌奉伺

寒入二日目 同上

寒中追鳥を爲し、雉子を江戸に送る

十二月朔日

朝日御禮

十三日

十二月十三日御  
煤納

御煤納 此日煤納掛り役人は、早朝より罷出、明六時御年男年男は七日に申付けらる。よりの案内にて月番家老罷出、御年男煤竹入仕廻式を了り、先時御用部屋に於て、大寄合以上、御煤納の御祝儀申上ぐ

廿八日

表向溜之間に於て歲末之御祝儀申上ぐ

晦日歲末之祝

暮時、家老、中老、用人、大寄合一列に無刀にて罷出、御具足、御飾の席に罷出づ。御飾相済み、御家老より歲末之御祝儀申上候得ば、御飾下下さる段、御意有之。順次頂戴御年男に至る

幕時、御用部屋に於て、大寄合以上節分の御祝儀申上ぐ

御儉約申は御福豆下されず

御豆囃子相勤候ニ付、御年男へ御目錄被レ下。

萬延二年十二月十五日が節分に當つた時には「御家老御年男御居間より始め、夫々の箇處大豆囃子之儀を濟ました後、大寄合以上御用部屋に出で、節分の御祝儀申上げ、以下詰並以上の者、皆御祝儀申上ぐ、後大豆囃子を滯なく相勤候ニ付、御年男は小杉一メの祝物を賜はる」とある。

(師岡史料上田年中行事)

仙石氏時  
正月行事代

仙石氏延寶六年の正月行事には

元日

重臣等を居間に召し、雜煮吸物の相伴せしめ盃を與ふ。荒木頼母には高盛の膳を與ふ。

正光院、好陽院より、樽代目錄を以て新正を賀す。家老荒木頼母披露

老臣等太刀折紙を以て新正を賀す。岩田三郎右衛門披露右畢て

物頭使番以下諸士の禮を受く 荒木頼母披露

江戸在府諸士の禮錢目錄を上ぐ 同

小姓、醫師、茶道、等御禮申上ぐ

試射 師範後の者に上下を與ふ

試駁 馬場に於て老臣等に競斗を與へ、且元日の饌を與ふ

二日

諸士の子弟等扇子を以て賀す。岩田三郎右衛門披露

三日

郡中の問屋、庄屋、等鳥目を以て賀す。堀八左衛門披露

四日

出家、禰宜、山伏、等書院に於て年始を賀す。

六日

鎧披の祝

(年の始に甲冑軍器を飾り、餅を供へて武運長久を祝福する、其餅を破り食する祝)

とあつて松平氏の時は少しの相違がある。

正月十六日大般若經轉讀祈禱式

(仙石家譜)

大般若經轉讀祈禱式  
白山寺總長  
天台宗十二ヶ寺  
松本忠周寶永三年上田入部後、眞田村白山神社を東北鬼門除の社とし、其別當白山寺を總長とし、毎年正月十六日に藩館内の書院二ノ間に於て、大般若經を轉讀せしめて、武運長久領内安全の祈禱を爲さしめた。此時に白山寺の外、洗馬の實相院、別所常樂寺、國分寺村國分寺、等十一ヶ寺が此祈禱式に列した。

正月十六日大般若經轉讀祈禱式執行の旨を、十日に白山寺に通告する、白山寺は他の諸寺に之を通知する、先づ十五日に弟子を遣して明日祈禱の檀禮を爲さしむ。此日白山寺より格子長持箱入四棹を館迄運ぶ。轉讀祈禱式に列する寺僧は、町宿が定つて居て前夜其處に宿泊して居る。十六日朝六ツ時大般若掛の諸役人出勤揃となれば、此旨御藏奉行へ申達する。さすれば藏奉行から、白山寺の町宿迄案内人を指遣はす。僧衆十三人參館すれば、大般若掛の諸役人は、玄關まで出迎へる。

大般若經は大廣間上之間で、御藏奉行が差出せば御目付が之を改める。其後僧衆は大廣間上之間へ通る。此轉讀中の萬事の指圖は御鎮守掛の役人が爲る。僧衆定の席に着すれば、家老が大般若御祈禱を仰付ける趣を申渡す。此時御譜代、御物頭、御奏者番、町奉行、郡奉行、普請奉行、元方、御代官、御目

轉讀は大書院上  
之間にて行ふ

付の諸役人出座する。

粥出る 二百卷轉讀相濟 御齋出る 四百卷相濟染餅出る 六百卷  
相濟 此處で目付より六百卷済み、觀音經迄済み、御布施下さる故、  
諸役人大書院へ出づるやうと申來る。此時は下圖の如く大書院二ノ  
間に於て布施が出る。

此時家老より例年の通り、大般若御祈禱相濟候ニ付、僧中へ御布施を下置かると申渡し、白山寺御受の言上あり、後

御非時出る 莓子薄茶出る 畏て僧中退座、掛の役人は玄關迄見送る。此時の人費  
八兩壹步 僧中に被レ下  
七百六十七文

三兩二步六百八十九文 在僧中町宿賄代

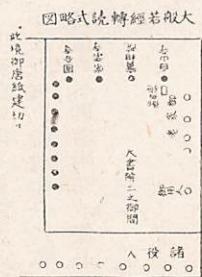
一貫文 御經箱持人足貨錢

八十文 御藏方より使遣候辨當代

此祈禱式が済んだ後、在町御詰並

此祈禱式が済んだ後、在町御詰並の者へ、大般若經御札を藏奉行から頒り、在分は其處の代官へ、城下の者は呼寄せて之を渡した。

此祈禱式は松平領主時代の始より行はれて來たが、明治維新の時、白山寺の住職義賢が神官に轉じた。依て藩主松平忠禮は元年十二月、洗馬組の實相院住職寛嵩に此式の總長を命じ、同時に昔時白山寺に寄附して置いた、大般若經以下諸品を引戻して、此を實相院に寄附する事に成つた。そして翌二年正月七日兩目付に「是迄大般若御祈禱眞田村於ニ白山寺被ニ仰付ニ候處復飾候ニ付、以來曲尾村實相院に被仰付ニ候間、其旨相心得候様」と申達した。然るに此年十二月二日、來春より大般若轉讀祈禱式廢止の



旨を達するに至つた。故に實相院が總長と成て祈禱式を執行したのは、明治二年正月十六日一回のみで永く續いた大般若祈禱は、此時に終つたのである。

大般若の由緒

大般若御由緒

長野縣管下小縣郡傍陽村三百八十八番地字表

天台宗比叡山延暦寺末山門派

金繩山 實相院

一明治改元辰年十二月十四日 命令

松平伊賀守殿 於御殿内ニ御祈禱向由緒

信濃國小縣郡眞田村

白山權現は古往養老

元年

之鎮座にして山家之神社と唱ひ、本地十一面觀世音也、社頭主務別當職は同村天

台宗白山寺と號す、故東叡山御門主御配下に屬す。然るに舊御領主松本伊賀守忠周殿、但馬國出石よ

り本國上田御入城之砌、右白山權現御信仰にして、御在城之丑寅鬼門除之社頭となし玉ひ、別當職白

山寺住職代々を以て總長となし、衆僧十二名を殿内に召され、毎年正月大齋日を以て、大般若經轉讀

御祈禱式被爲候、右御祈禱之式實永年間初より、方今に至百七十余年、連綿候處御一新之際、右別

當職白山寺住義賢神官に致換轉時に、明治改元十二月御領主松平伊賀守從五位忠禮殿命令に依て、

同國同郡洗馬曲尾村實相院住職寛高右御祈禱式總長ト拜命、此際ニ至古白山寺へ御寄附相成候品々、

御引戻シニ相成實相院ニ御寄附之諸品、表目左に記

實相院へ寄附の品々

一、十六善神畫像

一 幅  
一 幅  
一 幅

一、不動尊之畫像

一 幅

一衆鬼神之畫像

同

一大般若經一部

但格子長持箱入四棹

一法則行用次第

一部

一眞鑑皿供物器

十二枚

一大札箱但シ榆

丈三尺横一尺厚六寸

一中御牘函總桐

丈二尺三寸橫尺一寸深三寸

總計九種

前顯御寄附表目之通、實相院寶物品檀徒總代人立會取調候所、相違無御座候右連署を以此段上申仕候也

明治十六年二月

檀徒總代 三井繁作外六名印

右實相院住職

權訓導 小林寛高印

(師岡史料)

此上申書は大般若經轉讀式の由來を述べ、又松平領主の代年々轉讀した由緒ある大般若經は、白山寺廢絶後實相院に移され、此寺に所藏されて居る事を明かにするものである。

#### 第四節 藩公逝去當時の上田

藩公逝去

(一)仙石忠政逝去の時

寛文七年兵部大輔逝去の報二月十九日上田に達した。此時領分内町在役人、弔問の爲めに江戸に惣代を送ることを談じ、其惣代として海野町八右衛門、田中村の左太夫、今井村の又左衛門、築地村の彌蔵